

目 次

○第1号（3月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のため出席した者	4
事務局職員出席者	4
開会・開議	5
町長挨拶	5
諸般の報告	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	6
日程第 2 会期の決定	6
日程第 3 議案第 1 号 吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	7
日程第 4 議案第 2 号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	8
日程第 5 議案第 3 号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例及び吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	9
日程第 6 議案第 4 号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	11
日程第 7 議案第 3,4 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う關係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例	13
日程第 8 議案第 5 号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例	14
日程第 9 議案第 6 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	16
日程第 10 議案第 7 号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び同委員会規約の変更に関する協議について	17
日程第 11 議案第 8 号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例	18
日程第 12 議案第 9 号 吉岡町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	

例.....	1 9
日程第13 議案第10号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....	2 5
日程第14 議案第11号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....	2 6
日程第15 議案第12号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....	3 0
日程第16 議案第13号 吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例.....	3 1
日程第17 議案第14号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例.....	3 3
日程第18 議案第15号 道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例.....	3 4
日程第19 議案第16号 吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例.....	3 6
日程第20 議案第17号 町道路線の認定について.....	3 7
日程第21 議案第18号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例.....	3 8
日程第22 議案第19号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第8号）.....	4 0
日程第23 議案第20号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）.....	4 3
日程第24 議案第21号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）.....	4 4
日程第25 議案第22号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）.....	4 6
日程第26 議案第23号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）.....	4 7
日程第27 議案第24号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）.....	4 8
日程第28 議案第25号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）.....	4 9
日程第29 議案第26号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）.....	5 1
日程第30 同意第 1号 吉岡町監査委員の選任について.....	5 2
日程第31 同意第 2号 吉岡町農業委員会委員の任命について.....	5 3
日程第32 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について.....	5 6

日程第3 3 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について	5 8
日程第3 4 町長施政方針	5 9
散 会	6 4

○第2号（3月2日）

議事日程 第2号	6 5
本日の会議に付した事件	6 5
出席議員	6 6
欠席議員	6 6
説明のため出席した者	6 6
事務局職員出席者	6 6
開 議	6 7
日程第 1 町長施政方針に対する質問	6 7
日程第 2 議案第27号 令和5年度吉岡町一般会計予算	9 2
日程第 3 議案第28号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計予算	1 0 3
日程第 4 議案第29号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算	1 0 5
日程第 5 議案第30号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計予算	1 0 6
日程第 6 議案第31号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算	1 1 0
日程第 7 議案第32号 令和5年度吉岡町水道事業会計予算	1 1 1
日程第 8 議案第33号 令和5年度吉岡町下水道事業会計予算	1 1 3
散 会	1 1 7

○第3号（3月3日）

議事日程 第3号	1 1 9
本日の会議に付した事件	1 1 9
出席議員	1 2 0
欠席議員	1 2 0
説明のため出席した者	1 2 0
事務局職員出席者	1 2 0
開 議	1 2 1
日程第 1 一般質問	1 2 1
◇富岡大志君	1 2 1
◇廣嶋 隆君	1 4 1

◇山畠祐男君	158
散会	177

○第4号（3月6日）

議事日程 第4号	179
本日の会議に付した事件	179
出席議員	180
欠席議員	180
説明のため出席した者	180
事務局職員出席者	180
開議	181
日程第 1 一般質問	181
◇飯島 衛君	181
◇坂田一広君	194
◇小池春雄君	211
散会	228

○第5号（3月16日）

議事日程 第5号	229
本日の会議に付した事件	231
出席議員	232
欠席議員	232
説明のため出席した者	232
事務局職員出席者	232
開議	233
日程第 1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員会委員長報告）	233
日程第 2 議案第 1 号 吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	239
日程第 3 議案第 2 号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	239
日程第 4 議案第 3 号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例及び吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す	

る条例	239
日程第 5 議案第 4 号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例	240
日程第 6 議案第 34 号 地方公務員法の一部を改正する法律に伴う関 係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例	240
日程第 7 議案第 5 号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例	241
日程第 8 議案第 6 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議 について	241
日程第 9 議案第 7 号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共團 体の数の増加及び同委員会規約の変更に関する協議 について	242
日程第 10 議案第 8 号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例	242
日程第 11 議案第 9 号 吉岡町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条 例	243
日程第 12 議案第 10 号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例	243
日程第 13 議案第 11 号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例	243
日程第 14 議案第 12 号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例	244
日程第 15 議案第 13 号 吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止 する条例	244
日程第 16 議案第 14 号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例	245
日程第 17 議案第 15 号 道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例	245
日程第 18 議案第 16 号 吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業 との調和に関する条例の一部を改正する条例	246
日程第 19 議案第 17 号 町道路線の認定について	246
日程第 20 議案第 18 号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例	247
日程第 21 議案第 19 号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第8号）	247
日程第 22 議案第 20 号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算 (第3号)	247

日程第2 3 議案第2 1号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	2 4 8
日程第2 4 議案第2 2号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）	2 4 8
日程第2 5 議案第2 3号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	2 4 9
日程第2 6 議案第2 4号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	2 4 9
日程第2 7 議案第2 5号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）	2 5 0
日程第2 8 議案第2 6号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）	2 5 0
日程第2 9 委員会議案審査報告（予算決算特別委員長報告）	2 5 1
日程第3 0 議案第2 7号 令和5年度吉岡町一般会計補正予算	2 5 2
日程第3 1 議案第2 8号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計予算	2 5 3
日程第3 2 議案第2 9号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算	2 5 3
日程第3 3 議案第3 0号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計予算	2 5 4
日程第3 4 議案第3 1号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算	2 5 4
日程第3 5 議案第3 2号 令和5年度吉岡町水道事業会計予算	2 5 4
日程第3 6 議案第3 3号 令和5年度吉岡町下水道事業会計予算	2 5 5
日程第3 7 委員会調査報告（地域開発対策・人口問題対策・各特別委員長報告）	2 5 5
日程第3 8 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	2 5 7
日程第3 9 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	2 5 7
日程第4 0 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	2 5 7
日程第4 1 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	2 5 7
日程第4 2 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について	2 5 7
町長挨拶	2 5 8
閉 会	2 5 9

令和5年第1回吉岡町議会定例会会議録第1号

令和5年3月1日（水曜日）

議事日程 第1号

令和5年3月1日（水曜日）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1号 吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を
改正する条例

（提案・質疑・付託）

日程第 4 議案第 2号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（提案・質疑・付託）

日程第 5 議案第 3号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例及び吉岡町職員の勤務時間、休暇
等に関する条例の一部を改正する条例

（提案・質疑・付託）

日程第 6 議案第 4号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

（提案・質疑・付託）

日程第 7 議案第 34号 地方公務員法の一部を改正する法律に施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の一部を改正する条例

（提案・質疑・付託）

日程第 8 議案第 5号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例

（提案・質疑・付託）

日程第 9 議案第 6号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

（提案・質疑・付託）

日程第 10 議案第 7号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び同
委員会規約の変更に関する協議について

（提案・質疑・付託）

日程第 11 議案第 8号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例

（提案・質疑・付託）

日程第 12 議案第 9号 吉岡町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

（提案・質疑・付託）

日程第13 議案第10号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(提案・質疑・付託)

日程第14 議案第11号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(提案・質疑・付託)

日程第15 議案第12号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(提案・質疑・付託)

日程第16 議案第13号 吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例

(提案・質疑・付託)

日程第17 議案第14号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

(提案・質疑・付託)

日程第18 議案第15号 道の駅よしか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(提案・質疑・付託)

日程第19 議案第16号 吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例

(提案・質疑・付託)

日程第20 議案第17号 町道路線の認定について

(提案・質疑・付託)

日程第21 議案第18号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

(提案・質疑・付託)

日程第22 議案第19号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第8号）

(提案・質疑・付託)

日程第23 議案第20号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）

(提案・質疑・付託)

日程第24 議案第21号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

(提案・質疑・付託)

日程第25 議案第22号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

(提案・質疑・付託)

日程第26 議案第23号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

(提案・質疑・付託)

日程第27 議案第24号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

(提案・質疑・付託)

日程第28 議案第25号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）

(提案・質疑・付託)

日程第29 議案第26号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）

(提案・質疑・付託)

日程第30 同意第1号 吉岡町監査委員の選任について

(提案・質疑・討論・表決)

日程第31 同意第2号 吉岡町農業委員会委員の任命について

(提案・質疑・討論・表決)

日程第32 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

(提案・質疑・討論・表決)

日程第33 諒問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

(提案・質疑・討論・表決)

日程第34 町長施政方針

(演述)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	小林 静弥 君	2番	富岡 栄一 君
3番	飯塚 憲治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大志 君	8番	村越 哲夫 君
9番	坂田 一広 君	10番	飯島 衛 君
11番	平形 薫 君	12番	山畠 祐男 君
13番	小池 春雄 君	14番	岩崎 信幸 君

欠席議員（1人）

6番 金谷 康弘 君

説明のため出席した者

町長	柴崎 徳一郎 君	副町長	野村 幸孝 君
教育長	山口 和良 君	総務課長	高田 栄二 君
企画財政課長	米沢 弘幸 君	住民課長	小林 康弘 君
健康子育て課長	中島 繁 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一憲 君	建設課長	笛沢 邦男 君
税務会計課長	中澤 礼子 君	上下水道課長	大澤 正弘 君
教育委員会事務局長	高橋 淳巳 君		

事務局職員出席者

事務局長 福島 良一 主任 任岸 美穂

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（岩崎信幸君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、令和5年第1回吉岡町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

町長挨拶

議長（岩崎信幸君） 町長より発言の申入れがありましたので、これを許可します。

柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。令和5年第1回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

先ほどは、全国町村議会議長会表彰の町村議会議員特別表彰を受賞されました岩崎信幸議員におかれましては、誠におめでとうございます。岩崎議員におかれましては、長年議員として地方自治発展のためにご尽力いただいた功績であると思っております。これからも引き続きご協力のほどをよろしくお願ひいたします。

河津桜の開花が報道されました。この冬は、水道管の凍結事故が相次いで報じられるような寒さの厳しい日がある一方で、一転して春のような日があるなど、寒暖の差が大きい冬でありました。結果としては、例年より少し早く春が訪れているような気がいたします。

さて、本日、令和5年第1回定例議会が議員各位の出席の下開会できること、感謝と御礼を申し上げます。

令和5年度は、コロナ禍から抜け出し、町の政策運営に当たっても新たなステージをつくり出す年度にさせていただきたいと思っております。

本定例会では、令和5年度の一般会計並びに特別会計当初予算をはじめとする議案38件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上、いずれも原案どおり可決、承認くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中ではございますが、どうかよろしくお願ひ申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日は大変お世話になります。

諸般の報告

議長（岩崎信幸君） 次に、諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりです。それをもって諸般の報告といたします。

それでは、お手元に配付してあります議事日程（第1号）により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩崎信幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において、8番村越哲夫議員、9番坂田一広議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（岩崎信幸君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定については、議会運営委員会に付託してありますので、山畠祐男委員長より委員長報告を求めます。山畠委員長。

[議会運営委員長 山畠祐男君登壇]

議会運営委員長（山畠祐男君） 12番山畠です。議会運営委員会からの報告を行います。

2月21日火曜日、午前9時半から全員協議会室において、委員全員と議長、執行側からは町長、副町長、教育長、関係課長、局長の出席の下、議会運営委員会を開催し、令和5年第1回定例会の会期及び会期日程について協議をいたしました。

本定例会の会期は、本日3月1日水曜日から3月16日木曜日までの16日間と決まりました。

町長の施政方針に対する質問は3月2日木曜日、一般質問は3月3日金曜日と3月6日月曜日の2日間と決まりました。

なお、会期日程の詳細につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

なお、コロナ感染防止のため、議会中のマスクの着用をお願いいたします。

以上、報告といたします。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、会期を3月1日から3月16日までの16日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

山畠委員長、自席にお戻りください。

よって、会期は3月1日から3月16日までの16日間と決定しました。

なお、日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第3 議案第1号 吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 の一部を改正する条例

議 長（岩崎信幸君） 日程第3、議案第1号 吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第1号 吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、育児休業代替任期付職員との権衡を踏まえ、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条及び第5条の規定により任期を定めて採用された職員の給与について、昇給や過去の経験を踏まえて号給を決定できることとするため、所要の改正を行うものであります。

その他詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

一時的な業務量の増により、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律、以下任期付職員法と言います。第4条及び第5条の規定により採用された任期付職員は、条例の規定により給料決定の際に業務経験が考慮されないほか、昇給もしないこととされている一方で、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員は、法令に特段の規定がないことから、常勤職員と同様に給料決定の際に業務経験が考慮されるほか、昇給もすることとされております。

これにつきましては、平成16年の総務省自治行政局公務員部長通知によりまして、任期付職員法第4条及び第5条の規定による任期付職員は、期間の限られた雇用で特定の業務に従事することが想定されるため、能力の伸長や経験の蓄積等を考慮する必要性が低いため、單一号給を定めることが適当であるとされていることから、町の条例においても、制度創設時には昇給を行わないこととしたものではありますが、新型コロナウイルスの対応のように、想定より業務量の増加が長引きまして、1年の任期で採用された任期付職員の任期を更新する必要がある場合も生じているほか、平成26年の総務省自治行政局公務員部長通知においても、人材の確保のため特に必要がある場合は、昇給や過去の経験を踏まえた号給の決定を行うことも否定されないものであるとされていることから、育児休業代替任期付職員との権衡を踏まえ、昇給や過去の経験を踏まえて号給を決定することがで

きることとするために、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

1ページ上段、第7条1項の改正は、別表第2の削除に伴う技術上の改正です。

次に、1ページ中段の第8条の削除は、單一号給とする任期付職員給料表を廃止するもので、当該規定を削除することにより、給与条例の給料表を適用するものでございます。

次に、1ページ下段の旧第9条の改正は、任期付職員給料表を廃止することに伴い、任期付短時間勤務職員についても任期付職員給料表ではなく、給与条例の給料表を適用するとともに、技術的改正を行うものでございます。

2ページ目をご覧ください。

2ページ上段の旧第10条の繰上げは、第8条の削除に伴う技術的改正でございます。

2ページ中段の旧第11条の改正は、号給決定に際して過去の経験を考慮する規定や昇給に係る規定で、給与条例第3条から第5条の2の適用除外を削除することで、昇給や過去の経験を踏まえて号給を決定することができるようとするほか、技術的な改正を行うものであります。

2ページ中段の旧第12条の繰上げは、第8条の削除に伴う技術的改正です。

2ページ中段旧別表第1の改正は、別表第2の削除に伴う技術的改正となっております。

2ページ下段から3ページ上段の別表2の削除は、單一号給とする任期付職員給料表を廃止するもので、当該規定を削除することにより給与条例の給料表を適用するものでございます。

議案書の1ページの附則をご覧ください。

本条例の施行日は令和5年4月1日とするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第1号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第4 議案第2号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第4、議案第2号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第2号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、55歳超職員の昇給抑制措置を講じるため、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

[総務課長 高田栄二君発言]

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本条例は、令和5年度からの定年の段階的な引上げに当たり、国家公務員に準じて55歳超職員、55歳を超える職員の昇給抑制措置を講じるため、所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

中段の第5条第4項の改正は、第5項の改正に伴う技術的改正でございます。

第5条第5項の改正は、55歳を超える職員の昇給は、当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、標準の成績では昇給しないこととするものであります。

議案書にお戻りください。

附則をご覧ください。附則第1条は、本条例の施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

附則第2条は、暫定再任用職員については昇給に係る規定を適用除外とする経過措置を規定するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第2号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第5 議案第3号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例及び吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議 長（岩崎信幸君） 日程第5、議案第3号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例及び吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第3号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例及び吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、フレックスタイム制及び休憩時間制度を柔軟化するため、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

[総務課長 高田栄二君発言]

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

現行のフレックスタイム制及び休暇制度は、職員が庁舎で共に勤務することを前提とした制度であり、職員の勤務時間の選択の幅が比較的狭くなっている一方、コロナ禍を受けてテレワークが広がってきていていることに伴い、チャットツール等により場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方が可能となる環境が整備されていることから、国家公務員においては令和5年4月1日からフレックスタイム制及び休暇制度の柔軟化が図られることとなっております。

本条例は、町においても国家公務員に準じてフレックスタイム制及び休暇制度の柔軟化をするため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、吉岡町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第1条による改正）をご覧ください。

第11条の改正は、育児短時間勤務職員のフレキシブルタイム（勤務時間を割り振ることができる時間）を午前5時から午後10時までとともに、1日の最短勤務時間数を規則で定める時間（週1回は規則で定める時間未満）とすることができるものでございます。

続いて、次のページになりますが、吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表（第2条による改正）をご覧ください。

第6条第3項の改正は、休憩時間の一斉付与の例外を規定するもので、在宅勤務の職員等がライフスタイルに合わせて休憩時間を置くことができるよう、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、または能率を甚だしく阻害するときや、職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるときには、休憩時間を一斉に与えないこと、そのほか、休憩時間の基準について別段の定めをすることができるものとするものでございます。

議案書1ページの下段から2ページの上段の附則をご覧ください。

本条例の施行日は令和5年4月1日とするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第3号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第6 議案第4号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第6、議案第4号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 議案第4号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方自治法第174条の規定に基づき、専門の学識経験を有する者を専門委員として新たに置くため、所要の改正を行うものであります。

具体的には、町の抱える様々な課題の解決や町の将来を展望し、より主体的で積極的な町政運営を推進するため、外部の専門的な視点から調査、助言及び議論の前提となる材料を提供していただくことを目的として専門委員を設置するものであります。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

[総務課長 高田栄二君発言]

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

専門委員は、地方自治法第174条の規定に基づいて町長が選任し、町長の補助機関として特定の事項の調査に当たっていただくものでございます。

従来から町長の諮問機関として設置されている委員会等とは異なりまして、合議制ではなく、単独で業務に当たっていただくことを基本とします。

そして、その身分が非常勤の特別職であることから、地方自治法第203条の2の規定により、日額8,800円の報酬を規定するために本条例を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

こちら、新たに専門委員の追加をするものでございます。

議案書の1ページの附則をご覧ください。

本条例の施行日を令和5年4月1日とするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

[13番 小池春雄君発言]

13番（小池春雄君）今まで報酬はなかったもので、新設のようありますけれども、その専門委員として今後町が想定される人というのはどんな人で、この制度ができるとその専門委員として、これ見ますと、非常勤の特別職の職員という規定になりますよね。そうなると、やっぱり特別職の職員ですから、そのたびに任命するんでしょうけれども、今後想定される人というのはどのぐらいの団体というのか、時には団体になれば複数人数でしょうし、少なければ単数、1人ということもあるでしょうけれども、町が想定しているもの、あと想定されるもの、この年度でもこんなものを想定していますよというのもあるんでしょうか。

議 長（岩崎信幸君）高田総務課長。

[総務課長 高田栄二君発言]

総務課長（高田栄二君）想定している事柄というか、政策立案段階の具体的な内容としては、まちづくりの関係がメインになっています。

まちづくりといつても幅が広くて、例えば専門的な都市計画に基づくものであるとか、あるいは企業誘致であるとか、そういうところの専門的な知見を活用する場合において、いきなり業務委託とかを図ってしまうと、焦点絞り込めなくて非常に多額になってしまふ可能性もあります。

ですから、課題を整理するために業務委託とか、そういうのではなくて、基本的には資格を持つ有識者というんですかね、大学教授でありますとか、専門機関の勤務経験者でありますとか、一定の評価を得ている方を選任していくことを想定しております。

議 長（岩崎信幸君）小池議員。

[13番 小池春雄君発言]

13番（小池春雄君）まちづくりとかという、今年度町が何か想定しているものというのはありますか。想定しているのは、団体という言い方は変ですけれども、複数人、1つの関係で1人ということでもないでしょうから、1つの案件があれば、恐らく結論出すには似たような学識のある人を何人かを置いて、その中の意見を聞いて取りまとめるとか何か

すると思うんですけども、令和5年度の中で町が今想定しているものというのはあるんですか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 令和5年度においての想定としては、やはり今企業誘致のことが取り沙汰されておりまして、法的な課題がいろいろあるというところで、どのような手法を取つていったらとか、いろいろな手法が法律的にも規定されていて、それを選んでいくに当たっての事前段階で意見を整理するために、例えば技術士とかという、そういう資格を持っていたり、あるいは建築士でありますとか、そういう、あとはディベロッパーの勤務経験者とか、いろいろな方の意見が求められるんですけれども、それを総合的にやつていく前の課題整理ですね。総合的にやっていくのは、例えば委員会設置するのであれば、また別の機会で委員会の設置条例を上程することになるんですけれども、その前の段階に、やはり課題を整理しておかないと予算要求するに当たっても具体的な骨子が見えてこない部分がありますので、そういった部分のアドバイスを得ながらまた説明を加えながらやっていくということで、来年度に限定しますと、企業誘致なりの政策をスタートさせる前の段階の整理ということで考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 最後に聞きますけれども、時の為政者による濫用とかというもの、その歯止めとかというものを考えられたんですか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） その調査研究に当たって課題整理に客観的な視点を入れるというところで、中立的な立場の人に、そういう方に入っていただくというところが主要な点なので、その為政者の濫用という部分については、やはり、そういう疑惑を招かないよう気をつけながら業務を進めていくことの必要性は認識していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第4号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第7 議案第34号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

議 長（岩崎信幸君） 日程第7、議案第34号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第34号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

形式的な見直しに伴い、文言の整理を行うため、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

[総務課長 高田栄二君発言]

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本条例は、令和4年第4回定例会で可決していただきました地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例についてですが、形式的な見直しを行うに当たって、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

こちら第1条のところにありますとおり、「第4条第1項中」を「第4条第1項各号列記以外の部分中」に改める改正は、当該改正規定により改正を行った場合、吉岡町職員の定年等に関する条例第4条第1項の各号、第1号とか第2号とか書いてある、そこに書いてある「当該職務」についても「当該定年退職日において従事している職務」に改正され、文言が重なってしまうということが分かりましたので、規定の趣旨には影響ございませんが、形式的な文言整理を行うために、同項各号列記中の「当該職務」については改正を行わないよう改正をするものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、この条例の施行日は公布日とするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第34号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第8 議案第5号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例

議 長（岩崎信幸君） 日程第8、議案第5号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例を議題と

いたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第5号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、吉岡町消防団の組織の見直し等に伴う所要の改正、主にラッパ隊の廃止について改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

[総務課長 高田栄二君発言]

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

昨今環境の変化による災害の激甚化など、町民の消防団への期待は高まっているものと考えております。その一方で、吉岡町消防団の団員数は減少の一途をたどっております。今後町民の生命財産を守るために、団員の確保が急務となっており、併せて、現在の団員が活動しやすい消防団の形が望まれているところであります。

そのような状況下で、吉岡町消防団では、消防団員の待遇、活動内容の検証のための各団員へのアンケートや、その結果に基づく話し合い等を通じて、活動内容の変更について団としての方針が決定され、町に対して申入れがありました。

具体的には、儀礼的な行事、式典等の簡素化等が中心でしたが、ラッパ隊に関しては、災害時において現在の無線機器等の配備、運用により、ラッパによる指揮命令の伝達の意義が失われたことから、ラッパ隊の廃止が申し入れられました。

現在町には5つの分団がありまして、各分団3名ずつがラッパ隊に所属することになっております。団員数の減少により、分団活動に当たっていただく団員の確保も難しい状況等を鑑み、町ではラッパ隊の廃止を決定し、本条例の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第1条は、字句の整理を行うものでございます。

第4条は、ラッパ隊の廃止に伴い、任用の規定から「ラッパ長」及び「副ラッパ長」を削除するものであります。

第7条及び第9条は、字句の整理を行うものでございます。

別表は、ラッパ長及び副ラッパ長、ラッパ手の報酬を規定する欄を削除するものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、附則でございますが、本条例の施行日を令和5年4月

1日とするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第5号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第9 議案第6号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長（岩崎信幸君） 日程第9、議案第6号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 議案第6号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、群馬県市町村総合事務組合の組織団体の名称変更並びに組織団体の増加及び当該組織団体が補償事務の共同処理を開始することに伴い、群馬県市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定により議決をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

[総務課長 高田栄二君発言]

総務課長（高田栄二君） それでは、補足説明をさせていただきます。

本議案は、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の規約を変更するときには、関係地方公共団体間の協議によりこれを定め、同法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決が必要であることから、組織団体の名称変更及び組織団体の増加及び当該組織団体が補償事務の共同処理を開始することに伴う所要の規約の改正に関する協議について、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

別表第1の改正は、組織団体のうち「桐生地域医療組合」の名称を「桐生地域医療企業団」に変更するとともに、新たに組織団体となる「吾妻環境施設組合」を追加するものでございます。

2ページをご覧ください。

別表第2中、表5の項の改正は、「桐生地域医療組合」の名称を「桐生地域医療企業団」に変更するものでございます。

3ページをご覧ください。

同表中、表5の項の改正は、地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員のうち法律による公務上の災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償事務を共同処理する団体に、新たに「吾妻環境施設組合」を追加するものでございます。

続きまして、議案書の2ページをご覧ください。

下段の附則第1項の施行期日は、地方自治法第286条第1項の規定により、県知事の許可を受けた後、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第6号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第10 議案第7号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び同委員会規約の変更に関する協議について

議長（岩崎信幸君） 日程第10、議案第7号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び同委員会規約の変更に関する協議についてを議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第7号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び同委員会規約の変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。
本議案は、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体を追加すること及びこれに伴う同委員会共同設置規約を変更することについて、関係地方公共団体で協議を行うに当たり、地方自治法の規定により議決をお願いするものであります。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本議案は、吉岡町を含む県内地方公共団体が共同設置しております群馬県市町村公平委員会について、地方自治法第252条の7第2項の規定により、共同設置する地方公共団体の数を増減し、又は共同設置に関する規約を変更するときは、関係地方公共団体間の協議により行うこととされ、その協議を行うに当たり、同法第252条の7第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定によりまして、関係地方公共団体の議会の議決が必要であることから、提案させていただくものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

別表中、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体を掲げてますが、こちらに新しく「桐生地域医療企業団」及び「富岡地域医療企業団」の2団体を追加するほか、「邑楽館林医療企業団」の順番を入れ替えるものでございます。

議案書の2ページをご覧ください。

下段、附則の第1項の施行期日ですが、「桐生地域医療企業団」及び「富岡地域医療企業団」の加入は、令和5年4月1日からとなっていることから、同日付で施行するものとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第7号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第11 議案第8号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第11、議案第8号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 議案第8号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、出産育児一時金の支給額の引上げに伴い、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては住民課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

[住民課長 小林康弘君発言]

住民課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本条例改正は、健康保険法施行令等の改正に伴いまして、出産育児一時金の額を引き上げるための改正となります。

新旧対照表1ページをご覧ください。

右側が旧で改正前、左側が新で改正後となります。

第6条の改正ですが、出産育児一時金を「40万8,000円」から「48万8,000円」に改正するものとなります。

なお、出産時における被保険者への一時支給金は、出産育児一時金と産科医療補償制度掛金加算分を合わせて支給されますので、これにより産科医療補償制度の加算対象となる出産時の一時金の支給総額は、合計で50万円となります。

議案書に戻っていただきまして、附則として、第1項は施行期日となり、この条例を令和5年4月1日から施行させるものであります。

第2項につきましては、経過措置となり、この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る吉岡町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるとするものとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第8号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第12 議案第9号 吉岡町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

議 長（岩崎信幸君） 日程第12、議案第9号 吉岡町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第9号 吉岡町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行されること等に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては健康子育て課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本条例改正は、法律改正による条ずれに伴う改正と字句の整理になります。

それでは、新旧対照表にて説明させていただきます。新旧対照表の1ページをご覧ください。

右側の列が旧で現行、左側の列が新で改正案になります。

第1条及び第2条の下線部分につきまして、法律改正により条ずれが生じたため、「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める改正となります。

その他の下線部分の第3条から2ページ、第6条までは、字句の整理を行う改正になります。

議案書にお戻りいただき、附則として、この条例はこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律の施行の日から施行する。ただし、第1条の改正規定中（「置く」を「設置する」に改める部分に限る）及び第3条から第6条までの改正規定は、公布の日から施行するものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 先ほどからちょっと気になったんですけども、この第9号議案で見ますと、第4条のところに、括弧して「前任者の」を「、前任者」に改めるというんですね。前任者の、普通ここで点が括弧の中に点が来て、要するに括弧の中に「前任者の」、点がくっつくわけですよね。ここではね。「、前任者の」。次の第5条になりますと、「会務を」今度は点を取って「会務を」にしているんですよね。

次の「、会長を」は、今度はこれは点を取って「会長を」に改めるんですけども、先ほどの第6号議案でしたかも点が後に行ったり前に行ったりしているんですけども、これはどういうことなんですかね。普通括弧で閉じていますから、そうすると、点はその手前、括弧の中に入らないで、括弧の手前に点があって、この部分ですよというふうになるんだと思うんですけども、第6号議案も、どうもそのところが気になったんですけども、字句の訂正でそのところ、そこだけを改めているんですよね。

そこの整合性がちょっと分かりにくいんですけども、どういうことなのか、ちょっとお示しをください。

ここでは括弧が入っているんですけども、今度はその部分に括弧が潜っていてないんですよね。点からすると、外に行ったり中に行ったり、ある部分では外へ行ったり、ある部分のところ、同じところで今度は点が中に入ったりしているんですよね。

それで、今度は、本条に入ってくると、括弧が消えちゃっているんですけども。

議長（岩崎信幸君）　高田総務課長。

〔総務課長　高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君）　議案第5号の括弧の中に点が入っているか入っていないか、今の議案、消防団条例、第5号……、ご指摘の部分は、こちらの新旧対照表、第5号のところ、こちらの第1条なんかだと括弧が入っていたり入っていなかつたりというところで、主に任用の規定のところで、点が入っていたり入っていないというのがあるんですけども、この一番分かりやすいのが第9条のところで、右側の旧のほうは、団員はで点が打ってあって、「団員は、団長の招集によって出動し職務に従事するものとする。」というふうに1文に、すみません。よろしいですか。

新旧対照表の1ページ目一番下の第9条のところで、ちょっと説明をさせていただきます。

ここの右側の旧のほうを見ていただくと、「団員は、団長の招集によって出動し職務に従事するものとする。」ということで、これ全部統かっている部分を「団員は、団長の招集によって出動し、」で、こちらに点を入れるということで、このところに点を打つということでありますので、1分節1分節を区切っているという部分でありますので、まず、この条文の主語が「団員は」なので、「団員は」で一度区切らせていただいて、「団長の招集によって出動し、」出動した後「職務に従事する」ということで、こちらに点を入れるということで書いてあります。

先ほどの議案の、申し訳ありません。戻させていただいて、第9号の質問をいただいた部分の第3条の第2項の部分は、「委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。」という部分で、こちらは、「うちから」が点が打ってあるものがなくなっているという部分で、その次の任期の部分については、「補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。」というのが統かってしまっているんですけども、ただし書きにおいて、こちらも全部統かてしまっている部分をその任期についてその残任期間とするということで、区切らせていただくということで、非常に分かりにくいんですけども、述べる主体として述べていく部分と、それに対して従属してつながっている部分を読点で区切らせていただくという考え方に基づいておりますので、そういったところを気づいた

時点ですしながら対応させていただいているところでございます。

したがいまして、今私が議題遡って説明させていただいたんですけども、法制執務全般としては、総務のほうで指示をしておりますので、こちらで子ども・子育て条例のほうも回答も併せてさせていただいております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 先ほどこれを括弧で区切るじゃないですか。変わるのは下線部分で、これなら分かるんですけども、括弧を入れて、こういうふうに改めるといったら、こっちも括弧になるんじゃないですか。変わるのはここですよというときここになるので、これは、括弧入れちゃうと、括弧がこっちに入ってくるんじゃないですか。

ここで括弧入れているじゃないですか。だから、変わるのはこの部分ですよというのを下線でされるんですけども、括弧としちゃうと、本文のほうでは括弧というのがこっちに入ってくるんじゃないですか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） こちらの議案書の本則の部分でかぎ括弧で囲ってあるのは、この部分というふうに、その条文の一部を特定するために括弧でさせていただいている部分が、こちらの新旧対照表だと下線で示させていただけるということが、そういう構成になっております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 最後ですから、その上だから、最初から表の表紙の部分だって、これがかぎ括弧がつくと、皆さんの理解はそうなんでしょうけれども、変える部分ってこういう書き方はどうですか。文章の中であってかぎ括弧になるものってありますよね。文章の中にも。そうしたら、かぎ括弧というのは、表ですから、下の下線部分が変わるとならないんですけども、括弧をつけると、括弧というのが生きてくるんじゃないですか。表紙はあるんだけども、下はなくなっちゃって、そういうものなんですかね。

それ以上は言いませんけれども、条例ですから、本文で出てきたと、括弧というのはこっちにも持ってくるんじゃないですか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） かぎ括弧が重なってしまうと、分かりにくいというご指摘についてお答えになるんですけども、あくまでもかぎ括弧で抜き出した中に、中にかぎ括弧が入って

しまう可能性というのは当然出てくることは想定されるんですけれども、例えば新旧対照表の中の第1条では、例えば線は引いていない部分なんですけれども、丸い括弧の中にかぎ括弧、（以下「子ども・子育て会議」という。）という部分が入ってきたりするんですけれども、そちらは、文章の中で抜き出すときには、こちらの議案書はかぎでくくられているんですけども、それを補助資料としてつけさせていただいている新旧対照表の中では、そこを線を引いて示すということで対応させていただいているということが基本になっております。

議長（岩崎信幸君）ほかにありませんか。

坂田議員。

[9番 坂田一広君発言]

9番（坂田一広君）ちょっと今的小池議員の質問に関連するんですけれども、私もこの前々からこの条例の改正の際に、句点を入れたり取ったりというような軽微な改正がいつも入っていたのかなということで、気になってはいたんですけども、句読点ですか、読点、この読点を入れるルールというのは、特に町独自の条例の場合、それぞれの所管の課にまで行き渡っているんでしょうか。

議長（岩崎信幸君）高田総務課長。

[総務課長 高田栄二君発言]

総務課長（高田栄二君）国の基準に準拠して、町としてはこちら、句読点の振り方等はなるべく合わせるようにということでの申合せをして、例規審査というものを総務のほうで実施して、合わせているところでございます。

ただ、過去に行われたものでありますとか、あるいは基準についての申合せが行き渡つていなかった時期のものについては、必要に応じて審査等かけながら、改正をしているところなんですけれども、まだ全部やり切っているわけではなくて、何かの条例の改正の部分が出てくるたびに変えているので、その条例自体の成立がはるかかなた昔だったりする場合もあります。

そういうことで、表記揺れに対する統一的な見解が見えてこないというような事態が発生しております。

これは、去年でしたか、参議院かどこかでも指摘されていて、テレビで報道されたとおりなんですけれども、可能な限りそういったミス等があった場合には、きちんと示した上で、変えさせていただいておりますので、ルールといいたしましては、例規の、タイトル今ちょっと持っていないので、申し上げられないんですけども、基準に基づいて審査等を行わせていただいておるところでございます。以上です。

議長（岩崎信幸君）坂田議員。

[9番 坂田一広君発言]

9 番 (坂田一広君) そういたしますと、例えば、町の例規全体について読点のチェック等々については行われていなくて、改正の必要等が生じた際にそういういたチェックで当該部分を直すという手続をずっと取っていくということでよろしいんですね。

議 長 (岩崎信幸君) 高田総務課長。

[総務課長 高田栄二君発言]

総務課長 (高田栄二君) 実は、総体的なチェックというのは、一昨年ほど前になるんですけれども、一度かけさせていただいて、内容等のそこがあるものについては、すぐに改正をさせていただいたところがありますが、句読点の位置でありますとか、表記で内容上重大な影響がないものについては、ほかの改正部分等の改正に合わせているのが現状であります。そちらは全部やっているというよりも、チェックは一度かかっているという解釈でお願いしたいと思います。

ただ、そのチェックの中で、重大な漏れとかあった場合については、今回のように、別段さきに説明した議案第34号のような形のように、ちょっと影響が大きいかなというものはすぐ直すということでやっております。

ミスのないように心がけてはおりますが、発見し次第の修正なり訂正なりを繰り返させていただいているところでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 (岩崎信幸君) 坂田議員。

[9番 坂田一広君発言]

9 番 (坂田一広君) そういたしますと、この軽微な点とか丸とかというような、特にあってもなくても意味が変わらないような軽微なものについても一応チェックはできているけれども、ただ、それを一括して上程するわけにはいかないので、改正の際というようなお話をありましたけれども、これっていうのは、ちゃんと皆さん把握して、人が替わったとしてもそういうことでやっていける、一昨年ぐらい前ですか、一斉にチェックをしたという話ですけれども、そういったことで、チェック項目があるけれども保留において、改正の必要が出たときに一緒に改正するということで、必ずチェックが入るということでおよろしいですね。

議 長 (岩崎信幸君) 高田総務課長。

[総務課長 高田栄二君発言]

総務課長 (高田栄二君) 基本的には、審査をした上で改正等の作業はさせていただいております。

議 長 (岩崎信幸君) ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長 (岩崎信幸君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第9号は、文教厚生常任委員会に付託します。

ここで休憩を取ります。10時50分再開といたします。

午前10時34分休憩

午前10時50分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

日程第13 議案第10号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第13、議案第10号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 議案第10号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行されること及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては健康子育て課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 中島健康子育て課長。

[健康子育て課長 中島繁君発言]

健康子育て課長（中島繁君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本条例改正は、こども家庭庁の設置に伴う関係法令の整備等による改正が主なものになります。

それでは、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをご覧ください。

右の列が旧で現行、左の列が新で改正案になります。

第4条第2項の下線部分の改正は、法律改正による項ずれの改正になります。

2ページから3ページ、第5条の改正は、施設での書面の記録等について、電磁的方法による提供ができるように第53条を追加することに伴い、第5条第2項から第6項まで

を削除する改正になります。

4ページ、第6条から7ページ、第20条までの改正は、法律改正による項ずれと字句の整理による改正になります。

第26条は、法律改正等により、懲戒の記述が削除されたことによる改正になります。

8ページ、第27条から10ページ、第37条までの改正は、法律改正による項ずれの改正になります。

11ページ、第38条の改正は、第5条関係の削除に伴う改正になります。

第39条から18ページ、第52条までは、法律改正による項ずれと字句の整理による改正、それと、13ページ、第42条第4項は、規定の運用について明確化するため2号を加える改正になります。

18ページ、第4章雑則、電磁的記録等について、第53条として、施設での書面の記録等について電磁的方法により対応できるように追加するものになります。

議案書にお戻りください。

附則として、この条例は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第5条第2項から第6項までを削る改正規定、第13条第4項第5号の改正規定、第26条の改正規定、第27条の改正規定、第38条第2項を削る改正規定、第39条第2項の改正規定中（「教育・保育支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める部分に限る。）、同条第4項の改正規定、第42条の改正規定、第50条の改正規定、第51条第2項の改正規定中（「教育・保育給付認定を含む」を「教育・保育給付認定子どもを含む」に改める部分に限る。）及び第3章の次に1章を加える改正規定は、公布の日から施行するものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第10号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第14 議案第11号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議 長（岩崎信幸君） 日程第14、議案第11号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第11号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては健康子育て課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 中島健康子育て課長。

[健康子育て課長 中島 繁君発言]

健康子育て課長（中島 繁君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本条例改正の主なものは、安全計画の策定、自動車の運行をする場合の乳幼児用の所在確認についての規定、電磁的記録の規定を加える改正になります。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。1ページをご覧ください。

右側の列が旧で現行、左側の列が新で改正案になります。

第6条の下線部分の改正は、今回の改正で第7条の3第2項が新たに加わることによる改正です。

2ページをご覧ください。

第7条の2は、利用乳幼児の安全の確保のため、安全計画の策定等について計画の策定、周知、見直し等の規定を加える改正です。

3ページの第7条の3は、自動車を運行する場合に、乗り降りの際に点呼等による利用乳幼児の所在の確認や送迎車にブザーなどの見落とし防止装置の設置についての規定を加えるものになります。

第10条は、他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備や職員の規定についての改正になります。

4ページ、第13条は、法改正により懲戒の記述が削除されたことによる改正になります。

第14条は、下線部分の改正は、職員に対し感染症や食中毒などに必要な措置を明確化する改正となります。

第6章雑則を加え、第49条として書面で行われていた記録について電磁的方法による対応が行える改正になります。

議案書に戻っていただいて、附則といたしまして、第1条この条例は公布の日から施行する。ただし、第7条の次に2条を加える改正規定、第10条の改正規定及び第14条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

第2条は、この条例による改正後の吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザー、そのほかの車内の利用乳幼児の見落とし防止をする装置を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

小池議員。

[13番 小池春雄君発言]

13番（小池春雄君） 町の吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるということなんですけれども、この基準を定めて、これを事業者に対して指導徹底あるいはその点検というのは、その方法というのはどのようになっていますか。

議長（岩崎信幸君） 中島健康子育て課長。

[健康子育て課長 中島繁君発言]

健康子育て課長（中島繁君） そちらのほうの指導ということになりますと、周知とか、そういうところになりますと、必要に応じてそういうものをメールなり来所するなりというようなことが想定されますけれども、現在吉岡のほうで、こちら家庭的保育事業所等ないものですから、それは今実施されていないんですけども、そういう場合は、必要に応じて、また、内容等確認といったような、そういうことをしていくということは考えられます。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

山畠議員。

[12番 山畠祐男君発言]

12番（山畠祐男君） 今的小池議員の質問と関連するんですけれども、こここの新しい新旧対照表のほうでも4分の3ページですか、第7条の3の乳幼児の所在を確認しなければならない。2として、ブザーとか、そういう道具をつけなさいという形で書いてあります。乳幼児にはブザーつけたってできっこないし、確認しなければならないといつても、それを怠っているから事故が起きたわけですね。

それでは、そのための怠りの防止をどうするかをもう一步踏み込んでやらないと、何の

解決もしないと思うんです。

例えば、鉄道の場合事故がずっと起きたときに、指さし点呼というのをやりました。それによって事故が減ってきた。そういうアクションを起こす。だから、例えば確認しなければならない。もうこれも記録簿をちゃんと作って、それを定期的に行政なりがチェックするとかという、そこまで踏み込んだことをやれば、もうちょっと意識が変わると思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 中島健康子育て課長。

[健康子育て課長 中島 繁君発言]

健康子育て課長（中島 繁君） このブザーというのは、そういうお子さんたちがもしも残っていた場合に感知して、保育士等、運転手等に知らせるためのブザーが鳴るという、そういう意味合いの形になろうかと思います。

それあと、こちら乗降の際の点呼だとか、そういったことはありますけれども、吉岡町でも送迎を行っている認定こども園等ございます。そういったところも乗降の際とか、名簿を基に確認をしてということで、保育士及び運転手等が今現在2回確認をするといったような、そういったことを行っていただいているところがあります。

それでまた、この安全を確認する装置につきましては、今言った保育園につきましては、設置を今年度したいということで、要望等ございましたので、そういったところで、こちらのほうも補助等もございますので、補正予算のほうに計上させていただいているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 山畠議員。

[12番 山畠祐男君発言]

12番（山畠祐男君） ブザー等は、動ける子供は当然中に取り残った場合にその子供が行動を起こしてブザーが鳴るということで、これはいいことだと思うんですけども、乳幼児の場合は動けないですよね。乳幼児、赤ちゃんの場合は、置き去りにされた場合、何かソファーの上、小さいベッドだとか、それにいてもらうんでしょうね。そういうときに、例えば、重みがあってスイッチが入っていれば、あるいはどこかせることによってスイッチが入る、ランプがつくとか、そういう装置があるんですよね。

そういうところも踏み込んで考える。

記録についても、相手に任せてお願いしているだけじゃなくて、定期的に行政なりが、あるいは上の監督官庁がチェックするということが緊張感を持って効果があるのかなというふうに思うので、ちょっと質問したんですけども、今後とも改善の余地があると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第11号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第15 議案第12号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第15、議案第12号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 議案第12号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては健康子育て課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 中島健康子育て課長。

[健康子育て課長 中島繁君発言]

健康子育て課長（中島繁君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本条例改正の主なものは、安全計画の策定、業務継続計画の策定等についてを加える改正になります。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表の1ページをご覧ください。

右の列が旧で現行、左の列が新で改正案になります。

第6条の2は、利用者の安全確保のための安全計画の策定等について、計画の策定等の規定を加えるものになります。

第6条の3は、自動車を運行する場合に、乗り降りの際に点呼等により利用者の所在を確認する規定を加えるものです。

2ページをご覧ください。

第12条の2は、非常災害の発生等において支援の継続また早期再開できるよう、業務継続計画の策定等についての規定を加えるものになります。

第13条は、下線部分の改正は、職員に対し感染症や食中毒の予防などに必要な措置を明確化する改正となります。

議案書にお戻りいただき、附則として、第1条、この条例は令和5年4月1日から施行する。

第2条、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるように努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは、「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは、「周知するよう努めなければ」とする。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第12号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第16 議案第13号 吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第16、議案第13号 吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 議案第13号 吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、吉岡町住宅新築資金等貸付事業に係る町債の償還の終了に伴い、吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計を廃止とするものであります。

その他、詳細につきましては、介護福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

[介護福祉課長 永井勇一郎君発言]

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本事業の概要といたしまして、国の住宅新築資金等貸付制度要綱を基に、歴史的、社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の住環境の改善を図るために、当該地域住民に対し住宅新築資金、宅地取得資金、住宅改修資金として低金利で貸付けを

行い、借入者からの返済を受けて借入金の償還を行う事業でございました。

これまで、特別会計として起債の償還を行ってまいりましたが、平成30年度をもつて償還が終了したことから、現在は未納者に対する回収業務のみとなっております。

このことから、吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止し、債権管理につきましては、特別会計から一般会計へと引き継ぐものでございます。

それでは、議案書の条文を読み上げます。

吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例（昭和45年吉岡村条例第9号）は、廃止する。なお、附則第1条といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行することとするものです。

また、経過措置といたしまして、第2条、この条例による廃止前の吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例による吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計に係る令和4年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算については、なお従前の例によるものとし、第3条、廃止会計に属する決算上の剰余金その他財産は、令和5年度以後の吉岡町一般会計が引き継ぐものとするものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

坂田議員。

[9番 坂田一広君発言]

9 番（坂田一広君） 1点質問いたします。

提案理由の説明の中に、この町債の償還の終了に伴いというのが理由のように書かれておりますけれども、先ほどの説明ですと、平成30年に町債の償還が終わったということで、その平成30年からちょっと時間がたっているので、これ提案理由の説明にはならないような気もするんですけども、その点の説明をお願いします。

議 長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

[介護福祉課長 永井勇一郎君発言]

介護福祉課長（永井勇一郎君） 償還が終わった当時、平成30年度については、特に廃止の検討等はなされませんでした。

ただ、その後公債費、支出の終了をそれをタイミングとして廃止をしているほかの自治体もかなり多くて、近隣市町村の状況なども鑑みて、今年度末での廃止条例を上程させていただいたという経緯でございます。

議 長（岩崎信幸君） 坂田議員。

[9番 坂田一広君発言]

9 番（坂田一広君） そうしますと、この住宅新築資金等貸付事業を特別会計で取り扱っていた自治体で廃止した、この近隣というのはどれくらいあったんでしょうか。

現在存続している団体と廃止した団体、分かれればよろしくお願ひします。

議 長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

[介護福祉課長 永井勇一郎君発言]

介護福祉課長（永井勇一郎君） 県内全ての自治体について調査を行っておりませんので、近隣自治体ということでお話しさせていただきます。

前橋市、それから高崎市は廃止しております。また、渋川広域では、渋川市、榛東村も廃止しております。

議 長（岩崎信幸君） 坂田議員。

[9番 坂田一広君発言]

9 番（坂田一広君） そうすると、調べたところは大体廃止していたということでよろしいですね。

議 長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

[介護福祉課長 永井勇一郎君発言]

介護福祉課長（永井勇一郎君） そのとおりでございます。

議 長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第13号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第17 議案第14号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

議 長（岩崎信幸君） 日程第17、議案第14号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第14号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

小口資金の融資条件について、県制度融資の借換制度の継続に伴う群馬県小口資金融資促進制度要綱の改正を受けたことによる条例の改正を行うため、吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては産業観光課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

[産業観光課長 岸 一憲君発言]

産業観光課長（岸 一憲君） それでは、議案第14号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

群馬県では、群馬県小口資金融資促進制度要綱に基づく資金の既往債務について、令和4年度までに融資申込みがあった場合に限り、要綱に基づく融資により借換えができるものとしております。今般その申込期間を令和5年度末まで継続することとなりました。

内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきますので、新旧対照表をご覧ください。

向かって右側が現行で、左側が改正案となります。

条例制定当初の附則につきまして、第2項中の「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改めるものであります。このことにより、令和5年度中の借換えに対応するものとなります。

以上で新旧対照表の説明とさせていただきますので、議案書1ページへお戻りください。

附則といしまして、本条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第14号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第18 議案第15号 道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議 長（岩崎信幸君） 日程第18、議案第15号 道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第15号 道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

道の駅よしおか温泉における、主に電気自動車用充電設備の運用開始に伴う使用料の徴収等について定めることにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては産業観光課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いた

だきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

[産業観光課長 岸 一憲君発言]

産業観光課長（岸 一憲君） それでは、議案第15号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

これまで道の駅よしおか温泉に設置されておりました電気自動車用充電設備、いわゆるEV充電器につきまして、今年度事業で本体の更新工事が完了し、運用を開始するための準備を進めているところでございます。

これまで充電についての使用料を無料としておりましたが、このたびの更新により使用料を有料とするための改正内容となっております。

それでは、内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきますので、新旧対照表をご覧ください。

向かって右側が現行で、左側が改正案となります。

まず、第4条の改正につきましては、「物産館を使用しようとする者」の後の「及び駐車場」を「、駐車場」に改め、「以下「RVパーク」という。）を使用しようとする者」の次に「及び附帯施設のうち電気自動車用充電設備を使用しようとする者」を加えるものです。

次に、第6条第2項第1号及び同項第2号中「まで」を削り、同項に「電気自動車用充電設備使用が終了したとき」を加え、第3号とします。

続きまして、新旧対照表の1ページ下段から2ページ上段にかけての第12条第2項につきましては、第6条第2項の第1号及び第2号の修正や第3号を加えたことに伴う読替規定の整理を行っております。

次の第13条につきましては、第2号「RVパーク」を「RVパーク及び電気自動車用充電設備」に改め、同条3号中の「前号」を「前2号」に改めます。

続いて、別表ですけれども、別表中「単位」を「区分」に改め、施設の名称に「電気自動車用充電設備」を、区分の「充電開始から5分まで」は使用料を「400円」に、「5分を超える場合」の使用料は、「1分につき80円」を加えております。

最後に、別表の備考を改める内容としましては、1として、RVパークに電気自動車用充電設備を加えること、また、2として、充電設備の充電時間に限度を設ける内容となっております。

新旧対照表の説明につきましては、以上となります。

議案書のほうへお戻りください。

附則といたしまして、本条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第15号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第19 議案第16号 吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例

議 長（岩崎信幸君） 日程第19、議案第16号 吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第16号 吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の公布により、法律の題名が改正されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

その他、詳細につきましては建設課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

[建設課長 笹沢邦男君発言]

建設課長（笹沢邦男君） 町長の補足説明をさせていただきます。

改正点について、新旧対照表により説明をさせていただきます。新旧対照表をご覧ください。

宅地造成等規制法の一部を改正する法律が公布され、その規定の中で法律の題名が「宅地造成等規制法」から「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改められましたことになりました。

第14条第4号中にて、法律名を引用しておりますので、それに合わせて、新旧対照表、下線引きのとおり、条例内の引用箇所の改正をお願いするものでございます。

議案書にお戻りください。

附則になりますが、当該規定の施行日が令和5年5月26日であり、施行日を同日の令和5年5月26日としております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

[13番 小池春雄君発言]

13番（小池春雄君） すぐでなくともいいんですけれども、宅地造成及び特定盛土等規制法とありますけれども、これ後でお示しください。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

[建設課長 笹沢邦男君発言]

建設課長（笹沢邦男君） 内容の説明については、後でということでおよろしいでしょうか。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第16号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第20 議案第17号 町道路線の認定について

議長（岩崎信幸君） 日程第20、議案第17号 町道路線の認定についてを議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 議案第17号 町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

道路法に基づき、町道路線の認定について、道路網の整備をするためのものでございます。

詳細につきましては建設課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

[建設課長 笹沢邦男君発言]

建設課長（笹沢邦男君） 町長の補足説明をさせていただきます。

今回新たに認定する路線の内訳でございますが、全部で6路線ございます。

認定の理由につきましては、全て開発行為による寄附によるものとなっております。

次のページ、町道路線認定調書の1ページをお開きください。

左より整理番号、路線番号、路線名とございます。

路線番号と路線名は、それぞれ個別の認定路線を示し、起点、終点は、認定区間を番地で示したものでございます。

認定をお願いする路線ですが、1ページの整理番号1から4番、九分一6号線、宮東2

3号線、八反田14号線、原13号線、2ページの整理番号5番、麻草原9号線、3ページをお願いします。整理番号6番、山王10号線の6路線となっております。

資料の4ページから6ページの道路網図をご覧ください。

この道路網図は、1ページから3ページの町道路線認定調書と対応しており、その路線の位置を示してございます。

新規認定路線は、水色のラインで着色をしており、その脇の数字は、路線番号を示しておりますが、路線番号の下3桁までの表示となっております。

なお、今回更新後の路線数でございますが、全部で1, 677路線となり、総延長につきましては、暫定で32万2, 993メートルとなります。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第17号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第21 議案第18号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第21、議案第18号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第18号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本議案は、民法等の一部を改正する法律が施行されること等に伴い、所要の改正を行うものです。

その他、例規の全体的な見直しを行う中で字句等を修正、整理するものでございます。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） 町長の補足説明をさせていただきます。

民法の一部を改正する法律が公布され、ライフラインの設備の設置・使用権に関し新たな規定が設けられたため、条例の一部改正が必要になりました。

ライフライン設備設置・使用権が認められる場合は、私法上の関係において、他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者の同意が不要となりました。

ライフライン設備設置・使用権行使する際は、あらかじめその目的、場所及び方法を他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者に通知しなければなりません。そのため、水道事業者としては、給水装置の新設等をしようとする者がライフライン設備設置・使用権を有すること、その権利行使が適法であることを確認できることにすることが望ましいことから、当該通知がなされることを確認する規定を設けるものです。

その他、例規の全体的な見直しを行う中で、字句等の修正、整理をするものでございます。

それでは、改正点につきまして、新旧対照表をご覧ください。

左側の新をご覧ください。1ページの第1条から第5条第1項までは、字句等の修正、整理でございます。

2ページをお願いいたします。

第5条第2項が新設されました。前項に給水装置の新設等に規定する申込みにより、町長が必要と認めるときは、利害関係人の同意書または民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書の提出を求めるすることができます。民法第213条の2第3項が新たに設けられたためです。

次に、第6条に関しては、字句等の整理でございます。

第7条第2項も字句等の整理で、第3項は、第5条第3項が設けられたため削除となります。

第8条から5ページの第24条までは、字句等の整理でございます。

6ページから8ページにかけての第25条料金に関しては、字句等の整理を行い、全体的に表現を見直したもので、料金や計算方法などに変更はございません。

続いて、第26条から13ページの第39条までも字句等の修正、整理でございます。

13ページの第40条第1号の「第5条第1項」に改める部分も民法の一部を改正する法律が施行されたことに伴う改正です。

第41条から14ページの第42条まで、字句等の整理でございます。

第43条及び15ページの第44条に関しては、水道法施行令及び水道法施行規則に照らして修正をしたものです。

議案書に戻りまして、4ページをお願いいたします。

附則としまして、民法等の一部を改正する法律が施行されることに伴う改正部分、第5条の改正規定、第7条の改正規定及び第40条第1号の改正規定は、令和5年4月1日から施行し、それ以外の字句等の整理に関しては、公布の日から施行するものです。

以上、補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第18号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第22 議案第19号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第8号）

議長（岩崎信幸君） 日程第22、議案第19号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 議案第19号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,597万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億8,700万7,000円とするものです。

今回の補正予算の主な内容ですが、歳入は、町民税や固定資産税で現在の収入実績などを勘案した増額、国の補正予算による地方交付税の増額、歳出における各種事業費の変更に伴う国及び県負担金や補助金の補正、各種町債の補正などとなっております。

歳出の主な増額補正については、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫補助金の精算に伴う返還金、出産・子育て応援給付金創設に伴う計上、文化センター自動火災報知設備更新工事を予算計上しました。

本補正における歳入歳出全体の共通事項として、年度末を迎えての各事業の計数整理による補正となっております。

その他、繰越明許費、地方債の補正など、詳細につきましては企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

[企画財政課長 米沢弘幸君発言]

企画財政課長（米沢弘幸君） それでは、議案第19号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第8号）の議案書1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額については、町長が提案理由の中で申し上げたとおりとなります。

第2条については、繰越明許費の補正で、第2表繰越明許費補正によるということになります。

7ページをご覧ください。

繰越明許費の追加となります。

1段目、2款総務費1項総務管理費、庁舎会議室等空調設備改修工事550万円は、電気工事関係部品の納入に時間要するため、翌年度へ繰り越すものになります。

2段目、4款衛生費1項保健衛生費、出産・子育て応援給付金事業2, 245万円は、制度の開始が年度末で年度内に完了しないため、翌年度に繰り越すものとなります。

3段目、6款農林水産業費1項農業費、農村地域防災減災事業（十日市地区）287万2, 000円は、補助金の交付決定が2月末頃の見込みとなつたため、年度内での完了が困難となつたため、翌年度へ繰り越すものです。

4段目、小倉揚水機場水中ポンプ購入事業605万円は、ポンプ製造に不測の期間を要し、年度内の納品が困難になつたため、翌年度に繰り越すものです。

5段目、8款土木費2項道路橋梁費、交通安全対策事業3, 985万7, 000円は、用地交渉に不測の期間を要し、年度内の完了が困難となつたため、翌年度へ繰り越すものです。

6段目、町道熊野・吉開戸線道路改良事業800万円は、湧水の噴出という不測の事態が発生し、年度内での完了が困難となつたため、翌年度に繰り越すものです。

7段目、渋川吉岡連携道路事業1, 200万円は、用地交渉に不測の期間を要し、年度内での事業完了が困難となつたため、翌年度に繰り越すものです。

8段目、橋梁維持補修工事（吉岡橋）3, 970万円は、施工方法及び内容の調整に不測の期間を要し、年度内での完了が困難となつたため、翌年度へ繰り越すものです。

9段目、4項都市計画費、都市計画道路漆原総社線新設事業2, 394万5, 000円は、現地調査及び用地調査の調整に不測の期間を要し、年度内での完了が困難となつたため、翌年度に繰り越すものです。

10段目、上野田ふれあい公園遊具設置工事1, 500万円は、建材等の納期遅れのため不測の期間を要し、年度内での完了が困難となつたため、翌年度に繰り越すものです。

11段目、10款教育費2項小学校費、駒寄小学校校庭拡張事業4, 332万円は、用地交渉に不測の期間を要し、年度内での完了が困難となつたため、翌年度に繰り越すものです。

12段目、3項中学校費、中学校校庭拡張事業1, 200万円は、関係機関との調整に不測の期間を要し、年度内での完了が困難となつたため、翌年度へ繰り越すものです。

一番下の社会教育費、文化センター自動火災報知設備更新工事484万円は、年度内か

ら工事実施のための準備を進め、実際の工事執行は令和5年度になることから、翌年度に繰り越すものです。

8ページをご覧ください。

変更として、1款議会費1項議会費、議会広報印刷製本業務については、事業費の変更に伴い、50万4,000円から62万8,000円に変更し、繰り越すものです。

以上が第2表繰越明許費補正となります。

次に、第3表地方債補正の説明をします。

地方債の説明の変更ですが、こちらは、事業費の変更や補正予算に伴い変更するものとなります。

次に、歳入歳出予算補正の内容となります。先ほど町長が提案説明でも説明を申し上げましたが、本補正は、年度末を迎えての各事業の計数整理による補正が主なものとなっております。補正増減額の大きいものなどを中心に、事項別明細書で説明を申し上げます。

まず、歳入になります。12ページをご覧ください。

1款町税1項町民税、2項固定資産税、3項軽自動車税は、これまでの収入実績と今後の収入見込みなどを勘案し、増額計上といたしました。

14ページをご覧ください。

4款1項1目配当割交付金、6款1項1目法人事業税交付金、15ページに移りました。7款1項1目地方消費税交付金は、これまでの収入実績を勘案し増額計上といたしました。

16ページをご覧ください。

11款1項1目地方交付税1節普通交付税6,473万6,000円は、国の補正予算による追加交付に伴い計上いたしました。

次に、17ページから22ページまでの国庫支出金と県支出金の補正については、歳出の各事業における増減に伴うものとなります。その中で、主なものについて説明いたします。18ページをご覧ください。

3目衛生費国庫補助金2節母子衛生費国庫補助金1,645万円は、出産・子育て応援給付金創設に伴う増額補正。3節予防費国庫補助金2,220万2,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種などに伴う事業費の減額に伴うものとなります。

24ページをご覧ください。

19款繰入金2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金は、町税など、歳入の増及び歳出の減に伴う財源不足額の縮小などにより、2億3,822万4,000円の減となります。

26ページをご覧ください。

22款町債の補正になります。こちらにつきましては、先ほど第3表地方債補正で説明したとおり、3目土木債、4目消防債の事業の増減に伴うものとなります。

次に、歳出に移ります。

ページを飛んでいただきまして、37ページをご覧ください。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費12節委託料、事務・業務委託料（コロナ予防接種）2,350万円の減は、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う事業費の変更に伴うもの、22節償還金、利子及び割引料、返還金4,086万4,000円は、過年度の新型コロナウイルスワクチン接種に伴う事業費などの精算に伴うものとなります。

38ページに移りまして、3目母子衛生費18節負担金、補助及び交付金、出産・子育て応援給付金2,445万円は、制度創設に伴うものとなります。

ページを飛んでいただきまして、54ページをご覧ください。

10款教育費4項社会教育費4目文化センター費14節工事請負費、自動火災報知設備更新工事484万円は、機器老朽化に伴う更新費用に伴うものとなります。

以上が歳出の主な補正内容となります。

56ページから60ページは給与費明細書となっています。

最後の61ページは、地方債の令和2年度末及び令和3年度末における現在高並びに令和4年度末における現在高の見込みに関する調書となります。

また、補正予算書とは別に説明資料を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第19号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第23 議案第20号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）

議長（岩崎信幸君） 日程第23、議案第20号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第20号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 159万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1億3,850万5,000円とするものであります。

その他、詳細につきましては教育委員会事務局長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君）　高橋教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長　高橋淳巳君発言]

教育委員会事務局長（高橋淳巳君）　それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

この補正の内容といたしましては、主に当初予算で想定していた教職員数と児童生徒数に変更が生じたために予算額を整理するものなどとなっております。

補正予算書の 6 ページ、歳入をご覧ください。

まず、1款1項1目の給食費納入金についてですが、1節現年度分の教職員給食費を108万1,000円増額、給食センター職員等給食費を22万2,000円減額、児童生徒給食費を212万4,000円減額するとともに、2節過年度分の納入金を48万円増額し、給食費納入金の総額を9,528万1,000円とするものでございます。

また、2款1項1目の繰入金については、1節一般会計繰入金を全体で76万9,000円減額し、4,306万円とするものです。

7ページ、4款諸収入1項1目雑入については、実績等の勘案により3万7,000円を減額し、全体で4万2,000円とするものでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

歳出につきましても、歳入と同額の補正をお願いし、1款1項1目学校給食費15節原材料費の給食用食材料費を169万4,000円減額、26節公課費を10万3,000円増額し、学校給食費を1億3,850万5,000円とさせていただくものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（岩崎信幸君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君）　質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第20号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第24　議案第21号　令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議 長（岩崎信幸君） 日程第24、議案第21号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第21号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,284万3,000円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ20億480万1,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に出産育児一時金及び過年度分の精算金の増額に伴うものになります。

なお、詳細につきましては住民課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

[住民課長 小林康弘君発言]

住民課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて、主な補正内容を説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

歳入の部、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は684万円の減額で、4款1項国庫補助金1目災害臨時特例補助金は11万7,000円の増額、8ページ、5款1項県補助金1目保険給付費等交付金は、保険者努力支援分の減額等により153万円を減額、7款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金及び9ページ、出産育児一時金の増等による538万6,000円の増額、9款1項1目一般被保険者延滞金は、保険税延滞金145万円の増額、10ページに行きまして、9款3項雑入については、主に前年度の精算金等で1,425万6,000円を増額するものとなります。

続いて、11ページをご覧ください。

歳出の部、2款保険給付費は、出産育児一時金の増額等により252万1,000円の増額。

12ページ、8款1項3目償還金は前年度の精算によるもので、1,032万6,000円増額するものとなります。

補足説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第21号は、文教厚生常任委員会に付託します。

以上をもちまして、休憩といたします。再開を13時といたします。

午前11時55分休憩

午後 1時00分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

日程第25 議案第22号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岩崎信幸君） 日程第25、議案第22号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第22号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ234万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては介護福祉課長に説明させますので、審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

補正の内容といたしまして、歳入の貸付事業収入の貸付金元金回収金過年度分及び利子回収金過年度分が増額となり、それに合わせて歳出の一般会計繰出金を増額する補正でございます。

議案書4ページ、歳入歳出予算事項別明細書の総括の歳入をご覧ください。

第1款貸付事業収入の補正額22万円を増額し、歳入合計を234万5,000円とするものでございます。これは、毎月納めていただいている償還金額を増額された方が1件、また、新たに償還を開始した方が1件ありました。これらによって、貸付金元金回収金過年度分、また貸付金利子回収金過年度分が増額となったものでございます。

次に、5ページの歳出をご覧ください。

第2款諸支出金の補正額を22万円増額し、歳出合計を歳入と同じ234万5,000

円とするものでございます。これは、一般会計繰出金を増額するものになります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第22号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第26 議案第23号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（岩崎信幸君） 日程第26、議案第23号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 議案第23号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,309万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,948万9,000円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、国の調整交付金の減額及び保険給付費見込額等の減による公費負担額の減額が主なものでございます。

その他、詳細につきましては介護福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

[介護福祉課長 永井勇一郎君発言]

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、歳入歳出予算事項別明細書にて町長の補足説明をさせていただきます。

歳入の7ページをご覧になってください。

1款保険料につきましては、現在までの歳入執行ベースによる補正となります。

続く2款国庫支出金から9ページの4款県支出金までは、歳出項目の11ページ、2款保険給付費から16ページの4款地域支援事業費までの支出見込額の減額に対応する公費等負担額の補正となります。

7ページに戻りまして、下段の2款2項1目調整交付金につきましては、令和4年度の普通調整交付金の交付割合が示されたことによる減額となります。

続きまして、10ページをご覧ください。

6款繰入金の1目、2目及び3目につきましては、先ほど説明した保険給付費や地域支援事業費等の支出に対応する一般会計からの繰入金の減額となります。次の5目につきましては、歳出の11ページ、1款3項1目認定調査費の減少に伴う繰入れの減額となります。

次の8款諸収入は、延滞金の増額が見込まれることからの補正となります。

続いて、歳出のほうに移ります。

11ページをご覧になってください。

1款総務費3項1目認定調査費は、認定調査の外部委託に係る経費で、現在までの歳出執行状況による補正となります。

次の2款保険給付費、11ページから14ページにかけては、財源の変更を含む現在までの保険給付費の執行状況による補正となります。

次に、14ページの下段から16ページにかけての4款地域支援事業費は、先ほどの保険給付費と同様に、財源変更を含む事業の執行状況による減額補正となります。

最後に17ページ、5款基金積立金につきましては、歳入の項目で説明した介護保険料及び調整交付金並びに保険給付費に対する公費負担額の減額分を反映させた補正となります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第23号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第27 議案第24号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第3号)

議長（岩崎信幸君） 日程第27、議案第24号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 議案第24号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万4,000円を追加し、歳入歳出をそ

それぞれ2億4, 139万2, 000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に保険料歳入の増額によるものになります。

なお、詳細につきましては住民課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

[住民課長 小林康弘君発言]

住民課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて説明をさせていただきます。

6ページ、歳入をご覧ください。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、調定額等により290万8, 000円を増額するもので、内訳としましては、1目特別徴収保険料が448万1, 000円の減額、2目普通徴収保険料が738万9, 000円の増額計上となります。

2款1項2目保険基盤安定繰入金が202万4, 000円減額。

4款5項雑入では、人間ドック補助金の増額に伴う40万円を増額するものとなっております。

7ページ、歳出をご覧ください。

1款1項1目一般管理費では、人間ドック補助金の増等により40万円の増額。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料等負担金の増と保険基盤安定負担金の減に伴い88万4, 000円を増額するものとなります。

補足説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第24号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第28 議案第25号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）

議 長（岩崎信幸君） 日程第28、議案第25号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第25号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

第2条、収益的収入及び支出において、収入第1款水道事業収益271万4,000円の減額、支出第1款水道事業費用697万6,000円の増額補正とするものです。

第3条、資本的収入及び支出においては、収入第1款資本的収入80万円の減額、支出第1款資本的支出143万7,000円の減額補正とし、資本的収入額が支出額に不足する額の補填財源についても改めさせていただくものです。

また、第4条、継続費について、総額を7億9,217万5,000円に改め、令和5年度の年割額を4億9,538万7,000円に改めさせていただくものです。

なお、詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

水道事業会計補正予算明細書により説明いたします。

12ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の収入は、1款2項営業外収益271万4,000円の減額。1目長期前受金戻入の減額で、年度末の計数整理による補正です。

収益的収入及び支出の支出では、1款1項営業費用1目配水及び給水費9万6,000円の増額は、主に給与費関係の補正と、材料費22万5,000円の増額です。2目総係費15万2,000円の増額は、給与費関係の補正です。

14ページの3目減価償却費166万6,000円の増額、4目資産減耗費372万2,000円の減額は、固定資産除却費で、年度末の計数整理による補正です。

下段の2項営業外費用は、2目消費税878万4,000円の増額。決算期における消費税申告見込みに基づく補正です。

次に、15ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出です。収入、1款3項工事費1目工事負担金80万円の減額は、消火栓設置工事がなかったためです。

続いて、支出です。

1款1項1目配水設備工事費143万7,000円の減額は、道路舗装工事における水道事業分の舗装本復旧工事負担金の補正です。

なお、戻りまして、5ページ以降には、キャッシュ・フロー計算書及び給与費明細書等を添付しております。お目通しをいただければと思います。

以上で町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第25号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第29 議案第26号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）

議長（岩崎信幸君） 日程第29、議案第26号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 議案第26号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

第2条、収益的収入及び支出において、収入、第1款公共下水道事業収益654万9,000円の増額補正とするものです。

支出、第1款公共下水道事業費用840万8,000円の減額。第2款農業集落排水事業費用116万7,000円の減額補正とするものです。

次に、第3条、資本的収入及び支出においては、収入、第1款公共下水道事業資本的収入468万9,000円の増額。第2款農業集落排水事業資本的収入58万円の減額補正とするものです。

支出、第1款公共下水道事業資本的支出156万7,000円の減額補正とし、資本的収入額が支出額に不足する額の補填財源についても改めさせていただくものです。

なお、詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 大澤上下水道課長。

[上下水道課長 大澤正弘君発言]

上下水道課長（大澤正弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

下水道事業補正予算明細書により説明いたします。

12ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の収入は、1款公共下水道事業収益1項1目下水道使用料700万円の増額。2項営業外収益45万1,000円の減額補正です。

次に、13ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出では、1款公共下水道事業費用1項1目管渠費845万9,000円の減額。主に、委託料やポンプ修繕費の額の確定などに伴う補正です。

14ページをお願いいたします。

2款農業集落排水事業費用1項1目管渠費100万円の減額。2目総係費16万7,000円の減額は、給与費関係の補正をするものです。

15ページ。

資本的収入及び支出の収入は、1款公共下水道事業資本的収入2項1目受益者負担金468万9,000円の増額。

2款農業集落排水事業資本的収入1項1目受益者分担金58万円の減額補正です。

続いて支出、1款公共下水道事業資本的支出1項建設改良費156万7,000円の減額。主に、流域下水道建設負担金の額の確定に伴うものです。

なお、戻りまして、5ページ以降にはキャッシュ・フロー計算書及び給与費明細書等を添付しております。

以上で町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第26号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第30 同意第1号 吉岡町監査委員の選任について

議長（岩崎信幸君） 日程第30、同意第1号 吉岡町監査委員の選任についてを議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 同意第1号 吉岡町監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案は、識見を有する者のうちから選任されている監査委員について、地方自治法第197条の規定により、令和5年3月31日をもって任期満了となるため、後任者を1名選任するために、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

同意を求める候補者は、石関秀一氏でございます。

生年月日及び住所は議案書に記載のとおりであります。

同氏は、昭和53年3月に茨城大学を卒業後、田中病院での勤務を経て、昭和59年9月から現在に至るまで本町での学習塾を営んでおり、地域での信頼も厚く、自治会や獅子舞保存会など、多方面で活躍をされておられます。

また、平成31年4月からは監査委員として適切にその任を全うしており、人格が高潔

で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に対して優れた見識を有する者として、引き続き選任するものであります。

何とぞご同意をいただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第1号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

同意第1号 吉岡町監査委員の選任についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議 長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定されました。

日程第31 同意第2号 吉岡町農業委員会委員の任命について

議 長（岩崎信幸君） 日程第31、同意第2号 吉岡町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 同意第2号 吉岡町農業委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、吉岡町農業委員会の委員が令和5年4月26日をもって任期満了となることに伴い、次の者を委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、

議会の同意をお願いするものでございます。

なお、吉岡町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例により、委員の定数は8名となっておりますので、同意を求める者は8名でございます。

それでは、対象者8名の氏名を読み上げさせていただきます。

永田雅信氏、志塚 淳氏、佐藤康之氏、星野治代氏、石倉一也氏、小材美恵子氏、萩原隆夫氏、小林洋一氏、以上の8名でございます。

生年月日及び住所につきましては、それぞれ議案書に記載のとおりであります。

この8名につきましては、公募に応じられた者であり、本年2月2日、吉岡町農業委員会候補者選考委員会に審査を諮詢したところ、8名全員が要件を満たしているとの答申結果を得ております。

なお、任期につきましては、令和4年4月27日から令和8年4月26日までの3年間となります。

何とぞご同意いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第2号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定します。

この同意議案は、8人をそれぞれ分離して審議いたします。

議案書に記載されている表の上から順に審議いたします。

表中第1番目、永田雅信氏について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

永田雅信氏を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議 長（岩崎信幸君） 起立多数です。

異議なしと認めます。よって、原案のとおり同意されました。

表中第2番、志塚 淳氏について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

志塚 淳氏を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議 長（岩崎信幸君） 起立多数です。

異議なしと認めます。よって、原案のとおり同意されました。

表中第3番目、佐藤康之氏について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

佐藤康之氏を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議 長（岩崎信幸君） 起立多数です。

異議なしと認めます。よって、原案のとおり同意されました。

表中第4番目、星野治代氏について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

星野治代氏を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議 長（岩崎信幸君） 起立多数です。

異議なしと認めます。よって、原案のとおり同意されました。

表中5番目、石倉一也氏について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

石倉一也氏を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議 長（岩崎信幸君） 起立多数です。

異議なしと認めます。よって、原案のとおり同意されました。

表中6番目、小材美恵子氏について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

小材美恵子氏を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議 長（岩崎信幸君） 起立多数です。

異議なしと認めます。よって、原案のとおり同意されました。

表中7番目、萩原隆夫氏について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

萩原隆夫氏を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議 長（岩崎信幸君） 起立多数です。

異議なしと認めます。よって、原案のとおり同意されました。

表中8番目、小林洋一氏について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

小林洋一氏を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議 長（岩崎信幸君） 起立多数です。

異議なしと認めます。よって、原案のとおり同意されました。

日程第32 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議 長（岩崎信幸君） 日程第32、諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし

ます。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の現行委員の辞任に伴い、後任候補者の推薦を行うに当たり、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて人権相談を受けたり、人権の考え方を広めたりする活動をする民間の方で、法務大臣から委嘱されて人権擁護活動を行うものであります。

任期は、令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間となっております。

意見を求める候補者の氏名は、小谷野 浩さんです。住所及び生年月日については議案書に記載のとおりです。

同氏は、吉岡町郵便局に長年勤務した経験を持ち、堅実かつ温厚な人柄で、人権問題やジェンダー平等への関心も高く、地域の相談員として重要な役目を担う人権擁護委員に適任であると考えます。

今回は、新たに人権擁護委員をお願いするものでありますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております諒問第1号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、諮問第1号は原案のとおり答申することに決定しました。

日程第33 濟問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（岩崎信幸君） 日程第33、濟問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 濟問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の現行委員の任期満了に伴い、引き続き現任者を候補者に推薦するに当たり、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

任期は、令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間となっております。

意見を求める候補者の氏名は、福田由美さんです。住所及び生年月日については議案書に記載のとおりであります。

同氏は、自身の子育て経験やPTA活動などを通じて子供の人権問題に関する造詣が深く、令和2年7月1日から現在に至るまで人権擁護委員として活躍されております。防災士の資格を生かして地域でのつながりにも尽力されている方であり、人権擁護委員に適任であると考えます。

今回は、2期目をお願いするものでありますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております濟問第2号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、諮問第2号は原案のとおり答申することに決定しました。

日程第34 町長施政方針

議長（岩崎信幸君） 日程第34、町長施政方針を行います。

柴崎町長は登壇し、施政方針を述べてください。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 施政方針。1、はじめに。

令和5年度の施政方針を申し上げます。

私は、令和の時代の始まりとともに町長に就任させていただきました。町長就任以来4年経過しようとしております。

令和4年度は、第6次吉岡町吉岡町総合計画の始まりの年として行政運営を行ってきました。

令和4年度は、令和3年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響がありましたが、その中でも感染症対策を行い、各種イベントなど再開する動きがあり、本町でもよしおかふるさと祭りの開催や新たな取組として、「チャレンジデー」への参加など、明るい兆しが見えてきました。

しかしながら、昨年2月にロシアによるウクライナ侵攻が起こり、原油高に伴う物価高も重なり、厳しい状況が続いています。これらの対応により、施策運営については、当初の想定に基づく企画立案が難しかったことも否めません。

毎年この時期になりますと、12年前の3月に発生した東日本大震災が思い起こされます。年月は経過いたしましたが、まだ災害の痕跡が癒えたわけではないことは、時折報じられるとおりであります。改めて被災された皆さんに心よりお見舞いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延については、昨年末から年初にかけて感染者数が増え、第8波として認識され、現在も一進一退が続いております。症状は軽症化傾向にあると伝えられていますが、基礎疾患を持つ罹患者が亡くなる事例が増えています。群馬県内でも2月上旬で累計感染者は40万人を超え、死者も1,000人を超えるました。国では、コロナウイルス感染症の感染症法上の分類の見直しを行う予定で、ウィズコロナ、アフター

コロナを見据えた動きとなっていますが、今後も適正な情報を発信し、国の方針に沿って進めていきたいと考えております。

これら新型コロナウイルス感染症や、原材料価格の高騰に伴う物価高の影響を受ける中、町は、第6次吉岡町総合計画に取り組んできましたが、令和5年度は2年目となり、総合計画の趣旨を政策運営の核として町政運営を進めていきたいと考えております。

2、町政運営の方向について。

国及び県の政策動向に対応した政策運営については、新型コロナウイルス感染症対策については引き続き情報収集を密に行い、国及び県の指導の下に医療機関等の関係機関と連携を密に実施することが必要であると考えております。また、原材料価格の上昇による価格高騰対策などに対応した経済対策や雇用政策についても国及び県との連携を軸に町の政策を探っていきたいと考えております。特に、困窮者対策については、昨年同様に、国及び県の政策の補完の必要性について注意深く調査検討してまいりたいと考えております。

次に、中長期的な町政運営は、第6次総合計画に基づく計画的な事務執行に配慮するとともに、昨年同様、コロナ禍の影響で十分な検討作業に取り組むことができなかつた計画された大規模事業等の検討を進めていきたいと考えております。

その検討要素として重要な課題は、財源の確保であります。人口が増えることは喜ばしいことですが、教育のみならず福祉関係予算も伸び、経常経費が上がり、予算の柔軟性が失われてしまいます。その結果、やりたい事業が思うように進められなかつたり、最低限やらなければならない事業に圧迫され、町民の要望に十分にお応えできなかつたりと、財源の確保は重要な要素であります。必要な財源を得るための諸方面への働きかけに加えて、地域を豊かにする政策立案にも積極的に取り組んでいかなければならぬと感じているところです。そのためには、近隣市町村との連携しながらの基盤整備事業や企業誘致といった取組についても、積極的にその実現に向けて努力していきたいと考えております。

そして、災害に対する備えを強化する視点からの基盤整備を実現するための計画として策定された国土強靭化地域計画や、地域防災計画に基づく取組も重要であります。特にソフト事業では、コロナ感染症に配慮した「密」対策のために、思うような事業展開を図ることができませんでした。その上で、令和4年度には総合防災訓練を実施いたしました。今後もこのような訓練を通じ防災意識の高揚を図りたいと考えております。

3、令和5年度の方向性について。

令和5年度は、第6次吉岡町総合計画「思いを紡ぎ、未来につなげるまちづくり 吉岡」の2年目となります。令和4年度から着手した事業の精査、令和5年度に着手する事業、令和6年度以降に着手する事業など、近年の社会情勢の変化に対応し、柔軟に計画を進めています。

また、国では令和5年度は子ども・子育て政策の取組を始めます。吉岡町でも「子どもを育てるなら吉岡町」をスローガンに政策を進めてきましたが、国の動向を見据え、より充実した政策を進めたいと考えております。

実現すべき将来像としては、人口増加に対応していくことが中心となります。群馬県及び国全体は減少傾向にあることは皆さんのご承知のとおりであります。吉岡町でも現在は人口増加が見込まれますが、いずれ人口減少になることが予想されます。このような状況の中、将来を見据えた町政運営を図りたいと考えております。

それでは、個別分野に対する基本的な考え方について述べさせていただきます。

まず、吉岡町の人口及び年齢構成です。人口は、令和5年2月1日現在2万2,370人と、昨年の2万2,100人から270人増加しました。人口増加しているとはいえ、昨年と比較して人口の社会増が伸びていますが、自然増の伸びは鈍化しています。また、全国的に高齢化が進んでいる中で、吉岡町においても団塊の世代が75歳以上となる2025年問題や、団塊世代の子供たちに当たる団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年を見据えながら、中長期的視野に立った施策展開と財源確保に向けた経営を行う必要があります。同時に、8050問題や、高齢と障害双方の課題を抱える世帯への対応など、複合的な課題についても包括的に対応するための相談体制の充実が求められています。

町の予算の概要等については、明日の予算説明でしっかりと述べさせていただきます。

吉岡町の将来像についてですが、吉岡町は、先人により築かれた礎が実を結び、人口増加の町として、多方面で「住みやすいまち」として紹介されております。しかしながら、日本全体の人口は減少基調にあることから、それらの影響を全く考えずにこれからの町の姿を考えることはできないと思っております。

そうしたことから、これまでの町の姿を今後も継承していくために、町の将来像を「思いを紡ぎ、未来につなげるまちづくり　吉岡」とし、未来の住民のために町の魅力をさらに高め、「もっと住み続けたくなるまちづくり」を推進していきたいと考えております。

そして、将来像実現のために、吉岡町総合計画で掲げる次の3つの点を重視し、まちづくりのための施策、事業のポリシーとして考えています。

1点目が「ブランド力と郷土愛」です。町の価値を上げる取組と、郷土愛を育む視点です。

2点目が「ダイバーシティ」です。年齢や性別、国籍等にこだわらず、吉岡町民として多様性を受け入れる風土をつくっていく視点です。

3点目は、「持続可能性」です。この吉岡町を次世代によりよい姿でつないでいく視点です。

これらの要素を考え合わせた上で、「思いを紡ぐ」の「紡ぐ」というキーワードから6

つの基本目標を掲げたいと思います。

第6次総合計画の基本目標である施策の大綱は、「紡ぐ1　すべての住民に優しい健康・福祉施策の充実」「紡ぐ2　「学びのまち・吉岡」の推進」「紡ぐ3　次世代につなげる生活環境の充実」「紡ぐ4　地域産業の持続的発展支援」「紡ぐ5　緊急時対応への備えの充実」「紡ぐ6　将来を見据えた行財政運営の推進」の6つの分野から施策及び事業を推進したいと考えています。

それぞれの大綱の令和5年度の主な取組は、大綱1つ目「紡ぐ1　すべての住民に優しい健康・福祉施策の充実」では、「子どもたちの夢を育て、ゆとりを持った子育てができる環境づくりを推進します。子どもや若い世代の健康づくりへの意識や習慣づけを重視するとともに、高齢者や障害のある方も活き活きと暮らせるまちづくりに取り組みます。生活習慣病や介護の予防事業を充実し、いつまでも住み慣れたまちで自分らしく暮らし続け、必要な時に必要な支援が得られるよう整備を進めます」とし、主な事業は、まず子育て支援策としては、保育料徴収対象の全ての園児について保育料を無償化します。

また、医療費無料化事業として、高校生世代の入院医療費まで取り組んでいた医療費の公費負担を通院医療費まで拡充します。

大綱の2つ目「紡ぐ2　「学びのまち・吉岡」の推進」では、「すべての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」が実現できるよう、教育的人的・物的環境を整備し、子育て世帯に選ばれる教育のまちづくりを推進します。住民一人ひとりが持つ文化・スポーツの技能等を活用し、生涯学習・生涯スポーツの活性化を図るとともに、郷土に学び郷土を知る取組を進めます。多文化共生の時代にあって、差別や偏見のない、ダイバーシティのまちづくりを進めます」とし、主な事業は、町の先進的取組である「H i B A L I プラン」充実に向けた小中学校ICT教育のさらなる支援を行い、学校給食費の第3子以降無料化への引き続きの取組と保護者負担を軽減するため、物価高に伴う食材費の町負担の取組を行います。

大綱3つ目「紡ぐ3　次世代につなげる生活環境の充実」では、「道路、公園、水道、公共施設など、多くの人が利用する公共財産を有効に活用するため、利便性の向上と長寿命化を図り、計画的な都市づくりを推進します。SDGsやカーボンニュートラルの理念に則り、持続可能な社会へ貢献することを前提に、公共交通の利便性や定住環境の向上に努め、住民生活の質の向上を図ります」とし、主な事業は、住宅用太陽光発電システム設置補助や資源ごみ回収事業補助に引き続きに取り組みます。

道路・橋梁の整備では、「都市計画道路漆原総社線第1工区の新設事業」として、不動産鑑定及び用地買収に取り組みます。

住宅施策では、北下町営住宅南棟解体工事に取り組みます。

大綱の4つ目「紡ぐ4 地域産業の持続的発展支援」では、「都市化が進み、農地の減少が進む反面、沿道立地型の商業立地が進んでいます。農林業の持続的かつ健全な発展を図りながら、企業誘致や起業支援による若者や女性の働く場所を創出します。観光については、新たな観光資源の発掘、既存の文化遺産をはじめとした地域資源の利活用に努め、近隣・広域での観光ルートの拠点化を進めています」とし、主な事業は、様々な観光PR事業を図るとともに、道の駅周辺の整備を実施し、町の魅力向上に努めます。また、小規模事業者の支援策として、小規模事業者販路開拓のための支援事業を継続して行います。

大綱の5つ目「紡ぐ5 緊急時対応への備えの充実」では、「大規模自然災害の頻発、新型コロナウイルスの発生を契機とする感染症への対策、交通量の増加など、あらゆる危機に対応できる強靭な体制の構築と、日常における防災・防犯施策の充実を図ります。また、災害が起きても被害を最少にとどめ、受けた被害から迅速に回復するしなやかさを備えるとともに、交通事故や犯罪の少ないまちづくりを推進します」とし、主な事業は、交通安全対策事業として、通学路合同点検の結果により抽出された対策必要箇所について改善を図ります。また、群馬県交通安全条例の改正により、自転車のヘルメット着用が努力義務化されたことに伴い、自転車事故が多い高校生等を対象に自転車用ヘルメットの購入補助を継続して行い、子供たちの安全確保を図ります。

大綱の6つ目「紡ぐ6 将来を見据えた行財政運営の推進」では、「自治会やボランティアへの支援など地域活動等の活性化を促進し、町政と住民がともに力を合わせた協働のまちづくりを推進します。住民の利便性向上と業務の合理化・効率化に向けて、デジタル社会に対応したスマート自治体への転換を図るとともに、人口増加に起因する厳しい財政状況の中でも未来を担う子どもたちに負担をかけぬよう知恵と行動力で将来を見据えた堅実な行財政運営を推進します」とし、主な事業は、協働のまちづくりを推進するために、自治会への支援を継続するとともに、様々なボランティア団体が地域で効率よく活動ができるように令和4年度から開設したボランティアセンターに必要な支援を行い、令和5年度から本格実施するボランティアポイントの普及啓発に取り組みます。

電算関係では、セキュリティ対策向上のため、ネットワーク機器の更新を行います。また、国の基幹系システムの標準化に向け取り組みます。

財源確保策といったしましては、ふるさと納税についても引き続き推進していきます。

以上、町の総合計画に基づいた視点で、令和5年度の方針並びに事業の説明をさせていただきました。

4、むすびに。

私は、町政運営の基本を「町民目線で、町民の暮らし最優先の町政を行いたい」と考え、「みんなで創ろう 住み続けたいまち よしおか」をキャッチフレーズに、これまでの施

策運営を行ってきました。

第6次総合計画基本構想を骨子に据え、「これまでの町の取組や地域の経過を未来につなげていく」ための取組を主体として、「思いを紡ぎ、未来につなげるまちづくり 吉岡」実現のために、引き続き今後の町政全般を組み立てていきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、いまだ先行きが見通せない状況ですが、健全な財政運営に配慮しながらも、町民目線を意識し、新しい時代に対応していくための新規政策に取り組んでまいりたいと考えております。

議員皆様には、特段のご支援、そして、ご助言やご提言をいただければ幸いでございます。ありがとうございました。

議長（岩崎信幸君） ただいま町長の施政方針の演述が終わりました。

この町長の施政方針に対する質問は、明日の議事日程（第2号）第1において、通告のあった3名の議員により行います。

散会

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

これにて散会します。

午後1時54分散会

令和5年第1回吉岡町議会定例会会議録第2号

令和5年3月2日（木曜日）

議事日程 第2号

令和5年3月2日（木曜日）午前9時30分開議

日程第 1 町長施政方針に対する質問（別紙通告一覧による No.1～No.3）

日程第 2 議案第27号 令和5年度吉岡町一般会計予算

（提案・質疑・付託）

日程第 3 議案第28号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

（提案・質疑・付託）

日程第 4 議案第29号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算

（提案・質疑・付託）

日程第 5 議案第30号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計予算

（提案・質疑・付託）

日程第 6 議案第31号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算

（提案・質疑・付託）

日程第 7 議案第32号 令和5年度吉岡町水道事業会計予算

（提案・質疑・付託）

日程第 8 議案第33号 令和5年度吉岡町下水道事業会計予算

（提案・質疑・付託）

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（11人）

1番	小林 静弥 君	2番	富岡 栄一 君
3番	飯塚 憲治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大志 君	9番	坂田 一広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畠 祐男 君	13番	小池 春雄 君
14番	岩崎 信幸 君		

欠席議員（2人）

6番	金谷 康弘 君	8番	村越 哲夫 君
----	---------	----	---------

説明のため出席した者

町長	柴崎 徳一郎 君	副町長	野村 幸孝 君
教育長	山口 和良 君	総務課長	高田 栄二 君
企画財政課長	米沢 弘幸 君	住民課長	小林 康弘 君
健康子育て課長	中島 繁 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一憲 君	建設課長	笛沢 邦男 君
税務会計課長	中澤 礼子 君	上下水道課長	大澤 正弘 君
教育委員会事務局長	高橋 淳巳 君		

事務局職員出席者

事務局長	福島 良一	主任	岸 美穂
------	-------	----	------

開 議

午前9時30分開議

議 長（岩崎信幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

これより、お手元に配付してあります議事日程（第2号）により会議を進めます。

日程第1 町長施政方針に対する質問

議 長（岩崎信幸君） 日程第1、町長施政方針に対する質問を行います。

質問をする旨の通告がありました3名の議員による質問を行います。

ここで説明しておきます。質問の持ち時間は、質問及び答弁を含めて30分以内です。

持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。

さらに残り時間がなくなったときにマイクの電源が切れますので、ご承知おきください。

その時点で、途中であっても質問者及び答弁者は発言を打ち切るよう協力お願いいたします。

最初の質問者は、1番小林静弥議員を指名します。

小林議員。

〔1番 小林静弥君登壇〕

1 番（小林静弥君） それでは、通告に基づき、町長の施政方針に対して質問いたします。

新型コロナウイルス感染症に対しての町の取組についてお伺いいたします。

施政方針の冒頭でも、また締めの部分でも新型コロナウイルス感染症に対しての影響についてお話をありました。町長就任から4年が経過しますが、その7割以上の期間、私たち議員もそうですが、コロナ対策について様々に行動を制限される状況の中で過ごすことを余儀なくされてきました。町の中でも産業、福祉、教育と、いろいろな方面で影響を受けてきました。毎日毎日新聞発表される新型コロナウイルス感染者数は、このところは減少の傾向を見せていますが、まだまだ予断を許さない状況については周知のとおりかと思います。

しかしながら、予定ではこの5月から感染症の分類が5類に移行される段階となりました。町長は、国のウィズコロナ、アフターコロナを見据えた方針に沿って進めていきたいとのことですですが、今まで国や県の方針に従い、行動制限や自粛の方向に、より安全に感染拡大防止のために対策を取られてきたことと思います。

今後吉岡町が先駆けとなるような施策や取組はお考えでしょうか。

ゆっくりと他の動向を見極めてから安全策を取っての対応も大切だと思います。でも、

それでは取り返しのつかない大切なタイミングを逸してしまうこともあるかもしれません。例えば、その中でも特に、子供たちに対する影響はどうでしょう。大切な発育期間の重要な部分をマスクを通してや黙って過ごすなどの感染症の対策に、想像もできないくらいの制限が加えられてきていることと思います。

この2月に文部科学省からの通達を受け、群馬県の教育委員会は、卒業式でのマスク着用について基本的に求めない方針も出されました。この3年間ほとんどの場面でマスク越しの顔とのお付き合いとなってしまった子供たちに卒業式ではできる限り全員でマスクなしの状態で式を行われることについては、賛成できるところではないかと個人的には思っています。

もちろん十分な換気や会話の制限といった対策も講じていただいた上で、晴れ晴れとした思い出づくりの場となっていただきたいと考えます。

これは私の考える教育関係の一例ですが、産業面、福祉面も併せて近隣市町村に、ひいては群馬県下に日本全国に吉岡町が先駆けて取り組むウィズコロナ、アフターコロナの施策をお考えはいかがでしょうか。お聞きします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 本日3人の議員さん方から施政方針に対する質問をいただきました。初めに、小林議員によりお受けさせていただきました。お答えさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症に対してウィズコロナ、アフターコロナの施策についてのご質問をいただきました。

初めに、卒業式におけるマスクの取扱いについてお答えします。

文部科学省及び県教育委員会からの通知、各校の感染状況等も鑑み、町立学校では卒業式の教育的意義を特別に考慮し、町立小中学校の児童生徒及び教職員は、式典全体を通じてマスクを着用せずに出席することを基本とします。

なお、様々な事情によりマスクの着用を希望したり、マスクを着用できない児童生徒や教職員もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないよう留意するとともに、マスクをつける、つけないことによる誹謗中傷が起こることのないよう、児童生徒への指導を継続して行います。

また、挙行日近辺における新型コロナウイルス感染症等の流行状況によっては、式典中のマスクの着用を原則とすることもございます。

なお、これら卒業式のマスクの取扱いに関する町の考え方については、既に保護者の皆様にお知らせし、理解と協力をお願いしました。

町立学校以外のマスクとの着用については、個人の判断に委ねることを基本とし、医療

機関の受診時や高齢者等、重症化リスクが高い人が多く入院、生活する医療機関や高齢者施設などの訪問時など、着用が効果的である場合や症状がある場合などはマスクを着用するなど、周知していきたいと考えております。

次に、コロナウイルス感染症については、年初は増加傾向でしたが、最近では減少傾向となっていて、感染症上の分類を5類感染症への移行後のワクチン接種等についても適切な対応を行いながら、感染状況等を注視しながら対応していきたいと考えております。

町としても国の情報発信に対応し、施策を進めていきたいと考えております。

新型コロナウイルスの流行により高齢者、子供たちには大きな負担となってしまいました。町としても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、各種施策を進めてきたところですが、アフターコロナを見据え、継続できる事業については継続し、引き続き支援を行いたいと考えております。

また、産業分野については、感染防止対策や外出自粛の影響により収益が悪化した業態と在宅需要によって収益を伸ばす業態があるなど、それぞれの特性により傾向に違いがあります。これまで、経済産業省などが行う業種別、業態別の動向調査や消費を需要側から把握する家計調査などの調査結果に基づき、基本的な方針の決定や具体的な施策が進められてきました。町としましては、今後も感染状況の動向に注視し、国や県の施策に速やかに対応し、ウィズコロナ、アフターコロナに取り組んでいきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） ありがとうございました。

まず、学校の卒業式に対してマスクの考え方についてお答えをいただきました。

全てマスクをなくすということにはなかなかならないかと思うんですが、やはりここ数年の卒業式、我々議員も以前は同席させてもらっていたものが今は町長ですとか議長、数名の参加にとどまらざるを得ない状況というのは重々承知しておりますが、その中でもやはり卒業前に皆さんで顔合わせてというのが1つのいい前進かと思いますので、今後そのように進むことを祈念いたします。

また、産業面、福祉面でもほかに先駆けてという感じはちょっと分からなかったんですが、やはり町として努力していただいているというのは分かりましたので、今後も引き続きお願いしたいと思います。

続きまして、町政運営の方向についてお尋ねします。

この施政方針の中で災害に対する備えの強化についてのお考えがありました。人口増加についての課題として、社会増加は伸びているものの、自然増加率の鈍化による年齢構成の高齢化が進めば、地域ぐるみでの防災や防犯の重要性が高まってこようかと予測できま

す。

今年度行われた町を挙げての総合防災訓練はとても有意義な取組だったと感じておりますが、年1回だけでなく、また、町全体をまとめてだけでなく、それぞれの地域で、また様々な季節の下開催されてもよいものかと考えます。

自治会に任せてと言ってしまえば簡単ですが、定期的に町から防災の情報や知識を、また、地域の結びつきを整えるためにも、具体的な吉岡町ならではの防災訓練の実施策をご一考いただきたいと考えます。

町長の防災訓練についてのお考えが昨年同様以上のものがあるのかどうかお尋ねします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 防災訓練についてですけれども、令和4年度の総合防災訓練につきましては、自治会の皆様をはじめ、多くの関係機関の方々にご参加いただき、私としても大変有意義な訓練ができたと感じております。

町全体での総合防災訓練は、以前の一般質問でも申し上げましたが、準備作業等を考慮し、これまでどおりおおむね2年に1回程度のペースで実施してまいりたいと考えております。

また、それぞれの地域での防災訓練についてですが、本年度も自治会連合会定例会にて自治会ごとの防災訓練の実施を呼びかけ、その結果、北下地域、駒寄地域、小倉地域、この3つの自治会で防災訓練等を実施していただきました。

また、先月2月18日には町主催で群馬県河川課、渋川土木事務所の協力の下、風水害を想定し、住民それぞれの避難行動計画を作成するマイ・タイムラインの講習会を昨年の漆原東に続いて、今回は漆原西自治会にて実施いたしました。

来年度以降につきましては、町といたしましてもこれまで以上に各自治会に働きかけを行い、今月近日中に町内全世帯に配布予定の新しい災害ハザードマップを活用しながら、なるべく多くの自治会での防災訓練の実施を目指していきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 小林議員。

[1番 小林静弥君発言]

1 番（小林静弥君） 総合防災訓練は、今お答えをいただいたように、準備等もあり、毎年、また1年に何回もというのは大変だということで分かりました。

その2年に1回を今後続けていかれるということであれば、それがより充実されるものを深化させたものにどんどん進めていっていただければと思います。

また、そうしますと、各自治会ごとの防災訓練、これが重要になってくるかと思うんですが、先ほど言われたように、今年度も町内で何か所か自治会ごとに防災訓練が開かれて

いるということです。自治会は13ありますから、毎月毎月やっても1年で1周ぐらい町内全域が防災訓練ができるのかなとは思いますけれども、それぞれの自治会の都合もありますから、これを今すぐ毎月どこかの自治会でというようなことは決められないと思いますが、ただやはり、地域ごとの防災訓練、これは何かあったときにはいかにそれが日頃から慣れているかというのは重要になってくるかと思います。

この前近くの自治会で聞いた話ですけれども、最近は今の答弁についてちょっとお尋ねするんですけれども、地域ごとの防災訓練ということで、地域ごとに消火栓やホースがあるかと思うんですが、いざというときに、これらがその自治会ごとに地元の人が誰でも使えるような状況になっていないと意味がないんじゃないかなということが話が出ました。

それもそうだなと思いまして、この防災の訓練を充実させてほしいという話を今させてもらったわけなんですが、町長の演説にもありました防災、災害に対する備えという、備えの強化ということで、各自治会を回るような移動防災訓練等、そういった地元の人がいつでも扱えるようにしておく、地元の防災、それを進められるような周知、またはイベント性を付け加えて行う、そういう考え方はいかがでしょうか。おありでしょうか。

また、現状についてどのようにになっているか、知っているところを教えていただければと思います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町長（柴崎徳一郎君） 先ほどもお話しさせていただいたように、今年度につきましても毎月開かれております自治会の連合会定例会がございますので、そういう中で自治会のほうに広報、周知していきたいと。希望があれば、町としても一緒にやっていきたいということで予定しております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

[1番 小林静弥君発言]

1番（小林静弥君） 分かりました。

それでは、自治会との連携を密にして今後も進めていただければと思います。

続きまして、防犯についてお聞きします。

大綱の5つ目、紡ぐ5 緊急時対応への備えの充実とあります。この中で、交通事故や犯罪の少ないまちづくりとして、交通安全対策事業について、通学路点検やヘルメット購入補助など、子供たちの交通安全に対しての取組が挙げられていました。交通安全はとても大切ですから、これはこれで大切だと思います。

では、犯罪の少ない町を明言できる施策はどうでしょう。昨今ニュースでも報道されることが多くなっている特殊詐欺の被害、さらにエスカレートして、強盗の被害などがあり

ます。また、デジタル化が進むことで個人情報が漏洩し、犯罪に使われたり、青少年や高齢者が犯罪に巻き込まれたりと、新しい懸念が増えているようです。

これまででも防犯パトロールや子供やお年寄りの見守り事業など、力を入れてこられていくと思いますが、新しい施策のお考えがありましたら、犯罪の少ないまちづくりについてお聞きしたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 防犯については、議員ご指摘のとおり、最近は高齢者の特殊詐欺被害だけではなく、強盗被害、また、学校周辺の不審者の出現やインターネットを介しての犯罪など、犯罪の多様化、凶悪化が懸念されているところでございます。

これまで町の防犯対策として、ハード面で防犯カメラや防犯灯の設置、また、ソフト面で防犯パトロールや防犯啓発などを町防犯委員会をはじめとする防犯関係団体や吉岡町交番、渋川警察署などと協力しながら行っております。

今後の新しい施策につきましては、これまでのソフト対策を継続しながら、現有設備の見直しも進めていきたいと考えております。

具体的には、これまで設置した防犯カメラをより犯罪抑止に効果的な場所に移設を検討するなど、吉岡町交番や渋川警察署の意見も聞きながら進めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） ご答弁の中で、ハード面の防犯カメラ、防犯灯、それから、ソフト面の中でパトロール等、これからも充実していってもらいたいと思います。

そこで、その答弁に対して1つお聞きしたいんですが、現状はそれでいいかもしれません、やはりこの人口増加の町において、人口が増えるということはその分地域の結びつきが増えた分深くなるかというと、そうでもないと思います。やはり、防犯ということは、昔から向こう3軒両隣という言葉があるように、ご近所さん付き合いが大切かと思います。人口増がこのまま防犯に役立てるような取組も必要になってくるかと思うんですけども、人口増と地域の結びつきをいかに連携させていくか。その辺の町長のお考えがありましたらお聞きしたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 議員ご指摘のとおり、今地域の中において人と人との希薄さというのがちょっと目についております。その点をこれからも人と人とのつながりを重視できるような、そういった事業が防犯に限らず、いろいろなところでそういう展開ができるよう

進めていけたらと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 分かりました。ぜひいろいろな施策を進めていただければと思います。

続きまして、吉岡町の将来像についてお聞きします。

町長は、将来像実現のために、吉岡町総合計画の中で重視する点として、ブランド力と郷土愛について取り上げておられます。町民目線でこの言葉から連想してみると、吉岡町といつたら何かとの問い合わせに対し、真っ先に思いつくもの、自慢できるもの、期待しているもの、これが吉岡町に住んでいる理由だと言えるもの等々、吉岡町といつたらこれだと具体的なイメージを想像させる言葉、この吉岡町といつたら何かというのをそういう言葉になっているのではないかでしょうか。

そうしたときに、自信を持って吉岡町の話ができるとは何でしょう。例えば子ども・子育て支援が充実している町、社会福祉が充実している町、働きやすい町、住みやすい町、住み続けたい町と、目標としているイメージと実際に住民がそう思っているかというと、年齢や職業、住んでいる場所や立場によって様々あるかと思いますが、必ずしも自信を持ってこうだと言えるものは、残念ながら声を大にして言えるかと言えば、まだまだ不十分なところがあるかと思います。

例えば群馬県で考えたらどうでしょう。分かりやすいところでは、群馬県といえば温泉というふうに、温泉に代表されるような観光資源、群馬県といえば総理大臣と言われるよう、総理大臣輩出戦後最多の人材資源。ほかにも世界的に有名な食品工場や自動車工場などもあります。その中でも群馬県のキャラクター、ぐんまちゃんはゆるキャラ日本一になるなど、知名度は全国レベルであることは皆さんご存じのことだと思います。吉岡町のイベントや職員の名刺などにもぐんまちゃんの姿が見られることも多いのではないかでしょうか。

さて、ここで吉岡町といつたらこのキャラクターと言えるような吉岡町のご当地キャラの誕生する可能性はいかがでしょうか。

お隣の榛東村でも渋川市でもオリジナルキャラクターがいます。先ほどの子ども・子育て支援が充実している町、社会福祉が充実している町、働きやすい町、住みやすい町、住み続けたい町、このような町のイメージを自信を持って言えることこそ郷土愛に結びつくものではないかと思いますが、そして、そのシンボルとしてのイメージキャラクターが吉岡町にもあってよいのではないかと私は考えるわけです。

町長はいかがでしょうか。町制30周年を超えたこのタイミングで、また、コロナ禍でのアイデアを生み出せる時間的状況のある時期に町民に明るい話題づくりとして、また、

町のブランド力の1つとしてこのような考え方もあるかと思います。

町長は、吉岡町のオリジナルキャラクターを誕生させることについてのお考えはいかがでしょうか。お尋ねします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 全国的なゆるキャラブームの下、多くの自治体がオリジナルキャラクターを作成し、地元の名産、特産品、また観光地をPRしてきました。本町では、これまで独自のキャラクターを作成、設定することはありませんでした。そのため、現在吉岡町で使用できるキャラクターはございませんが、全国的なキャラクターブームの低迷やぬいぐるみ等の作成後における維持管理費等を総合的に勘案した場合、現時点での作成は考えておりません。

なお、町ブランド力の向上ということであれば、オリジナルキャラクターではなく、違った形での「住み続けたいまち よしおか」に向けての各種施策の情報発信を進めていきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 小林議員。

[1番 小林静弥君発言]

1 番（小林静弥君） 現実的なところで考えれば、今ゆるキャラを作るということについてのメリットよりデメリットのほうが多いのかなというように町長は考えていらっしゃるのかなと、今の答弁で受け取りました。

確認ですが、首長の思い1つでその地方自治体においては進む企画、なくなる企画あると思うんですけれども、今現実問題を勘案すること抜きにして、町長自体はゆるキャラは好きですか、嫌いですか。お尋ねします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町 長（柴崎徳一郎君） ゆるキャラは、みんなを楽しませてくれるという思いでおります。

議 長（岩崎信幸君） 小林議員。

[1番 小林静弥君発言]

1 番（小林静弥君） それでは、嫌いではないんだなということで、今受け取らせていただきました。

楽しませてくれるということで、今後またそういう機会があれば考えていただければいいのかなと思います。

では、もう一つ郷土愛についてお聞きします。

「みんなで創ろう 住み続けたいまち よしおか」のキャッチフレーズですが、とても

すばらしい言葉だと思っています。ふるさと吉岡を町民みんなが大好きで、世代を重ねて住み続けたい。そして、「思いを紡ぎ、未来につなげるまちづくり 吉岡」の第6次総合計画基本構想を取り入れた「紡いで」「つなげる」まちづくりも時代に合った共感できるものと考えます。未来へ向かって発信していくふるさとの吉岡町がイメージできます。そのイメージは、人口増加、インフラ整備、教育福祉の充実、産業発展などなどです。

しかし、都市計画を進める一方で、人口増加の町内地域格差もあることは事実としてあります。誰もが住み続けたい吉岡のさらにその先の地元、例えば自治会の地域単位で住みやすい、住み続けたいと言えるような施策をバランスよく公平感を感じられるように、町全体を見渡して執り行っていただきたいと思います。

地元が大好きと言える郷土愛の集合体が「みんなで創ろう」の基になるのではないかと思います。町長のお考えをお尋ねします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 第6次吉岡町総合計画では、将来像である「思いを紡ぎ、未来につなげるまちづくり 吉岡」を実現するため、6つの基本目標を「紡ぐ1」から「紡ぐ6」で設定しております。

その目標の「紡ぐ6」では、将来を見据えた行財政運営の推進として、自治会などの地域活動の活性化を促進し、町政と住民が共に力を合わせた協働のまちづくりを推進しております。

この協働のまちづくりは、住民の方がこの吉岡町に愛着を感じ、住み続けたいと思う気持ちがなければ決して実現するものではございません。

ここで、総合計画策定時において事前に行われたアンケートを紹介しますと、吉岡町に愛着を感じていると答えた割合が74%、今後吉岡町に住み続けたいと答えた割合が83%と、共に高い水準を示しております。

この結果を将来にわたり維持、向上させることは、将来像を実現するための重要なポイントであり、今後も住民一人一人がこの吉岡町を自らの町として、また、ふるさとであるという郷土愛を今まで以上に育んでいただくためにもバランスよい施策と運営が必要不可欠であると考えております。

この点を十分意識した上で、「みんなで創ろう 住み続けたいまち よしおか」の信念の下、共に吉岡町をつくり上げていければと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） ぜひとも町民全員がまた住みやすい町というふうに思えるような、そういう

ったまちづくりをお願いします。

私も一議員として、また一町民として全力で応援したくなるような町の施策が今後増えますことを期待して質問を終わりにします。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、小林静弥議員の質問が終わりました。

次の質問者の用意を行いますので、ここで休憩を取ります。再開を10時10分といたします。

午前10時02分休憩

午前10時10分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

次の質問者、4番廣嶋 隆議員を指名します。

廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君登壇]

4番（廣嶋 隆君） 議長への通告に基づき、町長施政方針に対する質問をいたします。

1、町政運営の方向性について。

計画された大規模事業等の検討を進めていきたいとありますが、具体的な大規模事業名についてお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 廣嶋議員のほうから質問いただきました。計画された大規模事業等の具体的な事業名はということでございます。

計画された大規模事業等の具体的な事業はとの質問ですが、主なものとして、1つ目は、老朽化した給食センターの整備についてでございます。

まず、給食の提供方式が令和4年度にセンター方式での整備が決定いたしました。給食センターの施設整備手法について民間資金等の活用が可能かどうか検討を行いましたが、調理食数の問題から難しいとの結論に至りました。

よって、施設整備は公共事業で行う方向で、現在建設用地の選定作業を進めております。

また、公共事業で施設整備を行う場合、財源確保が問題であることから、財源確保のための情報収集を同時にしている状況でございます。

2つ目は、八幡山グラウンドの拡張計画となります。従来から八幡山グラウンドの拡張に向けてレイアウトや規模等を検討してきたところですが、事業実施に当たり多額の予算が見込まれることから、歳入確保に向けて関係機関と協議してきましたが、思うような財源の見通しが立っておりません。

今後も財源確保に向け情報収集に当たりたいと思っております。

3つ目として、駒寄スマートインターチェンジ西側の工業誘致エリアについてです。駒寄スマートインターチェンジ西側の工業誘致エリアについては、自治体の業務が新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や支援に集中していた面もあり、群馬県や前橋市等をはじめ自治体間の情報共有や事業の実現に必要な要件の整理、確認などが計画的に実施できなかったことは否めません。

今後は、事業の実施手法や要件などについて調査を継続し、事業の実現性を含め、具体的な計画や工程について検討を進めたいと考えております。

以上が主なものとなります。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4 番（廣嶋 隆君） 初めに、給食センターについて挙げられました。令和4年度は、給食センターの基本計画策定の予算が計上され、令和5年度については基本計画発注支援業務委託が計上されております。今後給食センターについての取組はどのように考えているのかを伺います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町長（柴崎徳一郎君） 今議員おっしゃられたように、令和4年度基本構想の策定を今進めていけるところです。それを基本に、今後の予定表等を計画していきたいというふうに考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4 番（廣嶋 隆君） 2番目に挙げました八幡山グラウンドの拡張について伺います。
八幡山グラウンドの整備に関しては、令和5年度に何らかの予算が組み込まれているのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町長（柴崎徳一郎君） 令和5年度には基本構想を立てたいという思いで予算計画を樹立させていただいております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4 番（廣嶋 隆君） 2番目の学校部活動移行と絡みがあるんですが、実は2月26日にはヤマダホールディングス陸上部による吉中の陸上部の勉強会というか、講習会がありました。

吉岡町とヤマダホールディングスは、包括連携協定を締結しており、その中に連携事項の1つとしてスポーツ振興に関することが入っております。

地元テレビ局のニュースでも取り上げられ、今後も何回か陸上部、吉中を指導するという話がニュースの中ありました。

そのためにも、八幡山グラウンドは早急に整備を進めるべきではないかと思います。ただ、町長のお話の中にあったように、財政の問題等がありますので、この辺を何とかクリアして、陸上だけじゃなく、吉中は各運動部、または文化部についても過去優秀な成績を収めているわけです。駅伝については全国大会で優勝しており、吹奏楽については全国ボピュラーステージで全国優勝しております。

こういう中で、または、サッカーチームも全国で3位になっており、400メートルトラック及びサッカー場の建設は以前からも各議員からも要望が出ております。

この辺を早急に財政を立てていただいて取り組んでいただきたいと感じております。

次に2番目、令和5年度の方向性について。

大綱2つ目の「紡ぐ2 「学びのまち・吉岡」の推進」の中で令和5年度から始まる学校部活動の地域移行について取り上げられておりません。移行に伴い、保護者の経済的負担などが見込まれます。なぜこの項目が令和5年度の中に入っていないかったのか。学校部活動の移行について無関心なのか。町長の見解を伺います。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 部活動について質問いただきました。

町では休日の部活動の段階的な地域移行に向け、国が定めた令和5年度から令和7年度までの3年間の改革推進期間に先駆け、今年度、令和4年度から検討委員会の発足、生徒、保護者へのアンケート調査、中学校部活動顧問や地域スポーツ指導者との意見交換など、様々な取組を実施してまいりました。

また、令和5年度の当初予算においてもスポーツ少年団指導者の資格取得や更新などに要する費用などについて計上させていただいております。

学校部活動は、長年にわたり多くの生徒や保護者、学校関係者が深く関わってきたものであり、その在り方は国民的な関心事項となっております。

昨日の施政方針の中で具体的な事業として触れておりませんが、私といたしましては、学校部活動の地域移行に関しましては、地域の子供たちは学校を含めた地域で育てるという認識の下、令和5年度以降も引き続き丁寧に取り組むべき重要な課題であると十分に認識しております。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 今町長は、予算的な面に関しては、令和5年度部活動地域移行検討委員会の謝礼として26万4,000円が計上されており、なおかつ、部活動地域移行に関わる交付金が87万3,000円が計上されております。委員会の謝礼と、恐らく交付金というのとは、お話をあったように自動車とかもろもろのお金だと思いますが、具体的に保護者の経済的負担に対する予算化というのはこの中に入っていないわけです。

まだ実際には移行していないから、どれだけ具体的にどういうものが発生するかというのは分かりません。ただ、ここで1つ問題なのは、スポーツ少年団とか、そういうところに恐らく移行先が見込まれていると思うんですが、特に文化部の吹奏楽については、全国的にも部活動の部員数が一番多い活動部になっております。そういう中で、学校が場所を提供する、もしくは教える先生、この移行に関しては先生の時間的な問題を解消するのも1つの目的にあると思うんです。

そういう中で、特に吹奏楽部というのは吉岡町にそういう活動しているところがないように見受けられます。そういう中で、町としても、また教育委員会としてもその辺今後どういうふうに考えていくのか。これは、一般質問の中で質問することになっておりますので、ここでは細かいことはお話しいたしません。ただ、そういう問題が移行に関してもろもろ出てくるわけです。

もう一つ問題なのは、生徒、子供たちが学校での指導者の方針に対して土日移行した移行先の指導者のこの指導の方法の違いとか、そういうものが発生すると非常に戸惑うケースが出てくるわけです。その辺どのように町は調整していくのか、町長のお考えを伺いたいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） いろいろな問題がこれから起きてくるかなという、そんな思いでござります。

文化団体についても当然文化協会さん等とのまた話もしたり、また、父兄と保護者の方とのいろいろな話をしていかなくてはならないかなと、そんなふうに思っております。

それから、学校の指導方針に沿った部活動、これは当然それに合わせていかなくてはならないと思うんですけども、たまたま自分ごとなんですけれども、自分はソフトボールのほう担当しているんですけども、ソフトボールの中においてたまたまスポーツ少年団にソフトボール部がないという中において、地域の中でそのソフトボールを見てくれる方がいないかという、そういう方を探しの中に一緒に加わったんですけども、そういう中

においてそういう指導者の方は、中学校の先生の指導方針に沿って一緒にやっていきたいと。そんなお答えもいただいております。

そういった中で、地域の中で多くの指導者さんに声かけをして、中学校の部活動に沿えるような、そんな先生を、指導者をこれから発掘していくかと。

教育委員会でもまた細部にわたってその地域移行については、令和5年度に入ってしっかりと取り組んでいくということでご理解いただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4番（廣嶋 隆君） 生徒たちが自由活発に活動できるように、また、学校の指導者と地域移行した先の指導者の間に入つてうまく指導ができるように、つなぎをしていただきたいと思います。

次に、大綱6つ目の「紡ぐ6 将来を見据えた財政運営の推進」の中で、ふるさと納税について引き続き推進するとあります。2月3日付の地元新聞によりますと、2021年度実質収支試算額では実質赤字の前橋、藤岡市を除けば33市町村で下から2番目となつております。財源確保策とするなら、引き続き推進ではなく、強力に推し進めるべきではないか。町長の見解を伺います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町長（柴崎徳一郎君） ふるさと納税については、これまでその強化充実についてご指摘をいただきました。ご存じのとおり、平成30年度763万7,429円だった歳入額は、令和元年度456万6,000円に一旦落ち込んだものの、令和2年度にはふるさと納税サイトの拡充などにより1,266万1,000円、令和3年度については1,453万8,000円という結果になっております。

そして、今年度については、定例会に提出させていただいた補正予算では、個人のふるさと納税としては、当初予算で1,660万円を140万円増額し、合計1,800万円となる増額の補正を計上しており、また、2月28日現在で1,839万5,000円の寄附を頂いております。

このように地道ではありますが、寄附額は増加傾向ということになっております。

令和4年度に入ってからの強化充実策としましては、ほぼ専属に近い状態で職員を1名配置し、ふるさと納税の業務に当たっております。このことにより、以前より業務を着実に進めることができるようにになっております。

また、ふるさと返礼品の発掘を目的に、積極的に事業者、17事業者への訪問等を実施し、そのうち9事業者において実際に返礼品を登録されました。

令和5年2月8日からは、県内でも吉岡町を含めて3市町、これは太田市と伊勢崎市、この3市町しか導入していないPayPay商品券を県内の他市町村に先んじて導入いたしました。そして、ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」「さとふる」「楽天」に加えて、令和4年7月に「au PAYふるさと納税」、そして11月1日から「ふるなび」、11月14日から「セゾンのふるさと納税」の運用を開始し、吉岡町のふるさと納税へのアクセス機会の増加を図っております。

また、PRの充実として、インターネット広告を実施し、11月18日から12月20日の間なんですが、年末の繁忙期におけるふるさと納税の増額を目指しておりました。

なお、2月16日の新聞等の報道では、返礼品経費違反8%という記事が読売新聞に掲載されました。これは、総務省のふるさと納税指定制度の基準で経費の総額は5割以下とする基準で、全体の8%に当たる138市町村が違反に該当し、総務省から超過している自治体に警告書が送られたということでございます。

吉岡町としては、このような基準やルールを守りながらも、できる限りの策を講じ、地道に強化充実を図り、総務省の基準等の様々な制約のある中でも今後もふるさと納税寄附額の増加を目指していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 様々なところにアクセスして活用しやすい方針が取られてきております。

そして、地道ではあるが、年々増加傾向にあると。

ぜひこれを推し進めていただき、実は、先般千代田町に広報の研修に行ってまいりました。千代田町は、群馬県でも非常に利益率が高いというか、そういう実績のある町であります。ぜひ下から2番目ではなく、努力していただき、今後も財源確保の策になるようお願いしたいと思います。

以上をもちまして、廣嶋 隆の町長施政方針に対する質問を終了させていただきます。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、廣嶋 隆議員の質問が終わりました。

次の質問者の用意を行いますので、ここで休憩を取ります。再開を10時40分といたします。

午前10時30分休憩

午前10時40分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

次の質問者、13番小池春雄議員を指名します。

小池議員。

[13番 小池春雄君登壇]

13番（小池春雄君） それでは、通告に従いまして、施政方針に対する質問を行います。

まず、第1点目でありますけれども、我が国の子供の出生率が低下し、直近の調査でも出生率が80万人を割るという状況が出ております。将来国としての存亡に関わる問題として、国でもこども家庭庁を創設し、施策を講じようとしております。

吉岡町でも「子どもを育てるなら吉岡町」をスローガンに政策を進めてきましたが、国の動向を見据え、より充実した政策を進めたいというふうに言っておりました。18歳までの医療費無料化は、県が半額出し、全県的に実施されることであり、前進であります。ようやく保育料の無料化に取り組むようで、これも評価したいと思います。

しかし、学校給食費の無料化におきましては、県内では大変多くのところで進んでおります。しかし、当町では子供3人以上の家庭を対象として無料を実施です。食材費に対しての補助950万円と「子どもを育てるなら吉岡町」と言っていたので、吉岡町に定住してよかったですと言える施策として、無料化をぜひとも実施をすべきではないかというふうにお尋ねします。これは、12月にも質問していたんですけども、全く同じ回答だったですけれども、これが実現されるまで私は粘り強く求めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 3番目に小池議員のほうから質問をいただきました。

学校給食費につきましては、町では現在1人当たり年間1万450円分の学校給食費を支援しております。今年度からは、第3子以降の学校給食費を無償化する制度を導入いたしました。また、食材費高騰分を保護者への負担に転嫁することのないよう、国の臨時交付金などを活用し、対応しております。

現在も物価高に伴う食材費の高騰が続いているが、今後も給食費の保護者負担の増加につながることのないよう、対応してまいりたいと考えております。

しかしながら、今後も児童生徒数の増加が見込まれる現状は変わりありません。給食費については、保護者の負担軽減についても考慮しつつ、一定の負担を求めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

[13番 小池春雄君発言]

13番（小池春雄君） 私の質問と同じことの繰り返しになるんですけども、今のことについては、角度を変えて質問しますが、県下でも相当数、過半数を超えてるところがもう無料化しております。それは、様々要因があるでしょうけれども、町長は「子どもを育て

るなら吉岡町」ということですから、これほど町は学校の教育に対して町が面倒見てくれるんだなというなら、吉岡町がいいなというので、選ばれる町というものを私は目指すべきだと思うんですけれども、ある部分は進んでいるけれども、ある部分ですごくまだ遅れていると。吉岡町がやっぱり群馬を見たときやっぱり一番だよねと言われるようなまちづくりというものを私は目指すべきだと思うんですけれども、町長、そこについてはいかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町 長（柴崎徳一郎君） 小池議員のおっしゃりたいことというのは重々承知でございます。しかしながら、吉岡町としては、給食センターの、先ほど話しました建設事業をはじめ、吉中や駒小の校庭拡張整備事業、ソフト面ではG I G Aスクール構想に伴い導入した1人1台端末の更新など、子供たちの教育環境を整備するため、今後大きな費用が必要となってまいります。

このようなことからも、給食費につきましては、繰り返しとなります、保護者の負担軽減についても考慮しながら、一定の負担を求めていきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

[13番 小池春雄君発言]

13番（小池春雄君） 保護者負担の負担軽減を考慮しながらと言うんですけども、その回答はもう何回も聞いていますけども、町が補助した、物価高騰で食材を補助していると言うんですけども、これは国からの交付においてそれを利用しているわけですから、町が独自で町から財政を出しているというわけではありませんから、国からの交付金を充てているだけの話で、そうじゃなくて、町長、吾妻町は全域ですよね。隣の渋川市も実施していますけども、そういう実施している市町村を見たときに、町長はどういうふうに考えますか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町 長（柴崎徳一郎君） 先ほどもお話ししましたように、できれば小池議員の意向に沿うような方向で進められればと思いますけども、吉岡町、現在人口増加の町として悩ましいところはいっぱいございます。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

[13番 小池春雄君発言]

13番（小池春雄君） それでは、町長の、先ほども答えたんですけども、せめて全額無料にできなかつたら、半額からスタートしようという考えにはなりませんか。第3子からは無料

とするというんですけれども、その第3子というのは今年度で何人ありますか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町長（柴崎徳一郎君） 数は控えておりません。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

[13番 小池春雄君発言]

13番（小池春雄君） どなたか分かるでしょう。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町長（柴崎徳一郎君） 通告にございませんでしたので、数を控えておりませんので、申し訳ないんですが。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

[13番 小池春雄君発言]

13番（小池春雄君） 町が3子から無料にしていますよと。胸を張るところまでは言わないですけれども、そういう感じなんですよね。その3子というのは何人が該当するんですかということなんですよ。その程度分かるんじゃないですか。通告であるとかならないの問題じゃなくて、予算取りだってしているんだから、幾らか予算だということ、そんなの分かるでしょう。

議長（岩崎信幸君） 暫時休憩します。

午前10時48分休憩

午前10時49分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町長（柴崎徳一郎君） 第3子以降の無償化につきましては、令和5年度の当初予算で92人を見込んでおります。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

[13番 小池春雄君発言]

13番（小池春雄君） ごく限られた人数ですよね。2,000人くらいいるわけですから、これが見ると、いわゆる小学校に入っている子供が3人ですよね。3人子供がいればじやなかつたですよね。第3子から、3番目の子供からですか。それとも学校に3人いれば、1人が小学校1年生から義務教育の中に3人いれば、3人目はただになる。年が離れていれば

対象、保育園だとかになっちゃうと、それは対象にならないでしょう。

議 長（岩崎信幸君） 暫時休憩します。

午前10時50分休憩

午前10時51分再開

議 長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町 長（柴崎徳一郎君） 小池議員お見込みのとおり、小学校から中学校まで義務教育の中に3人
ということでございます。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

[13番 小池春雄君発言]

13番（小池春雄君） そういうふうになると、本当に間隔は同じでも、子供が3人いても間隔が
近いと対象になるけれども、ちょっと離れると対象にならないということなんですね。

これもやっぱり私は考えるべきところだと思うんですよね。それですと、少なくとも町
長、どうでしょうね。いきなり無料にできなければ、これ文教厚生常任委員会でももう何
回か町に対して要望していますよね。無料化求めていますよね。

そういう意味もありまして、私議会全体としてもその制度にいや反対だという人という
のはいないと思うんですよ。そうしたら、取りあえず半額からスタートしようとか、町長
は、今後の予定はまるっきり拒否するんじゃなくて、含みを持たせていますよね。そうで
あれば、できる部分ってやっぱりやっていくべきだと思うんですけども、いかがでしょ
うか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町 長（柴崎徳一郎君） もちろん順次という思いではいるんですけども、町の財政状況等を鑑
みながら進めていけたらと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

[13番 小池春雄君発言]

13番（小池春雄君） 同じことって、町長そこ一步、もう一度だけ確認します。今までの委員会
に対する回答もそこまでなんですよ。そこから一步出られませんかねと私は尋ねているん
ですけれども、いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町 長（柴崎徳一郎君）　自分は第一歩として、第3子を始めたつもりでございます。

議 長（岩崎信幸君）　小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君）　そこはもう皆さん承知しているところなので、その現状から一歩出ませんかという話なんですけれども、それ以上は出ないようですので、それでは、2点目の奨学金の創設について、これも委員会で要望してきたんですけれども、町が言うのは、各種いろいろな制度があるから、その制度使ったらどうですかという回答なんですよ。今までの回答が。

ここにもありますけれども、奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進というので、これはずっと町が言っているのは独立行政法人日本学生支援機構、ここから金を借りればいいじゃないですかと言うだけなんですよ。私たちというのは、そうじゃなくて、もう県下でもたくさんのところが奨学金制度をつくっていますよ。ですから、町も奨学金制度をつくったらいかがですかというふうに質問してきたんですよ。

ここに今年の1月24日の桐生ですけれども、貸与型奨学資金希望者募集というのが出ているんですよ。無利子、1日から。奨学金は、大学生が年額40万8,000円、月額3万4,000円、高校生が同9万6,000円、月8,000円と、こういう制度なんですよ。

でも、皆さんは今までこの独立行政法人日本学生支援機構から、このところを教えますというだけなんですよ。そうじゃなくて、群馬県でももう半数以上がこの奨学金制度をみんな持っているんですよ。だけれども、町は、ずっとこの独立行政法人のここを紹介しますというだけなんですよ。

これで足りればいいんですが、これが足りないから私は町独自の制度をつくったらいかがですかと言っているんですよ。

これは、だから町長は、やりたくないと言うんですけども、やりたくないその理由は何か、そこを教えてください。なぜそれをしたくないのか。

議 長（岩崎信幸君）　柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君）　現在国や県などで高校生や大学生を対象とした修学支援に関する様々な取組が進められております。これまでも奨学金制度の創設に関しては、何度かご質問をいただき、町としての考え方を述べさせていただきました。

町としては、現時点において独自の奨学金制度を導入する考えはございません。その理由をご質問されておりますが、既に国や県において今小池議員がお示ししたもの以外に幾つかの奨学金制度、修学支援制度及び事業が存在し、制度等を活用していただくことで、

決して十分とはいえないまでも、カバーできるものと考えているからでございます。

町の将来を担う子供たちの夢をかなえるための手助けとなる資金ではありますが、国や県による制度状況等、いろいろな側面や町の財政状況等を踏まえた上で総合的な視点に立った検討が今後も必要であると考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 全く町長、私の言うことを理解していないです。直近ですから、桐生市はなぜ奨学金制度をつくったんでしょうね。今町長が言うように、それで足りるんだったら、町が年間に40万円なんか支障ないでしょう。足りないから貸すんでしょう。その町長の論理というのは成り立たないんですよ。

それで足りていれば、それぞれの市町村がそんなものつくる必要ないですよ。足りないからこそ市町村がつくっているんですよ。そう思いませんか。いかがですか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 町の財政状況等を鑑みて進めたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、これ貸すお金ですから、財政、町に財調がないわけじゃないでしょう。財調たくさんあるでしょう。貸すんですから、銀行に財政調整基金積み立てているんですから、いろいろな基金があるじゃないですか。いろいろな基金だってあるじゃないですか。ここには私は、できればそれちゃったほういいですよ。くれるというか、いろいろな条件をつけて。

しかし、貸してあげてくださいという話なんですよ。貸すことも嫌だと言うんですから、それじゃ、町長、町を運営する、その執行の最高責任者と私言えないと思いますよ。だって、自分ところにいるその町民といえば自分のファミリーだという考えがなければ、どんな子も取り残さない、全ての子に対して教育の機会を均等に与えていくというのが本来の町長の使命じゃないですか。

これ何回も言っても、他のいいところをお知らせしても、一歩も出ない回答ですから、私はあえてそれ以上言いませんけれども、次に、3番目ですけれども、生理用品をプライバシーに配慮した方法で自由に使用できる支給を委員会は求めました。

様々な理由をつけて実施がされていませんけれども、なぜなのかというのを児童の立場に立った対応とは理解できないんですよ。これ今まで何回も言っているんですけども、子供たちの機微に係る問題なんですよ。今学校は、養護の先生のところに行けば先生があ

げるというふうになっていますけれども、私の家ではなかなか買ってもらえない、十分にない、買うにお金がかかりますから、だから自由に使えるものを設置したらいかがですか。これ議会全体の要望なんですよ。

サニタリーボックスであるとか、紙おむつを町が保育園クラスに回収するということにはすぐ対応できたんですけれども、私はなぜこれが対応できないのか意味が分からんんですけれども、もう一度確認いたしますけれども、どうですか。人間の機微に係る問題というところをどういうふうに考えているかお尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町長（柴崎徳一郎君） 今回も文教厚生常任委員会からの要望書に対しましては、児童生徒が外出した際などに利用する店舗や様々な施設のトイレには現状生理用品がほとんど常備されていない社会状況があります。

生理が始まって間もない月経周期の体の状況に向き合いながら、自分の生理用品は自ら準備しておく習慣をしっかりと身につけさせることが学校教育の大きな役割の1つであり、ひいては児童生徒を守ることにつながると考えております。

のことから、学校ではプライバシーというよりも生理用品は保健室にあることを周知する貼り紙をトイレに提示しておき、手渡しによる支給を丁寧に行っていく方法がよいと考えておりますと回答させていただいており、私も現状では学校及び教育委員会の考え方を尊重したいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

[13番 小池春雄君発言]

13番（小池春雄君） それでは、その生理というものはセンシティブでデリケートな個人情報だというふうに考えませんか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町長（柴崎徳一郎君） 個人情報というよりは児童生徒を守る1つの大切な役割であると考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

[13番 小池春雄君発言]

13番（小池春雄君） もう一度言います。生理というものは、確かに今言われたことは分かりましたよ。私は生理になったとか、生理になったので保健室に行くとか、行って言えば先生くれるというふうになっていますけれども、それは、センシティブでデリケートな問題、要するに機微に係る問題ではないんですかというふうに聞いているんですよ。そこどう思

いますか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町 長（柴崎徳一郎君） 女性にとってはデリケートな問題であると考えております。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

[13番 小池春雄君発言]

13番（小池春雄君） ですから、そういうデリケートな問題ですから、中学校というのは当然共学ですから、私は覚えています。あの子は何で保健室に行ったのかなと。今と昔は違うかもしれませんけれども、そういう目で見る問題があるから、様々な市町村というのはトイレに設置をしているというふうに言われているんですよ。

でも、その域から吉岡町は全くまだ出られないで、議会で求めてもそのことが進まないと。これ以上このことも言っても仕方ないので、これは個人情報だということを理解していただきたい。

それから、町長の回答の中で、なお、貧困対策として生理用品の支給については、令和4年から就学援助対象世帯に対して申請に基づき、年間1児童当たり5,000円を限度として現金により支給をしておりますというふうに言っているんですね。これ、女性だけが対象なんですか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町 長（柴崎徳一郎君） 今の数字に対して理解しておりませんので、回答できません。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

[13番 小池春雄君発言]

13番（小池春雄君） 回答した人が答えてください。

議 長（岩崎信幸君） 暫時休憩します。

午前11時04分休憩

午前11時09分再開

議 長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町 長（柴崎徳一郎君） 先ほどの小池議員の就学援助世帯につきましては、1人当たり5,000円ということで、これに生理用品等も含めたということでご理解いただきたいと思います。男女の区別はあえてしておりません。

議 長（岩崎信幸君） 暫時休憩します。

午前11時09分休憩

午前11時10分再開

議 長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町 長（柴崎徳一郎君） あまりにも細かい質問いただきましたので、戸惑っております。

生理用品に限定したもので、1人当たり5,000円ということで援助をしております。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

[13番 小池春雄君発言]

13番（小池春雄君） 戸惑っているかもしれませんけれども、議会の質問に対してそちらが答えたことですから、答えたことが分からないと私たちのほうに言われても私たちも困る話なので、皆さんの方から答えてほしいと思って、それともう1点ですけれども、それでは、吉岡町の子育て支援で他市町村に勝っていると思われるところはどんなところでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町 長（柴崎徳一郎君） 他市町より勝っているところはどこかとのご質問ですが、改めて比較等は行っておりません。

また、競争し合うことではないと思いますが、子供の人口が増えている町として、単独事業で保育士等確保事業補助金を各園に交付しております。これは、保育士の方を余剰に配置することで、年度途中においても児童が保育所等へ入所しやすい体制を整備することや、保育士の負担軽減を目的に行っている助成事業でございます。子供の人口増にある吉岡町に必要な助成事業だと考えております。

また、保育園の整備を支援し、学童クラブの整備などを進め、住民のニーズに対応するよう努めているところでもございます。

そのほか、子供が有する特性に合わせた接し方や環境づくりのために臨床発達心理士を常勤職員として配置しており、発達相談会や発達支援教室、保育園等へ訪問を行い、保護者や保育士等の相談等に対応しているところでございます。

また、教育関係につきましては、町ではICT環境に適合した授業支援及び児童生徒の学習支援を図るため、令和2年度から複数の学習支援ソフト、スタディサプリ、マイシード等、町負担で導入しております。

なお、町では情報端末の家庭への持ち帰りを早くから認めていたため、学習支援ソフト

を学校だけでなく、家庭でも利用できることから、これまでこのような学習支援ソフトをご家庭ごとに購入する必要がなくなったことによる保護者負担の軽減が図られ、併せて子どもたちが自分に合った学習を進めることができるようになったと考えております。

また、学校現場では少人数クラスやチームティーチングによるきめ細かな指導を行うためのマイタウンティーチャーを4名配置、生きた英語を子供たちに伝えるために、各校1人ずつALTを配置、ICT支援員1名、学級補助員8名、特別学級支援員12名などを配置し、そのほかにも不登校児童生徒に関する相談を手厚くするため、県配置のスクールカウンセラー相談対応時間の上乗せ、不登校児童生徒、その家族に寄り添う吉岡町オープンアサポート事業など、様々な施策を町単独で実施し、学校における教育環境の充実を図っております。

結果として、これらの取組も子育て支援の充実につながっていると考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私は、特に吉岡町が勝っているところはどうですか、どこがあるんですかというふうに聞いたんですけども、今やっている制度の羅列ではなくて、勝っているところを聞いたので、時間が限られていますので、最後の質問に移りますけれども、施政方針にもありましたけれども、基盤整備というものがありますけれども、その中で、都市計画道路ですけれども、順番というものをもう少し考え方直す必要もあるのではないかと思います。

私は決して漆原総社線を否定するものではありませんけれども、かかる費用と効果、バイバイシーですね、これについての協議がどうだったのか。あるいは、前橋伊香保線の整備、吉岡バイパスの延伸も今後考えていかなきやならないんだけれども、その順位はどうなっているのか。

そしてまた、このことを私は特に強調したいのは、サントリー前から川久保踏切、そして伊香保線への改良はどうなっているのか。この件についても渋川と協議をしたほうがいいんじゃないですかという話で、町長も進めたいということだったんですけども、実際には渋川市との協議というのは進んでいるのか。進んでいるとすれば、サントリーからの川久保踏切、そこを無理に陸橋にしなくても私は踏切造ってでもすぐすることによって、本当に交通の便というのはよくなると思うんですよ。全ての道路通じるようになります。

そのところをどういうふうに考えているかお尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 都市計画道路の事業費や効果についての協議でございますが、都市計画

道路漆原総社線は、増加する交通量の分散への対応や通学路の安全性の確保及び災害時の広域道路ネットワーク構築を図る上で不可欠な事業でございます。

費用や効果などの道路概略設計については、平成30年度に実施しております。

都市計画道路漆原総社線道路及び交差点予備設定業務委託の中でルート比較の検討を行っております。

具体的なルート比較については、現在の都市計画ルート、現道を拡幅整備するルート、最短距離での整備ルート、市街地を整備するルート、折衷案に整備するルートの5つのルート案で比較検討を行っております。

主な比較検討の項目では、走行性や施工性、支障物件、利便性、周辺地域への影響などによる事業に関わる7つの項目についてそれぞれ評価し、総合的な判断から現都市計画ルートと現道拡幅ルート、折衷案ルートの組み合わせルートの2つの案を2次選定し、比較検討をしております。

2次選定におきまして、工事費や用地費、補償費など、概算事業費を試算した上で比較検討を行ったもので、現都市計画ルートを選定しております。

また、申し上げましたように、通学路の安全性の確保のためにも必要な事業であり、そういう効果は、費用対効果でははかれない部分でもあります。

さらに、上武道路から道の駅からの交差点部におきましても、令和元年度の交通事故多発地点として挙げられており、県警や所管の渋川警察署と共に現地調査も行っております。

そのような意味におきましても、都市計画道路漆原総社線整備事業については、厳しい財政状況でありますが、議員皆様にご尽力いただき策定しております、第6次総合計画を実現するための重点施策の1つとして取り組んでまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 時間になりました。以上をもちまして、小池春雄議員の質問が終わりました。

以上で町長施政方針に対する質問を終わります。

ここで暫時休憩を取ります。再開を11時30分とします。

午前11時20分休憩

午前11時30分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

日程第2 議案第27号 令和5年度吉岡町一般会計予算

議長（岩崎信幸君） 日程第2、議案第27号 令和5年度吉岡町一般会計予算を議題とします。
柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第27号 令和5年度吉岡町一般会計予算の提案理由の説明を申し上げます。

令和5年度吉岡町一般会計当初予算は、予算総額77億8,400万円で、対前年度マイナス3.9%、3億1,200万円の減となっています。

主な歳入一般財源の見込みですが、町税については、納税義務者数の増や新型コロナウイルス影響からの回復等を勘案し、対前年度プラス5.5%、1億3,911万1,000円増の26億6,704万5,000円を計上しております。

地方譲与税については、総務省の地方税収見込みや令和4年度における交付状況等を勘案し、対前年度マイナス6.9%、605万5,000円減の8,128万7,000円を計上しています。

法人事業税交付金については、総務省の地方税収見込み等を勘案し、対前年度プラス112.0%、1,090万3,000円増の2,064万2,000円を計上しています。

地方特例交付金については、令和4年度における交付状況等を勘案し、対前年度プラス40.0%、1,000万円の増、3,500万円を計上しております。

地方交付税については、地方財政対策の増減率、過去の交付実績等を勘案し、対前年度プラス9.3%、1億900万円増の12億8,300万円を計上し、臨時財政対策債については、地方財政対策の増減率等を勘案し、対前年度マイナス50.5%、5,600万円減の5,500万円を計上しております。

普通交付税及び臨時財政対策債の合計とすると、対前年度プラス54.4%、6億5,300万円増の12億5,800万円です。

これらにより、一般財源総額は、対前年度プラス3.5%、1億9,094万4,000円増の55億7,919万4,000円となっております。

特定財源総額は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の縮小や防災無線デジタル化事業の皆減などに伴う国県支出金等の減を要因として、対前年度マイナス18.6%、5億294万4,000円減の22億480万6,000円となっております。

なお、財政調整基金繰入金は、駒寄小学校校庭拡張事業及び橋梁維持補修工事の皆減等に伴い、対前年度マイナス6.4%、6,017万3,000円減の8億7,888万9,000円を計上します。

それでは、令和5年度の主な事業についてご説明します。

町長、町議会議員選挙は、任期満了に伴い、町長、町議会議員選挙執行に係る経費を計上しています。なお、令和5年度執行予定の選挙としては、群馬県議会議員選挙、群馬県知事選挙となり、それについても予算計上しております。

保育料無償化事業は、子育て世代世帯の負担を和らげるため、令和5年度より保育料徵収対象の全ての園児について保育料を無償化します。

福祉医療費事業は、令和4年度までは高校生世代の入院までの助成を行っていましたが、令和5年度からは高校生世代の通院まで無償化します。

出産・子育て応援給付金事業は、全ての妊婦、子育て世帯が安心して出産、子育てできるよう、一貫して身近で相談に応じる伴走型相談支援と出産・子育て応援給付金を支給するものでございます。

道路長寿命化事業は、道路長寿命化計画に基づき、町道上野・夫婦石線外1路線の舗装補修工事を実施します。

漆原総社線新設事業は、都市計画道路漆原総社線第1工区分の整備を行います。令和5年度は用地測量及び用地買収を実施します。

次に、北下町営住宅南棟解体事業は、老朽化した北下町営住宅の南棟を解体いたします。

次に、吉岡中学校北校舎屋外階段改修事業は、中学校北校舎の屋外階段の老朽化に伴い改修を行うものです。

以上、予算の概要を説明させていただきました。

令和5年度予算は、予算規模が前年度を下回りながらも、人口増加、高齢化を背景とした義務的経費等の増加もありますが、建設事業費の減により町の貯金である財政調整基金の繰入額は前年度を下回る予算額となりますが、今後の事業展開を考慮すると、引き続き厳しい財政状況でございます。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響がありましたが、その中でも感染症対策を行い、各種イベントなどを再開する動きがあり、本町でも「よしおかふるさと祭り」の開催や新たな取組として「チャレンジデー」への参加など、明るい兆しが見えてきました。

しかしながら、昨年2月にロシアによるウクライナ侵攻が起り、原油高に伴う物価高も重なり、厳しい状況が続いております。

しかし、このような状況にあっても、第6次総合計画を骨子に据え、町民目線を意識し、未来へつなげるまちづくりの実現を目指すため、可能な限り歳出削減、財源確保を図り、将来を見据え、持続可能な予算編成といたしました。

詳細については企画財政課長に説明させます。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

[企画財政課長 米沢弘幸君発言]

企画財政課長（米沢弘幸君） それでは、令和5年度一般会計予算について、町長の補足説明をさせ

ていただきます。

初めに、予算書5ページをご覧ください。

第1条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ77億8,400万円と定めるものです。前年度当初予算と比較するとマイナス3.9%、3億1,200万円の減です。

第2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるということで、後ほど事項別明細書で説明します。

第2条繰越明許費及び第3条債務負担行為については、11ページをご覧ください。

第2表繰越明許費は、1款1項議会費の議会広報印刷製本業務62万8,000円です。印刷業者と年度をまたいた編集作業が必要となるため、翌年度へ繰り越すものです。

第3表は、吉岡町・大樹町子ども交流事業、期間は令和6年度、限度額は316万円です。令和6年度の事業に要するチケット等を確保するためとなります。

12ページをご覧ください。

第4条関係の第4表地方債では、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債です。令和5年度に予定している起債は10件となります。

1段目は、交付税の不足分を補う臨時財政対策債で5,500万円です。臨時財政対策債の元利償還金については、後年度に全額交付税措置されます。

次の一般事業債は、役場庁舎空調設備改修事業に対するもので、充当率75%で、交付税措置はありません。

3段目から5段目は公共事業等債です。

3段目の交通安全対策事業は、三国線などの通学路改良に対するもの、4段目は渋川吉岡連携道路事業に対するもの、5段目は都市計画道路漆原総社線に対するもので、それぞれ充当率は90%、交付税措置は22%程度となっています。

6段目と7段目は、公共施設等適正管理推進事業債で、6段目の北下町営住宅南棟解体事業に対するもので、充当率は90%、交付税措置はありません。

7段目の道路長寿命化事業は、上野・夫婦石線などの町単独事業に対するもので、充当率は90%、交付税措置は30から50%程度を想定しました。

8段目と9段目は学校教育施設等整備事業債です。8段目は、駒寄小学校パソコン教室改修事業に、9段目は、吉岡中学校屋外階段改修事業に対するもので、充当率は75%、交付税措置はありません。

最後に、10段目で脱炭素化推進事業債は、文化センター図書館照明LED化事業に対するもので、充当率は90%、交付税措置は30から50%程度を想定しています。

以上、10の対象事業の起債額の合計は、1億8,970万円を予定しました。

起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりとなります。

再び議案書の5ページにお戻りください。

第5条の一時借入金は、近年増加傾向にある年度途中での繰替え運用や災害対応など、緊急時の資金不足抑止などを総合的に勘案し、昨年度と同額の最高限度額を10億円と定めるものです。

第6条の歳出予算の流用については、前年と同様となります。

予算の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

予算書の15ページをご覧ください。

なお、詳細な増減内容については、予算書と一緒に配付した別冊の説明資料に記載されています。

まず、歳入の町税です。

1款の町税全体では、新型コロナウイルスの影響からの回復等を勘案し、対前年度5.5%増、1億3,911万1,000円増の26億6,704万5,000円を計上しました。

詳細は、1款町税1項町民税1目個人は、納税義務者数の増などを勘案し、対前年比8.5%増の11億1,365万9,000円。2目町民税の法人は、法人税割分の増などを勘案し、対前年比10%増の1億2,030万4,000円。町民税個人、法人合計で対前年比8.6%増の12億3,396万3,000円を見込んでいます。

2項の固定資産税は、商業施設などの家屋、償却資産の増などを勘案し、対前年比3.4%増の11億8,830万6,000円。

3項の軽自動車税の種別割は、実績などを勘案し、対前年比2.6%増の7,751万6,000円を計上しました。

次に、16ページから17ページの2款地方譲与税は、全体で6.9%減の8,128万7,000円を、3款利子割交付金は33.5%減の131万7,000円を、4款配当割交付金は73.3%増の1,714万4,000円を、5款株式等譲渡所得割交付金は11.4%減の1,069万6,000円を、18ページの6款法人事業税交付金は対前年比112%増の2,064万2,000円、7款地方消費税交付金は前年度比8.8%増の4億6,335万7,000円、9款環境性能割交付金は前年度比20.5%減の689万9,000円、それぞれ総務省の地方税収見込み、令和4年度の交付状況などを勘案し計上しました。

19ページに移りまして、10款地方特例交付金は、決算実績などを勘案し、前年度比40%増の3,500万円を計上しました。

11款地方交付税は、国の方財政対策の増減率などを勘案し、前年度比9.3%増の12億8,300万円を計上しました。内訳は、普通交付税が12億300万円、特別交

付税が8, 000万円です。

12款交通安全対策特別交付金は、11.2%減の372万3, 000円を計上しました。

13款分担金及び負担金は、令和5年度から実施する保育料無償化事業に伴い、対前年比9.2%減の282万9, 000円を計上しました。

20ページ、14款使用料及び手数料は、令和4年度実績を勘案し、全体で対前年比1.6%減の2, 753万3, 000円を計上しました。

22ページに移りまして、15款国庫支出金は、全体で対前年比27.1%減の12億467万3, 000円を計上しました。主なものとしては、1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金、新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金の減。

23ページ、2項国庫補助金2目民生費国庫補助金、第五保育園改築に伴う保育所等整備交付金の皆減、3目衛生費国庫補助金、出産・子育て応援交付金の皆増、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業等国庫負担金の減。

24ページに移りまして、消防費国庫補助金、防災無線デジタル化事業終了に伴い皆減となります。

16款県支出金は、全体で対前年比4.6%増の7億6, 286万2, 000円を計上しました。主なものとして、1項県負担金1目民生費県負担金1節の保険基盤安定負担金は、2項2目民生費県補助金からの移動に伴うものとなります。

26ページ、3目衛生費県補助金3節母子衛生費県補助金、出産・子育て応援交付金の皆増。

28ページ、3項1目総務費県委託金は、県議会議員選挙費、県知事選挙費の増となります。

29ページ、18款の寄附金は、ふるさと納税の増額を見込み、対前年比20.7%増の2, 010万円を計上しました。

30ページに移りまして、19款繰入金は、全体で対前年比7%減、8億9, 835万円を計上しました。主なものは、2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金8億7, 888万9, 000円です。

20款繰越金は、対前年比2.8%増の934万1, 000円を計上しました。

次に、31ページ、21款諸収入は、全体で対前年比1.6%減の6, 211万1, 000円を計上しました。

32ページに移りまして、令和5年度より、雑入については、費目別に分けて計上しました。主なものとして、渋川箕郷線廃止代替バス負担金の皆増、渋川広域給与費負担金の皆減、クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の皆減です。

35ページに移りまして、22款町債は、先ほど第4表地方債で説明したので、ここでは省略させていただきます。

以上が歳入となります。

引き続き、歳出についてご説明します。

歳出に関する詳細な増減内容については、別冊の説明資料に記載しています。また、主要事業につきましては、説明資料47ページからの主要事業一覧表にそれぞれ記載されておりますので、ご参照ください。

予算書36ページをご覧ください。

1款の議会費は、議員報酬費の増などにより、対前年比3.3%増、301万9,000円増の9,362万3,000円を計上しました。

38ページ、2款の総務費は、全体で対前年比10.7%増、9,314万2,000円の増の9億6,609万4,000円を計上しました。

主なものとしては、41ページをご覧ください。

1項総務管理費1目一般管理費12節委託料、自治会事務委託料4,413万6,000円は、広報や行政連絡文書等の配付や回覧を自治会に委託する経費、宿直業務委託料724万7,000円は、新規事業として計上しました。

44ページに移りまして、5目財産管理費12節委託料、公共施設樹木管理除草等業務委託料3,864万8,000円を計上しました。こちらにつきましては、従来各科目で予算要求していた委託料等を一括して令和5年度より計上いたしました。

45ページ、6目企画費10節需用費、返礼品ふるさと納税598万5,000円は、歳入のふるさと納税の増額に伴い増額して計上しました。

46ページに移りまして、18節負担金、補助及び交付金は、県及び近隣市町村で連携し運行している地域乗合バスの負担金として1,685万7,000円、47ページ、移住支援金480万円などを計上しました。

50ページに移りまして、12目電子計算費の12節委託料、一括処理委託料やハードウェア保守料などで合計で4,047万1,000円、13節使用料及び賃借料9,595万6,000円は、システム使用料などを計上しました。

56ページをご覧ください。

4項2目県知事選挙費、3目県議会議員選挙費、57ページの町長・町議会議員選挙費は、令和5年度に執行する選挙の経費を計上しました。

61ページをご覧ください。

3款民生費、全体で対前年比2.8%減、9,426万1,000円減の32億2,090万円を計上しました。

主なものとしては、63ページをご覧ください。

1項社会福祉費1目社会福祉総務費13節使用料及び賃借料、温泉施設使用料（無料招待券交付事業）では、前年と同額の870万2,000円、63ページの18節負担金、補助及び交付金、社会福祉協議会補助金4,143万5,000円などを計上しました。

68ページをご覧ください。

6目福祉医療費19節扶助費は、子供や重度心身障害者、母子、父子家庭の健康管理に寄与するための事業として、医療費2億2,858万8,000円を計上しました。令和5年度からは、高校生世代までの通院費の無償化を実施します。

69ページに移りまして、8目老人福祉センター費12節委託料は、老人福祉センター指定管理料2,091万8,000円を計上しました。

71ページをご覧ください。

2項児童福祉費2目児童手当費19節扶助費は、児童手当の費用として、昨年と同額の4億1,280万円を計上しました。3目児童保育費12節委託料、保育所運営委託料8億90万1,000円、18節負担金、補助及び交付金、施設型給付費2億8,628万円は、認定こども園と幼稚園に対する給付費を計上しました。

73ページの5目学童保育事業費12節委託料、学童クラブ指定管理料は、コロナ関連を含め2,787万8,000円を計上しました。

74ページをご覧ください。

議長（岩崎信幸君） 休憩を取ります。再開を13時といたします。

午前11時56分休憩

午後 1時00分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

米沢企画財政課長。

[企画財政課長 米沢弘幸君発言]

企画財政課長（米沢弘幸君） じゃ、午前中に引き続き答弁を続けさせていただきたいと思います。

初めに、午前中の答弁で「カイゾウ」と読むべきところを「ミナゾウ」、「カイゲン」と呼ぶべきところを「ミナゲン」というふうに読んでしまいました。訂正させていただきます。

それでは、予算書の74ページをご覧ください。

4款衛生費、全体で対前年比9.5%減、9,041万1,000円減の8億5,978万6,000円を計上しました。

主なものとして、76ページをご覧ください。

1項保健衛生費1目保健衛生総務費18節負担金、補助及び交付金、住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金500万円で、地球温暖化対策として計上しました。

次に、77ページから79ページにかけて、2目予防費12節委託料で事務・業務委託料（コロナ予防接種）1,222万4,000円をはじめ、新型コロナウイルスワクチン接種事業として総額3,570万円を計上しました。コロナ以外の各種予防接種委託料につきましては、9,170万4,000円を計上しました。

80ページをご覧ください。

3目母子衛生費12節委託料、妊婦健康診査委託料2,501万5,000円、18節負担金、補助及び交付金では、出産・子育て応援給付金2,500万円などを計上しました。

81ページ、4目健康増進費12節委託料、健康診査等委託料3,714万6,000円を計上しました。

83ページをご覧ください。

2項清掃費2目塵芥処理費12節委託料、一般ごみ収集委託料5,234万9,000円を計上しました。

84ページをご覧ください。

5款労働費は、全体で対前年比11.5%減、129万8,000円減の994万9,000円を計上しました。主なものは、1項1目労働諸費18節負担金、補助及び交付金、勤労者住宅資金利子補給750万円を計上しました。

85ページ、6款農林水産業費は、全体で対前年比7.9%減、2,873万3,000円減の3億3,494万8,000円を計上しました。主なものは、87ページをご覧ください。

1項農業費3目農業振興費12節委託料、道の駅指定管理料865万8,000円を計上しました。

88ページ、5目農地費12節委託料、天神東公園施設整備基本構想策定業務委託料432万円を計上しました。

90ページをご覧ください。

6目地籍調査費12節委託料、地籍調査業務委託料1,373万円、復元測量等業務委託料800万円などを計上しました。令和5年度は4地区の着手などを実施予定です。

92ページをご覧ください。

7款商工費は、全体で対前年比9.6%減、989万9,000円減の9,290万9,000円を計上しました。主なものは、94ページ、1項商工費2目観光費12節委託料、緑地運動公園及びリバートピア吉岡指定管理料2,579万円を計上しました。

95ページをご覧ください。

8款土木費は、全体で対前年比26.9%減、1億7,785万6,000円減の4億8,428万6,000円を計上しました。主なものは、97ページをご覧ください。

2項道路橋梁費2目道路維持費14節工事請負費は、道路維持補修工事や道路長寿命化補修工事など、計5,300万円を計上しました。上野・夫婦石線など、舗装補修工事などを実施する予定です。

98ページに移りまして、3目道路新設改良費14節工事請負費は、通学路安全対策工事など、計3,100万円を計上しました。三国線などの道路改良に伴うものとなります。

18節負担金、補助及び交付金では、小倉工業団地北側で事業化している渋川吉岡連携道路に関連する渋川市への負担金として1,150万円を計上しました。

99ページに移りまして、5目橋梁維持費12節委託料、橋梁点検業務1,422万3,000円は、町が管理する橋梁を3年かけて実施する最終年となり、令和5年度は42橋を予定しています。

102ページをご覧ください。

4項都市計画費2目都市施設費12節委託料、漆原総社線第1工区用地調査業務委託930万円及び16節公有財産購入費漆原総社線第1工区用地買収費1,000万円は、令和5年度に実施予定の事業となります。

103ページに移りまして、5項住宅費1目住宅管理費14節工事請負費、解体工事1,680万円は、北下町営住宅南棟解体に伴うものです。

9款消防費は、全体で10.8%減、4,542万4,000円減の3億7,414万5,000円を計上しました。主なものは、104ページ、1項消防費1目非常勤消防費12節委託料、消防団各事業委託料448万円を計上しました。

106ページをご覧ください。

5目無線放送施設設置事業費は、防災無線デジタル化事業が完了したことによる減額及び12節委託料、保守点検等委託料567万円を計上しました。

次に、10款教育費で、全体で前年比9.7%増、7,688万7,000円増の8億7,001万2,000円を計上しました。主なものは、109ページをご覧ください。

1項教育総務費2目事務局費12節委託料、GIGAスクール運営支援センター委託料691万円を計上しました。

13節使用料及び賃借料、電算機器借上料1,475万4,000円は、小中学校に導入した情報端末体制を維持します。

110ページに移りまして、27節繰出金は、学校給食の充実を図るための食材費助成及び昨今の原材料高騰対策として、学校給食特別会計への繰出金1,600万円を計上し

ています。令和4年度からの継続事業として、第3子以降の給食費を無償化する事業として366万円を計上しました。

114ページをご覧ください。

2項小学校費1目学校管理費13節使用料及び賃借料、明小教職員用パソコンリース料506万4,000円及び駒小教職員パソコンリース料456万9,000円は、教職員用パソコン更新に伴うものです。中学校費でも吉岡中学校教職員パソコンリース料として541万8,000円を計上しています。

116ページをご覧ください。

2目教育振興費13節使用料及び賃借料、明小学習支援ソフト使用料538万6,000円、駒小学習支援ソフト使用料659万5,000円を計上しました。昨年度に引き続き、情報端末を活用した授業や家庭学習支援の取組を進めます。同様に、中学校費では、吉岡中学校分として616万9,000円を計上しています。

117ページの27節繰出金です。学校給食費に対する保護者負担の軽減を図ることを目的として、児童生徒1人当たり年額1万450円を補助するもので、明小分688万7,000円、駒小分845万5,000円です。中学校費も吉岡中学校分として739万9,000円を計上しています。

3目学校建設費14節工事請負費、明小北校舎トイレ改修工事780万1,000円、駒寄小学校パソコン教室改修工事1,247万4,000円を計上しました。

121ページをご覧ください。

3項中学校費3目学校建設費14節工事請負費、屋外階段改修工事5,610万円を計上しました。北校舎南側の屋外階段改修に伴うものとなります。

122ページに移りまして、4項社会教育費8節旅費から12節委託料まで、吉岡町・大樹町子ども交流事業として、総額499万円を計上しました。

ページ飛びますが、128ページをご覧ください。

4目文化センター費14節工事請負費、図書館照明LED化工事948万7,000円を計上しました。

ページ飛びまして、133ページをご覧ください。

6項1目給食センター費12節委託料、5,236万円を計上しました。

135ページ、136ページをご覧ください。

12款公債費につきましては、平成15年度の臨時財政対策債の通期償還終了に伴う減などにより、全体で前年比7.3%減、3,691万8,000円減の4億6,824万3,000円を計上しました。

以上、歳出の予算説明となります。

次に、138ページをご覧ください。

138ページから147ページまでは、給与費明細書。

148ページにつきましては、債務負担行為で令和6年度以降にわたるものについての令和4年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和5年度以降の支出予定額等に関する調書。

149ページは、地方債の令和3年度末における現在高並びに令和4年度末及び令和5年度末における現在高の見込みに関する調書となります。

また、一般会計当初予算説明資料をお手元にご用意願います。こちらになります。45ページをお開きください。

渋川広域組合負担金の負担割合や負担金の比較を記載しています。広域組合負担金の全体では、対前年比10%増、2億7,320万6,000円増の30億1,511万5,000円です。中央の黒の太枠内で囲ってある欄をご覧ください。吉岡町の負担割合は、令和4年度で19.473%、令和5年度で19.506%で、0.033%増です。

続いて、46ページをご覧ください。

一番左の欄、吉岡町の負担金は、ごみ運営や消防公債などの増に伴い、対前年比10.1%増、5,418万7,000円増の5億8,811万2,000円となります。

以上で町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第27号は、予算決算特別委員会に付託します。

日程第3 議案第28号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

議長（岩崎信幸君） 日程第3、議案第28号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第28号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,887万7,000円とするものです。

その他、詳細につきましては教育委員会事務局長に説明させますので、よろしくご審議

の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高槻教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高槻淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高槻淳巳君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明申し上げます。

予算書の158ページをご覧ください。

158ページ、歳入1款1項1目給食費納入金につきましては、前年度比13万5,000円の増となる9,620万1,000円を計上いたしました。内訳といたしましては、現年度分の教職員給食費、給食センター職員等給食費、児童生徒給食費と過年度分給食費となっております。

2款1項1目繰入金は、前年度比1,055万8,000円の増となる4,239万7,000円を計上しており、一般会計繰入金の内訳としましては、3校分の給食費分繰入金の合計といたしまして2,273万8,000円と、食材費助成分繰入金500万円、そして、令和4年度から開始した第3子以降給食費無料化分繰入金として365万9,000円、食材費の高騰分を給食費に転嫁せず、保護者負担を増加させることがないよう、物価高騰分繰入金といたしまして1,100万円を計上しております。

続きまして、3款1項1目繰越金につきましては、昨年度と同額の20万円を計上いたしました。これは、令和4年度の繰越見込額となります。

4款諸収入1項1目雑入につきましては、主に給食の試食代6万3,000円、廃油回収等1万5,000円などを見込んでおります。

これにより、歳入の合計といたしましては、前年度比1,069万3,000円増となる1億3,887万7,000円となっております。

続きまして、歳出となります。160ページをご覧ください。

1款1項1目学校給食費につきましては、こちらも歳入と同額の前年比1,069万3,000円増の1億3,887万7,000円を計上いたしました。内訳といたしましては、15節原材料費の給食用食材料費1億3,867万7,000円と26節公課費の消費税20万円となります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第28号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第4 議案第29号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算

議長（岩崎信幸君） 日程第4、議案第29号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第29号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年度比106%、8億1,059万2,000円の増となる19億3,957万8,000円に定めたいものであります。

詳細につきましては住民課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

163ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額につきましては、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。

第2条の一時借入金については、最高額を5,000万円と定めるものとなります。

第3条の歳出予算の流用については、前年と同様となります。

それでは、当初予算の内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書で概略を説明させていただきます。169ページをご覧ください。

歳入の1款国民健康保険税は、対前年度比33万3,000増の3億9,798万1,000円を計上しております。

170ページをご覧ください。

5款1項1目保険給付費等交付金は、対前年度比9,371万1,000円増の13億8,010万1,000円を計上しました。内訳としましては、1節保険給付費等交付金（普通交付金）は、主に歳出の第2款保険給付費分を賄うもので、13億4,068万7,000円を、2節保険給付費等交付金（特別交付金）は、疾病予防費や特定健康診査などの事業に係る経費分として3,941万4,000円を計上しています。

171ページをご覧ください。

7款1項1目一般会計繰入金は、対前年度比344万2,000円増となる1億3,081万7,000円を計上しました。主なものとしましては、保険基盤安定繰入金として

1億328万8,000円を計上しました。これは、一般会計から特別会計に繰り入れるもので、そのうち4分の3が国及び県の負担金として一般会計に入り、これに4分の1の町負担金を足したものがこの繰入金となっています。また、そのほかとして、歳出の総務費や出産育児一時金に係る負担金なども計上されています。

次に172ページ、7款2項1目国民健康保険基金繰入金は2,550万2,000円、9款諸収入は、1項、2項、3項合わせて506万9,000円を計上しており、これらの主なものについては、保険税の延滞金となっております。

では、174ページ、歳出をご覧ください。

1款総務費は、176ページまで合わせて対前年度比272万4,000円の減となる897万円を計上しました。

2款保険給付費は、179ページまで合わせて対前年度比9,620万5,000円増となる13億5,269万2,000円を計上しております。

なお、この金額につきましては、群馬県が各市町村の医療費分を基に算出した保険給付費等交付金の金額を参考に計上したものとなっております。

179ページ、3款国民健康保険事業費納付金は、180ページまで合わせて対前年度比1,564万8,000円増となる5億4,348万円を計上しました。この金額は、群馬県が医療費水準、所得水準などにより算出したものとなり、納付金は、国民健康保険税と公費負担分の基盤安定繰入金等で納めるものとなります。

181ページ、第5款保健事業費については、182ページまで合わせて対前年度比146万3,000円増の2,586万3,000円を計上しました。

183ページ、第8款諸支出金としましては、184ページまで合わせて前年度と同額の357万円を、また、184ページ、9款予備費においても前年度と同額となる500万円を計上しております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第29号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第5 議案第30号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計予算

議長（岩崎信幸君） 日程第5、議案第30号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第30号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計予算についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億9,924万7,000円、前年度予算額から307万4,000円の増、前年度比100.2%に定めるものであります。

令和5年度は、3年を1期とした第8期介護保険事業計画の最終年となります。

その他、詳細につきましては介護福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

[介護福祉課長 永井勇一郎君発言]

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額については、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。

それでは、当初予算の内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

197ページをご覧ください。

歳入の1款保険料は3億7,825万円です。前年度比較1,015万円の増、対前年度比102.8%を計上しています。保険料は、所得に応じた第1段階から第10段階までの保険料率によって納めていただくことになります。

次に、2款国庫支出金です。197ページから198ページにかけて、全体で2億9,306万7,000円です。前年度比較441万2,000円の減、対前年度比は98.5%です。項目ごとに法定割合に応じた額を計上しています。

1項国庫負担金1目の介護給付費負担金は、歳出の保険給付費のうち、居宅サービス費の20%分と施設サービス費の15%を国が負担すると定められています。

2項国庫補助金1目の調整交付金は、国庫分負担割合のうち、その年の調整率に応じた額が交付されます。2目の地域支援事業交付金は、歳出における地域支援事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業の25%のうち、調整率に応じた額を計上しております。

また、3目の同じく地域支援事業交付金、こちらは介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業となります。こちらは、地域包括支援センターの運営の事業経費など、国庫分負担割合38.5%を計上しています。続いて4目保険者機能強化推進交付金、7目保険者努力支援交付金、こちらにつきましては、高齢者の自立支援、重症化予防等に向けた保険者の取組に対して財政的インセンティブとして交付されるものでございます。

3款支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者保険料として納めていただく交付金です。収入見込総額は3億8, 653万6, 000円です。前年度比較156万円の増、対前年度比100. 4%です。

次に、4款県支出金は、198ページから199ページにかけて、全体で2億1, 173万2, 000円です。前年度比較6, 535万円の減、対前年度比97. 0%です。国庫と同様に、項目ごとに法定割合を計上しています。前年度と比較して地域支援交付金が減少した理由は、地域介護施設の建設に係る備品購入費補助金の歳入受入れが前年度はあつたためでございます。

6款繰入金は、199ページから200ページにかけて、予算額は2億2, 965万6, 000円です。前年度比較231万1, 000円の増、対前年度比101. 0%です。こちらも項目ごとに町の一般会計より法定割合を繰り入れるものでございます。

続いて、歳出に移ります。

202ページをご覧ください。

1款総務費は、202ページから204ページにかけて、全体で2, 457万3, 000円です。

まず、1項総務管理費では163万6, 000円を計上しました。前年度から723万円の減額となった理由は、歳入でもご説明したとおり、令和4年度の予算には介護施設の備品購入に対する補助金が計上されていたためです。

続いて、2項徴収費は、介護保険料徴収に係る郵便料や手数料となります。

また、203ページの3項介護認定審査会費は1, 831万6, 000円を計上し、そのうち1目認定調査費は1, 090万円で、主なものは、主治医意見書に係る作成手数料と要介護認定のための訪問調査を行う会計年度任用職員の給与費です。2目の認定審査会共同設置負担金は741万6, 000円で、渋川広域の3市町村で構成する渋川地域介護認定審査会の負担金となります。

204ページに移りまして、5項計画策定委員会費は、第9期介護保険事業計画策定のための委員報酬及び計画策定業務委託料として333万円を計上しております。

次に、204ページから205ページにかけて、2款保険給付費1項介護サービス等諸費は12億8, 420万8, 000円で、前年度比較600万円の増、前年度比100. 5%です。

次に、206ページから207ページにかけて、2項介護予防サービス等諸費は3, 635万7, 000円で、前年度比較176万4, 000円の増、対前年度比105. 1%です。

207ページの3項その他諸費は、介護給付費の審査支払手数料として、国民健康保険

団体連合会への支払額となります。

次の4項高額介護サービス等費は、利用者の日々の負担額が限度額を超えた場合に給付されるものです。前年度と同額の3, 031万6, 000円を計上させていただきました。

208ページに移りまして、5項高額医療合算介護サービス等費は、医療費と介護費の両方が高額となった世帯に自己負担限度額を超えた分を支給し、負担を軽減するものとなります。こちらについても、前年度と同様に同額の予算計上となります。

続いて、6項特定入所者介護サービス等費は、主に所得の低い方が施設サービスを利用した場合に食費や居住費についての負担を軽減するもので、今年度の利用状況を踏まえて3, 562万3, 000円を計上させていただきました。

次に、209ページから212ページにかけては、4款地域支援事業費になります。全体の予算額6, 936万3, 000円で、前年度比較520万9, 000円の増です。そのうち主な内容は、209ページの1項包括的支援事業・任意事業費の1目の包括的支援事業費12節委託料、説明欄にありますとおり、包括的支援事業委託料2, 100万円は、吉岡町地域包括支援センターの運営委託費で、職員給与費や地域包括支援センターで行う包括的支援事業、介護予防支援に関わる事務経費となります。

また、210ページ、3目^{在宅医療・介護連携推進事業費}12節委託料の345万5, 000円は、渋川広域の3市町村で構成する在宅医療介護連携支援センターの運営委託料です。

続いて、2項介護予防・生活支援サービス事業費3, 635万5, 000円のうち、主な経費として計上されている1目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業）は、要支援者に対する訪問、通所介護のほか、生活機能の低下が疑われる高齢者に対しての訪問型と通所型のサービス、こちらを実施するものでございます。2目の介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、介護予防生活支援サービス利用者のケアマネジメントを行うための経費を計上しております。

次の211ページから212ページにかけて、3項一般介護予防事業費は、介護予防教室や介護予防サポーター養成講座等の事業を実施する経費を計上しております。前年度と比較して211万2, 000円の増額となった主な理由は、介護支援ボランティアにボランティアポイントを付与して、たまたまポイントに応じて交付金を支給する事業を行うための予算、こちらを11節と18節に計上したためでございます。

5款基金積立金は、第1号被保険者の介護保険料の剰余金784万9, 000円を積立てし、介護保険事業計画期間の保険料財政の年度間均衡と健全な運営を図ることとしています。

6款の予備費と7款の諸支出金では前年度と同様の金額を計上しました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第30号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第6 議案第31号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算

議 長（岩崎信幸君） 日程第6、議案第31号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第31号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ対前年度比103.9%、925万3,000円増の2億4,463万4,000円に定めたいものであります。

なお、予算につきましては、群馬県後期高齢者医療広域連合より示されたものを基に作成したものです。

現在の町の主な業務といたしましては、保険料の徴収、広域連合への納付業務、保険証の発行などとなっております。

詳細につきましては住民課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

[住民課長 小林康弘君発言]

住民課長（小林康弘君） 町長の補足説明をさせていただきます。

221ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額につきましては、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。

第2条の一時借入金については5,000万円を最高額と定めるものとなります。

当初予算の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書で概略を説明させていただきます。

226ページをご覧ください。

歳入の1款後期高齢者医療保険料は対前年度比359万3,000円の増となる1億7,

747万1,000円です。

2款の繰入金は、対前年度比546万2,000円の増で5,825万円を計上しました。

内訳につきましては、広域連合事務費負担金として1,420万3,000円、保険基盤安定繰入金として4,404万7,000円となっています。なお、保険基盤安定繰入金につきましては、県から4分の3の負担金が入り、これに町負担分の4分の1を足して一般会計から繰り入れるものとなります。

次に、3款繰越金ですが、39万5,000円を計上しました。

4款諸収入については、228ページまでとなっておりまして、全体で851万8,000円を計上しました。主なものとしましては、健康診査の受託事業収入が720万5,000円、人間ドック補助金が120万円などとなっております。

229ページ、歳出をご覧ください。

第1款総務費は、対前年度比56万円の増となる1,136万5,000円を計上しました。主なものとしましては、保険料の賦課徴収等に係る電算処理の委託料が192万8,000円、健康診査の委託料が720万5,000円、人間ドック補助金が120万円となっています。

230ページ、第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、対前年度比869万3,000円の増となる2億3,276万3,000円で計上しました。内訳については、広域連合事務費等負担金が1,124万3,000円、保険料等負担金が1億7,747万2,000円、保険基盤安定負担金が4,404万8,000円となります。

3款諸支出金では、合わせて10万6,000円を、231ページ、4款予備費では40万円を計上しました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第31号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第7 議案第32号 令和5年度吉岡町水道事業会計予算

議長（岩崎信幸君） 日程第7、議案第32号 令和5年度吉岡町水道事業会計予算を議題いたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第32号 令和5年度吉岡町水道事業会計予算について提案理由を説明申し上げます。

初めに、第2条業務の予定量です。給水戸数8, 307戸、年間総給水量250万3,000立方メートル、1日平均給水量6, 838立方メートル、主な建設改良事業は、老朽管布設替工事586万1, 000円、上ノ原浄水場改修工事4億9, 005万円を予定しております。

続いて、第3条収益的収入及び支出の予定額は、収入第1款水道事業収益4億3, 614万1, 000円、支出第1款水道事業費用4億1, 411万2, 000円を見込んでおります。

次に、第4条資本的収入及び支出の予定額は、収入第1款資本的収入5億1, 991万6, 000円、支出第1款資本的支出5億9, 259万4, 000円を見込んでおり、資本的収入の不足額を当年度分消費税及び資本的収支調整額などの自己財源で補填するものであります。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） 町長の補足説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

第2条業務の予定量及び第3条収益的収入及び支出並びに、3ページの第4条資本的収入及び支出の予算額につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

第4号の主要な建設改良事業、老朽管布設替工事は、単独で大久保地区の石綿管布設替工事を予定しております。また、上ノ原浄水場改修工事は、防衛省の国庫補助、相馬原飛行場等周辺水道施設助成事業により、昨年に続き改修工事を進めます。

3ページをお願いいたします。

第5条企業債は、起債の目的を上ノ原浄水場改修事業とし、限度額1億9, 770万円、借入利率を3%以内と定めます。

それでは、28ページをお願いいたします。

第3条及び第4条の主な予算について、予算明細書により説明いたします。

なお、第3条収益的収入及び支出は、水道事業の経営活動に伴い発生する収入、支出となります。

収入1款1項1目給水収益3億5, 573万6, 000円は水道使用料です。一般、大

口、特別、営業用の合計で8, 307戸の見込みです。

2目その他営業収益3, 341万3, 000円は、住宅新築などに伴う水道の新規加入金や材料売却益などです。

次に、29ページ、2項営業外収益は、1目長期前受金戻入4, 317万2000円。水道管など資産の財源である工事負担金、国庫補助金などを減価償却に併せ、耐用年数の期間に応じ、年度ごとに収益として計上しているものです。

2目雑収益381万9, 000円は、公共下水道と農業集落排水事業の検針負担金などになります。

続いて、31ページ、1款1項営業費用は、1目配水及び給水費1億9, 319万8, 000円。水道水の供給に係る業務経費になります。

続いて、戻りまして、18、19ページをお願いいたします。

令和5年度水道事業予定貸借対照表です。この表は、財務状況を明らかにするため、保有する資産と負債、資本を表示したもので、投入された資本がどのように運用されたかを示すもので、令和5年度末時点の予測をしたものです。

資産の部では、1の固定資産と2の流動資産の合計が下段の45億8, 225万7, 437円、19ページの負債の部は、3の固定負債と4の流動負債及び5の繰延収益の合計で、25億5, 199万5, 422円、6の資本金と7の剰余金を合計し、負債と資本の合計で、ページ下段の45億8, 225万7, 437円は、19ページの資産合計と同額になります。

その他、9ページには予定キャッシュ・フロー計算書、10ページから17ページには給与費明細書、22ページから27ページには、前年度、当年度分の予定損益計算書、前年度分の予定貸借対照表等を添付しております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第32号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第8 議案第33号 令和5年度吉岡町下水道事業会計予算

議長（岩崎信幸君） 日程第8、議案第33号 令和5年度吉岡町下水道事業会計予算を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第33号 令和5年度吉岡町下水道事業会計予算について、提案理由を説明申し上げます。

初めに、業務の予定量です。処理戸数4, 725戸、年間有収水量127万8, 000立方メートル、1日平均有収水量3, 492立方メートル。主な建設改良事業は、公共下水道管渠敷設工事として1億317万4, 000円を予定しております。

続いて、第3条収益的収入及び支出の予定額は、収入第1款公共下水道事業収益2億9, 837万8, 000円、第2款農業集落排水事業収益1億5, 900万9, 000円、支出第1款公共下水道事業費用2億9, 210万8, 000円、第2款農業集落排水事業費用1億5, 594万円を見込んでおります。

次に、3ページの第4条資本的収入及び支出の予定額は、収入第1款公共下水道事業資本的収入1億5, 754万2, 000円、第2款農業集落排水事業資本的収入5, 769万2, 000円、支出第1款公共下水道事業資本的支出2億6, 525万5, 000円、第2款農業集落排水事業資本的支出7, 269万2, 000円を見込んでおり、資本的収入の不足額を当年度分消費税及び資本的収支調整額など、自己財源で補填するものであります。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 大澤上下水道課長。

[上下水道課長 大澤正弘君発言]

上下水道課長（大澤正弘君） 町長の補足説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

第2条業務の予定量及び第3条収益的収入及び支出の予定額並びに、3ページの第4条資本的収入及び支出の予定額については、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

3ページ、4ページをご覧ください。

第5条企業債について、起債の目的で公共下水道事業債は、限度額7, 960万円、流域下水道事業債は限度額1, 490万円、その他借入利率3.0%以内と定めております。

それでは、29ページをお願いいたします。

第3条及び第4条の主な予算について、予算明細書により説明いたします。

収入1款1項営業収益1目下水道使用料は1億1, 971万8, 000円、3, 695戸を見込んでおります。

2項営業外収益2目一般会計補助金1億1, 936万6, 000円、公共下水道事業の維持管理費に伴う一般会計からの繰入金です。3目長期前受金戻入5, 855万5, 00

0円、資産の財源である工事負担金、国庫補助金などを減価償却に併せ、耐用年数の期間に応じ、年度ごとに収益として計上しております。

次に30ページ、2款農業集落排水事業収益1項営業収益1目農業集落排水使用料は3,090万円、1,030戸を見込んでおります。

2項営業外収益1目一般会計補助金7,200万円は、一般会計からの維持管理費に伴う繰入金です。2目長期前受金戻入5,610万8,000円などです。

31、32ページをお願いいたします。

支出、1款公共下水道事業費用1項1目管渠費1,354万8,000円は、公共下水道事業の維持管理費で、人件費や施設管理の各種業務委託費、マンホールポンプなどの修繕費です。

2目総係費3,067万2,000円は、公共下水道事業運営に係る事務経費で、人件費や事務負担金などになります。

33ページ、上段をお願いいたします。

3目流域下水道管理運営費負担金5,384万1,000円は、県央処理区維持管理費負担金です。

4目減価償却費1億6,626万8,000円は、資産の目減り分をそれぞれの耐用年数に応じて費用化し、予算計上したものです。

2項営業外費用1目支払利息2,067万7,000円は、企業債の利息です。

34ページ、2款農業集落排水事業費用1項1目管渠費3,992万円は、管路や汚水処理施設の維持管理費になります。下段の委託料の説明欄3行目の処理施設運転管理業務委託料1,756万6,000円は、小倉、上野田、北下南下の3地区に設置する汚水処理施設の運転管理業務です。

続いて、35、36ページをお願いいたします。

2目総係費1,159万1,000円は、農業集落排水事業運営に係る事務事業経費で、人件費や事業費などの予算です。

3目減価償却費は8,694万2,000円。

次に37ページ、2項1目支払利息1,338万5,000円は、企業債利子の償還金です。

以上が主な収益的収入及び支出の説明です。

38ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出です。

収入1款公共下水道事業資本的収入1項1目企業債9,450万円は、建設改良費の財源予算の措置です。

2項1目受益者負担金1, 300万円は、主に、建て売り分譲などの開発事業による猶予地の一括納付や令和5年4月より供用開始を予定する大久保、三津屋地区の一括及び分割納付の負担金などを計上しております。

3項1目国庫補助金4, 000万8, 000円は、国交省所管の社会資本整備総合交付金です。

39、40ページをお願いいたします。

2款農業集落排水事業資本的収入2項1目一般会計補助金5, 653万2, 000円は、一般会計からの繰入金です。

支出では、1款公共下水道事業資本的支出1項1目管渠建設改良費は、主に41ページ上段の工事請負費1億317万4, 000円は、公共下水道の供用開始区域拡大に伴うもので、大久保道城辺玉地区での管渠工事と舗装本復旧の工事費です。

2項1目企業償還金1億683万5, 000円は、元金償還金です。

2款農業集落排水事業資本的支出1項1目企業償還金7, 230万2, 000円も元金償還金です。

次に、19、20ページをお願いします。

令和5年度下水道事業予定貸借対照表です。

保有する資産と負債、資本を表示したもので、投入された資産がどのように運営されたかを示し、令和5年度末時点を予測したものです。

資産の部では、1の固定資産と2の流動資産の合計が下段の66億8, 789万7, 548円。

20ページの負債の部は、3の固定負債、4の流動負債及び5の繰延収益の合計と、6の資本金と7の剰余金を合計したものが負債及び資本の部合計で、ページ下段の66億8, 789万7, 548円。19ページの資産の部と同額になります。

その他、10ページには予定キャッシュ・フロー計算書、11ページから18ページには給与費明細書、23ページから28ページには前年度、当年度分の予定損益計算書、前年度分の予定貸借対照表を添付しております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第33号は、総務産業常任委員会に付託します。

散 会

議 長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

これにて散会とします。

午後1時57分散会

令和5年第1回吉岡町議会定例会会議録第3号

令和5年3月3日（金曜日）

議事日程 第3号

令和5年3月3日（金曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.1～No.3）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	小林 静弥 君	2番	富岡 栄一 君
3番	飯塚 奕治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大志 君	8番	村越 哲夫 君
9番	坂田 一広 君	10番	飯島 衛 君
11番	平形 薫 君	12番	山畠 祐男 君
13番	小池 春雄 君	14番	岩崎 信幸 君

欠席議員（1人）

6番 金谷 康弘 君

説明のため出席した者

町長	柴崎 徳一郎 君	副町長	野村 幸孝 君
教育長	山口 和良 君	総務課長	高田 栄二 君
企画財政課長	米沢 弘幸 君	住民課長	小林 康弘 君
健康子育て課長	中島 繁 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一憲 君	建設課長	笛沢 邦男 君
税務会計課長	中澤 礼子 君	上下水道課長	大澤 正弘 君
教育委員会事務局長	高橋 淳巳 君		

事務局職員出席者

事務局長 福島 良一 主任 任岸 美穂

開 議

午前9時30分開議

議 長（岩崎信幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日と6日月曜日の両日、一般質問を行います。

本日は、通告のあった6人のうち、3人の通告者の一般質問を行います。

ここで説明をしておきます。質問と答弁を含めて、通告された議員の持ち時間の範囲内で終了できるように協力をお願いします。なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。さらに、残り時間がなくなったときにマイクの電源が切れますので、ご承知おきください。その時点で途中であっても質問者及び答弁者は発言を打ち切るよう協力願います。

それでは、お手元に配付してあります議事日程（第3号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議 長（岩崎信幸君） 日程第1、一般質問を行います。

5番富岡大志議員を指名します。富岡議員。

〔5番 富岡大志君登壇〕

5 番（富岡大志君） それでは、議長への通告に従い一般質問を行います。2期目の最後の一般質問となります。

最初に、保育園、幼稚園、学童クラブに関してということで、この4年間取り組んできた待機児童の問題に関して、まずお尋ねします。入所申請、学童クラブ、保育園、認定こども園、この3つの本年度の入所申請、待機児童に関して、申請の状況がどうなっているのか、また、待機児童の発生の状況はなっているのか、それぞれ部門別にまずお答えいただきたいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） おはようございます。

今朝の新聞記事の端っこのほうに、春一番が昨日吹いたというお知らせが載っておりました。これから穏やかな日が過ぎていくということなんですかけれども、私にとっては花粉の飛散が多くなるということで、悩ましい日々が続いております。

本日と、来週月曜日の2日間、6名の議員から質問をいただいております。

まず本日は、富岡議員から、保育園、幼稚園、学童クラブに関して質問い合わせました。丁寧にお答えさせていただきたいと思います。

令和5年度における保育園、認定こども園及び学童クラブの入所申込みにつきましては、全ての部門において申込者が昨年より増加しております。保育園、認定こども園の入園申込者の受け入れ状況については、各施設とも入所協議が済んでおり、現段階で令和5年度に待機児童になる児童はありません。また、学童クラブにつきましても、現段階で待機となる児童はありません。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） まずは安心したところです。若い子育て世代が増え続ける中で、特に学童クラブの待機児童がゼロだったんでは、大きな成果だったんではないかと。各園の施設整備というのがどれだけ進んだとしても、それをできない子供たちが出ては意味がないわけで、少なくとも一斉申込み分については待機ゼロになるよう今後も努めていただきたいなと思います。

今回、結構申込みが多いなという話は聞いていたんで心配していたんですけども、まずはよかったですなというところなんですが、今後しばらくの間は人口増加、若い子育て世代を中心とした人口増加に伴い、幼児、児童が増加し、入所希望者もさらに増えるのではないかと考えられるわけなんですよ。その中で、特に駒寄地区の学童クラブの定員は、現在のままでは需要に追いつかない。明治は大きい学童クラブ造っていただいたんですけども、駒寄は現在のままでは需要に追いつかないのではないかと。早期に新設もしくは増設をしなければならないと考えるわけですが、町としてはどのような見解にありますか。

議長（岩崎信幸君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 学童クラブにつきましては、その利用ニーズが高まっており、申込人数も増えていることから、今後につきましても新たな施設等の確保を進めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） ということは、具体的な検討に入っていただけるということで理解してよろしいですね。分かりました。

次なんですけれども、待機児童がゼロとすごく喜び、すごくうれしい話ではある一方で、申請に関して、申込みの情報に関して、その情報へのアクセスに問題があるんじゃないかなというふうに思っています。保育所及び認定こども園の年度途中の入所に関する情報は、町ホームページにも掲載されてトップページのメニューのところからアクセスできるんですけども、例えばメインコンテンツ部分のライフイベントから探すというところ、メイ

ンコンテンツの真ん中のところですが、ホームページの。そこからたどって探していくうとすると、そこに実はたどり着けないという話で、このようなところに配慮がないのはいかがなものかと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） ホームページの掲載につきましては、検索者の目線に立ったページづくりを心がけ、必要な情報を検索しやすいように改善を図りたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） それともう一つ、学童クラブの入所に関しても、ちょっとどうかなと思うんですよ。例えば申請受付期間、学童クラブの申請受付期間というのは、ホームページからたどっていくと社協のところに行ってくれと、社協のほうを見たら何て書いてあるかというと、令和5年1月4日から令和5年1月31日までは申込期間となっているわけなんですね。それ以外の情報がないわけなんですよ。とすると、この期間以外で申請したい場合の案内がホームページで見つからないと、どこ見ても。この期間だけでしか申請できないということなんですかね。その辺はどうなんでしょう。

議 長（岩崎信幸君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 入所申込みにつきましては、受入れ施設に余裕があれば、年度途中でも受入れが、受付のほうが可能となりますので、適正な情報発信に努めたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） あと、こちらも配慮いただきたい。学童に関しては、ホームページで例えばもうまるつきりもう社協に聞いてくださいとしか書いていなくて、例えばどんな形で申込みになって、その選考結果がいつ出るのとか、そういう例えばこういう形だと入所として認められないよというケースとか、そういう案内ぐらいは載せておいてもいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺はいかがですか。

議 長（岩崎信幸君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） こちらにつきましても、適正な情報発信に努め、掲載内容について改善をすべきところを改善していきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

[5番 富岡大志君発言]

5 番 (富岡大志君) あともう一つ、学童クラブの入所の一斎受付、これ選考の結果が年度末ぎりぎりというか、3月ぐらいにならなきや分からないと。保育はもっと早いですね。保育園とか認定こども園もっと早いんだけれども、学童かなり遅くて、もし選考に漏れてしまつた場合の対応が子育て世代の目線だと1か月じゃちょっと無理かなというところなんですね。もう少し早めに選考を行つて、通知を出していただきたいと思うわけなんですけれども、いかがでしょう。

議 長 (岩崎信幸君) 中島健康子育て課長。

[健康子育て課長 中島 繁君発言]

健康子育て課長 (中島 繁君) 学童クラブの申込時期につきましては、早めることも考えられますので、こちらのほうも早い時期に申込みを行つていただきたいと考えております。

議 長 (岩崎信幸君) 富岡議員。

[5番 富岡大志君発言]

5 番 (富岡大志君) またしつこく言いますけれども、「子どもを育てるなら吉岡」と言しながら、子育て関係の情報が、情報に対するアクセスに関しては、このような配慮に欠けているようだったら、これ、町のホームページとして多額のお金をかけているわけですね、町長。そのお金をかけている意味がないんじゃないかと。もっとしっかりと整理して、住民が子育て情報にアクセスしやすいように、きちんとホームページ掲載していただきたいなと考えるわけですけれども、いかがでしょう。

議 長 (岩崎信幸君) 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町 長 (柴崎徳一郎君) ただいま課長のほうから話がありましたように、改善できるところは改善していきたいと思っております。

議 長 (岩崎信幸君) 富岡議員。

[5番 富岡大志君発言]

5 番 (富岡大志君) 子供関係に限らず、結構アクセスがあまりうまいこといっていないというのは前から指摘されているところなんで、きちんと進めていただきたいなと思います。次、保育園事務のICT化に関してなんですけれども、これまで保育園事務のICT化に関して質問を続けています。例えば令和3年第3回定例会でも同じ質問をしているところなんですけれども、その後の各園への対応というのはどうなっているんですか。また、導入する場合のランニングコストも分かるようでしたら、併せてお答えいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

議 長 (岩崎信幸君) 中島健康子育て課長。

[健康子育て課長 中島 繁君発言]

健康子育て課長（中島 繁君） 保育園、認定こども園等の事務のＩＣＴ化等につきましては、以前より国等の補助金の制度につきまして情報提供を行ってきましたが、その後、各園からの申出がなく、進んでいない状況になりますが、町として各園に対する働きかけが足らない部分もあったかと思いますので、保育士等職員の方の負担軽減にもつながることになりますので、引き続き情報提供とともに、各園の状況等もお聞きしながら、支援をしていきたいと考えております。

また、ランニングコストという話ですけれども、ＩＣＴ化が実施された場合には、財政的なことも補助しながら検討していきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

[5番 富岡大志君発言]

5番（富岡大志君） 先ほど言いました令和3年第3回定例会で、今担当課長替わっていますけれども、園、幼稚園の意向を確認しながら、導入を希望する園について支援をしていきたいと言っているんですけれども、実際保育園に確認してみると、特段何かこう町からアクションがあった様子が見られないわけなんですよ。つまり、この期間ほとんど動いていなかつたんじゃないですかと。やっぱり、こういうところで答弁している以上は、課長が替わってもしっかりとつないでいっていただきたいなと思います。

この話については、2月4日の上毛新聞記事でご覧になられた方はご存じだと思うんですけども、県の補正予算で保護者、職員向けの子供の現在の登園状況の管理システムや、見守り用のＧＰＳについて補助が出るようになりました。今言っている保育園事務のＩＣＴ化に関する補助金の割合が、この補正によって5分の4まで拡大されたわけなんですね。これを機に、これまでの反省を含んで各園への導入を速やかに進めていただきたいと考えるわけなんですけれども、いかがでしょう。

議 長（岩崎信幸君） 中島健康子育て課長。

[健康子育て課長 中島 繁君発言]

健康子育て課長（中島 繁君） 町として、各園に対する働きかけを行いまして、引き続き情報提供とともに、各園の状況等いろいろ異なるところもあるかと思いますので、そういったところもお聞きしながら、支援をしていきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

[5番 富岡大志君発言]

5番（富岡大志君） 私の聞き知っている限り、既に関心を示している園もあるようなので、積極的に動いてください。

次に行きます。保育士、幼稚園教諭等の処遇改善に関する質問になります。今、保育

士の成り手不足や獲得競争が社会問題になっています。保育士・幼稚園教諭等を対象とした処遇改善というのが行われていますが、これは令和4年2月から9月で、10月以降は子どものための教育・保育給付金の国庫負担金、県負担金というのである、これで継続されると。それ以外に、技能経験に応じた保育士等の処遇改善、副主任とか、部門別リーダーとかということで処遇改善が実施されているところなんですが、ただ県内市町村で、保育士の確保のための取組というのが今どんどん進み始めているわけなんですよ。

その中で、若い子育て世代の転入が続き、子供が増え続けている吉岡町でも、他市町村に負けないような独自支援策が必要だというふうに考えるわけなんですが、こちらに対する町の見解いかがでしょう。例えば、町内の保育園、幼稚園に勤務する吉岡町住民の町独自の奨学金関係での支援、奨学金に対して助成するなり、それとも何年勤めたら早めのうちにもう全部全額免除するとか。それとか、次回地域振興券などを支給するがあれば、支給対象に吉岡町の保育園、幼稚園に勤めていただいているスタッフの皆さんにこれを支給していただきたいなというふうに考えるわけなんですが、こちらについてはどのようなお考えでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 議員おっしゃったとおり、国の制度において、令和4年度に保育士の処遇改善のため、保育所の収入の引上げの措置に対し、支払いを行っている状況になります。

町といたしましては、保育士の確保、負担軽減を支援するため、保育士等確保事業補助金を支出しておりますが、令和5年度より保育士のさらなる負担軽減を図るため、保育園等で使用済みの紙おむつの処理を行う場合、その処理費用の一部を補助するおむつ処理費用補助金を行う考えであります。そのほかの処遇改善等、町独自策につきましては、財政的なこともありますので、国や県の状況なども注視しながら検討していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 今後、保育士の成り手不足とか、獲得競争が深刻な問題になり、優秀な保育士、保育園、幼稚園教諭が、ごめんなさい、吉岡町の保育園、幼稚園に来てください、継続して勤めていただくと、そういうような施策をどうしていくかが重要な課題になってきます。ある自治体では、すごく保育士に対する処遇改善を行った結果、周辺からその地区に流れてしまって、流れていったほうが保育士不足という話があるみたいなんですね。そんなような形で県内の自治体の中でどこかがさらに進んで、そちらにたくさん流れてい

くような話になれば、結局見られる先生がいなくなってしまうと、その分やっぱり待機児童、施設が県整備されていても待機児童が発生してしまうことになってしまうと。そうしたらやっぱり町の責任になってくるわけですよ。そうならないように、検討しているだけでなく、遅れを取らないようにしっかり進めさせていただきたいと思います。

次に行きます。小中学校の課題に関して、いじめ問題に関してなんですかでも、まず改めて教育長にお尋ねします。いじめの定義とは何ですか。また、いじめの定義に対して教育長はどのようなお考えをお持ちでしょうか、お答えいただきたいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教 育 長（山口和良君） いじめの問題について、ご質問いただきました。

ご質問のいじめの定義についてでございますが、平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法第2条に規定されております。いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為、インターネットを通じて行われるものも含む、であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうとなっており、これをいじめの定義と捉えております。

いじめは、児童生徒の教育を受ける権利を侵害したり、健全な発達に重大な影響を及ぼしたりするなど、心身の成長や人格の形成を妨げるとともに、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題であると捉えております。学校は、いじめはいつでも誰にでも起こり得るという認識の下で、いじめをまずはしっかりと認知し、認知したいじめを組織的に、家庭、地域、教育委員会事務局や関係機関とともに、丁寧に解決に向け対応することが大切であると考えております。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） つまり、ある児童の行為、児童生徒の行為によって、ある児童が苦痛を受けている場合、それはいじめという、簡単に言うとそういうことですよね。以前の質問において、町と学校のいじめ基本方針というのがあって、それがばらばらで、ページ数も違うし、町の基本方針というのは公表されてもいいないという中で、この見直し公表を求めて、見直しするという答弁があったんですけども、その後どうなったんでしょう、見る限りまだ改定されている様子が見られないんですけども、こちらに関してはどのような形になっていますか。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 初めに、町のいじめ防止基本方針についてお答えいたします。

教育委員会事務局におきましては、町議会令和4年第3回定例会において可決されました吉岡町いじめ防止等のための組織に関する条例の施行後、基本方針の改定作業に入りました。国や県のいじめ防止基本方針を参照するとともに、他自治体のいじめ防止基本方針等を参考に、原案を練りました。改定原案を令和5年1月定例教育委員会において説明、協議し、教育委員からご意見やご指摘をいただきました。その意見を基に、教育委員会事務局において、改定案を練り直し、再度2月の定例教育委員会で協議をいたしました。

以上の過程を踏まえ、今月23日に開催予定の3月定例教育委員会において議案として上程し、審議いただき、可決されれば、今月中に町教育委員会のホームページ上に公開する運びとなります。

また、各学校のいじめ防止基本方針につきましては、町いじめ防止基本方針改定版が定まり次第、それを参照して各校において学校いじめ防止基本方針を改定した後、各学校のホームページ上に公開する予定です。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） そうやって進めてきちんと整備していただければありがたいなと思うところなんですが、何でこういう形でまどろっこしいような説明、教育長いじめの定義なんですかと、今これどういうふうに進んでるんですかという、何でこういう質問したかというと、これ個人情報があるので詳細は控えさせていただきますが、吉岡中学校でいじめ事案が発生しているのに、単なる生徒間トラブルと解釈して対応することがあったわけですよ。いじめ防止対策推進法、あと各改定前でも国の基本方針があったり、町の基本方針があったり各校の基本方針が、そういう中でのいじめの定義というものに照らしていけば、いじめ事案であることは明白であったのかなと。最初、教育長には話し合ったとおり、簡単に言えばある生徒の行為によってある生徒が苦痛を受けている場合、それはいじめじゃないかと認識しなければいけないわけなんですよね。そうやって考えていかなければいけない。

また、いじめ事案であるとするなら、同法及び各基本方針に沿った対応をしっかりと取つていかなければいけないわけなんですが、それが中学校で適正にできていなかつたわけですよ。これは、非常に重大な問題であって、町は、教育委員会が悪いというわけじゃないですよこれは。だけれども、町としてこのようなことが二度と起こらないように、学校に対して厳しい対応を取るべきだというふうに考えるんですけども、教育長どんなふうにお考えでしょう。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

[教育長 山口和良君発言]

教 育 長（山口和良君） いじめとは先ほどのいじめ防止対策推進法の定義にあるとおり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとされておりまして、私もそのとおりと、その定義で進めていきたいと考えております。これは、いわゆる社会通念上のいじめとは少し異なりまして、法で定義するいじめは、子供が心身の苦痛を感じていたら、いじめと認知すると、そして対応するということが定められております。文部科学省では、いじめ防止対策推進法が策定された後、都道府県ごとに集計されたいじめの認知件数に大きな差があることから、具体的な事例を挙げていじめ認知の例を資料として作成した経緯もございます。

それには、例えば悪口の言い合いなど、社会通念上で言えばけんかと捉えられがちな事象につきましても、両者ともに苦痛を感じているケースも含め、とにかく心身に苦痛を感じていれば、ひとまずはいじめというふうに認知をして、対応する必要があるという例が挙げられております。

富岡議員ご指摘の事案につきましても、法のいじめの定義のフィルターを通して子供同士の事象を捉えるならば、いじめとして認知をして対応することができたものと考えております。法の規定のみならず、現行の町の基本方針、学校の基本方針に照らしても、議員おっしゃるとおり、いじめとして認知をして対応すべきものでありました。

いじめへの理解、また子供同士のトラブルを当人たちの心情を酌んで対応していくという姿勢が欠如していたことを否定することはできません。私といたしましても、これまでいじめの抱え込みは絶対にせずに、管理職や担当に報告し、また組織的に対応すること。さらに、いじめの認知件数が多い学校を、子供たちの指導が不十分でトラブルが多い学校という捉えは絶対にしない。逆に、件数の多い学校が子供たちの日頃の状況をよく観察したり、子供たちの気持ちに寄り添ったりしており、細かな配慮が行き届いている学校であるというプラスの評価になることを、校長を通じて重ねて指導してまいりましたが、ご指摘の事案からは、その指導が行き届いていないという結果となり、誠に残念であるとともに、大きな責任を感じております。

当該校の校長には、改めて今回の事案を基に再発防止のため教職員に徹底するよう指導いたしました。私自身も再度法のいじめの定義に基づくいじめの認知について、教職員に指導を徹底しているつもりでおります。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

[5番 富岡大志君発言]

5 番（富岡大志君） 対応しなかったことを詳細についてどうこう言うつもりはありません。ただ、やはり重い責任を感じていただきたいんですね。じゃあその責任は何かというと、今

から話していくんですけども、この対応ができなかつたのはなぜか。そこなんですよね。それは、国のいじめ防止推進法とか各基本方針の現場への理解が進んでいないんですよ。教育現場がこのいじめ防止基本法はどういうものであるかと、いじめの定義は何なのかというところが理解できていないわけなんですよ。理解していれば、苦痛を受けている生徒がいるのに、先ほどから苦痛といっぱい出てきていますけれども、苦痛を受けている生徒がいるのに、トラブルとして処理するなんてあり得ないわけなんですよ。

なので、町が、教育長が責任を持って、学校現場への理解を徹底していただきたいと、それが教育長の責任ではないかと思うんですけども、改めてお答えいただきたいと思いますがいかがでしょう。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 議員おっしゃるとおり、改めて責任を感じているというふうに考えております。今年度末の町のいじめ防止基本方針の改定並びにそれを参照して行う各校の学校いじめ防止基本方針の改定を機に、学校においていじめの定義、またいじめの理解、いじめへの対処方針等を確実に遂行できるよう、確認するということを徹底いたします。いじめの積極的な認知と、認知した事案への丁寧な対処を、学校また教育委員会事務局一体となって取り組んでいけるようにしたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 次、続けていきます。

いじめ事案の早期発見とか早期対応はもちろんすけれども、繰り返しお尋ねしますが、被害を受けた児童生徒のことを、まずこのいじめ事案においては第一に考えた対応をしっかり進めさせていただきたいと、そういうふうに考えるわけですけれども、改めて教育長、いかがでしょう。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 繰り返しになりますけれども、いじめは児童生徒の教育を受ける権利を侵害する可能性がある。また、健全な発達に重大な影響を及ぼすこともある。また、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題であると捉えております。認知したいじめは、被害者のつらい思いや気持ちに寄り添った対応を優先して取り組まなければならぬことです。学校は、教職員はもちろん心理の専門家であるスクールカウンセラーの相談機能も活用しながら、被害児童生徒、またその保護者とも必要な対話をを行い、学校と家庭が一体となって、児童生徒の健全な成長に協力し合えるよう努めることが必要であると考

えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 分かりました。続けて、部活動でもいじめが複数発生しているようなんですよね。こちらに関してもやはり適正な対応を求めていただきたいところなんですが、それとともに部活動というのは今地域移行が進んでいくという話もある中で、この部活動の中での防止に関しても、基本方針の中でよりしっかりと定めていただきたいなとうふうに思うわけなんですが、いかがでしょう。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 学校では、部活動でのいじめの認知についても、生徒対象のいじめ、悩み事アンケートにおいて、部活動という項目を立てて調査を行うということになると考えております。一般論として、部活動におけるいじめの認知も少なくありません。休日部活動の地域移行後のいじめ問題については、しっかりと目を向けていかなければならない課題であると捉えております。

作成中の町いじめ防止基本方針の現在の改定案の中では、いじめの定義で使用している一定の人的関係という部分については、学校の内外を問わず、同じ学校、学級はもちろん部活動の児童生徒、他校や学童クラブ、塾、スポーツクラブなど当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、当該の児童生徒との何らかの人的関係を指すということを明示しております。したがって、休日に地域移行される部活動におきましても、活動と共にしている仲間や集団の中でいじめに当たる事態があれば、当然いじめと認知し、児童生徒が参加した活動の指導者と学校が連携して、基本方針にのっとった対応が必要になります。対応することになります。

部活動の地域移行に関する全国共通の課題として、スポーツクラブやスポーツ少年団と学校以外の地域の指導者の下で実施される休日部活動においても、起こる可能性があるいじめが疑われる事態について、当該事案における事実確認等が円滑に行われるためにはどうすればよいのか。学校におけるいじめ事案についても事実確認が難しい現状もある中で、地域指導者による活動中の事実確認がどこまで可能なのかという心配が、現在全国的に挙げられているということは事実であります。

今まで休日においても、いじめやトラブルへの対応を含め、献身的に指導していた学校の教員と同じレベルのいじめ等の対応は、難しいのではないかとの現実的な意見も耳にします。しかし、それをちゅうちょしていては、休日部活動の段階的な移行、地域移行はスタートできません。地域移行による休日部活動におけるいじめ事案については、保護者

も地域社会も学校に対応を任せるだけでなく、これまでとは異なる認識が必要になってくるのではないかと私は考えております。

したがいまして、地域移行後の休日部活動のいじめの対応を、いじめ防止基本方針にどのように盛り込んでいくかは、現在のところ懸案事項であります。町のいじめ防止基本方針は、今後も改定を重ねていく予定です。スポーツ庁等が示す休日部活動の段階的な移行の推進期間に先駆けて、地域団体の協力を得ながら吉岡町は準備を始めているわけで、今後の基本方針改定の際には地域移行の実践を重ねて生じる学校、保護者、地域指導者等の関係者、それぞれの予想される課題等に照らし、具体的な対応策を反映していくたいというふうに考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 指導者の方にも理解が進むようしっかりと取り組んでいくために、今後そういう改定も併せて、臨機応変に取り組んでいただければなというふうに思っております。

次、校則に関してなんですかれども、中学校の校則の見直しに関しては1月17日の新聞記事で皆さんもご存じだと思います。まず、今回の校則見直しの取組に関し、教育長がどのような所感にあるのか、どう思われた、考えられたのか、そちらについてまずお答えいただきたいなと思います。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 校則のことについてご質問いただきました。

今年度、吉岡中学校では、吉岡中学校校則見直し委員会を発足いたしまして、10月14日に第1回、12月21日に第2回の委員会、そして1月17日に第3回委員会が開催されました。委員の構成は生徒会の本部役員、現PTA会長及び副会長、地域代表者、町教育委員会指導主事、副校长、教頭、学校の生徒指導主事です。

吉岡中で校則見直し委員会が発足した経緯でございますが、校則見直しを公約にして、本部役員に立候補、当選した生徒の考えを尊重するとともに、その直後、昨年秋に公表された文部科学省発行の生徒指導提要の基本的な考え方を重視いたしまして、生徒を主体にしてスタートしたところです。

校則見直し委員会に参加した指導主事には、時代に合わせた校則にすること、また一人一人の人権、安全、健康を第一に考えて見直しを行うことなどを基本に助言するように指示しておりました。

具体的な見直し作業ではまず、生徒会本部役員が保護者及び生徒を対象に、グーグルフォームによるアンケートを作成いたしました。そして、保護者、生徒ともに11月にアン

ケートの回答を寄せました。この結果を生徒会が集約し、第2回委員会で発表、その委員会での意見を基に、生徒が主体となって見直し、作成した案を第3回委員会において発表したという流れがありました。今富岡議員が紹介された1月17日の上毛新聞記事は、これまでの取組を踏まえ、今日、吉中では校則見直し第3回委員会で、校則の見直しについて、生徒が委員に提案説明するという内容で紹介をされておりました。

今年度の吉岡中は、自立、健康、共生の調和の取れた生徒を育てるということを主眼に置いて、生徒の自己肯定感を上げる、人権教育や生徒主役をキーワードに学校づくりに励んできました。今回の校則見直しの取組については、今年度の学校経営で大切にしてきたことを具現化するものであること、校則を見直したいという生徒会役員、すなわち生徒の考えを取り入れるとともに、生徒指導の在り方について基本的な考えが示されている生徒指導提要の改定の趣旨、子供の意見表明権、これらを生かした迅速な取組であること、また、見直しに当たり子供たちは私たち吉中生は全員が気持ちよく過ごせる学校となるよう、この決まりについて、人権、安全、健康の視点を基に考えていきますという言葉を掲げている点についても、大変すばらしく、吉岡中のよさをさらに伸ばしていくまさに画期的な取組であると考えております。進み始めた校則の見直しが生徒の生徒による生徒自身のための見直しになるよう、今後の成り行きを注視するとともに、教育委員会としても、適切な支援、助言を行っていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 生徒主体に進んでいったのは非常によかったのではないかというふうに私も思っているところでございます。ただ、新聞の記事の内容しか私も知らないんですね、現時点です。入学説明会では、説明があったみたいなんですが、まだ全校生徒にも伝わっていない、私も知らない状態です。なんですけれども、ポニーテールとかツーブロックというのがこれまでが禁止、その中で禁止だったのがどうも限定的ではあるんですけども、それが廃止されて、廃止というか、限定的ではあるんですけども、見直しがされて変わったと。

そういう中でなんですけれども、今まで例えればツーブロック状の髪の毛があったら即日学校から電話がかかってきたわけなんですよ。なのに、校則が変わって、ぽんとひっくり返ってしまうわけですよ、それが。こういうことで、校内で見直しに対して、反対意見というのはなかったんですか。突然ぽんと変わるというのはどうも、いいことなんですねけれども、ちょっと驚きを隠せないというか、どうしてそういうことができたのかなと思うわけなんですが、その辺はいかがだったんでしょう。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） まず、2年生の生徒会本部役員と3年生の生活委員、これが生徒や保護者へのアンケート結果での関心の高かったポニーテール、ツーブロックなどの髪型の決まりを中心に議論を進めたようです。その中でどこまでをポニーテールと呼ぶか、また何をもってツーブロックと呼ぶかということを調べながらの検討となりました。第3回校則見直し委員会で出された生徒会原案は、ポニーテールもツーブロックも禁止という案でありました。しかし、見直し委員会において、PTA会長や副会長、教員からLGBTQプラスの話、また人権、生徒同士の感覚的な話などを交えた議論が行われ、生徒会原案の禁止という案はなくなりました。

議員のご心配の件の教員の反対意見ということに関してでございますが、この見直された内容を受け、見直し委員に入っている教員以外の教員からは、今まで長く続いてきた指導内容から変化することへの不安や戸惑いの声が上がったことは事実です。ただ、これらの声は、子供たちを管理したいとか、きっちり指導したいという趣旨の声ではなく、今まで高校受験の際に、生徒が不利益を被らないのか、また学校の秩序が乱れ、その結果として全ての生徒の安全・安心、ひいては人権が守られていくのか。生徒自身の自分を律する態度が十分に育たない生徒によって、円滑な学習活動を進めるに当たって支障が出てしまわないか。こういう生徒たちを思うがゆえの声であるというふうに捉えております。

今回の決まりである吉中生の約束、令和5年度バージョン1がスタートした後、実際には新たな混乱が生じることも十分予想されます。見直し委員会は今後も継続して実施され、教育委員会の指導主事も助言を継続いたします。今後も生徒会を中心に見直しを進め、その結果を見直し委員会で、生徒と保護者、職員、そして地域の代表とで試行錯誤を繰り返しながら、校則がまた変わっていくというふうに考えております。直ちに全ての校則が先ほどの子供たちの理念に基づいたものに変わるかどうかは、少し時間がかかると思うんですけれども、しっかりと見守っていきたいというふうに思っております。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） あるところでは、校則で見直したんだけれども、また元に戻った、いつの間にかということもあるので、そういうことにならないように十分な配慮をしていただきたいなと思います。

先ほど言いましたけれども、既に入学説明会があってそこで新年度の校則に関する説明があったと思うんですけども、どうだったんでしょう。また、この見直し後の校則がまだ公表されていないと。私も知らないと、実質的には、細かくは。一体いつになったらするんですか。そちらについてお答えいただきたいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 新しく入学する新1年生対象の入学説明会後、学校には参加した保護者から幾つか質問が寄せられております。例えば、靴下の色が白で限定でなくなったことについては、近隣の学校では白の指定である。高校受験のとき学校で白と決めて指導してほしいとか、自転車の色について、また熱中症対策を考えるとTシャツの裾をハーフパンツに入れなくてもよいのではないかなどという意見も寄せられているところです。ただ公表はまだされておりません。

吉中の校則見直しは、先ほどの生徒指導提要で取り上げられている生徒の意見表明権を重視しながら、生徒主体で行われております。今後の生徒の生活態度がどのように変化していくかは、予測が難しい面もあります。生徒が友達や集団のことを考えて自立的に生活していくことをする吉中生になってほしいという願いを持ちつつ、大人の側からは不安も残る中でのスタートになる面も否めません。何より生徒が自分で考え、判断して生活を整えていく部分が増える中で、生徒一人一人が学校生活を安定させていく過程は常に見守っていく必要があります。

今回の吉中における生徒主体の校則の見直しは、学校における大変重要な教育活動の1つと捉えております。学校では、3月22日に開催する臨時生徒集会で、校則の内容のほか、どのような経緯で、どのような方針で見直したかの趣旨について、実際に見直しを指導を担当した生徒会が在校生を対象に説明することが重要であると位置づけており、生徒会主体の活動の一環として、丁寧に行いたいという学校の方針です。したがいまして、校則の公開につきましては、臨時生徒集会での説明の後に行うということでありますので、3月22日の臨時生徒集会以降にホームページに公開される予定です。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） もう少し3年生卒業待たずしてもできたんじゃないかなと思うんですけども、今となってはその22日を待ってみたいなというふうに思うわけです。

あと、これまでの4年度までの校則で2つ気になっていたことがあったんで、それがどのように変わったのかについてお答えいただきたいと思うんですけども、まず。1点目、夏季の服装の体操着が、Tシャツ、ハーフパンツとなっているんですよ。だけれども、もう今エアコンが入っていて、その場所によって教室ごととか、その吹き出し口の近い、遠いとか、その日の体調によって、やはり寒さの感じ方は違うわけなんですね。なので、生徒の体操服の上着の着脱に関しては、環境や体調に合わせ生徒自身の判断で行うべきではないかと。さっき健康視点とおっしゃいましたよね。なので、そういう視点も加えて判

断していくべきなんじやないかと思っているわけなんですけれども、こちらについてはどうなったんですか。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 今年度の見直し委員会におきましては、夏季服装の約束の内容は、結果的に変更ありませんでした。衣服の調節につきましては、生徒は小学校の家庭科で季節や状況に合わせた快適な衣服の着方について学習してきておりまして、環境や体調に合わせた衣服の着脱等を実践的に身につけてきております。また寒暖の感じ方や体温の調節機能には個人差があります。そのため寒ければ上着を着るなどについては、基本的には個人の判断に任せられるべきだと思っております。任せるべきだと考えます。

教育委員会といたしましては、児童生徒の健康安全を重視した学校生活が送れるよう、校内での衣服の着脱の在り方を学校の担当者、具体的には管理職、保健主事、養護教諭、生徒指導主事、これらと相談するとともに、来年度も継続して行われる校則見直し委員会の中で、指導主事を通して提案や助言をしてまいりたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） つまり校則では変わっていないけれども、生徒の個人の体調とかに合わせて判断してくるのは、指導上問題がないという形で捉えていいわけですよね。分かりました。

あともう一つ、中学生の通学用の靴の、白い靴のかかとに名前を書くというのが決まりであるんですけども、これは生徒の個人情報保護とか安全確保、犯罪被害防止のために、やっぱりこれはやめとくべきなんじやないかなと思ったわけなんですけれども、こちらについてはどうなりましたか。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 結果的に今年度の吉中の校則見直し委員会において、通学靴のかかとの後ろに記名する約束はなくなりました。やはり、議員おっしゃるとおりの考え方で、委員会で議論されたようです。当然、持ち主が分かるようにするための記名は促しておりますけれども、記名する位置の指定はございません。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 前に、例えば前も校則とか決まりの中で、自転車は派手でないものと言つておきながら、実は指導においては白禁止ですと言っているわけなんですよ。そういうこ

とはもうないというふうにして理解してよろしいですか。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 今回の見直しは、生徒主体に行われて、生徒が参加して議論されているわけですので、もしそういう指導が行われるとすれば、それは確実に生徒の信頼を失うことになると思いますので、今回のこの見直しについては今までの校則以上に、学校全体で、指導者側も子供たちもよりよい学校をつくるために、遵守したり、指導をしたりしていく必要があると考えております。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） よく分かりました。

次は、重い荷物ということで9月議会ですか、質問したんですけども、見てる限り具体的な改善策というのがまだ出てきていないのかなと、私のほうからは見られるわけですね。他人事とせず速やかな対応をしていただきたいなと思うわけなんですけれども、こちらについてはどうのように進められるんですか。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 議員おっしゃるとおり、これまで重い荷物については、教育委員会事務局職員と全ての校長との間で話し合いを行ってきておりまして、児童生徒の荷物を軽くしようと、各校とも考えながら対応しているところです。

具体例を挙げれば、小学校では家に持ち帰らなくてもよい教科書や資料集類を学年ごとに指定いたしまして、個人のファイルボックス等に保管し学校に置いておく対応、また、持ち帰らなくてはならない教具類は計画的に持ち帰らせるような配慮をしております。中学校では、この課題について先生方が協議をいたしまして、安全面また体の成長や健康面に配慮いたしまして、家庭に持ち帰る教科書、資料集類について何を持ち帰るかについては、生徒自身が決めるという方針で指導を始めたということです。

家庭学習を計画的に行う力や、自分の持ち物を自分で管理する力、また自分の健康安全は自分で守る力、これは中学生時代に身につけるということは大変重要であると考えております、学校の対応は適切であると考えております。今後もさらなる負担軽減策について、どんな方法があるか、教育委員会といたしましても情報収集したり検討したりして、子供の安全、健康に配慮した方法が取れないか、考えていきたいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 教育長が中心になってH i B A L I プランというの進めていく中で、やっぱりこういう部分もしっかりと進めていただきたいと思い、改善は行われているとは思うんですけれども、今後その改善で具体的にどのくらい減ったのか。こういう部分についても、しっかりと検証していただきたいと思うわけなんですけれども、そちらについてはどのような考えですか。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 指導するだけでは、その指導は終了いたしませんので、やっぱり指導したからには、その結果をしっかりとつかんで、また評価して次に進める、これは、教育を進める上で大変重要なことでありますので、今後この指導を中学校のほうの指導についての結果を評価すべく、何らかの改めてどのぐらい軽くなったかっていう具体的な調査を行うようにしていきたいと、学校と相談していきたいというふうに考えております。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 1キロ減った、2キロ減ったじゃ駄目なんですよね。大体適正値とはどのくらいかご存じだと思うんですけども、大体言われているのが体重の1割、例えば女子生徒だったら大体40台ぐらいなんで、4キロですよね。今10キロですよね。そこがどこまで減ったかというのはやはり教育長しっかり見ていていただければと思います。次は、今回教育長じゃなくて町長のほうへの質問になるんですけども、生理用品の無償提供に関して質問していきます。

この問題に関しては、昨日施政方針の質問において小池議員のほうからも出ましたし、もう何人の議員がこの質問をしているわけなんですよ。ただこれ全然進展がないのは、ジェンダー平等、もしくは町の施策として今何を取り組んでいくかというとダイバーシティという言葉を使っていますよね。そういう取組の中では、これは取組の中でこの進展がないのは私は大問題ではないかというふうに考えております。

なので、私のほうからも質問させていただくわけなんですけれども、これは学校だけの問題じゃないと思うんですよ。貧困の問題でもないと。これはジェンダー平等の問題であって、町全体の問題ではないかというふうに考えるわけなんですね。なので、町の全ての施設のトイレにディスペンサーを設置して無償提供することを求めたいと思います。できない理由ばかり考えるんじゃなくて、まず町で1回設置してみたらどうですか。設置してみてから、問題が出てきたらそれに対して丁寧に取り組むべきではないか、そう思うんですね。それほど多額のお金がかかるわけではないと思うんですね。そういうふうに考えるわけなんですけれども、町長いかがでしょう。

議 長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 議員ご指摘のとおり、ジェンダー平等に配慮しながらそういうこと
も必要かと思います。我々のほうも近隣市町村とちょっと調べさせてもらったんですが、
県内だとほとんどないというような状況で、都市部のほうだとやっているところもあると
いうようなところですので、現状ではそういういたとこのちょっと情報を収集して、今後ど
のように持つていけるかというとこでの検討をしていきたいというふうに考えています。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 近隣でやっていない、東京、首都圏ではやっている。この町ではやってい
ても、こっちはまだやっていないから検討じゃなくて、吉岡が先頭立ってこういう施策を
進めていますというふうに考えてもいいんじゃないかと思うわけですけれども、いかがで
しょう。

議 長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） いただいた意見を参考にしながら、今後進めていきたいというふうに
思います。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） それでは、次に行きます。時間ないけれども。次、行政のDX推進に関し
てお尋ねしていきます。

まず、デジタル田園都市国家構想推進交付金というのがありますと、これはマイナン
バーカードの申請率、交付金の申請時におけるマイナンバーカードの申請率で、交付割合
のカテゴリーが変わってくるわけなんですけれども、まず申請条件となる本町のマイナン
バーカードの申請率、交付率について説明いただきたいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 総務省から送付を受けた資料によりますと、吉岡町における令和5年1
月末人口に対するマイナンバーカードの申請件数率は66.7%、交付率は55.3%と
なっております。

議 長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 実は、このカテゴリーのやつを見ていくと、70%超えていれば10分の

10、いわゆる補助率10分の10の申請ができたんですね。今の数字だと、2分の1から3分の2の申請ができると思うんですけれども、70%超えてればできたわけなんですよ。前橋は70%を超えて、10分の10でマイナンバーカードですか、スイカですか、ひもづけするようなのもこれから進んでいくと思うんですけれども、吉岡は何で70%行かなかったのか、そちらについてはしっかり考えていただきたいと思うわけですけれども、いかがでしょう。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 吉岡町におきましては、月2回の時間外窓口や、ふるさと祭りでの臨時窓口、2月の最終土日での臨時窓口開設のほか、県主催の申請促進キャンペーンなど、県との連携も進めてまいりました。また、利活用の部分においてもマイナンバーカードを利用したコンビニ等による諸証明の発行や、図書館における図書カードとしての利用対応なども進めてきたところでございます。

総務省の資料によりますと、令和5年1月末時点の前橋市の申請件数率は71.4%、吉岡町の申請件数は66.7%となっており、その時点の申請件数順位としましては、群馬県35市町村中前橋市が4位、吉岡町が11位となっております。議員が言われるとおり、吉岡町の申請率については、群馬県の平均申請率65.5%を上回っておりますが、前橋市の申請率を下回っているというのが現状です。

70%に行かなかった理由としましては、吉岡町では現状の職員体制の中で広報での周知とか、臨時窓口等の設置により対応しておりますが、交付事務の業務委託などを行っていなかつたことなどが理由の1つとして挙げられるのではないかと考えております。

今後マイナンバーカードに関する業務は継続して発生することが予想されます。吉岡町では、マイナンバーカードの取得を希望される皆さんにスムーズに手続を進められますよう、今後も県や関係機関とも連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 結局、効果的な策が出来なかつたんだという形で、皆さん認識していただきたいなど。出遅れたわけですよ。出遅れたんですよ、70%行かなかつた、70%行ついたら、前橋と同じようなことができたけれども、やっぱり出遅れたんですよ。町長出遅れないようにしっかりと取り組んでいくと、いろいろな部分で話しされていると思うんですけども、まだできていないということは、やはりしっかりと認識して次に進めていただきたいなと思うわけです。ちょっと時間が足りなくなつた。

それでは、もう時間がないので、富岡大志の一般質問これにて終了いたします。

議 長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、5番富岡大志議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を10時50分とします。

午前10時33分休憩

午前10時50分再開

議 長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

議 長（岩崎信幸君） 4番廣嶋 隆議員を指名します。廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君登壇]

4 番（廣嶋 隆君） 議長への通告に基づき一般質問をいたします。

1、吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地について。

ごみ最終処分場スケジュール案によりますと、令和11年度に供用開始となり、残すところ6年目となりました。

（1）ごみ最終処分場スケジュール案では、令和4年度中に基本構想とあります。計画的に最終処分場の整備を進めるため、施設規模や構造等の基本となる考え方を示した基本構想の策定について伺います。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 廣嶋議員のほうから基本構想の策定について質問をいただきました。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合では、現在令和4年度の事業として基本構想の策定に取り組んでおります。基本構想の内容については、次期最終処分場と次期焼却施設の建設に当たり、それぞれの施設の基本的な考え方や、整備スケジュール等について検討するものとなり、現段階では4月下旬頃にホームページ等での公表を予定しているとのことであります。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4 番（廣嶋 隆君） 基本構想については4月下旬にホームページで開示することです。

続いて2番、次期ごみ最終処分場の施設規模について。

エコ小野上処分場の埋立容積は7万立方メートル、次期ごみ最終処分場の埋立容量は6万立方メートルとあり、1万立方メートルを減量した理由について伺います。

議 長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

[住民課長 小林康弘君発言]

住民課長（小林康弘君） 渋川広域組合の令和4年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画によりま

すと、次期最終処分場の容量はごみ量の将来予測計算のデータを使用しており、具体的には令和12年度の埋立量などから、次期最終処分場の必要埋立容量を5万立米と算定し、その数字に保護土や覆土等を加えた数字が約6万立米となっているとのことでございます。

必要容量を約5万立米と算定した要因としましては、ごみ排出量の減少、そして埋立量の減少等を踏まえたものであり、ごみ排出量の減少については、渋川広域圏内的人口の減少と、各市町村におけるごみ減量化対応等が、埋立量の減少につきましては、各市町村におけるごみ減量化やリサイクル化の取組などが少なからず貢献しているのではないかと考えています。

なお、渋川広域組合では、広域市町村と連携し、現在可燃物として持ち込まれていますプラスチックごみを令和6年度から分別回収し、燃やすのではなくリサイクルに回す取組も進めております。このような取組も埋立量の減量化に直接つながるものでありますので、吉岡町としてもしっかりと準備を進めていきたいと考えています。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 今の説明によりますと、令和12年度は5万立米、そして5万立米になる理由として、人口の減少及びリサイクル化、プラごみの分別等による減少化ということを理由に挙げて5万という数字を挙げたようです。

次に、次期ごみ最終処分場の埋立容量6万立方メートルを15年で埋め立てるわけですから、15で割れば1年間の埋立量は4,000立方メートルになります。エコ小野上処分場の年平均の埋立容量について伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 渋川広域組合では、エコ小野上処分場の残余容量の測定を供用開始後、毎年行っております。平成27年度については、平成26年度分及び保護砂部分が合算されておりませんので除きまして、平成28年度から3年、令和3年度の平均としますと1年当たりの平均埋立容量は約4,359立米となっております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 年間4,360立方メートル。7万で現在エコ小野上は7万立方の容量で、年間約4,660を下回れば15年間で容量足りると。現状ですと今4,360ですから、15年間また十分もつという計算になります。

しかし、このまま4,360立方が続けば、次期埋立て6万立方の器は15年を待たずには満杯になってしまうわけですね。このことについて、4,360をいかに減らすかとい

うところに関わってくるわけです。そこはどのように考えているのかを伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 次期最終処分場の容量が6万立米になった場合に足りなくなってしまうんじゃないかなというご質問だと思いますが、渋川広域組合が令和4年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画では、令和13年度埋立容量を3,181立米と想定しておりまして、埋立計画期間を15年とした場合、約5万立米と算定されております。その数字に保護土や覆土等を加えた数字が6万立米となっているということでございます。

なお、次期最終処分場の必要見立容量は6万立米という数字になりますが、広域組合がこれは策定した概略構想の段階のものでありますので、今後渋川広域組合が作成する施設整備に係る基本計画等の中で、より具体的に議論されていくものと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 広域の清掃センターに持ち込まれるごみの量に関してなんですが、令和3年度は可燃物、不燃物合わせて、前年度令和2年度に比べると966トンも減っているんです。ところが、エコ小野上に埋め立てられた埋立容量は404立方メートル増えているんです。持ち込まれるごみが減っているにもかかわらず、埋め立てている量が増えている。この理由を説明してください。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 議員が言われるとおり、渋川広域組合のホームページに掲載されておりましごみ処理の状況の中のエコ小野上処分場埋立状況によりますと、令和3年度の埋立容量は令和2年度と比較して増加しております。渋川広域組合に確認しましたところ、最終処分場では、廃棄物を二、三メートルごとに中間覆土をすることが廃棄物処理法施行令に明記されており、令和3年度につきましてはその中間覆土分が例年よりも多かったことから、前年度比で埋立容量が増加したことになっているとのことです。覆土分を除いた搬入量を見ますと、令和3年度は令和2年度よりも373.12トン減少しているということになっております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 今出てきた中間覆土、これ何のために埋めているんですか。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 中間覆土につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の中で、埋立てをこうすることと、埋め立てる一般廃棄物の層を、そういう形で埋立てをして、そしてそこに覆土をして、またたたいてまたそこで埋立てを始めるというような形で決まっておりまして、そちらのほうに準拠して対応しているということを確認しております。

議長（岩崎信幸君） 廣島議員。

[4番 廣島 隆君発言]

4番（廣島 隆君） 埋立処理法施行令第3条にそれが書かれているということなんですが、埋め立てる目的は何なんですか。二、三メートルごとに50センチの土を入れる、その土のことを中間覆土層と言われているわけですよね。だから、その中間覆土を50センチ入れる目的は、何のために50センチ埋めるんですか。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

[住民課長 小林康弘君発言]

住民課長（小林康弘君） ちょっと私もこの法律の関係については、細かい部分まで承知しておりますが、想像で言うこともちょっと何なので控えさせていただきますが、法律施行令の中でそういう形で行うことというふうにされておりますので、それに従って国内の一般廃棄物の最終処分場については、そういう形での対応が行われているものというふうに考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣島議員。

[4番 廣島 隆君発言]

4番（廣島 隆君） 法律に定められているということは、目的があるから法律で定めているわけですよね。その埋める目的は何なのかお伺いしているんです。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

[住民課長 小林康弘君発言]

住民課長（小林康弘君） ちょっと廃掃法の施行令の条文を読み上げますと、埋め立てる一般廃棄物の一層の厚さはおおむね3メートル以下とし、かつ一層ごとに表面を土砂でおおむね50センチメートル覆うことというように定められております。なので、多分、多分で物を言うのも何なのですが、転圧しながら埋めていくて、そこで一旦覆土を載せて、そこで安定化させて、もう一回新しい埋立物を搬入するというようなことではないかと思われますが、ちょっと申し訳ありません、これは私の考え方になります。

議長（岩崎信幸君） 廣島議員。

[4番 廣島 隆君発言]

4番（廣島 隆君） 土砂でおおむね50センチ覆うというお話ですが、その土砂についてはど

こから持ってくるんですか。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

[住民課長 小林康弘君発言]

住民課長（小林康弘君） 例えばエコ小野上処分場の場合には、エコ小野上処分場のときに発生した土砂を覆土置場のほうに置いてあります。なので、その覆土をするときにはその覆土置場からもう一度持ってきて、そちらのほうにまた搬入しているというような状況になっております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4番（廣嶋 隆君） エコ小野上の埋立規模は、70メートル掛ける100メートル、そして深さが約15メートルとあるんですね。これを掘ったときに出た土を覆土置場に置いておくということなんですか。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

[住民課長 小林康弘君発言]

住民課長（小林康弘君） そのように聞いております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4番（廣嶋 隆君） ちょっと量については分かりませんけれども、単純に計算すれば10万立米ぐらいになるわけですよ。先ほど言った70掛ける100掛ける15で。10万立米の土が盛られて置いてあるんでしょうか。それとも、必要な量だけ置いてあるのか、その辺どうなんですかね。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

[住民課長 小林康弘君発言]

住民課長（小林康弘君） 申し訳ありません、その辺については確認しておりません。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4番（廣嶋 隆君） いずれにしても、山積みになっている、想像すれば山積みになっていると思うんです。そうしますと、ここ数年毎年のように大雨や集中豪雨によって大規模な水害が発生しているわけですよ。掘った土を山積みにしていて、大雨や集中豪雨によって流される心配があると思う。この辺はどうなっているんでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

[住民課長 小林康弘君発言]

住民課長（小林康弘君） 実際に山積みになっている覆土置場につきましては、もちろん何か大雨が

降ったとしても、流れ出さないようなそんな基準で盛土がされているものと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣島議員。

[4番 廣島 隆君発言]

4番（廣島 隆君） 私が心配しているのは、今エコ小野上が9年たっているわけですよね。残り6年ですから、15年で。そうしますと、今度予定されているところも規模でいえば、70メートル掛ける100メートル掛ける深さ15メートルですから、同じような規模なわけですよ。そうしますと、およそ10万5,000立米の土がどこかに置かれて、それによって安全なのかどうかという確認がしたいわけですよ。

つまり、先ほども説明があったその中間覆土、私たち単純に考えると焼却場で燃やしたごみを最終処分場に持つて埋めて、その繰り返しだと思っていたわけです。ところが今の説明だと、二、三メートル燃えた灰を埋めたら、50センチの土で表面を覆うと、そういうことも知らなかつたわけです。だから、そういうような説明も、地元民に含めて説明していただきたいんです。その辺がもうちょっと町の担当として、勉強してほしいんですよ。

つまり、広域が行う事業に対して、町知りませんということじゃないわけです。つまり、いろいろな面でパイプ役になつてもらわなきや困る。そのためには担当者がちゃんと勉強していただいて、それで住民に説明的な知識を身につけてほしいんです。先ほどの中間覆土は、何で土を50センチ埋めるかというと、埋立廃棄物の飛散や臭気の発生及び衛生害虫の発生を防止するために、50センチの中間層を埋めるということなんですよ。そういうことで、埋立廃棄物処理法施行令第3条にそれが書かれているんです。そういうことを勉強してほしいんですよ。

次に行きます。エコ小野上処分場の総事業費32億3,720万円の国庫補助金及び3市町村の分担金と割合について伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

[住民課長 小林康弘君発言]

住民課長（小林康弘君） 最終処分場の建設工事においては、循環型社会形成推進交付金として対象経費の3分の1が交付されることとなっております。エコ小野上処分場建設時も同様でありまして、国から交付金約10億円を受領しております。そのほかには一般財源から3億4,500万円を支出し、残りを起債としているようです。

また、3市町村の負担金につきましては、事業ごとの分布割合により負担をしております。エコ小野上処分場建設当時のごみ処理費の関係の割合では均等割が6%、ごみ搬入量割が94%となっており、概算数値となります。エコ小野上処分場の事業費のおおむね

の負担額につきましては、渋川市が約6.8%で約15億3,000万円、吉岡町が約1.8%で、約4億2,800万円、榛東村が約1.4%で約3億700万円となっているということです。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4番（廣嶋 隆君） ちょっと金額の確認したいんですが、国庫補助金が10億でよろしいですか。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

[住民課長 小林康弘君発言]

住民課長（小林康弘君） 国庫補助金は10億円と確認しております。約10億円ということです。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4番（廣嶋 隆君） 10億を除いた22億3,700万については、渋川、吉岡、榛東で渋川が6.8%、吉岡が1.8%、榛東が1.4%、これでよろしいでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

[住民課長 小林康弘君発言]

住民課長（小林康弘君） 全て約ということですが、その数字でよろしいかと思います。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4番（廣嶋 隆君） 次に、吉岡地内における次期ごみ最終処分場の総事業費は、概算で44億という数字が出ております。この負担金について伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

[住民課長 小林康弘君発言]

住民課長（小林康弘君） 先ほどの答弁でも申し上げましたが、建設に係る費用につきましては3市町村が分布割合により負担することとなっております。今の段階で広域のほうから事務的な金額とか割合は示されておりませんが、建設事業費を現在想定している44億円とした場合、吉岡町の試算によりますと、うち3分の1となる15億円ほどが国からの交付金で賄われ、残りの29億円ほどが一般財源あるいは起債により対応されるものと考えております。

そして、その29億円を現在の負担割合で試算した場合、うち約6.8%が渋川市、約1.9%が吉岡町、そして榛東村が約1.3%くらいになるのではないかと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4 番（廣嶋 隆君） そうしますと、割合とするとエコ小野上で建設された当時の比率にほぼ近いということでおよしいんでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

[住民課長 小林康弘君発言]

住民課長（小林康弘君） あくまでも吉岡町の試算ということですが、そのような形になると思われます。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4 番（廣嶋 隆君） そうしますと、19%の負担の事業費はどのような形で吉岡町は準備するのか伺います。

議 長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

[住民課長 小林康弘君発言]

住民課長（小林康弘君） この吉岡町が19%持つ部分なんですが、これは均等割ということで、6%の均等割、94%がそれ以外という形になるんですが、均等割についてはこういう対応をされまして、その残りの部分につきましては、そこでの一般財源による対応、それからそれ以外の起債という形で、ローンですかね、毎年毎年払っていくような対応で、広域組合のほうから負担金として町のほうに請求されるものと考えておりますので、そういう対応を取っていくものと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4 番（廣嶋 隆君） 次に4番、次期ごみ最終処分場の建設候補地は町民の関心も高く、その選定過程においては、公平性、透明性の確保が求められます。渋川広域が新たに整備する次期ごみ最終処分場の建設候補地の選定過程を示すもので、その公平性、透明性を担保するために評価方法、評価項目、評価基準、配点などの選定の過程をまとめた次期ごみ最終処分場候補地選定報告書の作成について伺います。

議 長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

[住民課長 小林康弘君発言]

住民課長（小林康弘君） 次期最終処分場の候補地選定に係る文書等につきましては、町ホームページにもアップしておりますが、議員が言われるとおり、これまでの流れをまとめていくことは町としても必要であると考えております。

このことにつきましては、町では、渋川広域組合からの候補地選定依頼から始まり、建設可能区域の洗い出しや、候補地の絞り込み、候補地案の決定経過、地域への報告、そして地域からの要望と、それに対する町からの回答なども含め、広域組合への候補地決定報

告に至るまでの資料等については、後に残せるような形でしっかりと取りまとめていきた
いと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣島議員。

[4番 廣島 隆君発言]

4番（廣島 隆君） 5番目です。スケジュール案によりますと、令和4年度、5年度で地元説明、合意形成とありますが、令和5年度の具体的な予定について伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

[住民課長 小林康弘君発言]

住民課長（小林康弘君） 先ほど答弁いたしましたとおり、渋川広域組合では、現在令和4年度の事業として基本構想の策定に取り組んでいるところでありますので、今後のスケジュールについては、その中で示されるものと考えております。

また、広域組合では令和5年度に循環型社会形成推進地域計画を策定し、最終処分場整備に向けた詳細スケジュールを立てる予定であると聞いております。今の段階ではそれ以外のスケジュールについて、町として説明することはできませんが、渋川広域組合としましては、その循環型社会形成推進地域計画の策定手続の中で、上野原自治会に対し、何らかの形で説明の場を設けることを想定しているようありますので、吉岡町としては上野原自治会に寄り添いつつ、最終処分場の建設に向けて広域組合と連携していきたいと考えています。

議長（岩崎信幸君） 廣島議員。

[4番 廣島 隆君発言]

4番（廣島 隆君） ぜひ地元説明会のときには、詳しい説明をしていただきたいんです。私たち素人ですから、素人に分かりやすく、特に専門的な用語とかそういうのが出てくると、さっぱり分かりません。先ほどもお話ししたように、二、三メートル灰を埋め立てて、そこへ50センチの土をハンコ状に重ねていくということで、そういうことすら知りませんでした。そういう情報は本来、一番初めに候補地選定委員会が設立されたときに、選定委員の皆様にそういう話をするべきだったと思います。選定委員は素人ですから、ただごみ処理場ができるとか、ただ容積がこうだとか、こういう施設でエコ小野上見学行きましたと、表面的なもので終わってほしくないんです。ぜひ、分かりやすく説明を今後も地元にしていただきたいと思います。

続きまして、2番目、学校部活動の地域移行について。

スポーツ庁及び文化庁では、令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン及び文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを統合した上で、全面

的に改定し、新たに学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを策定しました。

これにより、学校部活動の適正な運営や、効率的、効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示、部活動の地域移行に当たっては、地域の子供たちは学校を含めた地域で育てるという意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備、地域の実情に応じ生徒のスポーツ、文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。教員に代わる部活動指導員の登用や、複数校による合同部活動の導入によって、教員が担ってきた指導や大会引率の負担軽減を図ることが可能としたとあります。

1、公立中学校で部活動の指導を地域へ委ねる地域移行をめぐり、スポーツ庁と文化庁は令和4年12月27日、令和5年度から3年間で集中的に移行を進めるとした方針を改め、期間内の達成にこだわらないと明記した部活動ガイドラインを公表しました。方針を改めた背景には何があったのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） ただいま廣嶋議員のご質問にありました12月27日の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン、これにおいては令和5年度から7年度までの3年間を改革集中期間という表現から、改革推進期間という表現に改定されました。こちらは、日本全国の地域の実情によっては部活動の地域移行の受皿となる環境整備づくりなどの問題から、進捗状況に差が生じる懸念があることなどが考えられます。

しかし、私としては、吉岡町の今後の推進に影響を及ぼすような国的基本的な方針の大きな変更ではないというふうに捉えております。また、ガイドラインには地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すと、変わらず明記されており、吉岡町としては、生徒、保護者、教職員、地域指導者、また地域住民の皆様の思いを大切にして、吉岡版の休日部活動の段階的な地域移行を丁寧に推進し、持続可能なスポーツ、文化芸術活動体制を構築し、吉岡町のさらなる活性化につなげていく所存です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 他に比べて吉岡町は、確かに平成4年度からいろいろな移行が現実に進んでおります。確かにいいことです。ぜひそういう他町村が吉岡町に見習うという、それが基本になってほしいと思っております。

そこで、2番目、部活動の地域移行をめぐる新たなガイドラインの変更点について伺い

ます。どのようなところがどのように変わったのかと、お願ひします。

議長（岩崎信幸君） 高槻教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高槻淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高槻淳巳君） 平成30年に策定した運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン及び文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン、その後令和4年6月、こちらは先ほど議員もおっしゃいましたけれども、運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言、8月の文化部活動の地域移行に関する検討会議の提言などを受けて、11月に出されました総合的なガイドライン案では、目標時期を令和5年度の開始から3年後の令和7年度を目指として、この3年間を休日の運動部活動の地域移行に向けた改革集中期間とする内容がありました。

しかし、12月に最終的に発表された総合的なガイドラインでは、平成5年度から平成7年度までの3年間を、失礼いたしました。令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間とされ、この期間に地域連携、地域移行に取り組みつつ、地域の充実に応じて、可能な限り早期の実現を目指すという内容に変更されています。また、移行をおおむね達成する目標時期を令和7年度を目指として想定するという表現もなくなっています。また、平成30年度のガイドラインを見ますと、地域移行に関しましては、地域との連携という項目でしか記載がございませんでした。それが、今回の新たな令和4年度の総合的なガイドラインでは、学校部活動の地域連携という項目のほかに、新たな地域クラブの活動や、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備などという項目にも記載がされており、学校以外の運営団体についてより明確化されたものと認識しております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 改革集中期間から、見直し後は改革推進期間、集中が推進に変わったと。

そして、当面は学校主体の活動も並存するわけですよね。そうしますと、ガイドライン見直し後の運営主体の方針で、当面は学校主体の活動も並存とあります。教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営などの在り方について伺います。

議長（岩崎信幸君） 高槻教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高槻淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高槻淳巳君） 議員おっしゃられたとおり、学校部活動は教育課程外の活動ではありますが、学習指導要領総則に明記された価値ある教育活動であると考えております。吉岡町教育委員会では適正な部活動の運営に関する方針を定めており、吉岡中学校でも町教育委員会の方針を受け、部活動運営規程、運営方針を作成しており、これにのっとって

適正な部活動の運営を図っております。今後も、国の総合的なガイドラインを踏まえ、顧問をはじめ部活動指導員や外部指導者など、質の高い指導者による生徒の心身の健康管理、事故防止の徹底、体罰やハラスメントの根絶など、部活動の適正な運営に取り組み、生徒の心身の健全な成長につなげていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4番（廣嶋 隆君） 今のお話の中では部活動指導員や外部指導員、この確保についてはどのように考えておりますか。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言]

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） こちらの指導員の確保につきましては、今県のほうの枠というか、あって、吉岡町では前橋市と比較して相当立地的には多めの人数を確保されております。また、令和5年度においては人数を1人増やす予定でもございます。そういった形で、部活動地域移行、5年から7年以降も当然平日の部活動というのは、月曜日から金曜日までございますので、部活動の指導員、こちらの確保については重点的に進めてまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4番（廣嶋 隆君） 次に、学校と地域との連携・協働により、生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方について伺います。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言]

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 吉岡町では、令和4年7月に吉岡町部活動地域移行検討委員会を設置し、休日部活動の段階的な地域移行に向けて準備を始めました。主な狙いとしては、持続可能なスポーツ、文化芸術活動体制を構築すること。生徒、保護者、教職員、地域指導者、地域住民の思いを反映させた地域移行を推進すること、この2つとなっています。

そこでまず、恒常的に休日に部活動を行っている部活動の受皿を、スポーツ少年団とスポーツ協会専門部にお願いする方向で進んでおります。理由としては、保護者負担が少ないこと、また子供の指導に関する長い実績と、確かな理念があることなどあります。今年度は、地域指導者の方々の協力を得まして、柔道部、剣道部、サッカーチームにおいて、休日部活動の段階的な地域移行の先行実施をスタートすることができました。今後も部活動の地域移行を円滑に推進するために、町としても、指導者の確保、活動

場所の確保、また保護者等の負担軽減など、様々な課題に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4番（廣嶋 隆君） 今挙げられた柔道部、剣道部、サッカーチーム、これはもう平日から移行しているんですか、それとも休日だけなのでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言]

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） こちらはまだ令和4年度については、基本令和5年度以降もまだ現実的には、平日は学校部活動、休日に地域のほうに移行という形を考えています。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4番（廣嶋 隆君） ここで多少問題が起こるのは、学校の指導者と地域クラブ活動の指導者によって、方針の違いが出てきた場合、どのように調整していくのか、伺います。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

[教育長 山口和良君発言]

教育長（山口和良君） まさに今廣嶋議員から質問があった事項については、この休日部活動の段階的移行について、立ちはだかる大きな壁であります。今まででは、平日と休日とほぼ同じ顧問の下で、同じ方針で指導してきたわけでありますけれども、当然休日に顧問が不在、地域指導者が中心になって指導する。指導する側が変わりますので、その指導が変わってしまうれば、一番犠牲を被ってしまうのは、生徒自身であります。

そのことが決してないように、これから進めていきたいと考えておりますけれども、まずは当然ではありますけれども、学校部活動の部活それぞれの方針を地域指導者の方に十分に理解をしていただく、また地域指導者の考えも顧問が理解をする。その上でしっかりと調整をして、それぞれが担う部分、休日指導の指導者についてはこの部分を中心に指導していただきますと、そういうことを明確にしながら、進めていく必要があると考えます。

既に検討委員会の中でも、地域指導者の方に委員になって入っていただいておりまし、また、既に顧問と地域指導者に該当される方との意見交換も少しづつ進めているところです。教育委員会もその調整役として役割を果たしておりますので、まずは先行的にスタートしている吉岡町の地域移行が円滑に進む方向で進めておりますけれども、でも新たな課題が生じる、でもまたそれも調整をしながら解決していく。このサイクルをしっかりと担って、この3年間で何らかの形づくりができるといいなと。何らかのではないですね、ある程度形づくりを進めていきたいと考えているところです。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4 番（廣嶋 隆君） 以前は、中学校の部活動は勝つための部活動、それが存在しています。つまり、全国大会、県大会、全国大会優勝のために練習する児童生徒。しかし、地域クラブ活動がそういうふうになるのか。その辺も大きな今後の課題として出てくると思います。私たちが望むのは、生徒個人個人が楽しく部活動をできて、中学の思い出として残るほうが一番いいかと思います。しかし、昔の話をすると笑われてしまいますが、昔は部活動というと、体をいじめて練習することが自分の技術をスキルアップする1つの方法でした。ウサギ跳びで階段を上ること、今そんな練習は科学的にさせません。だから、そういう部分も含めて、部活動で本当にうまくなりたい、もしくはプロになる夢を持ってやっているんだとか、そういう生徒のためにも指導者とすると非常に難しいと思うんです。その辺もいろいろ今後学校の指導者、地域の指導者、うまく話合いができるよう教育委員会が間にに入って、話を進めていっていただければと思います。

先ほど富岡議員の中で、部活動のいじめ等の質問がありました。私もこれ用意しておったんですが、回答が出ておりますので、話が出ておりますのでこれは避けます。

次に、吉岡中学、吉中の部活動運営規程、運営方針というものが令和3年4月1日に改正されております。この運営方針について見直す必要があると思われますが、いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言]

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 吉岡中学校の部活動運営規程、運営方針につきましては、これまでも随時見直しを図ってまいりました。今後は、今お話が出ているような休日部活動の段階的な地域移行に関する内容についても、盛り込んでいかなくてはならないことだと、必要があると考えております。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4 番（廣嶋 隆君） これからどんどんこの規程も新しいものが出てきたり、見直さなきやいけないと思います。特に土曜、日曜、祝日、長期休業中は顧問の指揮の下で活動するという部分が含まれております。これも土日祝日は外へ行ってしまえば、訂正しなきやいけないでしょうし、対外試合とかコンクールに関することもいろいろあろうかと思います。よろしく検討お願いしたいと思います。

3番目、文化部活動の地域移行について、文化庁の2020年の調査では、運動部も含む中学生の部活動の中で、吹奏楽部に所属する人数は10.4%を占めて最も多かった。

樂器の種類が多く、専門性も高い吹奏樂部、吉中生が新たに町の文化協会に登録している文化団体などの活動に参加しているのか、伺います。

議長（岩崎信幸君） 高槻教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 高槻淳巳君発言]

教育委員会事務局長（高槻淳巳君） 吹奏樂部の地域移行につきましては、運動部活動とは違った形で進めていく必要がありますので、令和5年度から検討を始めまして、令和7年度までには段階的な地域移行を始める予定であります。また、町文化協会、各団体の中学生の加入については、ちょっと把握はしておりますが、町文化協会の可能な団体に対しまして、今後部活動以外でも中学生の受入れ、特に休日等につきましてお願いをしているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4番（廣嶋 隆君） 吹奏樂部は教員に代わる指導者を地域から探し出すというのは特に難しいと思われます。移行後も担い手は教員ありきが続くのではないかと考えております。この辺はどのように考えておりますか、伺います。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

[教育長 山口和良君発言]

教育長（山口和良君） 議員おっしゃるとおり、吹奏樂というのも本当に音の出し方、機微に至るまでその指導者の意向が大きく影響するものでありますので、ご心配はごもっともだとうふうに思います。現実的には、今の中学校の吹奏樂部の部活動においても外部指導者に入っていただいて、専門家ですね、時々指導、技術的指導をしていただいているところでありますので、これが地域移行になんでも、まずそれは引き続き行われるというふうに考えております。また、人材につきましては、あらゆる様々な手段を通じて、指導力のある方を探し出して、何とか吹奏樂部の顧問の休日の時間を、プライベートの時間確保等に向けて、何とかできればいいなというふうに考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4番（廣嶋 隆君） 特に吹奏樂部は、練習する場所も特定されてしまうと思います。そうしますと学校を拠点として、外部指導者、部活動指導員、意欲ある教師、兼業兼務、この辺の活用などがあると思います。今後、検討よろしくしていただきたいと思います。
続いて、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備について伺います。

議長（岩崎信幸君） 高槻教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言]

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） それでは、環境整備に向けた施設面の取扱いや、令和5年度の予算についてご説明させていただきます。

まず、施設面についてですが、吉岡中学校の体育施設など、休日部活動の運営団体に無償で貸し出す予定でございます。また、吉岡町の学校の施設だけではなくて、社会体育施設につきましても、ある程度優先使用を認める方向で考えております。

続きまして、予算措置ですが、保護者の経済的負担を減らすために、スポーツ少年団登録料や保険料を町で負担するよう令和5年度に予算計上いたしました。またこちらは、昨日の施政方針でも町長のほうも申し上げましたが、スポーツ少年団指導者の資格取得や更新に関わる費用につきましても、町で負担できるような予算計上しております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4番（廣嶋 隆君） 予算額を見ますと、検討委員会の謝礼が26万4,000円、そして移行に関わる交付金が87万3,000円とあります。この検討委員会謝礼という、この検討委員会はどのような内容で開かれるのでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

[教育長 山口和良君発言]

教育長（山口和良君） 検討委員会は今年度既に3回開かれておりますけれども、メンバーとしては、大学教授である有識者、それからスポーツ協会の役員の方、そしてスポーツ少年団、町内のスポーツ少年団の代表者、主に指導者の方、また町内で独自に運動に専門的に取り組んでいらっしゃる専門の方、それと事務局の職員これが入りまして、3回これまでとのときそのときの前進するための課題について、検討、あるいは確認をさせていただいております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4番（廣嶋 隆君） 地域移行に関わる交付金87万3,000円、これは先ほどの免許取得とか更新料とかの話がありました。およそ何人分見ているんですかね。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言]

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） こちらまず指導者の登録料等につきましては、新たに取得する人を15人ほど予定しております。またあと、地域移行に伴って今までの資格ではそれが確保できないという形での切替えが必要なんですね。そういう方につきまして40人ほど合わせて見込んでおります。また、子供たちの、生徒のスポーツ少年団の登録料とか保険

料があるんですけども、こちらにつきましては柔道、剣道、サッカーについては基本的には、人数のほうにはカウントしております。また、その他どのくらい進むか分からぬので、今現在の部活動をしている児童生徒の約8割ぐらい、もしそれが進めば確保できるような形での予算措置はさせていただいております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 最後になりますが、地域移行によって、部活動の意義が変わらぬのか。現在の中学校学習指導要領では、部活動は学校教育の一環として、教育課程との関連が図れるよう留意するとされています。しかし、この内容は学校内で行われる部活動が前提で、地域移行は学校外で実施されるものです。当初は休みのみの移行ですが、次の段階では地域の状況によっては平日の部活動も地域移行が進められることとなります。その結果、地域移行によって、学習指導要領で示されている部活動の位置づけが変わってしまうと考えられます、教育長の見解を伺います。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 先ほどから話題になっております総合的なガイドラインにおきましては、学校部活動の地域移行は、学校部活動の教育的意義や役割を継承、発展させ、新しい価値を創出させるということが明記されております。

吉岡町でも休日部活動の段階的な地域移行を通して学校部活動の教育的意義は、当然のことながら継承発展させられるよう進めていきたいと考えています。そして、新たな価値を創出させるという部分につきましても、町の新たなスポーツ、文化芸術活動体制を構築し、さらに活性化ができたらというふうに考えております。

教育課程外の活動である学校部活動につきましては学習指導要領の総則に明記された教育的活動ではありますが、国は今後の部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の進捗状況の検証等を踏まえ、見直しを検討するようです。次期学習指導要領の改定時において、学校部活動の位置づけがどのようになるか、現段階では分かりませんが、当面は学校において平日部活動が行われていくわけですので、適正な部活動の運営を図り、生徒の自主性、さらにこれを重視いたしまして、多様な学びの場の1つとして、生徒の心身の健全な成長につなげていきたいと考えております。

この休日部活動の地域移行に関しましては、ざっくり申し上げますと、今まで生徒の自主性を重んじて学校部活動をやるということで、そういう考え方で進めてきたわけですけれども、ただ、どちらかというと地域移行後よりは、先生のほうの関わりが強かつたかなというふうに思います。今度、地域の指導者に休日を任せるとなると、より一層生徒の自

主性、生徒がどのように考えて自分がこのスポーツに関わっていきたいのか、その辺の考え方をより生徒が明確に持って、このスポーツに、部活動に関わっていく必要があるというふうに考えておりますので、教育活動全体について先ほど校則の見直しで生徒の考え方や意見の表明権を保障しながら、学校改善を図っていくような取組が進んでおりますけれども、部活動に関しましてもそういう視点がより重要になってくるというふうに考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） ありがとうございました。部活動の地域移行は、中学校での教員への負担軽減につなげられる方法ですが、一方で従来と大きく異なる部活動となることから、新たな課題が出てくると思います。部活動をするためには、地域移行に伴い発生する課題を解決しながら、これまで以上に地域と協力や連携をし、話し合うことも必要になってくると考えます。

生徒たちが心から楽しめる部活動の地域移行になることを願って、4番廣嶋の一般質問を終わります。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、4番廣嶋 隆君議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を13時とします。

午前11時49分休憩

午後 1時00分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

議長（岩崎信幸君） 12番山畠祐男議員を指名します。山畠議員。

〔12番 山畠祐男君登壇〕

12番（山畠祐男君） 議長への通告により質問いたします。

まず最初に、学校に関する諸問題ですけれども、これは午前中の富岡議員、廣嶋議員と重複する点もあると思いますけれども、質問いたします。

まず最初に、明日の学校に期待するもの。

いつの時代もどこの土地でも子供はその地域の宝物です。家族にとっては子供は最も大切な宝物ではないでしょうか。今年1月8日の上毛新聞に、小中の不登校についての記事が掲載されました。不登校に対しての父兄の認識の変化や、新型コロナの要因等が記載されていました。記事の中で私が特に关心を持った内容が、不登校経験の保護者や不登校の支援団体の関係者からは、学校教育が何十年も変わらず、多様化する現代の子供たちに必要な学びとマッチしていないといった声がある。さらに不登校の要因のうちに、いじめの

占める割合が0.2%という数字は低過ぎるとも記載されていました。従来の学校教育の方針が大きな曲がり角を迎えるようとしているのではないでしょうか。

教育長にお尋ねいたします。山口教育長は、教育長に就任してから3年と9か月が過ぎようとしています。教育長が就任してから、制度改革や幾つかの改善策等を導入してきました。主な改善や導入した制度について列挙すると、私の知る限りでは次の6項目ではないでしょうか。

1つとして、男女共同参画社会の構築を目指す上でも小中学校で重要と考えられる男女混合名簿を令和2年度から導入しました。

2つ目、新型コロナウイルス感染症の流行による全国一斉の臨時休校期間中、児童生徒が家庭で孤立しないよう、地区少人数登校を実施、その後分散登校と呼ばれるようになつたのが吉岡町が先駆けで行ったのではないでしょうか。

3つ目、国のGIGAスクール構想に基づくICT教育の推進、小中学校の子供たちのいち早いタブレット1人1台や、校内の高速ネットワーク、全教室に大型モニター設置などを導入しました。もちろんハード面の充実を図るだけでなく、県先進プログラミング教育実践校の指定を受けることで、ICT教育そのものの充実に力を入れました。教育長は町のICT推進計画を自らHIBALIプランと名づけました。ここ2年余りの実践に対し、県知事をはじめ県教委幹部をはじめ県内外の教育委員会の視察を受け入れるなど、広く注目を浴びるほどになっております。

4つ目、令和4年度から休日における学校部活動の地域移行に対する準備を開始しましたが、既に移行している部活等もあるようです。

5つ目、不登校対策として、相談員が家庭訪問をして子供や家庭を支える効果を出している吉岡町オープンドアサポート事業、Y'ODSですか、を教育委員会定例会議の協議を基に創設しました。

6つ目、令和4年度には中学校における吉中ボランティア制度開始により、地域に貢献し、地域を愛する中学生を育成しようと努めるとともに、文部科学省の生徒指導要綱が22年ぶりに改定されると、その趣旨に沿うように吉岡中は校則見直し委員会を立ち上げ、生徒が主体的に考えて、保護者、先生方の代表と話し合いながら、学校の決まりを見直す作業を行っています。これら中学生のボランティアや校則の見直しについて、中学校が取り組んだのは、教育長の考えが基本になっていると聞いております。これらのこととは全て教育長の強い思いや、学校の実践を引き出そうとする意思の表れであると感じました。今私が紹介した事項に誤りがあったら、どうぞ指摘してください。

教育長にお尋ねいたしますが、教育長は第6次吉岡町総合計画が掲げる、「紡ぐ2「学びのまち・吉岡」の推進」とともに、Society5.0の社会を生き抜く子供た

ちを育てるため、教育の在り方について変化が求められている今、この先を見据え、吉岡の教育、特に学校教育をどのような考え方で、どのように充実させようとして考えているのか、その方針と抱負をお伺いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教 育 長（山口和良君） 山畠議員から、私が教育長を拝命してからの吉岡町の特色ある教育推進とも言える学校教育関連の実践を幾つか挙げていただきました。ありがとうございます。

この規模の町だからこそ、迅速かつ機動的に取り組めるよさを生かしながら、取り組んできたつもりであります。これらがもし結果としてよい方向に進んできたものであるなら、町長、町議会議員の皆様、役場の職員、地域の皆様の理解と協力、校長や教職員の理解と努力があったからこそ実現できていることだと考えます。一方で、まだまだうまくいっていない事柄につきましては、課題に向き合う私の力不足、認識不足が大きな原因であると捉えております。

山畠議員からはこの先を見据えた吉岡の学校教育についての考え方についてご質問をいただきました。2つのことを申し上げます。

1つ目は、予測が難しい様々な課題が待ち受ける時代を生き抜く力の基礎を持った子供たちを育てるという、私が教育長を拝命した3年9か月前から根本に持っている理念を踏襲していくことです。町では、来年度H i B A L I プラン3. 0を推進します。その具体的な現段階の案を紹介します。最上位の目標として、吉岡町は持続可能な社会のつくり手となる、考えて行動できる人を育てますというのを掲げます。そのために、子供を主語にした学校づくりを行います。子供の姿としては、学習する際に当事者意識を持てるようにする。自分の考えを表出できるようにする。そして、自分を客観的に見つめる力を育み、自己調整しながら、学ぶ子を育てます。教職員の役割は、これまでの知識や生き方、学習方法を教師が主体となって教え授けるような授業観、指導観から、子供とのコミュニケーションを取りながら、子供の考え方や目指そうとしていることに対する共感的な理解を心がけるとともに、子供の人権を尊重した授業づくり、学校づくりができるように、授業観、指導観を変えていきたいと考えます。

その実現に向けては、保護者との連携、地域との連携、企業との連携が必要であると考えます。保護者との連携のためには、子供の日頃の様子が分かる、学校の様子が分かるようさらなる工夫をするとともに、1つの例として連絡のデジタル化に継続して取り組んでいきます。地域との連携においては、今年度推進してきた学校運営協議会や地域学校協働センター、Y' ODS、また部活動の地域移行に共に取り組んでいただいている各種スポーツ団体等、各種団体等の機能を具体化させることを中心に推進して、不登校対策とし

ても、また地域における児童生徒のいわゆる居場所づくりの模索を開始したいというふうに考えます。そして、これまで構築してきた各種企業、例えばグーグル、リクルート、ベネッセその他の協力を得ることで、子供の学習機会を増やす方策を練るほか、教員の資質向上にも取り組んでいきたいと考えています。繰り返しますが、これらの方策は考えて行動できる人を育てようとするものであり、教育委員会事務局が主体となり、各学校の教職員に理解を広げ、実践を積んでいきたいと考えております。

2つ目としては、地域に、保護者に、何より生徒に信頼される学校にしたいということです。教育は人なりという言葉があります。教育が成り立つ基盤に、互いの信頼関係があるということは論をまちません。しかし、信頼関係はもともとあるものではなく、日々の積み重ねで出来上がっていくものです。そして、信頼が崩れるときは一瞬です。信頼を取り戻し、再び信頼を築くためには、長い年月を要するものです。教育に携わる者として、子供と関わるとき、子供から尊敬される存在であって子供の気持ちに寄り添える、教えるのではなく子供から考えを引き出す。困ったときには、相手の話にじっくりと耳を傾け、話を最後までしっかりと聞く。当たり前ですが、こんな先生であることが教育を成り立たせるための信頼関係を築く基本であると考えております。機会あるごとに、校長や先生方に伝えていきたいと考えます。そして、教育長として、吉岡町の現状と国の動向を把握しつつ、近い目標と中長期的目標を定めて、これから吉岡の教育を一層充実させたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 山畠議員。

〔12番 山畠祐男君発言〕

12番（山畠祐男君） 町にも明るい光が見えてきたような気がいたします。教育基本法前文では、我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家をさらに発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々はこの理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を承継し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定するとしています。

義務教育は教育を受ける国民の権利であり、義務でもあります。しかし、現在子供たちを取り巻く多種多様な問題に対して、教育現場だけの対応は困難ではないでしょうか。子供たちの生活困窮、ひきこもり、いじめ、青少年犯罪、ヤングケアラー、児童虐待、成績不振等々これらの問題は全て学校現場で対応しなければいけないでしょうか。学校の教師は1クラス約30名の生徒に、先生、担任は1名、あと副担任がいるとして1名です。全

ての子供たちの全ての生活に目を配らなければいけないでしょうか。教師は教育の専門家ですが、子供のしつけを含む全てを指導するのは、現在のように個々の個性を重要視する現在では困難ではないでしょうか。学校と保護者、子供を取り巻く全ての関係者による綿密な連携が必要で重要ではないでしょうか。子供のしつけをはじめとする子育ての基本は、各家庭の課題ではないでしょうか。誰が何をすべきか、どのような課題が重要か、学校教育とは何か、何をすべきかが大きな問題であると考えますが、教育長はこれらの問題に対して、どのような方策や理念を持っているのか、先ほどの質問と重複する箇所もあると思いますが、再度お尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） ただいま山畠議員のご質問の中の言葉で、子供たちの生活困窮、ひきこもり、いじめ、青少年犯罪、ヤングケアラー、児童虐待、成績不振等々これらの問題に全て学校現場で対応しなければいけないのでしょうかというものがございました。そのほか多様な価値観を持つ保護者や個性を大切にすることを重視する社会において、学校の教員が子供のしつけを含む課題の全てを指導することへの疑問、子育ての基本は家庭にあるのではないかというお考えから、学校教育はどうあるべきと考えるか、その方策や理念を問うというご質問をいただいたと捉えております。

日本の学校教育は、学習全般、また生活習慣、生徒指導、いじめ、心身の健康、食育、道徳、礼儀や奉仕の心の育成、休日を含む部活動の指導など挙げれば切りがないほど、全ての児童生徒に全人的な教育を保障する機能を持っています。これは世界に例を見ないと言われている日本型学校教育です。このような日本の学校教育、すなわち清掃指導から給食指導、就寝や起床時刻も含めた家庭における規則正しい生活習慣の指導、勤務時間外に行われる部活動の指導を日常的に学校が担ってきた日本型学校教育は、世界に誇れるものとして高い評価があることも事実です。

しかし、このような日本型学校教育が持続可能なものとして今後引き続いていけるものなのかという課題が、平成30年前後から大きくなり、国も旗を振って教員の働き方改革がスタートして現在に至っております。実際、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会いわゆる中教審は、平成31年1月25日に、このような題名の答申を出しております。その題名は、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策についてというもので、持続可能な学校指導・運営体制という言葉が登場いたしました。

これは、広い守備範囲を持ってきた日本の学校教育自体が、また学習指導や学校運営を持続することが立ち行かなくなるという解釈ができてしまうほど、学校教育の危機的な状

況になったと、そのように国は捉えていると考えることもできます。今学校の教員が担っていること、学校の教員でなくてはできないこと、教員の業務であるけれども教員以外が担えること。また学校の業務であるが、教員が担う必要がない内容、基本的には学校以外が担うべき業務などとして整理するとともに、分担可能なことは地域社会が総がかりで分かち合い、児童生徒を取り巻く様々な課題を学校の教員だけではなく1人でも多くの方に自分事として考えていこうとする流れをつくることが必要ではないかと考えております。

そのための一歩として、長いコロナ禍で縮小されがちであった学校公開を本格的に再開して、保護者や地域の皆様にH i B A L I プランを通じて変わってきている学校や子供たちの様子を理解していただいたり、学校と地域の連携の要である吉岡町学校運営協議会のさらなる活性化、児童生徒が地域や町の行事にボランティアとして参加する機会の増加への取組、これらを大切にしたりするとともに、町や県の福祉や子育て担当課、警察、児童相談所等の関係機関との連携を活用して、学校だけでなく地域の皆様総ぐみで子供たちを自分事として育てる仕組み、これをつくっていけるといふうに今考えているところです。

議 長（岩崎信幸君） 山畠議員。

〔12番 山畠祐男君発言〕

12番（山畠祐男君） この問題は、国単位の大きな課題であると思います。でも、これが吉岡から発信できていれば、最高かなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

子供は国の財産であり、地域の財産でもあります。学校では学校関係者が中心となり、家庭では保護者が中心となり、及び地域の人々の支援を受けながら、子供たちは成長していきます。現実を見た場合、保護者以上に先生の教育方針が子供たちの未来に大きな影響を与える場合もあることは確かです。保護者によっては、先生に期待する気持ちが強い場合もあります。多様化している現在、先生に求める事柄は多種多様です。それだけに先生に対しての豊富な知識と、強い信頼が求められるのではないでしょうか。子供の成長を目の当たりにしている保護者、その成長を支えている先生、車の両輪のごとく力を合わせて、子供の育成に立ち向かっていくことを望みますが、教育方針について、再度教育長の考え方をお尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 山畠議員おっしゃる保護者と教員が車の両輪のごとく、力を合わせて子供の育成に立ち向かっていく、まさに私の理想です。先ほども申し上げ、繰り返しになりますけれども、子供の成長を期する教育は子供を取り巻く者の互いの信頼関係が保たれてい

る状態で、最高の効果を生みます。そのために、学校の教職員は自らの行動や言動を常に客観的に振り返ること。特に授業の在り方、児童生徒にかける言葉について振り返り、子供の自己肯定感や取組意欲をそいでいないか。逆にそれらを大切にしているかという視点を持たなくてはなりません。そして、子供のよいところは具体的に大いに褒め、努力や工夫が必要なところについては、どのような声がけがその子にとって適切なのかを考えて対応することが必要です。これは難しいことですが、たとえ難しくても、これを考え対応するのがまさに教師としての専門的資質です。さらに、子供や保護者、地域からの声に最後までしっかりと耳を傾け、その内容から、またさらに自分を振り返って改善を重ねることが必要だと考えております。

こうして、子供が自己肯定感を高め自信を持って成長するとともに、その成長を保護者や地域の皆様が実感することで出来上がっていくのが、冒頭で申し上げた学校や教職員に対する信頼です。信頼されれば、各方面からの相談が学校へ直接届き、学校と保護者がコミュニケーションを深めながら、課題の改善につながっていきます。信頼されていなければ、直接の相談が届かない。言っても無駄だ、改善まで至らない。互いのコミュニケーション不足から子供の成長を支えている学校と保護者の両輪がかみ合わなくなります。そうなれば、子供の育成に協力して立ち会う、立ち向かっていくことなどできません。

私は吉岡町の小中学校の教員が心身の健康を保ち、教員でなくてはできないことに専念し、教員に求められる児童生徒との関わりが十分にできる時間が確保される働き方ができるようにしていきたいと考えています。学校や教職員が子供、保護者、地域から信頼され続けること。また、児童生徒のことに関わる時間がしっかりと確保されること。その結果、保護者や地域の皆様と一緒に子供を育していく文化をつくるために、さらなる工夫を重ねていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畠議員。

〔12番 山畠祐男君発言〕

12番（山畠祐男君） 新しいことを行うには大きなエネルギーが必要となりますが、さらなる新鮮な風を求めるものです。よろしくお願ひいたします。

次に、2番の子供を取り巻く諸問題についてですけれども、1月28日18時よりTBSテレビの報道番組で、不登校について放映していました。大阪市内の中学1年生の自殺について、学校及び教育委員会の不適切な対応について取り上げていました。いじめに対して生徒が先生に相談したら、相手にされずに一人悩み、登校拒否になり死を選んでしまったが、生徒の死もクラスには報告せず、その後10か月たってからようやく学校が対応し始めたと報道していました。

このような場面を含め、子供たちの悩み事に対して町の小中学校ではどのように対応し

ているんでしょうか。また、このようなとき、保護者に対してはどのように対応しようとしているのでしょうか。子供の立場からは、保護者に知られたくない悩み事もあるのではないかでしょうか。いろいろな場面が想定できます。解決方法は多種多様です。学校の対応はどのようにすべきとお考えでしょうか。また、町の小中学校でも、不登校の子供がいると聞いていますが、どのように対応しているのでしょうか。これらについて教育長にお尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

[教育長 山口和良君発言]

教 育 長（山口和良君） 初めに、議員から紹介がありました事案について放映された内容から判断すれば、あってはならないことであると考えます。

ご質問1つ目の子供たちの悩み事に対する小中学校の対応について、まず回答させていただきます。各学校では、子供たちの気持ちに寄り添った対応を心がけています。まずは悩んでいること、悩みを抱えていること自体をアンケートや観察、本人や保護者からの相談、教員間の情報交換などからつかむこと。次に、本人から話を聞くなどを通して、悩みの詳細を把握すること。そして、悩みに対して学校が、教職員組織として対応することです。

具体的な対応方法は、本人の悩みの内容によって異なります。担任、養護教諭、部活動顧問、その他教員の中から最もその該当する児童生徒に適切な教員が個別に聞き取ることから始まり、その後学年チームで協議、さらには管理職も入る生徒指導部会やスクールカウンセラーも入った教育相談部会で対応策を練って、対応を進めることが一般的です。その悩みに関して、継続して観察や支援を行ったり、スクールカウンセラーがカウンセリングを続けたりすることもあります。もちろん、いじめが関係する内容については、基本方針に対応した対応を取ります。

次に、保護者への対応についての回答です。子供たちからの相談は可能な限り保護者の方へも伝えるようにしていますが、議員おっしゃるとおり、保護者には知られたくない悩みを訴えるケースも現実にはございます。保護者に内容を伝える必要性については、その悩みの内容や緊急性の有無により学校が組織的に、ケースごとに判断します。本人の意向にかかわらず、保護者に伝えなくてはならないケースもありますが、その場合には保護者に本人の意向を伝えて理解を仰ぐことになります。また、事案によってはスクールカウンセラー、教育委員会事務局、町の子育て支援室のほか、警察、児童相談所等へついで、その解決に寄り添う場合もあります。

3つ目、子供の悩みに関して学校はどう対応すべきと考えるかについてです。まず学校の教職員が日頃から一人一人の児童生徒に気配りし、小さなことでもアンテナを高くして

見逃さないようにすること、そして、子供にはSOSを出していい、出すことが大切という気持ちを持たせることが重要であると考えています。悩みの内容がいじめに関するについては、繰り返しますが、いじめ防止基本方針にのっとり組織的に解決することが何より重要です。その他の悩みについても、担任や部活動顧問など相談を受けた教職員が1人で抱え込まず、学年内での情報共有、管理職を含む校内の各種部会等での検討や、スクールカウンセラーが入ってのアセスメント、保護者や学校外の関係機関と連携しながら、本人の気持ちに寄り添った対応を行うことが大切だと考えます。

最後に、町の不登校対策についてご質問がありました。回答します。まずは、不登校児童生徒を出さないこと、すなわち予防が大切です。誰もが大切にされる学級・学校づくり、一人一人の学びが成立し、達成感を味わえる日々の授業、学校のあらゆる活動を通して、自己有用感や自己肯定感を醸成することです。また、学校を3日間欠席したら、家庭訪問をして、本人や保護者と話すことを原則としたり、中学校では毎日全員の生活ノートに職員が目を通したりするなどして、不登校の未然防止に努めております。

欠席がさらに続いた場合には、定期的な家庭訪問や電話連絡、希望する場合にはオンライン授業配信をして学校のつながりを継続します。また、教室に気持ちが向かない場合には、保健室登校や相談室登校等の対応を取ります。また、今年度からスタートしたY'ODSも不登校対策の1つです。学校の教員以外の立場にある相談員が家庭訪問して、本人や家族の相談相手や話し相手になったり、本人と少し外へ出て散歩をしたりするなどして、心の居場所づくりに努めています。教員には話しづらい内容にも耳を傾けることもあります、相談者としての秘密は厳守して対応しております。学校内の相談室へ登校した児童生徒を対象に、校内で話し相手になって、校内での居場所としての役割を持つこともあります。町の適応指導教室も、学校以外の居場所の1つとして機能しています。指導員が一人一人に応じた柔軟な対応により、子供の自信や自己肯定感を少しでも高められるような手立てを講じています。

いずれの場合も、学校では不登校の児童生徒一人一人について、スクールカウンセラーを交えて定期的に校内で情報共有を行い、今後の対応策を練って対応しているところです。さらに、今後子供たちの居場所づくりに、さらなる検討をしていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畠議員。

〔12番 山畠祐男君発言〕

12番（山畠祐男君） 子供たちからこの吉岡の学校で学んでよかったですと思っていただく教育をぜひお願いしたいと思います。

次に、学校の設備について。

以前私が質問した中学校の雨天時の対応について、その後どのように検討していただい

たんでしょうか。雨天時の駐輪場から各教室への移動方法ですが、改善策は出されたのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 高槻教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高槻淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高槻淳巳君） 前回ご質問いただいた以降、現地の確認や、教職員から聞き取りを行い、具体的な改善案とまではいかないものの、幾つかの方向性を考えております。
まず一番の対策になるのは、玄関口近くに駐輪場を設置することです。しかし、これには、校舎間のスペースの問題から、全ての駐輪場を玄関近くに設置することは困難であり、現在の体育館の横の駐輪場を利用していく必要があります。しかし、東校舎近くに設置してある駐輪場は、ここ数年急激な自転車通学利用者に対応するために設置した小規模な駐輪場であり、将来この駐輪場により収容台数を多くした改修を行うことで、より玄関に近い駐輪場を利用できる生徒を増やしていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畠議員。

〔12番 山畠祐男君発言〕

12番（山畠祐男君） いろいろとお金もかかるから大変かと思いますけれども、しっかりお願いたいと思います。

次に、吉中・明小・駒小の各校庭の狭さについて、その対応策が過去の議会で質問されました、町としてはどのように対応しているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 高槻教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高槻淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高槻淳巳君） こちらは山畠議員からも令和4年議会でもご質問いただいたことがあります。それからなかなか進まない状況ではございますが、現在校庭の面積について、文科省の基準では満たしているものの、近年の児童生徒数の増加や、それに伴う校舎の増築などにより、校庭が手狭になっていると、町といたしましても十分認識はしております。

そこで、吉岡中学校では、昨年度に校庭隣接地の地権者との契約を行い、今年度所有権を移転しており、この敷地に関しましては、現在校庭拡張工事設計業務委託の契約を締結し、事業を進めているところでございます。各小学校については、駒寄小学校では校庭拡張事業により現在は地権者との交渉を進め、近々2月に補償を伴う地権者等につきましては、契約を結んだところでございます。明治小学校につきましては、現在具体的な拡張に伴う計画があるわけではございませんが、今後児童数の推移にも注意をしつつ、検討を続けてまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畠議員。

〔12番 山畠祐男君発言〕

1 2 番（山畠祐男君） 吉中・駒小、これについては一步踏み出したということだと思うんですけども、明小についても生徒数は今後増えてくる可能性があります。校庭が狭いですよね。その辺ももう少し考えていただければと思います。

次、町の防災に関する諸問題についてですけれども、町の防災への対応について、これは昨日ですか、小林議員が質問したので省略させていただきたいと思います。

防災について。

町の防災について昨年12月議会にて質問しましたが、再度お尋ねいたします。昨年町民の皆様が参加した利根川河川敷での防災訓練は、内容の充実した訓練ではなかったでしょうか。今後の防災訓練での経験者数が増えれば、それなりの効果はあると考えます。令和3年に吉岡町地域防災計画が策定されました。地域防災計画の内容は、災害に対しての万全の対策が策定されています。今後町はこの吉岡町地域防災計画を、町民の皆様にどのような方策で周知しようとしているのか、お尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 今後の防災訓練についてご質問をいただきました。

昨年11月20日に、緑地運動公園河川敷グラウンドで吉岡町総合防災訓練を実施したわけですが、町がこの総合防災訓練を実施することについては、吉岡町地域防災計画に記載されているところです。実施内容については、議員ご指摘のとおり、充実した内容で実施できたのではないかと考えております。

なお、今後の総合防災訓練の実施につきましては、昨日の施政方針へのご質問の答弁でも申し上げましたが、2年に1回程度の実施を考えております。また、ほかにも様々な防災訓練が地域防災計画に例示されているわけですが、防災計画の中で町の役割として、地域、学校等において、定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図ることが記載されております。これを踏まえて、今後、各自治会や学校等に積極的な防災訓練の実施を呼びかけ、町全体の防災意識の向上につなげていきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 山畠議員。

〔12番 山畠祐男君発言〕

1 2 番（山畠祐男君） よろしくお願ひします。

昨年12月議会で避難所の案内看板への記載文字について私が質問いたしました。そのときの答弁では、看板の付け替え時に、または防災ハザードマップの準備と併せて検討するとの答弁でした。文字を消すだけのことです。費用はどれほどかかるのでしょうか。災害は時を選びません。災害に対する町の意識の低さを表しているのじゃないでしょうか。

災害に対しての危機意識を改善すべきだと思いますが、町の危機意識に対して町長はどのように認識しているのでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 避難所の案内看板に、避難対象地域名が記載されることについては、議員から以前にご指摘いただいたとおりでございますが、いまだに改善されていないことについては率直におわびを申し上げます。

いつ起るか分からない災害に対して、避難時に避難する方の混乱を避けるために、早急に改善すべきことであると認識しております。今後、避難所の新たな看板を設置する工事の際でありますとか、また必要に応じて早期に改善を図ってまいりたいと考えています。

議 長（岩崎信幸君） 山畠議員。

〔12番 山畠祐男君発言〕

12番（山畠祐男君） よろしくお願いします。

次に、2019年の台風、これ15号、17号、19号が来たんですけども、襲来に避難指示が町の一部に出されました。実際に避難した町民は僅かな人数であると認識しています。町での避難指示は近年まれな避難指示かと認識しておりますが、同年の台風での渋川市での避難指示には、多くの住民の皆様が避難したと聞いております。その後町では、この避難対応についてなぜ避難者が少なかったのか等の詳細を調査したのでしょうか。次の災害への防災対策として、経験した災害への検証は必要ではないでしょうか、町の考え方をお尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 過去の災害対応の検証は、その後の防災対策を進める上で非常に重要なことだと認識しております。2019年の台風19号の襲来の際には、議員ご指摘のとおり漆原東自治会の新田地区に当時の避難勧告が発令されました。このとき吉岡町で45名の方が避難しましたが、渋川市に比べて少なかったことについての詳細な調査は行っておりません。

ただ、理由といたしまして近年大きな災害が発生しなかったことによる危機意識の低さ、あるいはその正常化バイアス、そういうものが一因として考えられるのではないかと分析しておるところでございます。

このときの町の対応状況については、時間の経過に沿って対策本部の設置、気象情報の発令、河川の水位、避難所の開設状況、避難者の数、情報発信の方法、対応などをまとめ

たものを防災担当課としては残しているところでございます。また、職員向けに災害対応に携わって気がついたことのアンケート調査を行い、結果を取りまとめております。どちらも現在の防災担当が当時の貴重な資料として業務を参考としており、今後も防災体制の充実に向けて生かしていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畠議員。

〔12番 山畠祐男君発言〕

12番（山畠祐男君） しっかりとお願いしたいと思います。

町では、前橋市と災害時における相互応援に関する協定書を平成9年3月28日に締結しました。町では、前橋地区の災害をどのように想定し、どのように支援しようとしているんでしょうか。利根川の氾濫が想定できます。このとき前橋市の住民の皆様が吉岡地区に避難してきた場合、町はどのように対応するのか、具体的な対応策の説明をお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 前橋市の被害の想定については、本町としては、現在のところは行っておりません。支援の手順については、あらかじめ具体的に決まっているわけではありませんが、応援の種類については、協定に定められております。具体的には職員の派遣、食料、資機材の提供、車両の提供、被災者の一時収容のための施設の提供などがあり、相手方の要請に応じて対応することとなっております。

また、利根川の氾濫の危険があり、前橋市民の方が吉岡町に避難されるような場合ですが、恐らくこの状況では利根川より西側に居住する方が対象になると思いますが、本町でも避難所を開設している状況が想定できますので、希望があれば、町民と同様に避難所に受け入れることを検討したいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畠議員。

〔12番 山畠祐男君発言〕

12番（山畠祐男君） 災害時はお互いさまです。しっかりと支援をお願いしたいと思います。

災害時に、全国各地からの支援は被災地にとって大きな助けとなることは明らかです。近隣自治体との災害協定も大切ですが、距離を置いた地域との災害協定も大切ではないでしょうか。町では今後他の自治体との災害を含む交流の協定をどのように考えているんでしょうか、町長の考え方をお尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） ほかの自治体との災害を含む交流の協定についてですが、大規模災害発生

時には、近隣自治体も本町と同様に被災している可能性が高く、お互い支援を受けることが困難な状況に陥ることが想定されます。これを踏まえると、議員ご指摘のとおり、距離を置いた地域との災害協定も大切であると考えております。遠隔地の自治体との協定締結に向けた具体的な動きについては、今年度になって福島県相馬市との交流を始めており、令和4年10月には、本町から相馬市を訪問し、先月2月には相馬市から副市長、議長、総務部長、防災担当係長が本町を訪れております。今後も、将来的な災害協定の締結も視野に、引き続き交流を深めていきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 山畠議員。

〔12番 山畠祐男君発言〕

1 2 番（山畠祐男君） しっかりとこれもお願いしたいと思います。

次に、消防団員についてですけれども、町の全ての住民の大切な財産や命を守っていただいているのは、消防団の皆様です。消防団の皆様には心より感謝しております。諸外国での消防職業の人気度はアメリカ、フランス、オーストラリア、カナダでも消防団員は多くの人々から尊敬され、上位に位置しているようです。日本ではどうでしょうか。職業別ランキングでは上位10番以内には残念ながら入っていないようです。消防職業に対する意識の低さではないでしょうか。町長はこの意識の差はどこから来ると思いますか、お尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 消防職業に対する意識の低さについてですが、アメリカなど諸外国では消防職は人気が高い要因といたしまして、市民を救う消防職員をヒーローと捉える国民性から来るのではないのかと。また、一種の憧れの存在として見ていくことは考えられます。日本ではどうかといえば、議員ご指摘の職業別ランキングの詳細までは確認しておりませんが、目次にする限りにおいては、子供たちにとって消防士や消防車、救急車などは憧れの対象であることは確かであると思います。実際に、渋川の広域消防における近年の受験者数と採用職員数から見た競争倍率を調べてみたところ、令和4年度が4.75倍、令和3年度が6.25倍、令和2年度が6.75倍と高い人気を持続していることが確認できました。

これに対して、消防団への関心は薄いように感じます。消防団員はご存じのとおり、なりわいを持ちながら地域の安全・安心のために活動しているわけでございますから、近年、その存在と重要さはメディアでも報道されているとおりでありますが、以前よりは理解が進んできているとは思います。ただ、実際の消防団員増加につながっていないのが現状であると認識しております。

議 長（岩崎信幸君） 山畠議員。

〔12番 山畠祐男君発言〕

1 2 番（山畠祐男君） かなり大変かなというふうに思っています。消防団員の現在の実態等はあるんですけれども、消防団の皆様は365日24時間緊急出動が求められているのではないかでしょうか。消防団の皆様は町民の皆様の貴重な財産、生命を守るために日夜訓練をし、心身ともに鍛錬し、そのときに備えております。その消防団の皆様の報酬は年額4万3,000円です。月平均3,540円です。吉岡町では災害時の出動報酬は個人ではなく各団に1万5,000円支給されます。1団5人として1人当たり3,000円です。出動報酬に対して、総務省消防庁は個人に対して日額8,000円を標準額として示していますが、町の対応はいかがなものでしょうか。町をはじめ全国的に消防団の皆様への敬意の意識が低過ぎるのではないかでしょうか。消防団員の待遇改善を至急すべきではないでしょうか。報酬額を含め消防団員の待遇改善に対しての町長の考え方をお尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 吉岡町消防団の条例定数につきましては128名ですが、令和5年3月1日現在の団員数は85名となっており、定数を満たしていない状況でございます。

消防団の組織体制としては団本部と5つの分団から構成されておりまして、各分団が、各団員が、なりわいを持ちながら日々の活動に当たっております。消防団員の身分は、非常勤特別職の公務員となっておりまして、団に対して最低でも年額4万3,000円以上の報酬が個人に支給されているほか、火災や訓練の出動の際には、分団ごとに出動委託料が支払われております。さらに、団員が5年以上勤務し、消防団員を退職するときには勤続年数に応じて退職報奨金も支給しております。また、吉岡町独自の支援策として、消防団員が自分の所属する分団の消防ポンプ車に乗るための必要な中型運転免許や、準中型運転免許の取得費の全額補助を行っているところでございます。

また、待遇改善の話につきましては、町といたしましても消防庁の標準額が示すように、出動の時間や、活動内容に応じた出動報酬額を設定し、消防団とも協議を進めながら、令和6年度からの新たな出動報酬の支給を目指して、検討を進めていきたいと考えておるところでございます。

また、本定例会でも消防団条例の一部改正について上程させていただきましたが、消防団の中でも協議し、自ら活動内容を見直した点を十分に考慮し、町としても消防団員がより活動しやすい環境づくりをサポートしていきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 山畠議員。

〔12番 山畠祐男君発言〕

1 2 番（山畠祐男君） いずれにしても消防団員の待遇、これは現在でいいというふうに思ってはいないと思います。しっかりと対応をお願いしたいと思います。

次に、町に関する諸問題ですけれども、最初の犯罪予防対策については、昨日小林議員が質問しましたので、省略させていただきます。

次のごみ問題についてですけれども、渋川広域組合で現在行われている順番制のごみの最終処分場について、渋川広域組合ではこのような方式をいつまで続けるつもりなんでしょうか、町の考えをお尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 平成20年2月に締結された協定については、これまで様々なご意見をいただいているといったところでございます。吉岡町では、協定書に記載されている渋川市、吉岡町、渋川市、榛東村という順番は、榛東村が終わったところで終了となると考えております。一巡した後の対応については、今後、改めて議論されるものと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 山畠議員。

[1 2 番 山畠祐男君発言]

1 2 番（山畠祐男君） 今の答弁しっかりと推進していただければありがたいというふうに思います。それから、ごみの減量化について町も真剣に取り組むべきですが、町のごみ減量化に対しての対策、提言があればお尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

[住民課長 小林康弘君発言]

住民課長（小林康弘君） ごみの減量化の取組につきましては、広報、チラシ等での周知のほか、自治会、子ども会、婦人会、老人会、PTA等の営利を目的としない団体を対象として実施している資源ごみの回収事業や、廃タイヤ、バッテリー回収、小型家電回収、使用済みインクカートリッジの回収、フードドライブ事業のほか、令和4年度から吉岡町生ごみ処理機の購入費補助金としてコンポスターや電動生ごみ処理機の購入に係る補助事業も実施しております。

渋川広域組合においても、アルミ缶や鉄、ペットボトル、瓶など、再生が可能なものにつきましてはリサイクルの取組が行われているほか、令和6年度中には、現在可燃物として排出されているプラスチックごみの分別回収が実施可能となるよう、現在渋川地区広域組合及び広域市町村と準備が進められているところでございます。こちらもしっかりと周知を行い、住民の皆様のご協力をいただきながら、ごみの減量化に取り組んでいきたいと考えています。

議 長（岩崎信幸君） 山畠議員。

[12番 山畠祐男君発言]

1 2 番（山畠祐男君） 渋川広域でありますから、吉岡だけというわけにいかないと思うんですけども、やはり吉岡独自のやり方もあると思いますので、しっかりと検討していただければと思います。

次に、男女共同参画事業についてですけれども、男女共同参画事業について町の対応について幾度か質問してきました。男女共同参画事業について、町の考え方をお尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

[総務課長 高田栄二君発言]

総務課長（高田栄二君） 男女共同参画事業についての町の考え方ですが、男女共同参画という考えが浸透するためには、町民の意識改革が必要であると同時に、男女の別なく誰もが活躍しやすい社会への変革が必要であると考えております。このため、意識啓発を推進しながら、加えて環境整備を進めていきたいと考えております。

このことについて現在の吉岡町男女共同参画基本計画にも記載されている部分ではございますが、基本的には男性の育児参加を促進するための施策でありますとか、子育て支援策の充実、自治会役員や町内の各種団体役員への女性の登用の働きかけなどを行っていきたいと考えております。

なお、今年度実施いたしました現在結果を取りまとめ中の男女の意識の現状等に関するアンケート調査の結果を十分踏まえ、来年度第2期吉岡町男女共同参画基本計画を策定し、その中で今後の町の施策の方向性を示していきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 山畠議員。

[12番 山畠祐男君発言]

1 2 番（山畠祐男君） この男女共同参画事業についてですけれども、吉岡町ははかなり遅れないと感じております。私が全国視察、議会で行った場合に、男女共同参画がしっかりとできているところはやっぱり発展しています。そんなことも含めて、しっかりと吉岡町もこの男女共同参画事業について意識を変えていただければと思います。

次に、町の将来についてですけれども、今吉岡町を見渡すと明治地区を北から南に横断している高崎渋川線、駒寄インターから西に向けて、前橋南新井線が延びています。さらに駒寄インター周辺には大型商業施設が進出しております。人口も2040年頃まで増加していくとの予想です。今後、町長、この吉岡町の開発か否かについて、どのような方向にかじ取りを行っていこうとしているのでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町 長（柴崎徳一郎君） 町は、東西南北において主要路線とも言える道路が整備され、近隣市町村へのアクセスが以前より格段に拡充されるなど、交通の利便性が年々向上している状況でございます。また、駒寄S I Cの大型車対応を見越したように、周辺には今まで類を見ない商業施設が相次いで進出しております。

現在の町の発展の要因が、このような交通網の整備や地理的優位性を背景とした部分ばかり注目されがちですが、それだけが理由ではなく、今まで脈々と引き継がれてきた独自の文化や自然、そして先人らが築き上げてきたまちづくりの在り方であると考えております。

全国的にも、本格的な人口減少を迎える中、予測として2040年頃まで人口増加を維持するとの推計がなされる中、今まで以上に求められるのは、それに見合った町政運営と将来ビジョンだと認識しております。町の将来性は、社会資本整備の充実はもちろん、そこに住みたい、住んでよかったという住民の心の充足感であると考えており、今後も様々な分野で町民目線に立った施策を行うと同時に、必要な開発を見極めながら、住みよい、住み続けたいまちづくりを目指していきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 山畠議員。

[12番 山畠祐男君発言]

1 2 番（山畠祐男君） 数年前のアエラという雑誌にも吉岡町、これが掲載されました。全国から注目されている1つの町ではないかなというふうに思いますので、今後もしっかりとお願ひしたいと思います。

それから、町の東の玄関口についてですけれども、道の駅よしおか温泉周辺の開発について、町はどのように対応しようとしているのでしょうか。都市計画道路の漆原総社線の道路計画の進捗状況及び広大な温泉の南の河川敷を活用する計画はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

[建設課長 笹沢邦男君発言]

建設課長（笹沢邦男君） 都市計画道路漆原総社線でございますけれども、増加をする交通量への対応、災害時の広域道路ネットワークの構築を図ることを目的に、本年度より第1工区工事の道路詳細設計業務に着手をしております。本年度につきましては、この道路詳細設計により、地元説明会を開催する計画で事業を進めておりますが、現在の進捗状況においては、現地踏査及び用地調査などの調整に時間を要し、道路詳細設計業務が遅れておる状況でございます。

今定例会において、予算の繰越しをお願いし、完成工期を次年度に変更する予定ですが、

令和5年度には用地測量や不動産鑑定及び一部用地買収を計画しておりますので、道路詳細設計がまとまり次第、地元の皆様方にご協力いただけますよう、説明会を開催し、令和8年度の完成目途に向け、事業を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 道の駅よしおか温泉南の河川敷の活用計画につきましては、これまでにもご質問をいただいているところでございます。過去のご質問への答弁でも申し上げておるとおりでございますが、現地や周辺の状況を見ますと、現地へ向かう道路や、天狗岩用水に架かる橋梁が狭いこと、またサイクリングロードの横断や河川の占用についてなど、関係機関との協議や調整が必要なことはもちろんですが、相当な事業費が必要であると想定しております。

現時点においては、第6次吉岡町総合計画でも具体的な計画はお示ししておりませんが、財政的な面も含め、周辺の整備について実現が可能な事業であるか検証が必要であると考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畠議員。

〔12番 山畠祐男君発言〕

12番（山畠祐男君） 経費がかかるということではよく分かるんですけども、お金をかけないで開発をするという方法もあると思いますので、しっかりとお願ひしたいと思います。

次、町の人口増についてですけれども、過去の議会で人口増の要因についてお尋ねいたしましたが、吉岡町の人口増の詳細の要因が明確になれば、人口増を目指している多くの自治体に1つの光を差し込むことができるのではないかでしょうか。町は人口増の要因を解明する努力をすべきと考えますが、町の姿勢をお尋ねいたします。

3月1日、出生数について上毛新聞で掲載されています。そんなことも含めてお尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 人口増の要因の解明についてですが、こちらにつきましては、以前からまちづくりを行ってきた議員、町長、関係各位のご尽力により実現した平成11年の上毛大橋の開通など、交通状況の変化というのが大きいかと思います。そういった中、人口が増えてきているところですが、吉岡町でも2040年を境に減少傾向に転じるとの予測がされています。こうした中、町としては人口増加を続けている現段階からその要因が何なのかを十分意識しながら、今後の施策を講じていく必要があると考えています。

少子高齢化の波は、我が町だけで対応できる問題ではありませんが、町としてはその状

況をただ受け入れるだけではなく、他市町村と違った魅力や、各年齢層の方に選んでいた
だけの要素を1つでも増やしていくことで、今後訪れる難局を乗り越えていきたいと考え
ており、そのためにも子育て政策をはじめとした各分野で施策の充実を図りたいと考えて
います。

議長（岩崎信幸君） 山畠議員。

〔12番 山畠祐男君発言〕

12番（山畠祐男君） 今の答弁の要因プラスまだいろいろあると思います。私の聞いているのは例えば、明治小学校の環境がいいと。あるいはお店がいろいろある。開業医さんもいっぱいあると、いろんな要素があると思うんです、吉岡には。そういうことを細々と調査して、こういうよさがあるというものが出てくると思うんです。そういうものをもっともっと深く下げて調査していただければありがたいなというふうに思いますんで、よろしくお願いしたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わりにさせていただきます。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、12番山畠祐男議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、本日の会議で予定されていました一般質問は全て終了しました。

来週月曜日6日は、通告のあった6人のうち、残り3人の通告者の一般質問を行います。

散会

議長（岩崎信幸君） 本日はこれをもって散会します。

午後2時01分散会

令和5年第1回吉岡町議会定例会会議録第4号

令和5年3月6日（月曜日）

議事日程 第4号

令和5年3月6日（月曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.4～No.6）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	小林 静弥 君	2番	富岡 栄一 君
3番	飯塚 憲治 君	4番	廣嶋 隆君
5番	富岡 大志 君	8番	村越 哲夫 君
9番	坂田 一広 君	10番	飯島 衛 君
11番	平形 薫 君	12番	山畠 祐男 君
13番	小池 春雄 君	14番	岩崎 信幸 君

欠席議員（1人）

6番 金谷 康弘 君

説明のため出席した者

町長	柴崎 徳一郎 君	副町長	野村 幸孝 君
教育長	山口 和良 君	総務課長	高田 栄二 君
企画財政課長	米沢 弘幸 君	住民課長	小林 康弘 君
健康子育て課長	中島 繁 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一憲 君	建設課長	笛沢 邦男 君
税務会計課長	中澤 礼子 君	上下水道課長	大澤 正弘 君
教育委員会事務局長	高橋 淳巳 君		

事務局職員出席者

事務局長 福島 良一 主任 任岸 美穂

開 議

午前9時30分開議

議 長（岩崎信幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日は、先週の金曜日に引き続き、一般質問を行います。

本日は、通告のあった6人のうち、残り3人の通告者の一般質問を行います。

これより、お手元に配付してあります議事日程（第4号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議 長（岩崎信幸君） 日程第1、一般質問を行います。

10番飯島 衛議員を指名します。飯島議員。

[10番 飯島 衛君登壇]

10番（飯島 衛君） それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、健康福祉に関してということでございます。

（1）帯状疱疹予防のワクチン接種に助成をということで質問させていただきます。

改めて、この帯状疱疹とはということで、ちょっとお話をさせていただきます。帯状疱疹は、水膨れを伴う赤い発疹が体の左右どちらかに帯状に出る皮膚の疾患です。強い痛みを伴うことが多く、症状は3週間から4週間ほど続けます。子供の頃にかかった水ぼうそうウイルスが体の中で長期間潜伏感染し、免疫が低下した際などに帯状疱疹として発症します。周囲の人に帯状疱疹としてうつることはありませんが、これまで水ぼうそうにかかったことがない小児等には、水ぼうそうを発症させる可能性があります。日本では、80歳までに約3人に1人はかかると言われています。また、皮膚症状が治った後も、50歳以上の約2割の方に、長い間痛みが残る、帯状疱疹後神経痛となる可能性がありますという、高齢の方にとっては大変に怖い病気かなと思っております。

そういうところで、新聞紙上では前橋市であったり、富岡市であったり、新聞紙上で予算計上されているのを見受けられますが、また全国的にも50ぐらいの自治体がワクチン助成をやっているとお聞きしております。

そこで、お聞きいたします。このワクチン接種に助成する自治体が増えている現状で、町の取組について町長の見解をお伺いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） おはようございます。一般質問2日目、まず飯島議員からいただきました。帯状疱疹予防のワクチン接種に助成をということで、町の取組についてのご見解をい

ただきました。

予防接種につきましては、法に基づいて行われる定期接種と、個人の判断で行われる任意接種がございます。帯状疱疹を予防するワクチンは、50歳以上の方が、任意の予防接種として受けることができます。帯状疱疹を予防するワクチン接種の助成につきましては、令和5年度から費用の一部を助成するよう、当初予算に計上させていただきました。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 5年度から助成を開始してくださるということでございます。町民は本当にありがたいと思っておるのでないかと思います。

助成をするとなると、その助成額といいますか、補助率的にはどのようにお考えでしょうかお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 带状疱疹を予防するワクチンの助成額につきましては、ワクチンは生ワクチンと不活化ワクチンがあり、生ワクチンについては4,000円を1回、不活化ワクチンにつきましては、2回の接種が必要になるため、1万円の助成を2回と考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 隣の渋川市などは、やはり同じような形で助成はしているのですけれども、次に対象者は50歳以上と先ほどお話を伺いましたけれども、渋川市では申請期間だとか接種期間というのが設けられていますけれども、吉岡町の場合はどういった形でなるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 対象者につきましては、50歳以上の町民の方を対象としたと考えております。

また、接種につきましては、令和5年4月1日以降の接種が対象ということで考えております。

助成方法につきましては、事前に町に申請していただき、町が発行する予診票を持って、渋川管内の受託医療機関で接種いただき、いただいた場合は、補助金を差し引いた予防接種料を支払いいただくと。また、受託医療機関以外で接種した場合は、後日、接種証明や領収書を添えて申請していただくことを考えております。

議 長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ周知のほうをよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、次の質問に移ります。道路全般の維持管理に関してということでござります。

（1）として、道路改修大作戦の実施を提案したいということでございます。2月1日の上毛新聞に、穴ぼこ改修大作戦と銘打ち、高崎市が市道の緊急舗装工事に乗り出すとの記事が載っていました。陥没や舗装の剥がれ、段差などが生じた市道を、5か年計画で集中的に改修するというものです。これまで、年間1億円程度かかっていた緊急舗装工事費に1億円を上乗せすること。市によると、舗装の老朽化に起因すると見られる車両通行時の騒音や振動に関する苦情が相次いでおり、補修などを求める要望は、年間1,000件ほどに上るそうでございます。

吉岡町は狭い町ですので、それほど多くはないと思いますが、実際何件ぐらいの苦情があるのか、把握していればお伺いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町道の舗装路面の穴ぼこや段差、また車両が通行した際の騒音や振動など、苦情や改善の要望があった際の対応につきましては、職員が現場を確認し、緊急性の度合いに応じて、補修工事等で対応しているところでございます。

また、舗装の穴ぼこや段差など、町道等の危険箇所につきましては、町のホームページ等で、情報の提供をお願いし、町もその把握に努めています。議員がおっしゃるように、高崎市では、市民からの補修要望も多く、道路の事故防止や騒音対策として、穴ぼこ改修大作戦を令和5年度から5か年計画で予定していることが上毛新聞に掲載されました。

吉岡町におきましては、老朽化に起因すると見られる舗装路面の劣化や損傷等から、苦情や補修要望、また危険箇所についての情報提供のあった箇所については、それぞれ個別案件ごとに応じて対応しているところでございます。

苦情の件数につきましては、建設課長より答弁させます。

議 長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 町長の補足説明をさせていただきます。

道路の維持補修に関する苦情や要望は、庁舎窓口や電話など様々な形で寄せられております。苦情の件数につきましては、集計は行っておらず、把握はできておりませんが、職員が現場を確認し、個別案件ごとに応じて補修工事等を実施しておるとこ

ろでございます。その中におきましても、緊急的な措置として、令和3年度では道路の緊急補修工事で91件、側溝や排水路の補修工事で31件、その他緊急的な補修工事を含めますと、合計で140件の緊急補修工事を実施しております。

緊急補修工事には、職員等の道路パトロールにより判明した危険箇所の内容も含まれておりますので、苦情や要望の件数を完全に網羅しておるものではありませんが、本町でも数多くの道路の補修要望が寄せられておる現状でございます。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島衛君発言〕

10番（飯島衛君） 先ほど課長より、令和3年度では140件ぐらいの補修を実施しているということでございます。高崎市の新聞記事を見まして、やはり集中的に予算をちょっと計上してやると、そうすればしばらくもう苦情が出ないのではないかと私は思うのです。高崎市も、1億円を上乗せして短期で集中的にやるということは、だらだら、毎年1年ぐらいの予算でやったのでは、いつまでも解決しないということで、集中的にやるのだと私は解釈しているのですけれども、吉岡町も危険箇所を、特に自治会から要望していただいて、予算的に今年度が駄目なら、来年度、ちょっとその件数によって集中的にやると。そういう取組をしますと、そのときは予算的には倍ぐらいかかるかもしれませんけれども、その後は苦情がぐっと減るのではないかと思います。そうすれば、町民から役場の職員が苦情言われる回数も少ないし、ある程度集中的にやってしまえば、しばらくは苦情が少なくなるのではないかと思うので、私はこういった質問させていただきました。次の質問のところにもあるのですけれども、私が昨年9月に一般質問をさせていただきまして、こういう舗装なんかの工事ね、5年から10年で塗りかえるという、物すごく、後の質問になりますけれども、そういった形である程度短期的に集中的にばつとやれば、その後5年から10年苦情もなく、本当に静かな道路環境ができるのではないかと思っておりますので、質問させていただきました。

吉岡町でもぜひ穴ぼこ段差改修大作戦というようなものを集中的に、今年度は無理でも、来年度は無理でも、再来年度でも、どこかで集中的に実施してはと思うわけでございますけれども、町長の見解をお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） ご意見いただきまして、今後検討してまいりたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島衛君発言〕

10番（飯島衛君） それでは、次に移ります。原材料支給事業を創設し、町民の協力で道路の

維持管理をということでございます。

去る2月7日に、熊本県八代市で登校中の児童が手を挙げて学校前の横断歩道を渡っていたところ、はねられる事故が報じられました。原因は前方不注意ということですが、ニュースを見た視聴者が、横断歩道の線が薄くなっているのを指摘しました。確認すると、横断歩道があることを示す標示も消えていたとのこと。熊本県警の説明では、県内にある横断歩道はおよそ1万6,000か所で、1年間に補修できるのはおおよそ1,500か所にとどまり、横断歩道1か所当たり、補修頻度はおよそ10年に1度とのことです。吉岡町でも、私の昨年9月の一般質問の答弁で、5年から10年で計画的に書き換えているとお答えいただきました。

そうした状況の中で、警察では、この警察というのは熊本県警ですけれども、消えかかっていても、補修できないところは白いスプレーで塗るなど、応急的な処置をしているそうでございます。町でも薄くなった歩道に速やかに対処するために、暫定的に塗装する工法などもあっていいのではないかと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 町道の横断歩道や外側線などの暫定的な塗装の補修につきまして、答弁させていただきます。

横断歩道や止まれ等の道路交通法上の規制標示につきましては、群馬県公安委員会が管理を行っており、ラインの引き直しなどの補修を行っております。ライン等が薄くなつておる箇所につきましては、自治会等からの要望があつた箇所を中心に、渋川警察署に対してライン等の引き直しの要望をしておるところでございます。それ以外の町道の外側線や停止線等につきましては、5年から10年の周期をめどに、現地の状況を照らし合わせ、計画的にラインの補修を行っております。

自治会をはじめとした地域のお力を借りて行う道路維持管理の提言ということでございますけれども、道路愛護の観点からも大変意義あるものと思っております。暫定的に、例えば薄くなつた外側線の引き直しを、白いスプレー等を用いて補修した場合、ラインのゆがみや舗装のむらが生じてしまうことが懸念されるほか、塗装後の養生が十分でなく、塗料が車両などに付着してしまうおそれも考えられるところでございます。また、道路上での施工作業となることから、特に交通誘導を含めました安全対策の配慮が生じるところでございます。損害賠償が生じるケースも危惧されますので、専門業者への発注により、これまでの方法等で対応してまいりたいと考えておるところでございます。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 外側線の舗装、県道は当然本当に私なんかで、町なんかではできないというような形ですけれども、熊本県警では全然追いつかないということで、白いスプレーで塗るなんていうことを、横断歩道ですよね、こういうところをやっているということは、速乾性の塗料なんかがあるのではないかと思います。ですから、私も昨年一般質問させていただいたのは、旧高渋線で、今は町道でございますけれども、速乾性のスプレー等があるのではないかと思うのですけれども、その辺を速やかに、本格的な塗装となると費用もかなりするかと思うし、そこを熊本県警では白いスプレーで塗って、取りあえず応急的なことをやると言っておりますので、町でもその辺応急的に、取りあえず薄くなっている、私の自治会のところにある横断歩道、相変わらず手前の菱形のマークも、横断歩道も薄いままでございます。そういったところは、一々業者に頼んで本格的な舗装は予算がついたときにやるとして、応急的に速乾性のスプレーみたいなもので、先ほど外側線やるときに、にじんだり、タイヤにペンキがついたりとか、そうならないような説明をしていましたけれども、何か枠みたいのを作って、それを当ててスプレーすれば、きれいになるのではないかと。消えたままの状態をずっと放っておくのはいかがなものかと。

このように子供が横断歩道を渡っていてひかれてしまったという事件があつて、おまけにほとんど消えているという状況で、まさに私が一般質問したような現状で事故が起きているということは、吉岡町でもあり得るということでございます。ぜひ本格的な舗装というのを考えていただくわけですけれども、あくまでやはり緊急的に、簡易的なスプレーで、要するに耐久性は取りあえず求めないで、取りあえず分かるような仕組みで、ここに消えているラインをしっかりと白くしておいて、そこに横断歩道がありますよというような形で分かるような対策というのは、スピード感のようではないかと思うのですけれども、町長、いかがでしょうか、その辺は。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 議員おっしゃいました、かなり薄くなっているというところで、交通量によって、大分5年から10年をめどに引き直しはしておるところでございますけれども、交通量によってかなり差が出ております。道路によっては、薄くなつて非常に見づらい標示もございます。そういったところにつきまして、既製のものにつきましては、公安と協議をしながら、例えば費用負担の問題も出ますので、協議をして、どちらがやるかというところで進めてまいりたいと思います。

また、スポット的にやつたらというところでございますけれども、例えばこのスポットというのが、道路上でやる作業になります。この辺につきましては、どんな形でやればよいのかというところで、検討しながら、研究しながら進めてまいりたいと思います。以上

でございます。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 車が走っているところでペイントするわけですから、でもそれは今までのラインを引くにしても、道路会社に、道路ライン会社に頼むわけですけれども、よく車がぶんぶん走っているところで、黄色いような作業服を着てやっている作業を見ますよね。何人かがこうに、交通整理しながら、ですから速乾性のスプレーとか、塗料とかがあれば、同じようにできるのではないかと思うのですけれども、課長いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 施工方法等につきましては、また業者等々から情報をいただきまして、研究してまいりたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） あと、冒頭で原材料支給事業というのを私申し上げましたけれども、これは東吾妻町で原材料支給事業というのを行っております。これは住民自治の基本となる行政区、または大字区が道・水路等の公共物の整備、修繕を行うため、必要とする原材料や機械借上げ経費について、行政振興と住民との協働のため、予算の範囲内で支給及び負担すると。その内容は、道路、町道の埋め入れ等の碎石を引いたり、コンクリート舗装等による整備にする事業、また水路等をU字溝に敷設したり、溝蓋を設置等するときに、その整備する事業ということに、そういう工事に対して町が材料を支給して事業するというものでございます。こういうのが奈良市とかも結構、奈良市なんかは道普請事業原材料支給ということで、こういった事業をやっておるのであります。

私が何を言いたいかといいますと、最近吉岡町の道路の端に、縁石のついている道路があるのです。私の住んでいる陣場のほうは縁石がないのですけれども、この縁石の端に反射材とか黄色い塗装とかしてあるところもあるのですけれども、何もない縁石というのがあるのです。コンビニの入り口、あとはスーパーだと、それぞれ皆さんご存じのように、あちこちに縁石があって、その端です。道に入るところの端が、もう白くなっているコンクリートが劣化して黒くなっていて、雨が降ったり夜になると、進入する前によく見ておかないと、後輪を乗り上げたり、ボディーの下を傷めたり、そういういた案件を私もよくお聞きするのです。反射材のついているところもあったり、色も青だったり、黄色だったり、心配している町民なんかがいて、その縁石の端に赤いコーンを立ててあるところなんかあるのですよ。ということは、町民の皆さん、縁石に対して、その端の部分に対して、みん

な大変困っているのではないかということで、私がこの原材料支給事業というのを提案したのは、多分物すごく数があると思いますよ、町内でね。それを各自治会に、ペンキで白く塗ってしまうとか、その端の部分の1ブロックだけね。そういったことを、多分町でやると、どうせ費用とかもうんとするでしょうし、大変なことになるということで、先ほども道路愛護の話もちょっと出ましたけれども、最近の道路愛護というのは、本当に舗装されておりまして、草かき持つてうろうろしたりしても草もないし、そういう道路愛護が年に2回ありますけれども、そういうときを利用して、町がペンキとはけを、バケツを用意していただいて、バケツとあれぐらいは自治会が用意してもいいかもしれませんけれども、ペンキ等を支給していただいて、縁石の端の1ブロックを白く塗るとか、そういうのができるのではないかと思うのです。その辺、町長いかがですか。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 町道の維持管理に係ります各種のご提案をいただきまして、大変ありがとうございます。

縁石への反射材の設置や、薄くなった外側線の引き直し等、様々な安全対策につきましては、町道の維持管理の安全対策として必要なものと認識はしております。計画的な施工に今後も努めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、道路側溝への蓋がけというところでお話をいただきましたけれども、主に自治会要望があった箇所を中心に、現在蓋かけを町の作業員、それから建設会社に依頼して実施しているところでございます。

議員ご提案の道路愛護活動などを活用した原材料支給の作業になりますけれども、例えば側溝の蓋かけにつきましては、蓋の多くはコンクリート製で重量も重く、専用の道具が必要になるほか、作業には危険が伴うケースも考えられます。また、縁石や外側線の塗装につきましては、ラインのゆがみや塗装のむら等が懸念されるため、専門業者による対応が望ましいということでは考えております。

しかしながら、町農道の維持管理につきましては、町民皆様の協力なしには成り立たない部分がございます。道路愛護の清掃活動や民有地からの雑草等の繁茂対策など、町で対応しきれない部分も多々ございますので、ご提案いただきました内容を参考にさせていただき、町道の維持管理に効果的な事業等を模索してまいりたいと考えておるところでございます。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島衛君発言〕

10番（飯島衛君） 今の課長の答弁で、コンクリートの溝蓋なんかは、確かに重量があって、

それはなかなか大変だと思います。でも、吉岡町に駒寄地区というのですか、大久保のほうで、幅が狭くて浅い、それで鉄製の蓋みたいなをやればいいのもあるし、何か幅の狭い薄いコンクリート製の蓋をすればいいような水路も、側溝もあるのです。そういう軽微な、何か分厚いコンクリの側溝の蓋ではなくて、小さめな蓋で、コンクリ製のやつとか、鉄製のやつがあるので、そういうのはもし要望があつたら、材料を自治会に、一々自治会にやらせてもいいかもしれませんけれども、現地の関係している近辺の人々に蓋なら蓋を届けて、立ち会ってみんなでやるとか、蓋だけ用意しておいて、そうしたら緊急性があって、蓋が欲しいというときは、実際蓋とかの設置要望は物すごくロスがあるのです。そういう意見を私が聞くじゃないですか。聞くと、職員に直接言わないで、一応自治会長を通して、何てね、それからどうせ課長のところに行くわけでしょう、申請書みたいなので。それからいろいろ検討してやる。実にね、分かりますよね、直接的でない、時間がかかる、ロスが多い。もっと、欲しいと言つたら、そんなに重量のないものは、すぐ支給できるような、それを自治会の連合会か何かで諮って、そういうのはどうですかという形でできると、速やかに、スムーズにやってほしい箇所の補修とかができるのではないかと思うのです。

あと、よく聞くのですけれども、歩道のコンクリはちょっとがたついて、カタカタ、石か何かが入っていたり何かして、コンクリの蓋がカタカタやるのですよね。新しいときは砂も何も入っていないからぴたつとなっているから、音もしないのですけれども、結構カタカタして、自転車ですか、前もありましたね、高校生が側溝の蓋で転倒したなんていうのが。そういうこともあるのですけれども、そういうときは、よくマンホールなんかががたついたときには、ゴムを入れると止まるとか、そういう簡単に補修みたいなことをやることがありますけれども、側溝でがたついたところなんかがあつたら、すぐゴムとか何かを挟むなりすれば、できるのではないかと思いますので、そういうものを一々私なんかが受けて、それを自治会なんていまどろっこしいことをしないで、もっと簡単にスムーズにできるような仕組みを考えいただきたいと思います。その点町長いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 今の議員のご提案、内部で検討させていただきますが、内容的には安全管理を最優先で進めていきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島衛君発言〕

10番（飯島衛君） ぜひ、町民も共同で、軽微なものはできるような仕組みをつくっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。公園の新設に関してでございます。

(1) アスレチックやインクルーシブ公園の新設をということでございます。

今、若い、お子さんをお持ちの親御さんから、相変わらず切望されて、公園の新設というか、アスレチックとか、こういうのを造ってほしいという要望がございます。私も以前八幡山グラウンドの傾斜を利用したりなんかして公園をとお話しさせていただきましたけれども、今回はアスレチックとか、城山みはらし公園みたいな斜面を利用したところで何かそんな施設ができたりしたらいなと思ったりしておるわけでございます。

また、インクルーシブ公園ということで、今これが徐々に広まっているということでございます。それでは、インクルーシブ公園とは何ぞやということでございますけれども、インクルーシブ公園とは、障害の有無にかかわらず、子供たちがみんなで一緒に遊べるように設計された公園のこと。みんなが一緒に楽しめるよう、インクルーシブ公園は次の要素を持つ。1、公平にアクセスでき、自立して遊びに参加できる。2、自分の好きな遊びを見つけられる。3、遊びを通じ相互理解が深まる。4、危険にさらされることなく、伸び伸びと遊べる。5、わくわくしながら自らの世界を大きく広げられる。ということで、例えば敷地内に段差がなく、車椅子やベビーカーが移動しやすかったり、遊具の高さを抑えることで、体が不自由な子供でもけがの心配がないなど、一般的な公園で遊びづらい子供への配慮が施されているのが特徴であります。障害のある子やない子、それぞれ違う能力を持った子供たちが同じ遊具を共有して遊ぶことで、公園が遊び場であり、成長し合える場となるということでございます。

子どもの基本的人権を国際的に保障する子どもの権利条約というのが1989年に採択されて、その31条に、遊ぶ権利の条項があって、子供の年齢に適した遊びをする権利があると記されているのです。こういった形で、どんな子供でも遊ぶ権利があるということで、障害者の人も楽しめるインクルーシブの公園というのは、吉岡町でも必要ではないかと思うのですけれども、町長の見解をお伺いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 議員ご質問のアスレチックやインクルーシブ公園の新設ですが、公園整備につきましては、特に地域に歩いて行ける身近な公園の整備を望む意見が多数寄せられております。

町の公園整備の考え方としましては、第6次吉岡町総合計画及び都市計画マスタープランの基本方針に沿った、町民が求める利用しやすい公園づくりに向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

インクルーシブとは、様々な背景を持つ、あらゆる人が排除されないと理解しておるところでございます。障害の有無や国籍、年齢、性別などに関係なく、違いを認め合い、

さらにそれぞれの個性を尊重しながら共生していくことを目指す社会の実現は、意義あるものであると思っております。

公園などの社会インフラ整備において、障害のある子供もない子供も一緒に遊べる公園は、自然と交流が生まれ、共生社会の実現に寄与するものと考えられます。

また、アスレチックがある公園の遊びは楽しいだけでなく、子供の成長にもよい効果が期待できると考えられます。全身を使って様々な動作やチャレンジを経験することで、バランス感覚、運動能力の向上や自発性や積極性を身につけることも期待できます。

現在のところ、新たに大型遊具などを設置する計画はございませんが、住民ニーズや、公園のコンセプト等を照らし合わせ、子供たちが安全に遊べる場の充実に向け、整備を検討していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

[10番 飯島衛君発言]

10番（飯島衛君） 新しく造るというのも大変かと思います。提案をいたしまして、城山みはらし公園にちょっと追加して、新たにあの斜面を利用して公園を造るとか、あとは遊具を、インクルーシブ遊具というのを、できれば設置していただければと思います。インクルーシブの遊具というのは、ブランコでも本当に安全にできていて、すっぽり体が収まるような、そういう遊具だったり、あとブランコも親御さんと一緒に乗れるようなブランコだったり、実際に安全な遊具でございまして、ぜひ既存の公園にインクルーシブの遊具というのを導入してもいいのではないかと思います。

それでは、最後の質問に移ります。町民の安心安全対策に対してということでござります。

（1）大型商業施設の開業などにより、不特定多数の人の流入が見込まれる中、安心安全対策の強化が必要と思うがということで質問させていただきます。

最近、町内で、昼間に不審な、見たことのない人が歩いているとか、夜間にサングラスをして、黒い服装の人が家の前を歩いていたとか、狭い住宅街の道を昼間、若い2人乗りの軽自動車がのろのろ運転しているとか、いろんな情報をいただいています。また、ニュースで、闇バイトによる強盗殺人をする凶暴な若者が多くいるようでございます。このような状況の中で、町は町民の安心安全対策に対してどのように認識しているのか、町長の見解をお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 町民の安心安全対策についてですが、今春の大型商業施設の開業などにより、多くの方が本町を訪れることが予想され、周辺の交通問題に加えて、議員ご指摘の

とおり、治安の問題も心配されるところでございます。

最近の犯罪は、高齢者を狙った特殊詐欺事件や子供や女性を狙った声がけ事案だけでなく、凶悪な強盗事件などが発生しております。まさに、誰がいつどこで凶悪な事件に遭遇しても不思議ではない状況となってきております。

これに対する町の対策については、できることが限られておりますが、これまで防犯カメラや防犯灯の設置による犯罪防止のための施策、さらに吉岡町防犯委員会や各自治会などの関係団体が日々行っている防犯パトロールに青色防犯パトロール車を貸し出すなど、町全体で協力し合って防犯対策を進めてまいりました。今後につきましても、このような取組を継続していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島衛君発言〕

10番（飯島衛君） 今、町長答弁ありました青パトの運行ということでございます。本当に青パトはかなり全国的に広まっているようでございまして、青パトが許可されて運用が始まった当初の2004年僅か全国で120台でしたが、2021年末には4万3,601台まで拡大したということで、物すごく防犯には役立っているということでございます。

あと、先ほどカメラということでございましたけれども、今防犯カメラというのは本当に威力を発揮して、被害に遭われた方がいても、犯人逮捕について、本当にすぐ摘発できるような、そういう武器になっているということで、ぜひ防犯カメラは通学路とか、公園とか、要するに台数を増やしていただきたいと思います。

あと、不審な人たちがいます。車に何の表示もなくて、若い男がね、先ほど2人でうろうろしているというのは、私の目の前でうろうろしていた若い人がいました。それで、何かちよこちよこ止まるのですよね。それで、通り過ぎるときに見たら、若い、どこのお兄さんか分からぬけれども、何の会社の人だか分からぬけれども、そういったうろうろしている人が住宅街にいるのです。だから、住宅街のメイン通りとか、そういうところでもいいですし、防犯カメラの増設というのは、これからうんと大事になるのではないかと思います。

また、闇バイトで強盗殺人が行われた柏江市では、防犯設備を設置した場合1万円の補助を出していると。たしかおばあちゃんが留守番していて、それで殺されてしまったと。今の凶悪な若い人たちを、昔は空き巣といって、人がいないところで金品を盗むと。それなのに今は、人がいるのを逆に見計らって押し込むと。そして、暴力で、要するにお金の在りかとか暗証番号とかを聞き出して、物すごい乱暴な、すごい時代でございます。

ぜひ吉岡町でも、今はいろんな防犯グッズがありまして、個人的に窓に厚いフィルムを貼ったり、施錠したり、いろんな取組をなさっている方もおると思いますけれども、こう

いう手のものは空き巣ではありませんので、いるところを強引に入ってきますから、私が提案したいのは、カメラとかそういうのも大事ですけれども、ガラスが破られないというのも大事ですけれども、それを破って押し入ってきたときに通報するような、要するによく銀行強盗とか何かあると、机のところにボタンがあって、それで通報が行くとか、そういう仕組みがあるみたいでそれとも、押し入られたときに何かボタンを押すと、近所の人にベルとか何かが鳴って、サイレンでもいいですよ、要するに緊急事態を知らせるような、そういった防犯用品というのを普及させ、希望者に設置してあげるとか、そういうこともこれから必要になるのではないかと思いますけれども、町長の見解をお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君）　高田総務課長。

〔総務課長　高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君）　議員のお話にありました防犯カメラの設置や、防犯関係の装置の設置に関しましては、一定の犯罪抑止効果があるものと認識しております。

最初に、防犯カメラの設置台数を増やすことについてなのですけれども、現在設置されている防犯カメラも、古い物も出てきております。また、故障等も心配されますので、そういうものを見直すときに、より犯罪抑止に効果的な場所に移設することを検討しながら、順次新しいものに更新していく必要があると考えております。また、その上で情勢等の変化があって、将来的に必要があれば、設置台数を増やしていくことも検討していかなければならぬと考えております。

また、防犯関係の装置についてなのですけれども、県の啓発指導とか、そういった配布されているものが一般に大分あるのですけれども、そういうものを見ますと、家のドアに取り付ける防犯アラームや防犯センサー付ライト、また窓ガラスに貼る防犯フィルム、大人も子供も有効な防犯ブザーなど、多くの防犯対策について啓発がされておるところであります。また、そういうものの導入について、助成措置とかそのような提案があったのですけれども、町としましても、まず今できることは地域全体で取り組む。議員がおっしゃっていたとおりですけれども、自分が住む地域で泥棒を侵入させないようにということが案内されております。それはどういうことかというと、地域ぐるみで、自分がいないときにも、例えば夜にどこか電気をつけておいてもらうとか、そういうことを啓発しながら、そういうことも踏まえながら、今後の検討をさせていただければと考えています。

議長（岩崎信幸君）　飯島議員。

〔10番　飯島　衛君発言〕

10番（飯島　衛君）　私、考えたのがあるのです。昔、小さい子供に怒るときに「めつ」と言いませんでしたか。悪いことをすると、「めつ」と怒ったことがあろうかと思います。これ

は一般質問した後に思いついたあれなのですけれども、要するに町内散歩する人に、Tシャツの背中に目をプリントしたようなのを着ていただきて、要するに「こらっ」という意味も込めて、目を印刷したTシャツみたいのを着ていただきて、町内を散歩していただけと。とにかく防犯に強い吉岡町を、ぜひ町長つくっていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、10番飯島衛議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を10時50分とします。

午前10時19分休憩

午前10時50分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

議長（岩崎信幸君） 9番坂田一広議員を指名します。坂田議員。

〔9番 坂田一広君登壇〕

9番（坂田一広君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず第1点目、学校教育について質問するものであります。学校教育に係る課題等について伺います。

まず、第1点目としてGIGAスクール構想について伺うものであります。GIGAスクール構想と今後の課題についてを伺います。

国のGIGAスクール構想により、県内でも比較的早い段階で平成2年からICT機器・環境が整備され、令和3年度から学習支援アプリ導入・活用、令和4年度は学習・業務での効果的活用と、町のGIGAスクール構想というのは進んできたわけであります。

昨年は県の視察もあり、県知事からお褒めの言葉をいただいたとの報告もありました。教育における不易と流行、すなわちいかに社会が変化しようとも、時代を超えて変わらない価値のあるもの、これを不易といいます。これを子供たち一人一人に身につけさせるとともに、時代の変化とともに変えていく必要があるもの、これは流行でありますけれども、これに柔軟に対応していくことを十分に見極め、子供たちの教育を進めていく必要があると考えるものであります。

国のGIGAスクール構想によって、時代によって変えていく必要があるものということで、町の教育においてもICT化が急速に進みました。3年経過したのですかね。改めて不易を認識することもできたのではないかと思います。

そこで、まず、教育行政の第一義的な責任者である教育長の所感について伺いたいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

[教育長 山口和良君登壇]

教 育 長（山口和良君） 教育の不易と流行という視点から、吉岡町の教育のこれまでとこれからについて所感を述べさせていただきます。

教育の不易の部分と言えば、言うまでもなく、教育基本法第1条の教育の目的として示されている、教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身とともに健康な国民の育成を期して行われなければならないということ。また、学校教育としてもう少し絞れば、児童生徒を知、徳、体バランスよく成長させること。また、知識・理解、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や人間性といった育成すべき資質や能力を身につけることなどと捉えられます。

流行という点では、坂田議員が取り上げていらした国のG I G Aスクール構想に伴う吉岡町ICT教育推進計画であるHi BALI プランが代表的なものです。議員の皆様の深いご理解のおかげで、ICT環境を活用した授業改善や、学力向上のためにタブレット端末の授業や家庭学習での活用を、県内でも比較的早期に開始することができました。そして、新しい学習環境が整備されたことで、新しい学習方法や指導方法を改善することを重視してまいりました。すなわち、流行の部分を吉岡町の教育の改善、そして町の特色として追求してきたと考えます。Hi BALI プランを基に、町、教育委員会、学校が共に同じ方向を目指してきたわけです。

さて、令和5年度の吉岡町の教育の方向を考えるときを迎え、私たちはこれまでの計画を振り返りました。その結果まとめたことを一言で申し上げれば、ICT環境やタブレットを活用することが全てではない。何より大切なのは、子供たちにこれからの社会を生きるための必要な力を身につけるということでした。これは、すなわち教育の不易の部分に通ずるものあります。坂田議員のご質問にありました、改めて不易を認識することもできたのではないかと思うという言葉とまさに合致する点です。

子供たちにこれからの社会を生きるための必要な力として私たちが考えたのは、考えて行動できる力であり、令和5年度の方向性は、考えて行動できる人を育てる教育を目指します。考えて行動できる人を育てるための方法は、一つではありません。ICT環境を活用した授業も、そのための最適な手段の一つではありますが、活用すること自体が目的ではありません。

Hi BALI プラン3.0では、子供の姿、また教職員の役割、保護者との連携、地域との連携協働、企業等の協力などを駆使するなどして、流行を利用し、教育の不易な部分を目指していきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） それでは、次の質問に移ります。児童生徒の健康への配慮について伺うものであります。

国のG I G Aスクール構想により、児童生徒の1人1台端末及び高速大容量の通信環境の下での新しい学びが本格的にスタートして、2年が経過しようとしています。文部科学省では、令和3年3月に、I C Tの活用に当たっての児童生徒の目の健康などに関する配慮事項を作成しております。

また、デジタル教科書の普及促進に伴い、令和3年3月に、学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドラインを改訂するとともに、令和2年から検討しているデジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議において、令和3年6月に第一次報告を取りまとめ、デジタル教科書使用の際の健康の留意事項等についても示しておるところであります。そして、令和4年3月には児童生徒の健康に留意してI C Tを活用するためのガイドブック、以下、ガイドブックと申しますけれども、これが改訂されました。ガイドブックでは、I C T機器の画面の見にくさの原因やその改善方策、さらには児童生徒の姿勢に関する指導の充実など、教職員や児童生徒が授業においてI C Tを円滑に活用するための留意事項について、専門家の知見なども踏まえ、分かりやすく掲載しておるところであります。

町内の学校では、ガイドブックで示された留意事項についてはクリアできているのか伺うものであります。

議 長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 議員ご指摘の児童生徒の健康に留意してI C Tを活用するためのガイドブックには、端末使用における目への負担についての内容が多く書かれております。

各町立小学校では、カーテン、照明器具を適切に利用し、画面への映り込みや極端な明暗での使用がないように注意しております。また、小学校4年生以上の端末は、画面の角度を無段階に変更できるため、児童生徒は自分の体格に応じて、映り込みの少ないように画面角度を調整して使用している姿も見られております。

また、ガイドブックには、姿勢に関する指導も留意点として挙げられております。この点につきましても、日頃から授業を受ける際の姿勢について指導を行っており、端末使用中におけるほとんどの児童生徒が良好な姿勢で機器を操作しております。

といいましても、1人1台端末が貸与される前と比べると、児童生徒の液晶画面を見る

時間は増えていると言えますので、長時間使用する際は時々休憩を入れる、グループで作業したり発表することで体を動かす機会を設けるなど、目や体を休める活動も適宜取り入れながら、ＩＣＴを効果的に使っていくように指示していきたいと考えております。

議　　長（岩崎信幸君）　坂田議員。

[9番　坂田一広君発言]

9　番（坂田一広君）　私以外の議員の中でも、特に目の健康などを心配される質問をなさった方もいらっしゃいます。そういうことで、新たな教育現場でやり方が変わってきたということで、こういったことにもきちんと配慮して進めていただきたいと思います。

第3点目、情報モラルを含む情報活用能力の育成についてを伺います。

新学習要領が小学校で2020年度、中学校で2021年度からそれぞれ全面実施されました。小中高等学校共通のポイントとして、情報モラルを含む情報活用能力を、言語能力と同様に学習の基盤となる資質・能力と位置づけてあります。情報活用能力とは、情報及び情報手段を主体的に選択して活用していくための個人の基礎的な力とされ、情報活用の実践力、取組事例としてはＩＣＴの基本的な操作、情報の収集、整理、発信、2点目として、情報の科学的な理解、この取組事例としてはプログラミング、3点目、情報社会に参画する態度、この取組事例としては情報モラル、具体的には情報発信による他人や社会への影響等とされておるところであります。学校ではどのような取組がなされているのか、伺うものであります。

議　　長（岩崎信幸君）　高橋教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長　高橋淳巳君発言]

教育委員会事務局長（高橋淳巳君）　情報活用能力は、議員おっしゃるように、言語能力と同様に基盤となる資質能力ですので、学校のほとんどの教育活動を通して身につけていくものです。その中から具体例を幾つか挙げさせていただきます。

まず、情報活用の実践力といたしましては、タブレットの基本的操作、文字入力から始まり、学習内容に関連することをインターネットで調べたり、考えを整理するために調べたことをまとめたり、それを相手に伝えるために、相手にとって分かりやすくプレゼンしたりする能力であり、多くの教科や総合的な学習の時間で培われております。

次に、情報の科学的な理解といたしましては、小学校低学年では余剰の時間、中高学年では総合的な学習の時間、中学校では技術家庭の技術分野それぞれで行うプログラミング学習において、意図する処理のために、順次、分岐、反復などを含んだプログラムを作成すること。その過程で論理的な思考を学ぶ学習などが行われております。

最後に、情報社会に参画する態度については、教科や総合的な学習の時間で端末を利用する場面ばかりではなく、そのほかの学習場面においても、生活で必要な情報セキュリテ

イ、情報をやり取りする場合の責任、情報のやり取りをする際のルールやマナーを踏まえた行動の在り方、情報ネットワークの活用とその危険性などを学んでおります。

子供たちは、このような学びを通して多様な情報や価値観、考え方につれながら、それらが信頼できるものなのか、偏った考え方につれ導されていないかなど情報を見極め、判断し、自らの考えを持って行動できる力を身につけていきます。この力も広い意味での情報活用能力であると捉えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

[9番 坂田一広君発言]

9番（坂田一広君） 特に最近も情報モラルの部分、社会へ与える影響等ということで、SNSを通じてとんでもないことを、具体的に言えば、外食チェーン店で不適切な行いをした動画が拡散してしまって、結局その高校生の子は自主退学したのだという話も聞きます。そんなことで、情報モラルの必要性を本当にやっていただかないと、その人の人生を狂わせかねないこともあります。ちょっと前にも、こういったバイト先等々で高校生あるいは大学生等々が不適切な行いをして、それが拡散され大問題になったということがあって、一旦下火になったかなと思ったら、またこういうことが起きましたと。その後、続くようにそういった外食のところで不適切な行いをして、それをさらにSNSに上げてしまうと。これ、やっぱりちょっと安易過ぎるのではないかかなと思います。子供の将来に関わることでもありますし、インターネットは仲間うちだけじゃないんだよと、全世界に通じているのだよと、誰もが見るものなんだよというような点をしっかりと教育していただきたいと思います。

また、これだけ情報が入り乱れている中で、その情報の取捨選択、その辺はどうなっていますか。例えば、先ほどちょっと答弁の中にも少しありましたけれども、あることについて調べて、そうすると確からしい情報もあるし、ちょっとこれはというような、自分が考えをまとめる際には採用できないなというような情報もあると思うのですけれども、そういう情報の取捨選択については、どのように教えていらっしゃるでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

[教育長 山口和良君発言]

教育長（山口和良君） 情報の取捨選択能力、これはインターネットがこれだけ普及したからというわけではなくて、様々な人と関わっていく中で、様々な考えに子供たちは触れてきました。そのいろんな考えに触れてきたわけなのですけれども、ネットが普及することによって、それがもう膨大な情報に触れられるようになったと。こここのところで量、またその広がりが物すごく大きくなつたわけなのですけれども、教育の不易の部分からいけば、もうずっと前から、そのことは続いているわけです。そのことというのは、情報の取捨選

択です。日本の歴史を振り返ってみても、その辺は留意しなくてはならないということで、これまででも教育してきたわけですけれども、まさにインターネットが普通に触れられる状況になってきて、授業の中でも調べ学習で様々な情報が得られると。一番大事なのは、たくさんの情報に触れるけれども、その中で自分はどの情報を正しいとして選択するか。これは1人だけで考えることではなくて、授業を通して、Aさんはこういうふうに考える、Bさんはこっちの情報を活用する、Cさんはまた違う情報を活用する。それをいろいろ、様々な考えに触れながら、話合いや議論を通して正しい情報の見極め方を習得していくということになると思います。

あまりにも膨大な量に触れさせないということも大事ですけれども、やはり触れながら子供たちが学習していく、そこに教師が助言していく。その活動を積み重ねながら、情報活用、情報の取捨選択の力はつけていかなくてはならないと考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 従前の、本や人との話合いで触れる情報というのは、そんなに極論というのはなかったと思うのですけれども、ネットだと本当にありとあらゆる情報、ありとあらゆる考え方というのが調べれば出てきます。そういったところで、情報化社会の中で我々は生きていくしかないので、そういった力というのをしっかり身につけさせ、学年の段階においてやっていただきたいと思います。

次の児童生徒の端末使用についてに移ります。

これは、民間の調査ではあるのですけれども、トレンドマイクロのG I G Aスクールにおけるセキュリティ実態調査2021によると、どれくらいの頻度で子供は自宅に端末を持ち帰っているかとの質問に対し、保護者の41.8%、教員の57.7%が全く持ち帰っていないとの回答をしております。町の児童生徒の実態はどのようにになっておるでしょうか。

また、このトラブルにはアカウント乗っ取り、不正アクセスの被害者となる、不正アプリ、ウイルスへの感染、アカウント情報を盗む、悪用する、これは加害者になってしまい場合ですけれども、こういった実態はどのようにになっているのか。

さらに、ゲームや動画視聴など学習以外の用途での端末使用についてはどうか伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 高槻教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高槻淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高槻淳巳君） 吉岡町では、原則、端末は毎日持ち帰り、家庭で充電を行い、翌日学校に持つて登校することにしております。家庭では充電だけではなく、宿題や自主

学習等に活用する場面も増え、成果を上げていると捉えております。

議員ご質問のトラブルの件ですが、吉岡町で貸与している端末はクロムブックと呼ばれるPCであり、このPCは児童生徒のデータが本体自体に保存されないため、不正アプリやウイルスによる感染の被害が比較的少ないものではございます。

アカウントの乗っ取りについては、一人一人にランダムなパスワードを与えており、友達にも教えないよう指導しております。

また、町では許可したアプリケーション以外のインストールはストアに表示されないため、できないように設定しております。とは申しましても、ユーチューブ等の動画視聴アプリケーションにつきましては、教育効果の高いコンテンツも多くあるため、児童生徒の視聴が可能となっております。しかし、有害なページはフィルタリングがかかるようになっており、ただ、悪意のあるサイトは、これらフィルタリングをすり抜けるものがあるため、機械だけに頼るのではなく、児童生徒自ら判断して、有害なページに近づかないよう、日々指導も、情報活用能力の一環として、一層充実していきたいと考えております。

家庭での使用につきましては、児童生徒の健康も踏まえ、学校ではメディア教室も実施しております。保護者にも協力をいただきながら、端末を含めた正しいメディアとの付き合い方、モラルや家庭でのルールなど、話すきっかけにしてもらいたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

[9番 坂田一広君発言]

9 番（坂田一広君） 以前、誰かが質問したかと思うのですけれども、動画視聴なんかであまりにも長く視聴している人には注意しているよというような話を伺ったことがあるのですけれども、ただ、今答弁の中にもありましたように、ユーチューブの中でも、教育系ユーチューバーなどというのは大変に有用なコンテンツを発信している場合もあります。例えば中1の英語を1時間でまとめたものとか、そういった塾の講師やら教育関連に従事されている方がやってらっしゃるというようなものもあります。私も教育系ユーチューブを結構見るのですけれども、中には有用なものがあるということで、ちょっと前回、視聴が長い子に関しては注意しているよという話を聞いたので、その辺どうなっているのかなど気になったのですけれども、ただ娯楽で見ているのか、勉強しようと思って、あるいは知的好奇心を満たそうというようなことで、科学分野、歴史分野を見る場合と、いろいろ異なるところだと思うのですけれども、この点についてはどのようにお考えになっていますか。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

[教育長 山口和良君発言]

教育長（山口和良君） 様々な優良なコンテンツにも触れてほしい、ただ危険なサイトには行ってほしくない。こここのところは非常に、どちらを取るかというと難しい選択なのですけれど

も、現在の吉岡町の現状は先ほど事務局長が答弁したとおりです。

いずれ、生徒は義務教育を終え、高校生になったり、就職したり、大人になっていくわけですけれども、それに近づくにつれ、自分の判断で様々な情報に触れる。また、それを生かしていく、そういうふうに成長していくわけなので、そこを見ながら学校は対応を今しております。ただ、確実に言えることは、全てのアクセスしたログは残りますので、それを活用しながら、子供たちには適切な時間であるのか、適切のサイトであるのか、その辺は具体的に個別に指導していくと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 坂田議員。

[9番 坂田一広君発言]

9 番（坂田一広君） 町で配付している端末については、そういったことで、ある程度フィルタリングもかかっているよということありますけれども、総務省の、我が国における青少年のインターネット利用に係るフィルタリングに関する調査などを見ると、吉岡町がどうなっているか分かりませんけれども、全体でも約半分程度の子供、小学校、中学校、高校全体を含めても、半分程度しか個人の端末、個人が所有している端末に関しては、フィルタリングをかけていないと。これだけ推奨しているにもかかわらず。そしてまた、フィルタリングかけてても、高校進学と同時にフィルタリングを外しちゃうというような方も多いようあります。今はある程度教育の段階で、情報というのを制限している部分もあるということであれなのですが、実際問題として高校に進学した際に、いろんな情報にいきなり触れてしまっていいのかという問題もありますので、情報活用能力というのがますます求められてくるのかなとも感じます。しっかりとよろしくお願ひいたします。

次の質間に移ります。校務のデジタル化について伺います。

国の方針により、Hi BALI プランにおいても、ICTを活用した業務改善ということで、積極的な校務のデジタル化を推進しております。デジタル化を推進すれば、当然情報セキュリティはどう対応していくかも大きな課題となってきます。

地方公共団体における情報セキュリティポリシーについては、その策定や見直しを行う際の参考として、総務省において地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン、これは令和2年12月に整備されたものでありますけれども、こういったものがあります。他方、地方公共団体が設置する学校においては、コンピューターを活用した学習活動の実施など、教職員はもとより、児童生徒が日常的に情報システムにアクセスする機会があるわけあります。この点が一般行政事務と違うわけでありますけれども、こういったことで文部科学省は、教育情報セキュリティポリシーを平成29年に制定し、令和3年5月に改訂、さらに令和4年3月に一部改訂されました。

本来、セキュリティは教育関係者が遵守すべき基本理念をしっかりと共有した上で、各

教育委員会がそれぞれの状況、費用、活用状況や環境整備状況に応じて最新技術を隨時取り入れながら、適切なセキュリティを独自に確保すべきものであります。しかし、町の実情に鑑みれば、セキュリティポリシーの改訂に準じて、町のセキュリティポリシーを改定していくほかないと考えます。さらに、現場の教職員までこのセキュリティポリシーを浸透させていくというのは、非常に難しい部分もあるのかなと考えます。現状はどのようになっているか伺います。

議長（岩崎信幸君）　高槻教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長　高槻淳巳君発言]

教育委員会事務局長（高槻淳巳君）　議員おっしゃるとおり、文部科学省は平成29年10月、各教育委員会、学校が情報セキュリティポリシーの作成や見直しを行う際の参考といたしまして、教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを作成いたしました。令和元年12月、GIGAスクール構想の指導時に対応するために改訂され、令和3年5月、新たに必要なセキュリティ対策やクラウドサービスの活用を前提としたネットワーク構成等の課題に対応するために改定され、さらに令和4年3月、アクセス制御による対策の詳細な技術的対策が追記され、ネットワーク分離による対策とアクセス制御による対策が明確に記述されたところでございます。

以上の経緯も踏まえまして、町立学校では現在、県教育情報セキュリティポリシー、及び吉岡町情報セキュリティポリシーに準じて、適切なセキュリティ対策を行っております。ただ、ご指摘のとおり、ICT化を進める中で、児童生徒や教職員に浸透させるのは難しさもございます。その打開策の一つといたしまして、本年3月1日、こちら先週のこととなるのですが、文部科学省ICT活用教育アドバイザーを町に招きまして、町企画財政課企画室と教育委員会の学校教育室、教育総務室、各校管理職を対象に、教育情報セキュリティに関する研修を実施いたしました。さらに、令和5年度には町GIGAスクール運営支援センターを設置し、民間技術者の指導の下、町の教育情報セキュリティポリシーを新たに整備することを進め、さらなる情報セキュリティの向上を図ってまいりたいと考えております。これを基に、ネットワーク分離による対策と、アクセス制限による対策を前提とした、ゼロトラストによるセキュリティ対策を講じていこうと考えております。

議長（岩崎信幸君）　坂田議員。

[9番　坂田一広君発言]

9番（坂田一広君）　では、次の質問に移ります。STEAM教育について伺います。

県の教育委員会の資料によるとSTEAM教育とはScience、Technology、Engineering、Arts、Mathematicsの5つの要素を活用し、各教科での学習を実社会での問題発見、解決に生かしていくための教科横断的な教育

のことをいい、ぐんまのＳＴＥＡＭ教育では、ＳＤＧｓなどの課題にも積極的に取り組み、Ｓｏｃｉｅｔｙ 5. 0時代を生きるために必要な資質、能力を身につけた始動人を育成するとしているところであります。

さらに、小中学校段階では、ＳＴＥＡＭ教育の視点を生かし、子供たちが実社会の問題の発見解決に主体的に関わったり、新たな考え方や物などに触れる体験を重ねたりする中で、学びにわくわく感を持つことが大切であり、主に総合的な学習の時間を充実させ、各教科等で身につけた知識や技能、考え方を総合的、横断的に働かせて、こうした学びを行っていくとしておるところであります。

この点について、教育長の見解と教育現場での実情を伺うものであります。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） ただいま坂田議員からご質問のありましたＳＴＥＡＭ教育についてですが、このＳＴＥＡＭ教育は、高等学校の新学習指導要領に新たに位置づけられました総合的な学習の時間、また理数探究等が、ＳＴＥＡＭ教育が狙いとするところと多くの共通点があるということから、その教育に取り組むことが期待されると、令和3年1月26日の中央教育審議会答申の中に記載されたため、高い注目が集まるようになったと認識しております。

群馬県でも、小中学校段階でのＳＴＥＡＭ教育に言及され始めていること。また、町としてもＳＴＥＡＭ教育の重要性を認識していることから、令和5年度のHｉBＡLＩプラン3. 0には、企業の協力という枠組みの中に、このＳＴＥＡＭ教育をキーワードとして入れたいと考えております。

学校で行われる教科学習が、実生活との関連が乏しく、課題解決の必要性に迫られない、言わば、机上の学習、机の上の机上の学習に陥りがちであり、また予測が難しい困難が待ち受ける未来社会を、自分以外の人たちと協働しながら生きていくための力が本当に育つのかという課題を強く感じるためであります。

小中学校では、国語や算数、数学などの教科より、総合的な学習の時間において実施することのほうが現実的であります。学校の年間の授業時数は限られており、新たな学習を入れるということは難しい現実がありますが、教科等横断的な学習や探究的な学習等の充実をにらみ、今後民間企業の協力を得ながら、小中学校の子供たちが本気で解決したいと思える学習を組み立てていくための事業設計について検討を始めたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 今まででは、まず高校4校ですか、それがモデル校になったということで、

なかなか小中学校、本当に学校の時間というのは限られていますので、新たなものというのは、先ほど答弁にもありましたように、入れるのが難しい。そんな中で、多角的な視点から物事を捉える力というのを子供たちに育てていっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。子供の貧困について質問いたします。子供の貧困に係る施策等について伺うものであります。

まず、第1点目、子供の貧困について。平成25年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号。以下「法律」という。）が成立しました。これは、国が明日の日本を支えていくのは、今を生きる子供たちであり、いわゆる貧困の連鎖によって子供たちの将来が閉ざされることは、決してあってはならないとの決意の下でなされたものであります。以前の一般質問と重複しますけれども、改めて町長の子供の貧困に対する考え方を伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） ただいま、坂田議員より、子供の貧困に対する考え方についてご質問いただきました。

子供の貧困とは、子供が経済的困窮の状態に置かれ、発達の諸段階における様々な機会が奪われた結果、人生に影響をもたらすほどの深刻な不利を負ってしまうことがあります。経済的困窮によって、子供たちが得られなくなるものは、物質的なものだけではありません。例えば、生活のために保護者が長時間働いていることによって、親子の関わりが不足したり、旅行やイベントなどに参加する貴重な体験が奪われたり、あるいは習い事や塾などの教育の機会が奪われたり、貧困は子供たちから多くの物や事を奪います。通常得られるべき物や事が得られなかつたという経験は、子供の自己肯定感を下げてしまうことや、進学や就職などの将来的なチャンスに制約をかけてしまう、いわゆる貧困の連鎖につながってしまうおそれがあります。さらに、生活に余裕がないことのストレスから、保護者が子供にいらいらして当たったり、場合によっては虐待につながってしまう可能性すらあります。

また、一般的に貧困といえば、生存維持のための最低限必要な衣食住が満たされないような厳しい生活レベルの状態を指す絶対的貧困をイメージする傾向が強いと思いますが、その一方で、支援が届きにくい見えない貧困と言われている相対的貧困も存在します。現代社会において、根強い自己責任論や貧困であることを隠したいという心理などが、周囲が貧困に気づくことを遅れさせる原因となると考えております。

本町において、来年度実施計画をしております子供の貧困調査では、絶対的貧困だけでなく、相対的貧困を見る化するための調査項目を検討し、未来への視点を持って、でき

る限り、子供の将来の自立を後押ししていくための施策に反映していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

[9番 坂田一広君発言]

9番（坂田一広君） それでは、次の質問、子供の貧困の現状について伺います。

町の第2期子ども・子育て支援事業計画を策定するための基礎資料として行われたアンケート調査では、家計の経済状況を把握する項目としては、公共料金等の滞納経験のみであり、そのうち1項目でも何度か、頻繁にあった割合が9.7%ありました。しかし、これでは家計に経済的な問題を抱えている子供がどれだけあるかの推移を見ることはできません。そこで、1つの考え方として、子供の就学援助制度を利用している人数の推移を伺いたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言]

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） ご質問のとおり、就学援助制度、世帯ではなく人数で答えさせていただきます。

10年前、平成24年度の就学援助制度の受給者数は3校合わせて21人、5年前、平成29年度が56人、そして今年度、令和4年度が113人で、全児童生徒に対する受給割合は5.27%となっております。人数につきましては、増加傾向となっておりますが、こちらは就学援助制度の申請や周知方法の改善、また令和元年度末には、令和2年度新入学児童生徒の学用品の前倒し事業を開始し、令和2年度には就学支援の対象経費として、新たに通学費、部活動後援会費、児童生徒会費、PTA会費を追加し、支給額の拡大を図り、併せて就学援助の認定の基となる最低生活費基準額を引き上げることで、認定額のハードルを下げ、対象者の拡大を図りました。このような取組が就学援助受給者数の増加に大きく影響しているものと考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

[9番 坂田一広君発言]

9番（坂田一広君） そうしますと、21人、56人、113人と倍、倍、倍のように増えているけれども、それは周知を徹底したり、あるいは要件を緩和したということで、単にこの数字から貧困がこここのところ急増しているというような見方はできないということありますけれども、取りあえず比較的所得の低いご家庭の方が5.何%ですか、いらっしゃるという数字は分かりました。そうすると、公共料金等の値下げが9.7%で、比較的低所得者ご家庭が5.7%ということで、貧困というのもその間ぐらいになるのかなということで町の子供の貧困については理解しました。

次、子供の貧困に関するアンケート調査について伺います。

来年度予算で、子供の貧困に関する調査業務委託料250万8,000円とその関連予算が計上されました。どのような内容でいつ実施するのか、伺います。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

[介護福祉課長 永井勇一郎君発言]

介護福祉課長（永井勇一郎君） 来年度実施予定の子供の貧困調査についてお答えしたいと思います。

本調査につきましては、国の子どもの貧困対策の推進に関する法律及び子どもの貧困対策に関する大綱を踏まえ、当町における子供の貧困問題について、アンケート調査によつてその実態を把握するために実施するものであります。調査対象者といたしまして、明治、駒寄両小学校の5年生と6年生及び吉岡中学校の1年生、2年生、3年生、全校生徒ですね、及びその保護者を対象に実施いたします。スケジュールとしましては、今年の6月までに入札を行いまして、調査業務の受託業者を決定いたします。その後、打合せを重ねてアンケートの内容を決定し、年内には調査票の配布から回収までを行う予定であります。アンケートの調査項目につきましては、内閣府が作成した子供の生活状況調査、こちらに準拠した内容等をベースに考えております。その内容に町独自の質問項目などを付け加えて完成させる予定であります。

家庭の貧困というデリケートな調査関係の問題になるため、調査票のタイトル及び質問の内容については、教育委員会、また学校とも十分協議しまして、児童の心情に十分配慮して行いたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

[9番 坂田一広君発言]

9番（坂田一広君） そうすると、第三者的な行政の関係者、教職員等にはアンケートは行わないということになりますか。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

[介護福祉課長 永井勇一郎君発言]

介護福祉課長（永井勇一郎君） 調査票の質問項目については、質問自体がやはり児童とその保護者を対象に、そこを想定した質問内容になりますので、特に児童の専門家ですとか、その支援者にまで対象を広げるということは、現段階では考えておりません。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

[9番 坂田一広君発言]

9番（坂田一広君） 次の質問に移ります。子ども・子育て支援事業計画及び子供の貧困対策について伺うものであります。

令和5年度一般会計予算では、子ども・子育て支援事業計画策定調査業務委託料として

368万5,000円が計上されました。子供の貧困対策については、現計画である第2期子ども・子育て支援事業計画において、従前の施策を列挙する形での記載にとどまっています。しかしながら、全国津々浦々、全部見たわけではありませんけれども、幾つかピックアップした中で、北海道倶知安町、これは人口が1万5,645人の町でありますけれども、子ども・子育て支援事業計画とは別に、子供の貧困対策について定めている例。あるいは、富山県滑川市は人口3万2,873人でありますけれども、のように子ども・子育て支援事業計画の中で、第1部として通常の子ども・子育て支援法に基づく事業計画を定め、第2部として経済的な困難を抱える家庭への支援として、子供の貧困対策を定めているような場合、また安中市のように子ども・子育て支援事業の中の基本目標の1つとして、子供の貧困対策の推進を掲げる例などありますけれども、いずれも子供の貧困について真摯に向き合っていると考えます。

町では、次期計画をどのように想定しているのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 中島健康子育て課長。

〔健康子育て課長 中島 繁君発言〕

健康子育て課長（中島 繁君） 子ども・子育て支援事業計画は、吉岡町総合計画の個別計画に位置づけられ、子育て支援に関する施策の基本的方向を示すものです。町民をはじめ、保育園、認定こども園、学校事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において子供たちの育ちと子育て環境の支援に取り組むための指針となるものです。

子育てに関わる諸問題に対して、その都度、その時代に適した計画づくりが必要と考えられます。子供の貧困問題など、本計画に含めた計画づくりを目指したいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） これ、たまたまいいろいろ見て、例を挙げさせていただきましたけれども、子供の貧困については、しっかり向き合っていただきたいと思います。これは数の多い、少ないの問題ではなくて、1人も取りこぼさないと、そういう姿勢で臨んでいただきたいと思います。

子供の貧困に係る具体的な施策についてということで、本年度から生活困窮世帯向けリモート学習支援が始まりました。利用状況はどうなっていますか。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） リモート型の学習支援事業ですが、来年度の本格実施に向けて、今年度はリモート型の学習支援の指導方法を、講師の方がいろいろ試しながら、状況を見

ながら進めていくための少人数制によるパイロット的な事業としてスタートしております。昨年11月にモニターを募集していただく中学校で、モニターとなっていた生徒を募集しまして、12月6日から授業がスタートしました。授業は毎週火曜日の午後6時半から8時半までの2時間で行っております。現在は中学生2名のお子さんがリモート授業を受けています。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

[9番 坂田一広君発言]

9番（坂田一広君） まだ、本格始動していないということで分かりました。理解しました。

次、道の駅及び周辺施設について質問いたします。振興公社の経営と道の駅振興策について伺います。

まず、第1点目として、振興公社の経営について伺うものであります。経営コンサルタント導入の目的について伺います。

令和4年当初予算において、緑地運動公園及びリバートピア吉岡指定管理料として計上されている予算が、前年比300万円の増額ということで、この増額分は経営コンサルタントに係る費用との説明がありました。これは、吉岡町振興公社の経営に何らかの問題があるとの認識があつてのことと推察しますけれども、改めてどのような問題意識で経営コンサルタントを導入したのか、その目的を含め、具体的に伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 道の駅よしおか温泉の指定管理者であります株式会社吉岡町振興公社と取り組んでおります経営コンサルタントの導入についてご質問をいただきました。

約3年前の新型コロナウイルス感染症の発生に伴う緊急事態宣言の発令後、よしおか温泉リバートピア吉岡は臨時休館を余儀なくされました。営業再開後も感染防止対策による行動制限など、入館者数の激減による売上げ減少が続き、その経営に大きな影響を及ぼしました。

コロナ禍の現状を目の当たりにいたしまして、吉岡町振興公社が抱える課題を洗い出し、今後の経営を見直す機会と捉えたことや、今後も町の財政負担を増やすことなく、振興公社が健全な経営を続けられるよう、早急に改善を図り、経営の立てこ入れをする必要がある。そのためには、専門的な知識や経験を持つ民間のコンサルタントのノウハウを取り入れる必要性を感じたことが大きな目的でございます。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

[9番 坂田一広君発言]

9番（坂田一広君） 次の質問に移ります。

経営コンサルタントに指摘された改善点について、どのようなものがあったのでしょうか、伺います。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） コンサルタントからの指摘事項と、改善につきましてのご質問ですけれども、まず改善に取り組むための委託契約を昨年7月下旬に、振興公社が締結しております。その後、7月28日に第1回キックオフミーティングを皮切りに、8月から9月にかけて、現場の状況やスタッフ等へのヒアリングの実施、売上げの推移など、経営の状況についても調査を受け、現状分析と課題の整理が行われました。開始から約3か月後の10月26日に、町職員及び振興公社幹部など、関係者出席の下、コンサルタントによりリバートピア吉岡の現状分析と成長に向けた課題と題しプロジェクト報告会が行われ、施設内の温泉部門やレストラン部門、また売店部門など、各部門ごとの問題点及び公社の組織の問題点などが示され、それと同時に改善策等の提案をいただいております。

11月以降、優先順位を決定し、具体的な改善策の実施に対するアドバイスをいただきながら、取組を始めております。その中でも売店については、飲食部門よりも利益率が高く、公社の利益向上が期待できる部門であるため、できる限り費用をかけず、売場面積を増やし、商品の選別や陳列の方法などについてもアドバイスをいただきながら、今月24日のリニューアルオープンに向けて準備を進めているという状況でございます。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 次に、経営改善に向けた工程、スケジュールについて伺います。

経営コンサルタントに指摘された改善事項につき、どのような工程で改善を進めるのか。また、経営コンサルタントを導入し、経営改善を図ることはやむを得ない部分があるとはいえ、来年度予算にも経営コンサルタント料が計上されております。これをいつまで続けるつもりなのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 来年度の改善の予定としましては、ハード面に係る予算等を計上しておりませんので、施設や整備の改修等は見込んでおりません。

まず、今月24日に予定しております売店のリニューアルについて、どのような成果を生み出すか検証を行い、さらに改善を進めたいと考えております。

また、レストラン部門では、コストの低減と売上げ増を図るため、売れ筋のメニューの調査、いわゆるABC分析を実施しながら新たなメニューを開発したいと考えております。

そのほか、キッズスペースの見直しなど、ファミリー層の来客者の満足度向上を図るなど、できるだけ費用をかけずに効果のある改善をしていきたいと予定しております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

[9番 坂田一広君発言]

9番（坂田一広君） 次の質問に移ります。道の駅振興室について伺うものであります。

令和4年度から産業観光課に道の駅振興推進室が設置され、振興公社内に職員が配置されました。吉岡町役場の事務分掌に関する規則第3条によると、道の駅振興推進室の事務分掌は、道の駅よしおか温泉の振興に関することがあります。物産館を除く道の駅及びその周辺施設に関しては、地方自治法による指定管理者である吉岡町振興公社に管理権限を委任しているのに、さらに職員を配置するのは、制度の趣旨に反するのではないかと思いますけれども、この点について町の考え方を伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

[産業観光課長 岸 一憲君発言]

産業観光課長（岸 一憲君） 道の駅振興推進室の設置の目的につきましては、民間の経営コンサルタントを導入することと同時に、町の職員が現場で直接関わり、振興公社が抱える経営上の課題を共に改善していることを主な役割としております。改善に取り組むことは、少なからず、振興公社の負担を増やすことになるとの考察から、その点についても考慮した対応でございます。

また、現在の道の駅よしおか温泉の中には、振興公社のほかに、物産館かざぐるまを運営する道の駅よしおか温泉出荷組合と農産加工販売施設で船尾まんじゅうを製造販売する銀杏加工グループがございますが、それぞれの組織においても新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げの減少に見舞われており、道の駅全体を盛り上げるために、これらの組織の連携をさらに深めることが重要であることから、そのパイプ役も必要と考えたものでございます。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

[9番 坂田一広君発言]

9番（坂田一広君） そうすると、この室というのは、しばらくというか、永続的なものと考えてよろしいですか。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

[産業観光課長 岸 一憲君発言]

産業観光課長（岸 一憲君） 町では指定管理を、今回振興公社に3年間ということで、その間に改革を進めたいということで、議会の皆様にご承諾をいただいておりますので、それが丸々3年間になるかということについては、ちょっと今ここでは申し上げられませんが、その

間に改善を図って、新たな出発をしたいとは考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

[9番 坂田一広君発言]

9番（坂田一広君） 経営コンサルタントを入れて、経営の改善というのを図られたとしても、例えば振興公社の人が入れ替わっちゃったら、今の当事者の方というのは、そういったコンサルタントの指摘等々を受け止めて、改善に臨んでくれるかもしれないですけれども、人が替わったときに、じゃあまたコンサル、その改善した点が引き継がれるかどうか、これ非常に問題だと思いますし、あそこに投資、多額の予算を投資しているわけであります。さらに人も配置して、予算も取って、一体幾らかかるのだということにもなります。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、道の駅のアクセス道路について伺います。道の駅及び周辺施設振興と表裏一体の問題として、道の駅及びその周辺施設へのアクセス道路の交通安全対策は欠かせないものと考えます。以前の質問で、温泉通り線が群馬県警本部における令和元年度中の交通事故多発地帯に指定との答弁もありました。現段階で温泉通り線の交通安全対策と漆原総社線開通後の温泉通り線との交差点及び万蔵寺前屋敷線、前屋敷瀬来線との交差点の交通安全の見通しについてはどのようにになっておりますか、伺います。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

[建設課長 笹沢邦男君発言]

建設課長（笹沢邦男君） 温泉通り線の交通安全対策ですが、国道17号前橋渋川バイパス出口のボックスカルバートと、漆原総社線の交差点部から、町道温泉通り線の交差点までの区間は、令和元年度中の交通事故多発地点として、群馬県警察本部より規定されております。

令和2年7月には、群馬県警察本部並びに渋川警察署より、道路管理者でございます町及び国道を管理します高崎河川国道事務所に対し、交通事故多発地点等の現地診断が実施されておるところでございます。内容につきましては、令和元年度中に交差点部で発生した交通事故9件の現場確認と事故分析……。（「終わります」の声あり）

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、9番坂田一広議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を13時といたします。

午前11時51分休憩

午後 1時00分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

議長（岩崎信幸君） 13番小池春雄議員を指名します。小池議員。

[13番 小池春雄君登壇]

13番（小池春雄君） それでは、通告に従いまして質問を行います。

まず、第1点目でありますけれども、ハラスメント問題への取組と、対応についてお伺いするものであります。

職場におけるハラスメント問題は年々増加しております。職場のパワーハラスメントについては、2020年に厚生労働省が実施した職場のハラスメントに関する実態調査によると、過去3年以内にパワーハラスメントを受けたことがあると回答した人が31.4%ありました。従業員の3人に1人が、過去3年間にパワーハラスメントを受けたことがありますと答えています。職場内のハラスメントを防止するには、全職員のハラスメントの理解を深め、関心を持つことが何より大事です。

吉岡町では、ハラスメントについてどのように考えていますか、お伺いいたします。また、マニュアルの作成はどうなっているでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 職場におけるハラスメントには、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、モラルハラスメント等、職員間で起こり得るもののはかに、カスタマーハラスメントのように外部の人からによるものもあり、日常的に様々な場面で起こり得る問題であると考えております。

また、ハラスメントは個人の人格や尊厳を傷つけるばかりでなく、職員の士気の低下や、職場全体の停滞を招きかねない、極めて重大な問題であると認識しております。中でも、パワーハラスメントは、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に発生するものであり、本人が認識しないまま起こり得るため、日頃から職員一人一人が高い意識を持ち、職場全体として、抑止する体制を構築していく必要があると考えております。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

[総務課長 高田栄二君発言]

総務課長（高田栄二君） ハラスメント対策要綱についてですが、こちらについては現在整備しておりませんが、できるだけ早い時期に整備したいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

[13番 小池春雄君発言]

13番（小池春雄君） そういう部分からしても、ちょっと遅れている感はあるのだと指摘しておきたいと思います。作成もこれからだということですね。

それでは、2点目でありますけれども、職場のパワーハラスメントや、セクシュアルハラスメント等の様々なハラスメントは、働く人が能力を十分に發揮することができなくな

るだけでなく、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける、人格に関わる許されぬ行為になります。令和3年度、都道府県労働局におけるパワーハラスメントの相談件数が2万3,000件あったと報告されております。また、2019年の第198回通常国会において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部を改正する法律が成立し、これにより労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務づけられました。併せて、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法においても、セクシュアルハラスメントや妊娠、出産、育児休業に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、職場でのハラスメント防止対策の措置に加え、相談したことなどを理由とする不利益扱いの禁止や、国、事業主及び労働者の責務が明確化されるなど、防止対策の強化が図られ、2020年6月1日から施行されました。

吉岡町において、ハラスメント問題に対して、今まで具体的にどのような対策が取られてきましたかお伺いします。ほかの団体において、新聞紙面を騒がす案件が発生しておりますが、他山の石としないでしっかりと取り組む必要がありますが、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町のハラスメント対策について申し上げます。

まず、ハラスメントの実態把握については、職員向けの各種調査や職員組合のアンケート結果などを通じて把握するよう努めて、また毎年実施しておりますストレスチェックにより、職員がメンタル不調に陥ることを未然に防止するとともに、職場改善につなげ、ハラスメントの発生しにくい、働きやすい職場づくりを進めているところであります。こうした中で職場全体に言えるようなことに関しては、庁議やグループウェアを通じて職員に注意喚起を行っております。また、管理職に対しては、毎年実施している人事評価研修の中で、パワハラに関する内容に触れ、部下との関わり方について意識づけを行っておるところでございます。さらに、昨年10月には、係長以上の職員に対してハラスメント研修を実施し、まずは管理的な立場にある職員から防止対策の実践を推進しております。

また、報道されている事案を見ますと、部下に対して危害を加えるなど明らかなハラスメントと認められるものもありますが、時には、上司が業務上の高過ぎる目標を実現しようとして、自覚がないままに行き過ぎた指導となっている事案がありましたり、またはそういういった指導がハラスメントに発展することもあります。

また、議員ご指摘のとおり、決して他人事ではなく、職員誰もが身近な問題として常に意識して行動しなければならないと考えております。また、ハラスメントが発生しにくい職場土壌の形成も重要な要素であると認識しております。

そのために、組織の中で上司、部下にとらわれず、自由闊達な意見の言える風通しのよい職場環境を構築していく必要があると考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今言われたことは分かるのですけれども、では実際に今の現状が、役場という職場ですから、実際に課長とか町長、管理者では共有していても、庁舎全体の中でそのことがどのようになっているか。話はしたけれども、その話が末端の職員までに徹底しているかということが大切だと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） ハラスメントにつきましては、パワハラ、ほかのハラスメントについてもご紹介させていただきましたけれども、取りあえず被害を受けるほうと、してしまう側と、無意識にそれがハラスメントとしてやられていることだと認識せずに悩んでしまう事象とか、そういう心配もありますので、そういうパワーハラスメントについての認識というのは、まずは管理者のほうから始めたんですけれども、職場全体の働く環境をよりよくしていくためには、必要な取組を行っていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） その場合に、職員から、そういう訴えがあるというときは、その窓口はどこになりますか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 窓口については、先ほどご指摘いただきましたとおり、対策要綱をつくつて、窓口を定めて相談に適切に対応できるようにするというところを定めていくことになるのですけれども、一義的には、総務の人事のほうで、そういう事案については点検、確認を行っていくということになります。

また、実際に認定された場合についてはですね、人事審査会とか、そういう人事の関係について審議する機関で審議するということで、公正中立な対応をできるように、体制の整備を考えていきたいと思っております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 仮にそういうことで、総務課が窓口になると。それなりのところにすることになるのでしょうかけれども、もしも仮にそれが総務課の中であったと、仮の話で

すよ。そうしたら、そういう場合はどうなるのですか。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） ご指摘のとおりでございまして、所管する課の中で起きないと断言することはできませんので、それはやはり私自身も含めて、意識をきちっと高く保てるよう、実行、研さんに努めるとともに、職場の啓発等にも努めていくというところが重要であると考えております。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今、高田課長がそういう考えでいても、また違う人が課長になることもありますから、そういう意味では、そういうときにも歯止めとして何か考えておかなければならないと思うのですよね。というのは、そういうことは起きないだろうということなのですけれども、町長に同じ趣旨の質問をここで聞く場合でも、そういうことはないよねと。まして、消防署というのは、縦社会の厳しいところですから、そういうことが起こりやすいところだから、起きてからでは私も言いづらいけれども、広域組合の場合には、そういう事象が起きてないから、話をしてよかつたのですけれども、先ほど課長が答えられたように、これまでどういうものがあったというと、今までずっと報道もされておりましたけれども、富岡甘楽消防署ではハラスメントがあつて、14人が処分されたとか、あるいは高崎であつたり、おまえは万年係長だとか、やっぱり言葉の暴力ですよね。違う地域では、女性の消防職員が男性からセクハラを受けたとか、もう全国でいいたら、枚挙にいとまがない。ですから、この問題は早くから取りかかっておかないと、大変大きな問題になってしまいます。これまでにも、テレビでも度々報道されまして、世間を騒がせたニュースもありましたよね。

そういう中におきまして、職員の中でどの程度それが徹底されているかというのに、先ほど課長が答えましたけれども、性に関する言動に対する受け止め方というのは個人差があり、セクシュアルハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要ですとうのです。それを受けた人の判断だと。あるいは、不快に感じるかどうかは個人の差がありますと。個人の、受け取る側なのですよということで、あるいは相手との良好な人間関係ができているという勝手な思い込みをして、「私はそういうつもりはなかったけど…」、自分の勝手な思い込みですよね。でも、本人が嫌と言つていれば、それはハラスメントになりますよと。それから、セクシュアルハラスメントであるかどうかについては、相手からいつも意思表示があるとは限りませんと。だから、このまでいいんだという思い込みも駄目ですよね。

以前、役場の職場というのは、私も長く役場の職員の皆さんと付き合いをしてきた中で、こういう女性の人権とか、そういうものが語られる前というのは、女性が入ってくれば、男性の職員というのは、その頃の課長とか、そういう人というのは、女性職員に対しては下の名前を呼び捨てにするというのはもう多分にありました。しかし今では、先ほども言いましたけれども、自分がいいと思っても、相手が嫌だと思ったら、それはハラスメントなのですよと。ましてや、ちゃんと呼びびつてありますよね。姓で呼ぶのではなくて、名前で何とかちゃんと。本人は親しみのつもりでも、それを受けた側が不快に思ったら、これはセクハラなのだということが、今の職員の中で共有ができているでしょうか。先ほど何点か言いましたけれども、その中でこういう今私が言ったことというのは、皆さんに共有はできていますか、いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 厳密な意味での共有というところは、やはり意識調査をしたとか、そういう客観的なデータを取っておりませんけれども、報道とかされていて、そういうところの認識は進んでいるものと理解しております。

ただ、それだけでは足りない。当然、法律で義務づけられているハラスメントの方針を策定するに当たって、事業主、町ですね、としての方針の明確化、周知、啓発をきちんと定めるという部分で明確化させておかないと、例えば先ほどご指摘いただいたように、人が替わったら、では変わってしまうのかということが起こりかねないということも考えられますし、また個々人の感受性の問題ですね。これはいじめの問題もそうですけれども、その事態があったということ自体でも、ハラスメントがあったとなるわけですから、そこを本人も、行為者自らも、受ける側も、そのことについて認識せずに苦しんでいるというような事態が生じないように、そういったところにも、要するに事業主としては目を光らせる。また、個々人としては、そういうことはあってはならないことなのですよということを広めていくことが、重要な課題であると認識しております。

また、事業主の義務として、先ほど議員ご指摘のハラスメント対策の強化に対する法律が出たときに、具体的な代表的な言動の類型とか、そういったものも提示されております。そういったものも踏まえて、職員も同じような認識に立って、不当に苦しんだりとか、差別が生じるようなことがないよう努めていきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今課長から述べられましたけれども、これからはこうやっていきたいということなのですけれども、どこかでそのことは徹底してください。しっかりとやっていか

なければなりませんよね。今、だから言わされたことは、これからつくる要綱だとか、そういうところで、それはやることはやってもらうでしようけれども、今後の町の在り方はこうですよということで、町長この機会に、職員会議等があるでしょうから、それぞれの職員に対して、こういうことをはつきりと私は伝えておくということが大事だと思うのですけれども、町長としてそのような指導をしていくおつもりありますか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 新聞あるいはニュース等いろいろ、他山の石とせず、自分事として取り組んでいきたい。たまたまでありましたけれども、前回、小池議員が広域のほうで質問されておりました。その旨を、町の中でも、庁議の中で報告させていただきました。また、これからもハラスメントについては、当然意識づけも含めて、制度設計に向けて取り組んでいけたらと思っております。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、ぜひこのことは、先ほども言いましたけれども、広域消防ではありませんけれども、事件が起きてから、後になってから正すというのではなくて、表立った大きなことに発展しない今だからこそ、また行うにも割合やりやすいと思うのです。事が起きてからだと、こういうことはやりにくいのですよね。やる前だからこそ、やりやすいと。ぜひ今の時期を逸しないで、ぜひともそのことをお願いしておきたいと思います。また、3番目といったしまして、ハラスメント防止のためのコンプライアンスはどうなっているか。法令遵守、法律ができましたよね。そのところが、だからどうなっているのかについて、お尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） コンプライアンスにつきましては、職員、公務員という社会的な信頼の下で業務に従事する立場でありますから、法令及び社会的なルールやモラルを守ることは当然であり、また職場の機関についても、高い倫理感で遵守しなければならないものと考えております。

ハラスメントは、一種、コンプライアンス違反と捉えられております。コンプライアンスの欠如がハラスメントを起こす1つの要因となり得るものであると考えられます。その意味においても、コンプライアンスの向上は必要不可欠であり、その対応としては、群馬県と町村会が実施する、職階研修を受講させて学ばせているほか、町独自でも職員研修でコンプライアンス研修を実施してきた経過がございます。こうした研修などを通じて、職

場のコンプライアンスに対する意識を高め、ハラスメント防止に努めていきたいと考えておるところでございます。

先ほども指摘いただきました、ハラスメント防止の要綱も、当然コンプライアンスの基にそういうものが整備されるという認識は持っております。できるだけ早い時期に整備してまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 1問目、2問目、3問目と挙げましたけれども、これ、同じ一つに見えるけれども、それぞれちょっと僅かに違う部分というのはあって、成り立っていますけれども、前向きな回答をいただいておりますので、やはり役場というのは、住民から見ても規範になる場所ですよね。そういう意味において、役場のその部分がなっていないと、社会の人は、地域の人は、この程度でいいのではないかとなってしまいますよね。そういう意味では、コンプライアンスというのはとても大事で、その内で法令を遵守していくと。そして、社会規範をつくり、それをまた先導していくのも、私は地域の役場の存在というのも大きいと思うのですよね。そういう観点から、ぜひとも今後のハラスメント防止のためのコンプライアンス、社会規範をどう守るか、またどのようにつくって、それを実行していくかというところに期待しているところですけれども、ぜひともそういう方向でいっていただきたいと思います。

それから、4番目でございますけれども、最近、ダイバーシティマネジメントの一環として、LGBT等性的マイノリティーへの取組が注目されております。本人がカミングアウトするケースが少ないため、ふだんの生活や仕事の中で、LGBTの方を意識している職員は少ないと思われます。しかし現実には、LGBTの方は人口の約5%から7%と言われております。職場や関係機関にLGBTの方がおられることも十分考えられます。知らないうちに傷つけ、精神的な負担を強いているかもしれません。こうした事実を周知し、適切な配慮ができる職場づくりを進めることは、吉岡町の信頼を高めるためにも、またコンプライアンスの観点からもとても重要な課題となっていますが、吉岡町において、LGBTに関する対応について、どのようにされているかお伺いするものであります。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 近年、多様性を重視する社会への関心が高まる中で、LGBTの認知度も着実に向上しておりますが、その一方で制度や施設面において、当事者にとって暮らしやすい環境になっているとは、まだまだ言い難い状況であると認識しております。

議員がおっしゃられたとおり、LGBTの方の割合からすると、職員の中に当事者がい

ることも想定できることから、一定数の人がいるという前提に立って職員の理解を進めていくことが重要であると考えております。

当町では、過去に実施した男女共同参画の研修の中で、LGBTの内容に触れ、まずは職員が基礎的な知識を身につけられるように取り組んだところでございます。LGBTに対する差別や偏見は、ハラスメントを引き起こす可能性もあることから、今後も継続的な職員教育を行い、差別や偏見を生まないよう、職場環境の整備を進めていかなければならぬと考えております。

議員ご指摘のように、知らないうちに傷つけ、知らないうちに精神的な負担を強いる、このキーワードですね、ここをどう敏感に捉えることができるかということが、内心の問題なので非常に難しいのですけれども、こういったところをデリケートに理解できるようなところを、情報共有として職員が持てるように、研修等で啓発していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） これまで、今言われた性的マイノリティーの取組とか、こういうものは役場の中で議論になって、どのような対応をしようかとかというので、正式な会議の場とかそういうところで、これまで協議された経緯というのはございますか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） LGBTQそのものの自体は、会議の中でその部分を取り上げて話題にしたということは、現在のところありませんでしたが、男女共同参画を進める一環で、職員の中に基礎的な知識を身につけられるようにということで、こちらの解説を職員研修の中で一度やった経過がございます。

今後も、今このLGBTQについては、新しく認知された概念でありますので、必要に応じて情報共有を図つていって、ジェンダー平等ではないですけれども、こういったところに配慮するという男女共同参画の枠組みを超えて、職員の情報共有を進めて、快適な環境の中で、いろいろな方が暮らしていくようなまちづくりに資するように、職員教育をしていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 過ぎたことは、どうでもいいということはないのですけれども、そのことに気づいて、時代の要請があったら、やはりそういうものについては敏感に反応して、それを我が事として捉えて施策を打っていくということが大変大事だと思います。このこと

は、役場にかかわらず、また教育委員会においても全く同じだと思います。そういう意味で、恐らく教育委員会もやっていると思いますけれども、通告はしておりませんけれども、教育長、どうですか。教育委員会としての取組では、この点について配慮してこうやっているとか、ああやっているとかというものがもしもあれば、答えていただけますか。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） L G B T Qの課題につきましては、学校教育のほうも新たな課題として、大変重要であると考えております。

文部科学省でのこの扱いについては、国が非常に慎重で、例えば児童生徒、発達段階もあるのですけれども、例えば中学生に一斉にこういう調査を行うということについては推奨しておりません。ただ、一般的な人権教育で差別的な発言をしない、多様な考え方を受け入れる、自分と違う立場の友達についても、差別や中傷をしない、いわゆる人権教育の中で扱っているという状況であります。

ただ、具体的な例を挙げますと、例えば中学校の制服につきましては、これまで、男子の制服、女子の制服というものがありましたけれども、以前富岡議員の一般質問で答弁させていただいたと思うのですけれども、男子の制服、女子の制服という表現はなくなりまして、今回の学校の約束では、例1というので、白のワイシャツとスラックス、例2で白のシャツに言えばスカートと、そういう男、女というのではなくて、例1、例2という表現で、こういうパターンがありますよという紹介をさせていただいているのが、1つの具体的な対応の例かなと思います。

それから、髪型についても、男子の髪形、女子の髪形というのもなくなりました。そのような形で、少しずつではありますけれども、そういう体制を学校でも整えているところであります。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

1 3 番（小池春雄君） そういう部分では、やはりこれもその大きな時代の過渡期であるということは確かだと思うんですね。このことは、ぜひとも L G B T に関しては、教育委員会もそうですし、町の執行のほうも、絶えず住民が見ていましたし、また学校というのは、保護者も新しい感覚で学校現場を見ていますので、時代に遅れることなく、絶えず時代の要請に敏感になって対応していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

続きまして、2点目でありますけれども、S D G s の取組についてお伺いするものであります。

職員の中にどの程度周知されていますかということで、この間に関係課長から答弁があ

りました。具体策として、17の目標、169のターゲットの中に、吉岡町がすぐにでもできること、やらねばならないこと、あるいは我が町ならこのことができる、いわゆる自治体SDGsなんて言葉もありますけれども、このことも未来社会において、大変重要なときだと思いますけれども、町としての今後の取組についてお伺いするものであります。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 今、日本各地でSDGsの概念が、自治体の策定する各種分野別の計画に取り入れられるなど、その目標達成に向けた取組が行われております。策定した吉岡町第6次総合計画においても、17のゴールを施策にひもづけることで、SDGsとの関連性を明確にしております。

普遍的な目標であるSDGsのゴールは、自治体の目標と重なる部分も多く、課題解決への道筋を明確に把握でき、解決のための有効な手段を見つけることができます。町では、職員一人一人がSDGsの理念を理解し、その意義と施策運営への反映を十分意識した上で、現在、吉岡町第6次総合計画の前期基本計画に掲げられた施策に取り組んでいるところでございます。

その他につきましては、関係課長より答弁させます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） まず、職員への周知に関してですが、具体的に17の目標、この趣旨を勉強するようなSDGsに特化した研修等は実施しておりません。先ほども町長の答弁の中にございましたが、事務執行上の諸計画立案時に、ちょっと第6次総合計画においても取り組みましたが、誰一人取り残されることない持続可能な社会に変革することを具現化した17のSDGsの計画目標を示すことが、日常的に検討課題として認識されていると考えております。

実際のところは、群馬県SDGs未来都市計画のようなものを吉岡町では持っております。先ほど議員からご指摘がありました自治体SDGsの考え方に基づいたというよりも、一つの計画の中に、町の根幹をなす総合計画の中に盛り込まれているような状況となっているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 先ほど、町長答弁で吉岡町総合計画の件で答弁しましたが、総合計画の中では、この先3年間の実施計画というのを毎年見直すことになっております。その見直しの中で、SDGsの考え方を考慮して、ローリングというような形で行って、今年初

めてだったというのをしまして、来年度以降も実施していくというような形になります。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 以前、職員の皆さんから、それぞれ担当の課からは意見を聞いたので、また同じことを聞くと時間がなくなりますので、もしもあつたら、また後で文書回答でもしていただければと思います。

先ほど総務課長が言いましたとおりに、SDGsの理念というのは、キーワードは、誰一人取り残さないというのがまず大前提にあるのですね。その中で、またそれぞれの自治体SDGsというのが、これは内閣府によって手を挙げさせて、その手を挙げたところが、17の目標の中の、うちの町はこれとこれとこれができますよとか、それぞれ皆手を挙げたところは、これとこれができますよというので成り立っているのが、それぞれの30か所ぐらいですか、選定されて、全国で指定されてやっておりますけれども、その中で私は、ここで質問したいのは、先ほど総務課長が言ったように、誰一人取り残さないということから考えて質問してみたいと思うのですけれども、この17の目標の3番目のところに、すべての人に健康と福祉をというのがございますよね。これを見ると、本当に曖昧というのですか、夢はみんな分かるのですけれども、その中で吉岡町を見たらどうかと。そしてまた、このことを捉えて、我が町ではこんなことをしますよというようなことをやっている市町村もある中で、私遠野市の例がちょっと目に入ったんですから、見てみたら、日常生活の支援ということで、補装具の支給というのがありますと、日常生活や社会生活の向上のため身体の障害を補うための用具の支給、修理をします。原則1割は自己負担で、課税状況により負担上限がありますけれども、購入、修理前にお問合せくださいという中で、ちょっと町長、聞いておいてください。一つが視覚障害者用（眼鏡、義眼、盲人安全つえ）ということがあります。あるいは、聴覚障害者用（補聴器）に対する補助もあります。あるいは、肢体不自由者用（義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ）、また4つ目になりますけれども、これは重度障害者意思伝達装置、あるいは5番目としまして障害児用（座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具）、様々なことがあるのですけれども、最近の新聞で出ていましたのが、太田市が補聴器、これも全国的な18歳まで医療が無料になった後に続いて、今出ているのが、補聴器の補助というものが進んでおります。今言われたものの中に、それぞれの障害がある人について、半額補助しますというところもあれば、個人負担は1割でいいですよと。課税標準世帯以下であれば1割、それ以上であれば半分補助というのもあるのですけれども、こういう誰一人取り残さないという考え方にして、どうしても障害者とか、そういう方は置いていかれぎみになるのですけれども、そういう人たちにも行政として、そういう優しい手を差

し伸べるべきだと思いますけれども、町長お考えはいかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町 長（柴崎徳一郎君） 今、小池議員のおっしゃられたすべての人に健康と福祉をと、その中の一環として、障害者の方にいろんな手をどうかというお話を提案いただきました。今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

[13番 小池春雄君発言]

13番（小池春雄君） このことについては、やはり吉岡町におきましても、誰一人取り残さないという考えに立ちまして、できるところから、ぜひとも実施をしていきたいと重ねてお願ひしておきます。

そして、目標の4のところに、質の高い教育をというのがあるのですけれども、先ほど、坂田議員からも質問がありましたけれども、コロナ禍のこともありまして、教育に様々な障害が出ていると。生活が厳しくなる中での貧困家庭の問題も出ております。そういう人たちに対しましても、希望の持てる社会実現のために、行政は行政としてできるだけの支援をしていくということは大変大事なことだと思いますけれども、引き続き町としても、一々細かいことは言いませんけれども、そういう方向で進んでいただきたいと思いますけれども、町長、その部分についての決意をお伺いしますけれども、いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町 長（柴崎徳一郎君） 同様に、質の高い教育に向けて検討していきたいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

[13番 小池春雄君発言]

13番（小池春雄君） それでは、このSDGsの3番目ですけれども、町長、私は前もって質問を出してこなければ答えられないよという難しい質問をするつもりはないので、今私が話すことに、それはできるよ、それはできないよ、それはぜひ考えてやっていきますよという態度で臨んでいただければいいと思うのですけれども、このSDGsの中の11の目標に、住み続けられるまちづくりはあるのですけれども、その中の1つとしましてお尋ねしたいのは、言えばたくさんあるのですけれども、その中で一つだけ、ちょっと確認しておきたいのですけれども、住み続けられるまちづくりの中に、基盤整備というのは大変大事であります。また、11番目の目標、そしてターゲットの中にもこのことがうたわっております。

そういう中におきまして、道路整備におきまして、町の計画がある中で、渋川市の17

号から西へ真っすぐ進んできたところの、サントリーの前を通って、川久保踏切がございますよね。川久保踏切があつて、今そこを迂回していますけれども、本来はあの道が真っすぐに伸びて、そして宮東から真っすぐ来たところにぶつかる計画なのですよね。今、あそこがすごく混んでいるのです。あの部分というのは、ちょうど踏切ができるだらうと思われる場所というのは、ご案内のとおり、渋川市の地域ですよね。吉岡町が一部あって渋川市だと。そうすると、私これが開くと、すごく便がよくなるのだなと思っています。将来的には町の計画のとおり。でも、今あそこの川久保踏切の整備だけでも、距離にしたつて、本当に幾らもないですね。50メートルあるかなしぐらいですかね。このことを私は、町長、渋川市と協議を進めて、早急に対応すべきことだと思うのです。渋川市の八木原のほうから来る方も、線路の東側を通って、そして川久保踏切を、狭いところを越して、また少し北西のほうに上って、そして吉岡のほうに入って通るという、朝晩などはすごく混むところなのですよ。だから、お金がいっぱいかかる、何十億円かかるというところは別といたしまして、私は渋川市と話が整えば、そうお金のかかるところではないと思うのですよね。それは吉岡にとっても便利、渋川にとっても便利、ではその支払いはどうするかということも含めて、ぜひ渋川市と協議をしていって、早急にいつ頃までには完成できるのではないかという見通しを示してほしいと思うのですけれども、当然相手があることですから大変ですけれども、ぜひそのことをお願いしたいと思うのですけれども、町長今の時点でのお考えいかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町 長（柴崎徳一郎君） 逆に、現在の状況を質問していただきまして、ありがとうございます。それこそ、以前、村越議員からも2回、3回ぐらい踏切についての質問をいただいております。そういった中で、今回も小池議員から川久保踏切を何とかと。これは確かにあそこを通る人は、渋川市よりも吉岡町の下野田、上野田、それから溝祭の辺の人が通るのが一番多い踏切ではないかと。もちろん漆原からもあそこを通って、八木原を行っていますので、非常に多くの方が利用している場所であります。

そういった中で、自分としてもあそこの踏切解消については、できれば早期にお願いしたいという想いでいたのですけれども、たまたまあの場所が渋川市内ということでありまして、渋川市がとにかくやる気を起こしてくれないと進められないという状況でございます。あの場所が、都市計画道路の渋川の半田南原線ですか、上武のほうから来ている吉岡町の漆原南原線につきましては、既に40メートルか50メートルぐらいですけれども、完了しております。それがそのまま西のほうにつながっていくという想定の下で以前から計画を進めている段階なのですけれども、渋川市が当初は話にのってくれなかつたという

か、いつもはぐらかされていたような状況なわけですけれども、最近ようやく渋川市のほうも八木原のほうにある程度の計画路線を入れてくれたり、また話し合いの中で前向きに検討していただいていると。

そういう中で、昨年の10月、11月頃ですか、渋川市と一緒に県知事、また議会議長、県議会議長も渋川の出身でございますので、そういう中で一緒にそこの路線を何とかしたいという吉岡町からの、吉岡バイパスの延伸と含めて、ようやく動き出したという状況でございます。町としてもできるだけ早く、そこに道路が入っていただくように、渋川市と連携を取って進めていけたらと思っております。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） この問題も、一度話したからもういいや、2回話したからいいやではなく、やはりよしつちゅうこちらから渋川市に話を持っていき、渋川市長と広域組合ではいつも会うわけですから、そういう場所をつかんで、緊密にして、お互いによいことがあるのだということで、それは確かにそのときは、場所によっては補助金を使えたほうがいい部分もありますけれども、どうしても必要であれば、補助金というのは、つくつかないか分かりませんから、そうであれば渋川市と協議をして、この問題を一日でも早く解決しようよと。このことは、渋川市にもよい、吉岡町にもよい、そして渋川市でも今、渋川市の半田の駅ですね、東の整備をしようという機運も高まっているようですから、こういう時期を捉えて、吉岡町からぜひ積極的にアプローチしていって、問題の解決が早くできるように、重ねてお願いしておきたいと思います。

それと、最後になりますけれども、スラグ撤去の件でございます。榛東村との協議はどうになりましたか。早く撤去を求められていますがと出しておきましたけれども、この場所というのは、言うまでもなく榛東村のメガソーラーの件であります。以前に町長にも話しましたけれども、真塩村長は、この問題というのは、もしも毒が流れてくれば、俺んちも困るけれども、一番困るのは吉岡町なんだぜと。だから、小池君、しっかりやってくれやなんて、村長がそんなことを言われているようなのですけれども、もちろん実際問題、先ほど言ったSDGsという問題と再生可能な社会、水も利根川からも得ますけれども、雨によって降った水が滝の沢川へ来て、その水を取水して、それが飲料にずっとつながっていける、いつまでもそれが飲料として使えるのだというためには、危険物質が入つていれば、それは除去する。これは、廃掃法からいっても、間違いなく撤去、片づけしかないのですよね。それで管理型処分場へ持っていくとなっているのです。ですから、これまで私は、榛東村と協議をして、話を前に進めて、それでできる協力を榛東村にして、そういう立ち位置で問題解決すべく協議してくださいと言ってきた経緯があると思うのです。

そういう中で、将来のためと、本当に大事な問題ですから、現在の取組状況、そして話向きはどうなっているのかということを確認したいと思いますのでよろしくお願ひします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 榛東村内のメガソーラー設置場所のスラグ問題については、議員ご指摘のとおり、非常に重要な案件であると認識しております。町の水源の上流部であり、水道に影響を及ぼす可能性が危惧されることから、榛東村内に設置された鉄鋼スラグに関しては、町として大同特殊鋼株式会社に対し、適切な対応を求めております。また、榛東村との協議に関しては、スラグ撤去に向けて連携を図り、意見交換を進めております。引き続き榛東村と連絡を取り合いながら、情報の共有を図っていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、お尋ねしますけれども、町長はどなたと話をしたか、それは分かりませんけれども、そういうことで恐らく担当課同士の話し合いというのが行われていると思うのですが、これまで協議を榛東村と何回やって、話の到達点はどうなっているかについてお尋ねしますけれども、いかがですか。

議長（岩崎信幸君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） 榛東村の担当課とは、昨年5月に榛東村にお伺いしまして、住民課長と共に、異動がございましたので、榛東村のほうに行っていろいろな情報共有をさせていただきました。また、昨年12月にも電話にて情報共有をさせていただきました。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） このぐらいの頻度で、それで電話で話を済ます程度だったら、私は撤去が進まないと思うのです。やはりこれが吉岡町の水源の真上にあるのだという緊張感を持った場合には、やっぱり町長が出ていくものでなかったら、私も以前に議会で言ったのですから、担当者間で協議を進めてくれと。そして、早い撤去を望むのだということで、少なくとも今現在の到達点での共有ということは、あそこにどういうものが入っているのかと。そうすると、廃掃法ではどういうふうに定められているものなのか。そうすると、手の打ち方というのは決まってくるわけです。いわゆる存置という方法は、これは全く応じられないのですけれども、現在は存置と。そして、前は、この間広域議会があつたものだから、村長に、村長どうなっているのだ、ちつとも進まないなという話をしたら、ちゃんとやっているよと。いわゆる工事というものは、確かに排出者は大同製鋼なのですけれども、それがどうなっているのか、そこまでお尋ねです。

ども、こういう場合は搬入者責任ですよね。誰がそこに入れたかということなので、榛東村では搬入者責任で、搬入者と搬入者を相手取って裁判を起こして撤去させるのだと。そういう方向で今調整しているところなので、もう少し何とかその訴訟も、そういう状況になりそうだという話は村長から聞きました。

先ほども言ったように、これでもしも、これは環境基準を上回っていますし、JIS法にも違反しているし、そのことによって佐藤建設工業というのは、逆有償取引で処罰を受けたわけですから、そういうことを考えると町が取る道というのは、側面からきちんと支援して、その利益というのは我が町のものになるのだということですから、それを早く撤去するためには、町からどんどん榛東村に足しげく運んで、できる協力はしますから、何とかやっていきましょうという立場に立たないと、この問題は進まないと思うのです。

今聞いたように、去年5月に、そして12月に状況確認の電話連絡したという程度では、前に進まないです。裁判で受ける側だって、吉岡町と榛東村が力を合わせて一緒になって、その排除のために動いているという姿というのは、力になるのですよ。そういう観点から、この問題の解決を導いていただきたいと思うのですけれども、再度質問しますけれども、いかがですか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関して、町の水源状況を注視しながら、榛東村の動向等をしっかりと情報共有して、榛東村との連携を強めていきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

[13番 小池春雄君発言]

13番（小池春雄君） そういう方向でぜひとも進んでいただきたいのですけれども、そういう回答をしておきながら、この間進んでこなかった。何でこなかったのだというと、また時間も足りなくなってしまうのですけれども、ぜひ今回だけは、もうそんなことがないようにという固い決意で、政治というのは、その時の為政者がやっていますけれども、人が替わることもあります。また、その担当が替わることもあります。しかし、町の方針が決まつたら、それを追求していくと。いわゆる行政継続の原則というのがあるのですけれども、そのためには、一度方針を決めたら、そのとおりに人が替わったって進んでいくのだと。担当の課長が替わったっていくのだと。その町の固い意識というのが榛東村に伝わって、初めてこれが進むものなのですよ。そこの確認を最後にもう一度聞きますけれども、どうなたが回答してもらってもいいんですけれども、そこの部分の確認をもう一度お願いします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町 長（柴崎徳一郎君） 榛東村とは隣村でもあります。また、いろんなところでいつも会う機会がございます。そういう中で首長同士、しっかりと情報共有して進めていきたいと思っております。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

[13番 小池春雄君発言]

13番（小池春雄君） 私は、同じことを繰り返しますけれども、去年5月にしました、そして12月にしましたというていたらくではなくて、やっぱり形として、榛東村が真剣になって、スラグの撤去が完結するという方向に全力を尽くしていただきたいということを申し上げまして、私の質問終わります。

議 長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、13番小池春雄議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、本日の会議で予定されていました一般質問は終了しました。

散 会

議 長（岩崎信幸君） 本日はこれをもって散会といたします。

午後2時01分散会

令和5年第1回吉岡町議会定例会会議録第5号

令和5年3月16日（木曜日）

議事日程 第5号

令和5年3月16日（木曜日）午前9時30分開議

日程第 1 委員会議案審査報告

（総務産業・文教厚生 各常任委員会委員長報告）〔第2～第28・第31～第36〕
(委員長報告に対する質疑)

日程第 2 議案第 1号 吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を
改正する条例

(討論・表決)

日程第 3 議案第 2号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 4 議案第 3号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例及び吉岡町職員の勤務時間、休暇
等に関する条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 5 議案第 4号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 6 議案第 34号 地方公務員法の一部を改正する法律に施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 7 議案第 5号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 8 議案第 6号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
(討論・表決)

日程第 9 議案第 7号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び同
委員会規約の変更に関する協議について

(討論・表決)

日程第 10 議案第 8号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第 11 議案第 9号 吉岡町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第12 議案第10号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第13 議案第11号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第14 議案第12号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第15 議案第13号 吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例

(討論・表決)

日程第16 議案第14号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第17 議案第15号 道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第18 議案第16号 吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第19 議案第17号 町道路線の認定について

(討論・表決)

日程第20 議案第18号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第21 議案第19号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第8号）

(討論・表決)

日程第22 議案第20号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）

(討論・表決)

日程第23 議案第21号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

(討論・表決)

日程第24 議案第22号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

(討論・表決)

日程第25 議案第23号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

(討論・表決)

日程第26 議案第24号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

（討論・表決）

日程第27 議案第25号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）

（討論・表決）

日程第28 議案第26号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）

（討論・表決）

日程第29 委員会議案審査報告（予算決算特別委員長報告）〔第30〕

（委員長報告に対する質疑）

日程第30 議案第27号 令和5年度吉岡町一般会計予算

（討論・表決）

日程第31 議案第28号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

（討論・表決）

日程第32 議案第29号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算

（討論・表決）

日程第33 議案第30号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計予算

（討論・表決）

日程第34 議案第31号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算

（討論・表決）

日程第35 議案第32号 令和5年度吉岡町水道事業会計予算

（討論・表決）

日程第36 議案第33号 令和5年度吉岡町下水道事業会計予算

（討論・表決）

日程第37 委員会調査報告（地域開発対策・人口問題対策・各特別委員長報告）

（委員長報告に対する質疑）

日程第38 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第39 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第40 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第41 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第42 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	小林 静弥 君	2番	富岡 栄一 君
3番	飯塚 憲治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大志 君	8番	村越 哲夫 君
9番	坂田 一広 君	10番	飯島 衛 君
11番	平形 薫 君	12番	山畠 祐男 君
13番	小池 春雄 君	14番	岩崎 信幸 君

欠席議員（1人）

6番 金谷 康弘 君

説明のため出席した者

町長	柴崎 徳一郎 君	副町長	野村 幸孝 君
教育長	山口 和良 君	総務課長	高田 栄二 君
企画財政課長	米沢 弘幸 君	住民課長	小林 康弘 君
健康子育て課長	中島 繁 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一憲 君	建設課長	笛沢 邦男 君
税務会計課長	中澤 礼子 君	上下水道課長	大澤 正弘 君
教育委員会事務局長	高橋 淳巳 君		

事務局職員出席者

事務局長 福島 良一 主任 岸 美穂

開 議

午前9時30分開議

議長（岩崎信幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

これよりお手元に配付しております議事日程（第5号）により会議を進めます。

本日は、委員会に付託した議案の委員長報告を、議事日程の日程第1、第29で行います。日程第37で委員会調査報告を行います。

日程第1では、令和5年度一般会計当初予算以外の付託した議案の報告を行います。

日程第29で、令和5年度一般会計当初予算の報告を行います。

日程第37で、地域開発対策特別委員会、人口問題対策特別委員会に付託した調査研究について委員会調査報告を行いますので、よろしくお願ひします。

日程第1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長報告）

議長（岩崎信幸君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題といたします。

議事日程第2から日程第28まで、日程第31から第36までの付託した議案について、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会の各委員長から委員長報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会富岡大志委員長、委員長報告をお願いします。富岡総務産業常任委員長。

[総務産業常任委員会委員長 富岡大志君登壇]

総務産業常任委員長（富岡大志君） 5番富岡です。

総務産業常任委員会の議案審査報告を行います。

3月1日に、本会議にて議長より当委員会に付託されました議案について、3月10日午前9時30分より役場2階大会議室において、委員全員、議長、及び執行から町長、副町長、教育長、課・局長、室長の出席の下、審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

議案第19号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出それぞれに關し、事項別明細書の款ごとに審査しました。

主な質疑答弁としては、歳入では、18款寄附金1項寄附金2目ふるさと納税1節ふるさと納税のふるさと納税（クラウドファンディング）では、どのようなクラウドファンディングを幾つ行ったのかの質疑に、「第2弾！人口増加率群馬県内トップ！未来を担う吉岡の子どもたちのためにご支援を！」と題し、クラウドファンディングを1つ行ったとの答弁。

歳出では、2款総務費1項総務管理費6目企画費18節負担金、補助及び交付金の移住支援金では、160万円の減額の理由はとの質疑に、令和4年度の実績は申請件数が2件で260万円だったため、不用額を減額したとの答弁。

同項10目交通対策費18節負担金、補助及び交付金の高校生等自転車ヘルメット補助金では、80万円の減額の理由はとの質疑に、実績額が予定よりも少なかったためとの答弁。また、補助金の利用が少ないが、周知はどうなっているかとの質疑に、5月、7月、10月、1月に広報でお知らせを掲載、自治会にお願いし、お知らせの回覧、12月に冬の交通安全運動と併せ、吉岡中の全生徒に補助金について記載されたチラシの配布を行ったとの答弁。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費12節委託料のボランティアセンター運営業務委託料では、24万8,000円の減額の理由はとの質疑に、本年度でボランティアポイントの景品の交換を行っていた。3月31日までの分を見込み、次年度に経費交換品の分の予算を回した形で減ということで計上したとの答弁。

4款衛生費1項保健衛生費3目母子衛生費18節負担金、補助及び交付金、出産・子育て応援給付金2,445万円では、その内容を問う質疑に、国の制度で基準日が令和4年4月1日以降の出産、妊娠届をされた方で、面接等を受けた方に対して支給する事業になっているとの答弁。

8款土木費4項都市計画費2目都市施設費12節委託料の漆原総社線第1工区調査業務委託料では、単独補助で700万円の振替の理由はとの質疑に、付随する道路や水路の整備が必要になった場合に補助対象事業ではない可能性があり、その分を単独分として振り替えたものであるとの答弁。

9款消防費1項消防費5目無線放送施設設置事業費14節工事請負費の防災無線デジタル化設置工事では、本事業は本年度で終了なのかとの質疑に、令和4年度で補助事業金を伴うデジタル化の事業は終了し、来年度以降に戸別受信機を希望される住民の方には、町単独で貸出しを行うとの答弁。

10款教育費3項中学校費2目教育振興費18節負担金、補助及び交付金の部活動大会出場補助金250万円減では、減額の理由はとの質疑に、県大会以上の出場が少なかったからとの答弁。

4項社会教育費4目文化センター費14節工事請負費の自動火災報知設備更新工事484万円では、年度末にこのような補正が出た理由はとの質疑に、経年劣化により故障し、早急な工事が必要だったためで、器具等が手に入りにくいこともあり、3月で補正を取り、工事は来年度の4月以降になりそうなので繰越明許をさせていただくとの答弁などの質疑答弁がありました。

以上が、主な質疑答弁であります。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第1号 吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第2号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第3号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例及び吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、吉岡町職員の勤務時間休暇等に関する条例の第3条第3項の規定の適用を受ける職員とは何かとの質疑に、フレックスタイムを利用している育児短時間勤務職員との答弁がありました。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第4号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第34号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第5号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例については、ラッパ隊の廃止の理由はとの質疑に、無線機器等の配備、運用により、ラッパによる指揮命令の伝達意義が失われたためとの答弁などの質疑、答弁がありました。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第6号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については、審査の結果、原案として原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第7号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び同委員会規約の変更に関する協議は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第14号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、本年度で代位弁済に至った債務件数は何件かとの質疑に、代位弁済に至った債務はなかったとの答弁がありました。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第15号 道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、EV充電器の利用については無料にして、道の駅を活性化したほうがよいのではとの質疑に、将来に向けて検討したいとの答弁がありました。

審査の結果、原案を適正と認め全会一致で可決です。

議案第16号 吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第17号 町道路線の認定については、町道路線認定調書と地図だけでは分かりにくいので、説明も記載していただきたいとの質疑に、説明覽等で今後対応していきたいとの答弁がありました。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第18号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第25号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第26号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第32号 令和5年度吉岡町水道事業会計予算は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第33号 令和5年度吉岡町下水道事業会計予算は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

以上をもって、報告とさせていただきます。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

富岡委員長、自席にお戻りください。

次に、文教厚生常任委員会村越哲夫委員長、委員長報告をお願いいたします。村越委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 村越哲夫君登壇〕

文教厚生常任委員長（村越哲夫君） 文教厚生常任委員会からの報告を申し上げます。

3月14日火曜日、午前9時30分から委員会室において、委員5名、議長、執行側からは町長、副町長、教育長、関係課長、局長、室長の出席の下、委員会開催し、付託事件について協議をいたしましたので、その結果について報告いたします。

議案第8号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、出産育児一時金の8万円の増額財源の内訳は、に対し、3分の2は一般会計、3分の1が国保の特別会計より支出とのことでした。

審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決いたしました。

議案第9号 吉岡町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第10号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、主な質疑として、条例によるメリットはどのようなものかの質疑に、今まで文書で取り扱っていたものを電磁的な記録・伝達・説明ができることによって、こども園、保護者の負担を軽減すること、また新たな支援を行えるようになるとのことでした。次に、児童虐待防止に関する改正は、の質疑に、児童虐待を正当化する口実に利用されかねない部分の条文を削除したということでした。

以上、質疑のほか、内容の審査の結果、原案を適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第11号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、主な質疑としては、園児の車内放置事故防止についての町・こども園・保護者との協議・周知方法は十分かの質疑に対し、事故防止改正点などについて徹底している、保護者へはこども園から周知している。4月1日からの改正事故防止の実務に向けてその準備が整っているのかの質疑に対し、事故防止の業務運用マニュアル、安全確認チェックリストもそろっており、町でもその内容を確認しているとのことでした。

以上、質疑のほか、内容の審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第12号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、質疑として、放課後児童の移動用自動車での乗降確認の方法の条文に、点呼その他の方法でとあるが、その他のとは不明瞭じゃないかとの問い合わせに、利用者の乗降確認用のチェックリストの使用を考えているとのことでした。

以上、内容の審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第13号 吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例につきましては、本議案は貸付金が、平成30年をもって償還完了になっていることから、令和5年度から本特別会計を一般会計へ編入させたいとの提示があったものです。今後も貸付金の回収努力を続けていくとの説明がございました。質疑としては、貸付金の回収未収額はに対して、未収額は約1億20万円との答弁でした。

内容の審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第20号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決いたしました。

議案第21号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決いたしました。

議案第22号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決いたしました。

なお、貸付金額の回収見込みについての話ですが、回収見込みあるいは3,180万円、

回収困難が6, 840万円とのことでした。

議案第23号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第24号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第28号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計予算につきましては、最近の経済的変動のため、食料費の価格上昇分として1, 000万円ほどの増額見込みをしているとでした。

審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第29号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第30号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計予算につきましては、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

議案第31号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決いたしました。

報告は以上となります。

議 長（岩崎信幸君） 委員長。

文教厚生常任委員長（村越哲夫君） 文教厚生常任委員会からの要望書について伝達を申し上げます。

文教厚生常任委員会委員長村越哲夫より吉岡町議会議長岩崎信幸様。

当委員会として下記要望事項を取りまとめました。つきましては、吉岡町長に伝達していただきますようお願いいたします。

要望事項1として、困窮小規模事業者と生活困窮者への町独自の貸付けと給付等、及び小・中・高校生の就学助成金の使用を求める。2として、児童生徒が生理用品をプライバシーに配慮した方法で自由に使用できる支給を求める。3としまして、通学バス無料化のための方向で検討を求める。4として、給食費の無料化を求める。5、奨学金制度の創設を求める。6として、子供の困窮対策は実情に沿った施策を求める。

以上報告とします。

議 長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

村越委員長、自席にお戻りください。

日程第2 議案第1号 吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第2、議案第1号 吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第1号 吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第3、議案第2号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例及び吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第4、議案第3号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例及び吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例及び吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第5、議案第4号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第34号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第6、議案第34号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第34号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例

議 長（岩崎信幸君） 日程第7、議案第5号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議 長（岩崎信幸君） 日程第8、議案第6号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを委員長の報

告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び同委員会規約の変更に関する協議について

議長（岩崎信幸君） 日程第9、議案第7号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び同委員会規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び同委員会規約の変更に関する協議についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第10、議案第8号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第8号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 吉岡町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

議 長（岩崎信幸君） 日程第11、議案第9号 吉岡町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号 吉岡町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議 長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議 長（岩崎信幸君） 日程第12、議案第10号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第10号 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議 長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第13、議案第11号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例吉を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第11号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第14、議案第12号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第13号 吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第15、議案第13号 吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第13号 吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第14号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第16、議案第14号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第14号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第15号 道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第17、議案第15号 道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第15号 道の駅よしおか温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第16号 吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第18、議案第16号 吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第16号 吉岡町自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第17号 町道路線の認定について

議長（岩崎信幸君） 日程第19、議案第17号 町道の路線認定についてを議題といたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第17号 町道の路線認定についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第18号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第20、議案第18号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第19号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第8号）

議長（岩崎信幸君） 日程第21、議案第19号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第8号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第20号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）

議長（岩崎信幸君） 日程第22、議案第20号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計補正

予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号 令和4年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第21号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（岩崎信幸君） 日程第23、議案第21号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第21号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第22号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岩崎信幸君） 日程第24、議案第22号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号 令和4年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第23号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議 長（岩崎信幸君） 日程第25、議案第23号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第24号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

議 長（岩崎信幸君） 日程第26、議案第24号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27 議案第25号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）

議 長（岩崎信幸君） 日程第27、議案第25号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第25号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第28 議案第26号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）

議 長（岩崎信幸君） 日程第28、議案第26号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第26号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第29 委員会議案審査報告（予算決算特別委員長報告）

議 長（岩崎信幸君） 日程第29、委員会議案審査報告を議題とします。

議事日程第30の付託した議案について委員長報告を求めます。

それでは、予算決算特別委員会飯島 衛委員長、委員長報告をお願いします。飯島予算決算特別委員長。

[予算決算特別委員会委員長 飯島 衛君登壇]

予算決算特別委員長（飯島 衛君） 10番飯島です。予算決算特別委員会委員長報告を行います。

去る3月1日、本会議におきまして、当委員会に付託されました議案第27号 令和5年度吉岡町一般会計予算について、3月7日9時30分より9日の3日間にわたり、大会議室において、執行より町長、副町長、教育長、関係課長、局長、室長、議長、委員11名の出席の下、慎重に審査を行いましたので、報告いたします。

7日より歳入歳出の款、項、目の目ごとに審査いたしました。

町税では、たばこ税や入湯税について、県支出金では、民生費県補助金や農林水産業費県補助金について、多くの質疑がありました。

また、寄附金については、ふるさと納税の取組に関して質疑があり、執行側から返礼品を増やすとの答弁がありました。

雑入では、商工会が扱っているごみ袋の手数料に関する質疑がありました。

歳出では、総務管理費で新規事業の宿直業務委託料について、個人情報の漏えいに関してや、賠償に関すること、相続に関すること、メリットなどについて、多くの質疑があり、仕様書の提出と説明を求めました。また、放課後児童見守りパトロール委託料や、防犯灯のリース料、渋川広域負担金などについて質疑がありました。

社会福祉費では、生活困窮世帯向けリモート型学習支援委託料や、温泉施設使用料の無料招待券交付事業について質疑があり、令和4年度の利用の状況が先月末で確定しており、約850万円分の利用となっているとのことでした。

老人福祉費では、ひとり暮らし老人緊急通報システムの利用者数や、ごみ出し支援業務委託料、買物代行業務委託料、配食サービスなどについて、多くの質疑がありました。

保健衛生費では、多頭飼育の問題や、猫の去勢不妊手術費補助金について質疑があり、去勢については1頭3,000円、不妊については5,000円補助しているとのことでした。

清掃費では、一般ごみ収集委託料が随意契約になっていることに関して質疑がありました。

道路橋梁費では、通学路の安全対策工事について質疑がありました。

給食センター費では、学校給食調理施設基本計画発注支援業務委託について質疑があり、候補地を選定中とのことでした。

最終日には、総括質問を行い、再任用職員の給与、時間外手当、漆原総社線などについて質疑がありました。また、議員報酬についての質疑では、検討させていただくとの答弁でした。

審査の結果、賛成多数で可決されました。

なお、当委員会では、要望書を提出することと決定いたしました。

予算執行に関する要望事項。1、予算書の説明資料のさらなる改善（財源の明記を）を図られたい。2、消防団員の確保と待遇改善を図られたい。3、ごみの減量化への取組強化と資源化を図られたい。4、全庁を挙げて目標を設定し、ふるさと納税の強化充実を図られたい。5、地域福祉交流拠点施設の西部地区の設置と有効活用のための人員配置、施設で実施する事業の拡大を図られたい。

以上、委員長報告といたします。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

飯島委員長、自席にお戻りください。

日程第30 議案第27号 令和5年度吉岡町一般会計予算

議長（岩崎信幸君） 日程第30、議案第27号 令和5年度吉岡町一般会計予算を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私は、議案第27号 令和5年度吉岡町一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

本予算では、18歳までの医療制度の無料化、あるいは保育料の無料化につきましては、評価をしたいと思いますが、給食費の無料化、あるいはスクールバスの無料制度、奨学金制度の創設を委員会としても求めてきましたが、制度化されていません。

コロナ禍で多くの方が苦しんでおります。今こそ子育て支援、高齢者対策に力を入れるべきですが、これらに背を向ける予算に反対をするものであります。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第27号 令和5年度吉岡町一般会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議 長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第31 議案第28号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

議 長（岩崎信幸君） 日程第31、議案第28号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第28号 令和5年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議 長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第32 議案第29号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算

議 長（岩崎信幸君） 日程第32、議案第29号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号 令和5年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第33 議案第30号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計予算

議長（岩崎信幸君） 日程第33、議案第30号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号 令和5年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第34 議案第31号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算

議長（岩崎信幸君） 日程第34、議案第31号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第31号 令和5年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第35 議案第32号 令和5年度吉岡町水道事業会計予算

議長（岩崎信幸君） 日程第35、議案第32号 令和5年度吉岡町水道事業会計予算を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第32号 令和5年度吉岡町水道事業会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第36 議案第33号 令和5年度吉岡町下水道事業会計予算

議長（岩崎信幸君） 日程第36、議案第33号 令和5年度吉岡町下水道事業会計予算を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第33号 令和5年度吉岡町下水道事業会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[「なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第37 委員会調査報告（地域開発対策・人口問題対策・各特別委員長報告）

議長（岩崎信幸君） 日程第37、委員会調査報告を議題とします。

地域開発対策特別委員会と人口問題対策特別委員会に付託した調査研究について、各委員長から委員長報告を求めます。

最初に、地域開発対策特別委員会村越哲夫委員長、委員長報告をお願いいたします。村越地域開発対策特別委員長。

[地域開発対策特別委員会委員長 村越哲夫君登壇]

地域開発対策特別委員会委員長（村越哲夫君） 委員会調査報告を申し上げます。

地域開発対策特別委員会委員長村越哲夫、吉岡町議会議長岩崎信幸様。

委員会調査報告書

本委員会付託事件に関し、別紙のとおりでありますので、会議規則第73条の規定により報告いたします。

報告、コロナ禍により第1回の委員会以降、委員会の開催ができず、調査が未了に終わりました。

以上、報告といたします。

議 長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

村越委員長、自席にお戻りください。

次に、人口問題対策特別委員会飯島 衛副委員長、委員長報告をお願いします。飯島衛人口問題対策特別副委員長。

[人口問題対策特別委員会副委員長 飯島 衛君登壇]

人口問題対策特別委員会副委員長（飯島 衛君） 10番飯島です。

人口問題対策特別委員会委員長報告を行います。

吉岡町議会議長岩崎信幸様。

委員会調査報告書

本委員会付託事件に関し、別紙のとおりでありますので、会議規則第73条の規定により報告いたします。

報告、コロナ禍により、第1回の委員会以降、委員会の開催ができなかつたため、2月16日に委員会を開催し、資料を基に人口問題の現状確認を行いましたが、調査が未了に終わった。

以上、委員長報告といたします。

議 長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

飯島副委員長、自席にお戻りください。

ここで暫時休憩します。

午前10時34分休憩

午前10時36分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

日程第38 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第39 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第40 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第41 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第42 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（岩崎信幸君） 日程第38から第42までの各委員会の閉会中の継続調査について、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題として、採決はそれぞれ分離して行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 异議なしと認めます。よって、一括議題と決定しました。

各委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員会委員長から、吉岡町議会会議規則第71条の規定によりお手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

これからこの申出5件を分離して採決します。

最初に、議会運営委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 异議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、総務産業常任委員会委員長からの申出についてをお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 异議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、文教厚生常任委員会委員長からの申出についてをお諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（岩崎信幸君） 异議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報常任委員会委員長からの申出についてをお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、予算決算特別委員会委員長からの申出についてをお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

町長挨拶

議 長（岩崎信幸君） これで、本日の日程が全て終了しました。

閉会の前に、町長の発言の申入れを許可します。

柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 令和5年第1回定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年来のウクライナ情勢は改善の兆しが見通せないばかりか、欧州諸国や東アジアの情勢にまで影響を与えつつあります。市井に暮らす一般の方々を含む多くの犠牲が出ている状況も改善されておらず、国際紛争解決の手段としていかなる事情があろうとも、武力による解決はすべきでないと思っております。速やかな停戦及び紛争の解決がされることを願ってやみません。

また、トルコで発生した大地震では、東日本大震災を大きく上回る死傷者が報告されており、災害に対する備えを再認識するとともに、被災された多くの方々に対しましてお見舞いを申し上げる次第でございます。

国内では、新型コロナウイルス感染症の状況は、既に報道されてされていますとおり、マスク着用規制の緩和等に見られるように、アフターコロナを見据えた政策にかじが切られました。今後も国内の感染状況に注意が必要なことはもちろんですが、加えて経済雇用情勢にも、企業規模による賃金格差や物価上昇等の課題が発生しております。これらの課題は、一律に対応できない性質のものであり、必要な追加施策の必要性が生じましたら、速やかに情報収集に努め、対応していきたいと考えております。

さて、本定例会の中で審議していただきました議案につきまして、いずれも可決いただ

きまして、誠にありがとうございました。心より感謝申し上げます。

新しい年度に向かっての準備を進めたいと思います。そして、それぞれの事業が円滑に推進できますように、議員各位のご協力とご支援、よろしくお願ひ申し上げます。

また、本議会における各議案審議の過程及び一般質問の中で賜りましたご指摘、ご意見等に対しましては、今後の町政執行の中で留意していきたいと思っております。

大分春めいてまいりましたが、気候の変化が激しい傾向が続いております。議員皆様におかれましては、ますます健康に十分ご留意の上、ご活躍くださいますようご祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

議 長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、令和5年第1回吉岡町議会定例会を閉会します。

午前10時42分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 岩崎信幸

吉岡町議会議員 村越哲夫

吉岡町議会議員 坂田一広